

秋田藩上級武士の読書活動 —「渋江和光日記」を史料として—

菊 池 保 男

- 一 はじめに
- 二 和光と読書会
- 三 和光の書物購入と貸借
- 四 「渋江氏藏書」について
- 五 おわりに

八年後の文政四年（一八二二）には、すべての役職を解かれた。だが、その後文政十年（一八二七）から同十一年にわたってと、天保三年（一八三二）から同八年にかけてと、通算三度、延べ二十三年にわたって御相手番を勤め、同十四年八月二十三日、五十二歳で亡くなっている。

従って、文化十一年正月から天保十年十二月まで書かれた「和光日記」九十八冊のほとんどは、和光が御相手番を勤めた時代の「記録」とみてもよいようと思われる。

ところでこの日記を通して目に付くのは、次に掲げるような「贈答」関係の記事が多いことである。

寛政三年（一七九一）正月十四日、渋江氏の分流・渋江十兵衛光成の長子として生まれた堅治は、享和三年（一八〇三）渋江宗家・敦光の養子となり、同年養父の死後、家督を相続した。その後、文化元年（一八〇四）には、藩主義和から「和」の一字を与えられ、和光が堅治の通称になった。

文化四年の五月には御相手番に、十月には武芸頭取に、命じられている。文化十年（一八一三）には三番火消頭取に任じられものの、

小野岡永治殿より、江戸より下り候由ニてうなき三串給候、此

文化十一年正月廿八日

今日ハ三十五日ニ相当リ候ニ付、荒川宗十郎方より蒸籠あんひん二十、渋江十兵衛様より蒸籠まんちう三十被遣候

文化十一年一月七日

方より兎、院内より貰候故少々礼ニ遣候

文化十一年二月十六日

明日小貫及右衛門嫡子出仕故、膳番共より手紙ニ而、酒三升・肴あら二ツ遣候

文化十一年四月廿八日

今夕より、中山政吉近思会始ニ付、酒三升・肴小鯛十遺候

文政七年六月二日

当月七日八日、院内ニ而大雄院殿三回忌法事有之候ニ付、我等より菓子はるて三千遣候様申付候、かかさま・奥より落雁五十奥より斗香奠遣候苦也、(略)右法事之事ハ、先頃江畑孫兵衛出府之節、別段為知不申候旨申聞候也

文政十二年十一月廿七日

北櫛岡村太郎兵衛より、近例之通たかな漬壺桶呉申候

天保元年八月廿二日

全良寺より使僧を以、到来之由ニ而松茸と白葡萄一ト重呉申候

天保四年三月朔日

渡江東一郎より手紙ニ而、今日釣ニ参候所手柄ニ而、鱈切身少々

参考候(以下略)

天保七年正月九日

例年之通今日近谷千代司いか拾枚呉申候

天保七年正月十日

院内給人近藤文作此度御催促ニ而參、土産として干しせんまい

御相手番であった時代(A)、無役であった時代(B)、息子貞治

呉申候(以下略)

見られるように、実に詳細である。最初の記事は、前年の十二月に亡くなった和光の妻の三十五日法要に届けられた供物、文政七年六月の記事は、それとは逆に妻の実家大山家の三周忌へ渡江家から届けた供物などについて、詳細に記している。これ以外でも、うなぎ「三串」、あら「二ツ」、小鯛「十」、たかな漬「壺樽」、白葡萄「一ト重」、鮭「切身」少々など、何をどれくらい貰ったかなど、こ

と細かく記している。

ところで、これと同時に、和光が毎日の生活の中で行っていた武芸の稽古や読書会・勉強会についての記述も目立つが、本稿では和光の「読書」活動にポイントを置いて報告したい。

読書や書籍についての近年の研究は、政治常識の形成や主体性の確立とか、流通の担い手などの視点から行われていることは承知しているが、本稿では使用する史料の性格からして、その視点とは異なる視点からの行論になるものと思われる^[1]。

本稿では「和光日記」全十一巻を分析対象にできればよかつたが、できず、日記を書きはじめた文化十一年一月一日から和光が御相手番を免じられた文政四年十二月二十日迄の期間と、御相手番に再任される文政十年十二月十一日迄の期間と、和光が隠居して濁川の下屋敷に引越す天保八年八月二十三日から擲筆する天保十年十二月三十日迄の期間に分けて追究することにしたい。

に家督を譲り隠居し、しかも濁川に居宅を建築し引っ越した時代（C）の、二期間に分けて、およそ十五年間を分析の対象にしたい。

二 和光と読書会

和光は自宅で「読書会」を主催しただけではなく⁽²⁾、他家の読書会にも参加している。先にあげた期間の分類と、和光家と他家の会と、分けた整理した表1を見ると、この二つの期間に五百五十九回行っている。⁽³⁾「日」といわずに「回」と記したのは、一日に二回行っている時もあるからである。ところで他家の会については、和光が種々の理由で参加出来なかつた時、回数に入れなかつたことを記しておきたい。

さらに文政五年（一八二二）には一回も会が行われていないが、「和光日記」三十一の冒頭に記されている次の記事から、その理由が推測できるようと思われる。

記録之例、壱ヶ年壱季壱冊ニ而四冊ニ候得共、此年二月六日晚より至極之太病ニ相成、其後小瘡等ニ認不申、十六ヶ年目とて、天保八年丁酉十月補候所、紙數少く夏壱冊、秋冬壱冊、此春壱冊・此春之分壱冊と三冊ニ相成候也

これと同様の記事が「日記」の三十二冊目と三十三冊目の冒頭部分に記されている。

表1 年数別読書会

役職	和暦	西暦	回数		総回数=D	回数		総回数 D/E
			A	B		A/E	B/E	
御相手番	文化11	1814	8	20	28	3.6	6.1	5.1
	文化12	1815	7	32	39	3.2	9.7	7.1
	文化13	1816	10	55	65	4.5	16.7	11.8
	文化14	1817	28	24	52	12.7	7.3	9.5
	文政元	1818	23	12	35	10.5	3.6	6.4
	文政2	1819	46	21	67	20.9	6.4	12.2
	文政3	1820	32	38	70	14.5	11.5	12.7
	文政4	1821	1	8	9	0.5	2.4	1.6
	小計		155	210	365	70.5	63.6	66.4
解任	文政6	1823	16		16	7.3		2.9
	文政7	1824	8		8	3.6		1.5
	文政8	1825	17	27	44	7.7	8.2	8.0
	文政9	1826	14	38	52	6.4	11.5	9.5
	文政10	1827	10	55	65	4.5	16.7	11.8
	小計		65	120	185	29.5	36.4	33.6
総計=E			220	330	550	100.0	100.0	100.0

文政五年の記事については、十六年後に補ったと記しているが、何を資料にしたかについては、大病になった二月六日の最初に「此日太病ニ相至候而、九死一生之躰ニ相成、（中略）天保八丁酉十月、十六年目とて回文扣・膳番手扣等ニ而補候もの也、依之大ニもれ落候分可有之也」と、膳番に記録を取るよう指示し、書き留めさせた手控などをもとに、十六年後になつて欠けた所を補った、と記している。

文政五年の二月六日以降の記事は、十六年後になつて和光が膳番などに記録させた手控えなどをもとにして、纏めた記録ということになる。従つて使用する場合、次の点を考慮しなければならない。

まず第一に、手控えは本人のものではないということであり、第二に、手控えをもとに纏めたのが天保八年だということである。手控えをもとに日記を整理したといつても、天保八年の時点における和光の考えによって、「手控」に記された記事が取捨選択されなかつたとはいきれない。

文政五年の二月以降の日記は、この年以外の日記と同じ視点で利用できることは確かであるが、読書会について記録がないのは、和光が大病であったからだと、ここでは指摘しておきたい。

年数別に回数を見れば、文政四年から七年にかけて少ないことと、逆に多いのは、文政三年の七十回、同二年の六十七回、文化十三年の六十五回と続き、非役の時より御相手番であった時の方が多いことがわかる。

次に和光宅と他家での会を回数を総計で比較すれば、自宅の回数が上回っているが、文政二年だけは、他家での方が二倍以上であることが注目される。

表2は、「日記」で特定できる氏名に限定して、和光家での会を含めて全五家で開かれた「読書会」への参加回数などを整理したものである。

和光会へは二十二名、梅津外記会へは十九名、小野崎権大夫会へは十一名、向右近会へは四名、中山会へは十六名参加しており、参加人数別に見れば和光会が一番多く、それに外記会の十九人が続いている。参加人数はあくまでも「和光日記」に依拠しているので、和光会には、和光家の家臣の氏名とも記されているが、他家での場合、小姓などとのみ記して場合もあるので、実質的にはもう少し人数は多かったと言つてよい。

参加回数の多いのは、和光の家来・角田宇市の二百三十八回で、これに次ぐ二百回の鈴木正左衛門も和光の家来であった。このような読書会は、和光だけが主催したわけではなく、他家でも相当行われたと思われるが、「和光日記」を史料としているので、どうしても「和光」の立場がより強く現れるのは仕方がない。

和光会には、和光の家来が十一名参加し、中山会への参加率が最も高い隱明寺波負を除けば、彼らの参加率はいずれも七割を超している。和光会には、このほか一族の左膳・東一郎も参加しており、天保七年に寺社奉行となる小貫佐渡や同二年に小筒方支配となる小

表2 讀書会参加者氏名

参考資料 原武男校訂「佐竹家譜」(下)、渡辺喜一編「新編佐竹七家系図」、渡辺喜一編著「新編佐竹一門・系図〔稿〕」

場和等の長男亀太郎など、家格の高い他氏からも参加も見られる。

外記会に和光の家来七名参加しているが、いずれも率は低い。ここで注目されるのは、渋江左膳や宇都宮四郎孟綱のほか向右近といった家老になる重臣が外記会に参加していることである。

ここで使われた教科書とその回数をあげれば「孟子」三十三回、「書經」三十回、「大学」八回、「論語」一回となり、全六十七回での講師は全回とも落合文六であったことも関係しているのかもしれない。

因みに和光会・三百三十九回で使用された教科書をあげれば「通鑑」二百七十三回、「綱鑑補」五十七回で、講師については記されていないが、おそらく和光がその役割を務めたものではないかと思われる。だからといって落合が和光宅を訪れなかつたわけではない。先述した文政五年の八月二十四日の項に次の記事がある。

落合文六先生へ、我等床ニ罷在候^而書之事承^入候^由申遣候得共、不苦字話ニ罷出候由^ニ而先生參、梅津外記殿も被參候^而種々承申候也

これ以降、八月廿四日・廿六日・廿八日・三十日、九月一日・四日・十日に落合が学話のため、和光宅を訪れているが、内三日は外記だけが同席している。本稿では「読書会」としたので、どちらかといえば個人的な講話だと読める、これらについては回数にはいれなかった。おそらく、梅津氏が支配している角間川の住人である落合が、出府して講義を行う際には、刈和野支配を命じられ、家格

も同じ廻座である渋江氏宅で講義を行ふことにはためらいがあつたし、和光も依頼にくかったのではないかと思われる。

小野崎権大夫宅でと向右近宅での会には、和光だけが参加しておらず、家来は一人も参加していない。それに両宅での会は「和光日記」では九回と七回しか記録されていないが、実際の回数はもっと多かつたはずである。小野崎会では「論語」が六回、「史記」・「通鑑」・「孟子」がそれぞれ一回、また同会では「史記」・「靖獻遺言」が各二回、「論語」が三回、教科書として使用されている。

中山政吉は中山文右衛門薈莪の子であるためか、薈莪の弟子・落合文六は出府の際には中山政吉宅での会・全百二十七回のうち四割五分に相当する五十九回、講師を務めている。使用教科書をあげれば、「論語」七十四回、「近思錄」十五回、「詩經」十二回、「書經」・「中庸」・「靖獻遺言」となる。他家での時とは違い、落合は教科書もある程度独自に撰んで講義したのではないかと思われる。

教科書と使われた「書名」に関係する落合の著作をあげれば、「近思錄講義」、「中庸講義」、「大學講義」、「詩經講義」、「書經講義」、「孟子講義」、「中庸講義」、「大學講義」などであるが、これらは一連の読書会での講義のために準備したことなどを採り入れて、執筆したのかも知れない。

中山会への参加者には、和光の家来六人見られるが、隱明寺だけは、和光宅での会よりも参加している。落合が講師となる時があるので、こちらがもつと学べると考えたのではないかと推測したくな

る。

和光宅での会を含めて同じ時期に五家で読書会が開かれているが、二家以上の会に参加したのは十九名、一家の会にだけ参加したのは、和光会九名、小野崎会七名、外記会・中山会が各四名となっている。

ここで、誰が参加して、何を教科書として、どこで、いつ読書会が開催されたかについては、おおよそ知ることができたが、読書会の内容については、言及することが難しい。というのは、内容については全く書かれていないからである。ただ、文政六年六月十日の記事をあげることができるだけである。

七ツ時より日暮迄ハ孟子読候会へ我等も入申間敷や被申候故、我等義ハ議論等も不致候故、聞ニ参候旨先頃申遣候所、右一統被申合候処、聞ニ参候而一円論も不致候得は申訳之由、左様無之何卒加り候様申参候得共、我等ハ初より議論等致候事無之、右近殿之会へ度々罷出、右近殿被心得候通ニ候、夫ニ御承知難被成候得は、加り不申候而も無拠旨申遣候

のではないかと思われる。

三 和光の書物購入と貸借

和光は書物に強い関心を示したらしい、購入や貸借を積極的に行つたように思われる。和光とほぼ同じ家格で読書会を行つてゐる梅津外記や向右近などが、これらについてどのような関心を示したか比較しながら言及できればと思うが望むべくもないことである。

表3は、和光が購入した書物名とその値段などを纏めたもので

ある。その中から以下の三点を紹介すると、

文政元年五月十七日

二町目書林河野文作方より昨日取寄見申候

文政二年五月卅日

昨日、本屋惣兵衛古ル本品々持參之内、墨子全書六冊、晏之春

秋五冊、唐土歴代州郡沿革図毫摺ニ而（以下略）

文政十年四月四日

戸祭藤太、古物店ニ而近世畸人伝見當り候由ニ而持參申候、五冊也（以下略）

となる。

書物を本屋から取り寄せたり、本屋が持參しているということは、書物を和光へ持ち込めば、購入してもらえる可能性が高いことが、学心のあるものは、和光の許可を得て、他家の会にも参加したの

が古物店で書物を見て、和光に持ち込んだということは、日頃から家来共に書物を見たら、必ず知らせるようにと指示していたからにはかならない。他に鈴木正左衛門、角田宇市なども書物を持ち込んでいる。このような和光の家来共の書物についての関心のあらわし方を通して、おそらく秋田の本屋は和光が書物に対して相当の関心を持っていると理解したものと思われる。書物の収集については秋田だけにとどまらず、江戸に登る者に書物購入を依頼するほど積極的であった。

書物について和光は購入だけではなく、他家で所有している書物を借用して「写本」した「蔵書」もある。またそれとは逆に和光が他に貸し出した書物についても記されている。それらについて整理したのが表4・5である。同じ所有者から同じ書名の書物を数回にわたって借用したのもそのまま件数として採っているが、それは次の理由による。落合文六から「近思録」という同書名の書物を四回にわたって借用しているが、借用した時期が違うので別々のものとして採った次第である。

次に書物の借用・写本について日記から採録すると、

文化十三年二月廿一日

小野岡民之介殿より雇約束之軍用記七本、手紙二而參借申候、右書ハ軍事等之事・具足等之事、委曲有之書なり、直々角田宇市ニ五月中迄写被頼度申来、同人へ申付候

文政元年十一月廿九日

表3 書物の購入

書名	値段	備考	期間
中山政吉方より參候書	12貫400文		A
明詩選		秋山新より求む	A
大嘗会儀式書候書物	25文	鈴木正左衛門古ル物店で求む	A
北越奇談	900文		A
日本歲時記	450文	古本で求む	A
丁々余音・東海遊図	150文		A
韋註国語 鬼神論	3貫650文	河野文作	A
名義錄	120文	古物の写本角田宇市持參	A
卓袱趣向帳	200文	古本	A
墨子全書 晏之春秋五冊 唐土歴代州郡沿革図	5貫文	古本屋持參	A
古文後集	300文	古本	A
史記 (25本紙方も隨分宜敷)	6貫500文	取寄	A
史記		先年求む (文政3年3月12日)	A
校候孝経	1匁3分	写本	A
近世畸人伝	700文	戸祭藤太古物店で求む	B
三才図会		中川市右衛門上京の際に依頼	C

表4 借用書物名

整理	氏 名	書 物 名	期間	整理	氏 名	書 物 名	期間
1	穴門	漢書 後漢書	A	36	天徳寺	正編漢紀	A
2	穴門	関東年中行事	A	37	天徳寺	通鑑	A
3	穴門	装束織文図絵	A	38	天徳寺	通鑑	A
4	穴門	通俗三国志 通俗水滸伝	A	39	中川助内	新安手簡	A
5	荒川才吉	円機活法	A	40	中村伝五郎	嚙鳴館遺草	C
6	井口亘	三河後風土記	A	41	中山政吉	羽城昔語	A
7	宇都宮帶刀	刀剣弁疑	B	42	中山政吉	棺斂簡説	A
8	梅津小太郎	清俗紀聞	A	43	中山政吉	孔叢子	A
9	梅津茂右衛門	五山堂詩話	A	44	中山政吉	孔叢子 通鑑	A
10	梅津茂右衛門	五山堂評之詩稿	A	45	中山政吉	通鑑	A
11	大越周格	草露貫格	B	46	中山政吉	通鑑	A
12	奥山九兵衛	真澄遊覧記	C	47	中山政吉	唐本通鑑	A
13	落合先生	近思錄	A	48	中山政吉	通鑑綱目	A
14	落合文六	近思錄	A	49	中山政吉	名乗字読様	A
15	落合文六	近思錄 四書	A	50	中山政吉	弓書	B
16	落合文六	近思錄師説	A	51	中山政吉	通鑑読講	B
17	落合文六	学話	B	52	浜野平左衛門	神妙録	A
18	落合文六	近思錄	B	53	匹田松塘(齋)	五山堂詩話・隨園詩鈔	A
19	落合文六	落合隨筆	B	54	向右近	武芸諸流順列帳	A
20	小貫宇右衛門	常馭	A	55	山方太郎左衛門	肥後物語 嚴秘録合本	A
21	小野岡永治	漢書	A	56	山方内匠	銀台遺事 肥後物語	B
22	小野岡永治	前漢書	A	57	渡部善兵衛	馬書	A
23	小野岡民之介	軍用記	A				
24	(小野崎権大夫)	汁講会夜会之記	B				
25	小野崎孫十郎	夜話集	A				
26	小場甚之介	公裁秘録	B				
27	門脇全庵	昔物語	A				
28	国安兵右衛門	鉄砲之目録	A				
29	小介川武膳	通鑑	A				
30	白井春令	唐人書画帖	C				
31	関口半八	解体図	A				
32	関口半八	先哲叢談	A				
33	高階鞠負	藩翰譜	A				
34	高須松齋	蘭学佩ケイ	B				
35	伊達彦九郎	武野燭談	A				
36	天徳寺	正編漢紀	A				

前度写させ置候忠義伝五冊へ表紙付させ申候、代錢貳百文也、尤裁とち表紙代共二なり

文政二年七月朔日

山方太郎左衛門殿へ使者ニ而、前度借申候銀台遺事・肥後物語写させ申度候間、又々暫借申度申遣候処、脇方へ用立候趣ニ而、嚴秘録合本式冊參申候

文政二年八月二日

今夕も角田宇市相手ニ而近思録写、読合致申候

文政七年八月卅日

落合先生より借申候而、我等三冊・鈴木正左衛門重基式冊写申候、中山先生説其欠たるハ落合先生補申候近思録今日表紙出来申候五冊也（以下略）

文政九年四月十五日

去冬為写申候羽陰史略抜書、読合相済候故、今日我等表紙付申候

文政十年正月廿一日

梅津主馬殿より使者ニ而、我等度々見舞候礼、尚常山紀談被借度由、未た表紙も不付、尚又六巻め迄より写不申候得共六冊用立遣候

写し間違いを訂正するために写本を読み合わせ、その後で表紙を付けたほか、中には表紙代を払ってまで付けさせた写本もあり、蔵書管理についての和光の関心の高さを示している。

さらに和光が渋江家に伝來した蔵書などの管理に細心の注意を払っていることは、毎年七月から八月にかけて「藏書」「御判紙」「古記録」、「古書」などの虫干しを行っているほか、「御先代より之御用状など品々書付吟味へ、角田宇市手ニ付取懸候」（文化十一年二月廿三日）とか「四ツ時より古書付調へ角田宇市始小姓共両人手ニ付ケ取懸、日暮迄ニて仕舞申候」（文化十一年三月七日）の記事から理解できる。

ところで表4・5から、当時の秋田藩士がどのような書物を所有していたかを通して、彼らの関心の持ち方の一端を見ることができるほか、ここに記した書物を選んで借用したことで、和光の関心のあり方についても、検討することができるようと思われる。さらには和光から貸し出された書物を通して、借用した藩士の関心のあり方についても論究できるように思われる。⁽⁶⁾

冊

二 佐竹家の菩提寺である天徳寺から三冊

三 医師である高須松斎からは「蘭学佩觿」

四 山方太郎左衛門と山方内匠からは「銀台遺事」、「肥後物語」学者である落合、中山両家を除けば、小野岡家から借用冊数が一番多く同家の「蔵書」構成が気になるところであるが、「蘭書」についてもそれなりの関心を示していることが注目される。後年・天

保八年六月末に、息子貞治に家督を譲るにあたつて、渋江宗家当主としてあるべき心構えを示したなかに「経書」を最初に読み、次ぎに「歴史」などを読むべきで、「生涯和学等」へ取りかかるべきではないと、学問の内容まで示した條があるが、蘭書についての指摘はない。さらに熊本の「宝曆改革」を推進したといわれる細川重賢についての記録を集めた「銀台遺事」や筑前守者龜井南冥が藩主のために肥後の「宝曆改革」についてまとめた「肥後物語」などを借用していることからすれば、「改革」について関心があったものと思われる。

ところが藩政に大きな打撃を与えた天保五年二月に北浦一揆について「此度仙北筋大ニ騒立、今以治不申候由、且又御米無之人氣甚以あしく、御城下迎も如何程之事ニ相至候や難斗（中略）且騒立と申候而も申サハ取扱之者不宜よりにて之事ニ候」（天保五年二月廿七日）と記し、その責任は「取扱之者」——郡奉行——にあるとするだけ、百姓一揆に対する現実的な対応策を講じようとしたあとは、この日記には見られない。何のための読書か問題にいたくなる。

四 「渋江氏藏書」について

当館の所蔵の東山文庫の中に「渋江氏藏書」なる史料がある。⁽⁸⁾この史料には「渋江氏藏書」と記されているだけで、何時、誰が作成した全くわからない。それで「渋江氏藏書」と記されているからといってそのまま、使用するわけにはいかず、少し吟味したうえで、使用したいと思う。

まず誰が作成したかということであるが、直接的に言及できる史料は持ち合わせてはいない。だが、史料名からすれば、渋江家で作成したものではないと推定される。渋江家で作成したのであれば、

表5 貸与書物名

整理	氏 名	書 物 名	期間
1	荒川才吉	活法詩学 詩学	A
2	荒川才吉	詩集	B
3	梅津主馬	常山紀談	B
4	梅津図書	通鑑	A
5	落合文六	林註左伝	A
6	落合文六	近思錄講	B
7	小野岡永治	漢楚軍談	A
8	小野崎大蔵	通鑑	C
9	小野崎桂	銀台遺事 肥後物語	A
10	小野崎権大夫	近思錄	A
11	小野崎権大夫	四書大全	A
12	塙谷才記	檢地弁書	B
13	渋江東一郎	蘭學佩鯤・詩集	B
14	鈴木正左衛門	韻鏡袖中秘伝鈔	C
15	須田喜右衛門	拾機算法	A
16	中山政吉	名義錄	A
17	中山来吉	国語	B
18	福原彦大夫	笙之譜本	A
19	真壁為之介	漢楚軍談	A
20	真壁又十郎	綱鑑補 金砂紀行	B
21	山方半九郎	銀台遺事 肥後物語	A
22	山方半九郎	中庸講義	A

「御当家蔵書」とか「当家蔵書」などと記すと、思われるからである。次に何時ということになるが、和光が購入や写本で収集した書物がほとんど採られていないので、和光が宗家を継ぐ前に作成されたのではないかと思われる。そのように理解しても問題は残る。

先述したように和光は例年七月から八月にかけて蔵書の虫干しをしているので、その際「渋江氏蔵書」なる史料があれば、それを書き留める可能性が高かったのではないかと思われるからである。先ほど家督を譲るに当たっての心構えについて言及したが、その中で和光は、渋江家伝来古書などを責任を持って管理することも、当主の務めであるとの認識を示してゐる。先代からの伝書等は門外不出とし、門内でも簡単に見せるな、錠前を付けて管理している分については、自分たち以外に手を付けさせるな、というのである。このようないい和光あれば、渋江家の外の者が蔵書を調べるなどということは簡単には許可しなかつたように思われるし、許されたとしても、当然和光監視下であつたものと推測され、日記にもそのことは記されたものと思われる。唯一考えられるとすれば、和光が大病した文政五年の二月以降ということになるが、それも和光の蔵書や古書に対する考え方を知っている家族や家来が、和光の許しを得ずに認める可能性はきわめて低いと考えざるを得ない。

といつても「渋江氏蔵書」と認められている史料は他家の蔵書であるとは考えられない。とすればこの史料は和光以前に渋江家以外の者が作成したと考えるのが妥当だと思われる。ただ第三者が調査

した場合、数部史料を作成し、当然その一部は原史料を所蔵している渋江家へ納めたものと考えられる。その場合史料名は「渋江氏蔵書」とされても理解できる。

ところで「渋江氏蔵書」には四百六十八点採られている。そのうち二十四点に同じ書名が付けられている。例えば「近思録」は三点採られているが、六十九番目の冊数は二冊、七十番目は五冊、三百九十三冊目は九冊と、書名は同じでも冊数が違うので、別の書物として数えた。「渋江氏蔵書」に採られている全点をあげるわけにはいかないので、藩校「明徳館」の蔵書目録と「渋江氏蔵書」を比較して、重複する書物だけリストすることにした。学館からも書物を借用し、写しているからである。

文政十二年二月十七日

梅津主馬殿へ手紙ニ而、御学館之通鑑拝借被致候ハハ、此者ニ
拝借致度旨申遣候処、七本參申候

文政十二年三月十九日

梅津主馬殿へ手紙ニ而、先達御学館之通鑑拝借候分七本返申
候

文政十二年九月廿三日

梅津主馬殿へ手紙ニ而、御学館之通鑑主馬殿拝借ニ致候而借申
候、取ニ遣拾冊參申候

もちろん「渋江氏蔵書」が作成された時代とは時期が異なるので、「明徳館蔵書」比較することは意味がないと思われるかもしれない

が、書物は簡単に入手できるものではなく、学館・明徳館でも「経

書・諸子歴史類・雑書」二至ル迄、唐本・和本共端本ニ而所持致候面々、多少ニ不限以来右本御学館へ指上候ハヽ、其節御積を以代料可被下候事」（文政六年八月十二日）と、苦心している。⁽¹⁰⁾ 藩校でもこれであれば、藩士はさらに難しいものであつたと思われる。それで学館からの借用となつたものと思われる。⁽¹¹⁾

だが、学館の書物については次のような厳格取り決めがあつた。

一 学館の書物は係に告げて借り受け、読み終わつたら直ちに返却すること。汚損のないよう取り扱うこと。

二 館の書物は館外に持出すことを禁ずる。若し館外持出しの許可を得て借り受けた場合は月末には返すこと。汚損の場合は係に告げて修理すること。祭酒、文学の地位にあっても書物を気軽に持出してはならない。⁽¹²⁾

館外への書物の持ち出しは厳しく制限されていたが、持ち出したまま返されなかつた書物があつたため、学館でも欠本を補わざるをえなくなり、先の「触」になつたのではないかと、思われる。和光は、日記を見る限り月末とはいかぬものの、返却していることは確認できる。

四百六十八点の内、九十五点が重複し（表6参照）、明徳館蔵書目録の分類に従つて分類すれば、「経史雜」が二十二冊、「詩文」・「四書部」が各十二冊で、それに「和書」の九冊が続いている。明徳館の場合、「詩文」の二百五十冊、「和書」の百四十一冊、「四書

部」・「雜家」の各八十八冊と続いている。（表7・8参照）

渋江氏蔵書のなかで、構成比が二割以上で他の部門を圧しているのは「経史雜」である。全四百六十八点の一割ほどの九十五点で、渋江氏蔵書の全てを括るのは問題なしとはしないが、ここでひとつまず、蔵書構成の特色を指摘すれば、和光が家督を貞治に譲るに当たつて示した「経書」を最初に読めとの指示が生きているように思われることである。時系列的に整理すれば、和光の指示は渋江氏の「家訓」のようなものであつたかも知れないと、いうことになる。他の三百七十三点についても、書名から漢学・經部・有職故実・度量衡・儒学・書簡他で、分類したが、ここではあくまでも「明徳館蔵書」との比較を目的としたため、それは採らなかつた。

五 おわりに

和光の日常生活における「読書活動」を、期間を限定して概観したが、和光にとっての読書とは、あくまでも「上級武士」としての嗜み以外のなにものでもなかつたようと思われる。これまで武芸の稽古などについては言及しなかつたが、文化十一年から十四年にかけては年七十五回から九十三回、記録されている。回数だけでいえば、読書会をはるかに上回つてゐる。武芸が武士の本分であるとの認識のもと、稽古をしたとも思われるが、これも読書同様、武士の嗜みとして行つたのではないかと、思われる。

表6 洪江氏蔵書と明徳館蔵書

整理	分類	書名	整理	分類	書名
1	十三經	公羊伝	49	経史雜	大学或問
2	十三經	穀梁伝	50	経史雜	大学衍義補
3	十三經	孟子	51	経史雜	中和集説
4	十三經	論語	52	経史雜	日本人物史
5	易部	易經蒙引	53	経史雜	文会筆録
6	尚書部	書經講義	54	経史雜	弁疑録
7	尚書部	尚書古註	55	経済部	朱子社倉法
8	詩經部	詩經古註	56	経済部	貞觀政要
9	詩經部	詩經説約	57	経済部	唐鑑音註
10	詩經部	詩經名物弁解	58	雑家	困學紀聞
11	詩經部	毛詩品物図考	59	雑家	善隣国宝記
12	春秋部	春秋大全	60	雑家	鶴林玉露
13	三礼部	儀礼經伝通鮮	61	雑家	伝習録
14	三礼部	五經大全	62	詩文	三家詩話
15	三礼部	三礼図	63	詩文	詩論
16	三礼部	文公家礼	64	詩文	尺牘奇賞
17	三礼部	礼記古註	65	詩文	朱子奏劄
18	四書部	四書集註	66	詩文	朱子文集
19	四書部	四書大全	67	詩文	垂加文集
20	四書部	四書大全	68	詩文	卓氏藻林
21	四書部	四書白文	69	詩文	唐詩訓解
22	四書部	四書便講	70	詩文	陶淵明全集
23	四書部	四書蒙引	71	詩文	覆醬集
24	四書部	大学啓蒙集	72	詩文	本朝文粹
25	四書部	大学物説	73	詩文	袁中郎全集
26	四書部	大学衍義	74	兵書	孫子国字解
27	四書部	中庸輯略	75	兵書	鈴錄
28	四書部	批大学弁断	76	方術	射学正宗
29	四書部	論語義疏	77	方術	度量衡考
30	史類	十八史略	78	方術	律呂新書
31	史類	通鑑綱目 下	79	書面	醉翁亭記
32	史類	通鑑綱目 上	80	興地	山海經
33	経史雜	伊洛淵源錄	81	叢書類書	事物紀原
34	経史雜	異端弁正	82	字書韻書	韻会小補
35	経史雜	近思錄	83	字書韻書	五車韻端
36	経史雜	朱子訓子帖	84	字書韻書	事文類聚
37	経史雜	朱子語類	85	字書韻書	淵源類函 (淵鑑類函)
38	経史雜	朱子行状	86	字書韻書	淵源類函
39	経史雜	小学	87	和書	翁問答
40	経史雜	小学	88	和書	訓蒙図彙
41	経史雜	小学句讀	89	和書	講学鞭策録
42	経史雜	小学集成	90	和書	職原抄
43	経史雜	親族正名	91	和書	職原抄聞書
44	経史雜	性理大全	92	和書	仁説問答
45	経史雜	性理大全	93	和書	大和家礼
46	経史雜	聖学十図	94	和書	難波戦記
47	経史雜	大学或問	95	和書	排积録
48	経史雜	大学或問			

表7 淀江氏蔵書構成

分類	冊数	割合
1 十三経	4	4.2
2 易部	1	1.1
3 尚書部	2	2.1
4 詩經部	4	4.2
5 春秋部	1	1.1
6 三礼部	5	5.3
7 四書部	12	12.6
8 史類	3	3.2
9 経史雜	22	23.2
10 経済部	3	3.2
11 雜家	4	4.2
12 詩文	12	12.6
13 兵書	2	2.1
14 方術	3	3.2
15 書面	1	1.1
16 興地	1	1.1
17 叢書類書	1	1.1
18 字書韻書	5	5.3
19 和書	9	9.5
計	95	100.0

表8 明徳館蔵書構成

分類	冊数	割合
詩文	250	17.8
和書	142	10.1
四書部	88	6.3
雜家	88	6.3
字書韻書	82	5.8
史類	77	5.5
経史雜	73	5.2
子類	72	5.1
稗官小説	62	4.4
神書	57	4.0
書面	45	3.2
十三経	39	2.8
春秋部	38	2.7
経済部	36	2.6
方術	30	2.1
興地	30	2.1
三礼部	27	1.9
易部	26	1.8
兵書	26	1.8
歌書	26	1.8
詩經部	20	1.4
二十一史	20	1.4
尚書部	18	1.3
叢書類書	15	1.1
仏書	12	0.9
孝經部	9	0.6
計	1,408	100.0

和光宅で相当回数の読書会を行つたにもかかわらず、時代に合つた実務能力を向上させた家来は一人も出なかつたことは、淀江家・

知行地からの「銀穀取立」を「渡部斧松」に依頼せざるをえなかつたことがなによりも雄弁に物語つてゐる。

(1) 近年この分野の研究も相当蓄積されてきたが、ここでは次の論考をあげておく。

本稿では、文化十一年から文政十年までと、天保八年八月から同十年十月まで期間を限定したが、今後、文政十一年から天保八年七月までの期間についても、同じ視点で追究できれば、和光にとって

若尾政希「近世の政治常識と諸主体の形成」(『歴史学研究』七六八号)、小林文雄「武家の蔵書と収集活動」(『歴史評論』六〇五号)、鈴木俊幸「地方書商の成長と書籍流通」(『歴史評論』六六四号)、小川和也「天明期越後長岡藩の藩政改革と農書」(『歴史評論』六六

四号)、横田冬彦「三都と地方城下町の文化的関係」(「国立歴史問題博物館研究報告」第一〇三集所収)

(2) 複数で同じ書物を読んで感想や意見などを述べあつたものと思われるの、「読書会」とした。

(3) Cの期間、読書会は一回も開かれていない。

(4) 文政三年二月廿四日の記事に、梅津外記殿(小太郎殿事)とあるので、小太郎宅で開催された二十九回も含めて外記会六十七回とした。

(5) 井上隆明「秋田の出版」(朝倉治彦編「近代地方出版の研究」所収)。井上氏が久保田城下の出版主として紹介しているのは一文字屋与右衛門(享保)、飯塚初三郎(享和)、良栄堂(文政)、草月庵(同)、藩校明徳館、板屋久治(嘉永)の六件だけである。藩政期秋田の出版については、史料の関係もあって容易なことではないが、研究の前進が望まれる分野の一である。

(6) 表5は、和光以前にも渡江家では学館から書物を借りて筆写したことがあつたのではないかという、視点を作成した。

(7) 「蘭学佩鰐」とは、大槻盤水がした蘭字を五十音式に綴り、その発音について記した書物。

大槻玄沢の弟子の吉川良祐がこの書を寛政七年(一七九六)に刻した時、「初学須ク先ツコレニ由テ彼ノ文字ト配韻トヲ熟練シ」その後で「言語文法」を学び、「彼ノ要書ヲ了解スル事ヲ勉メバ遂ニ諸般ノ術芸未發ノ功業ヲ起スニ至ル」と記している。大槻盤水「磐水存響」乾

(8) 「渡江氏藏書目録」当館所蔵 AH〇二九一七

(9) 「明徳館藏書目録」秋田県立図書館所蔵 庵一四四七

時雨庵文庫に收められている写本で、「本書ハ明徳館祭酒瀬谷桐斎自筆ニ係ルモノ也、昭和丁卯臘月 鐘礼盒」と、本書の末尾に認められている。瀬谷が祭酒であったのは、文政十一年(一八二八)から天保四年(一八三三)であるから、その間に彼が写した史料を、昭和二年二月に鐘礼盒=安藤和風が写したのが、この「藏書目録」

である。

(10) 今村義孝・高橋秀夫編「秋田藩町触集」一下
学館=明徳館からの書物借用を表4に入れなかつたのは、本稿の対象期間外であったからであるが、明徳館藏書との比較をここでは問題としているので、取りあげた次第である。

(11) 12

加藤民夫「初期秋田藩校の運営と構想」(「明徳館の研究」所収) 加藤氏はこの論文のむすびで、藩校運営構想の推移を五点に要約されているが、その最初で「寛政元年以前の秋田藩の教学は藩主や有力家臣が召抱えの儒者から講釈を聴くことが中心で学問は武士の教養といった傾向が強かつた」(傍点引用者)と纏められている。和光が参加した「読書会」はまさに「講釈を聴くことが中心の学問」以外なものでもなかつたよう思われる。

さらに藩校設立の目的は、寛政五年八月に出された御条目に「学問之力無之候而は時務ニ達兼候儀も可有之」あって、学問がなければ時代に応じた務めを果たすことが出来ない、秋田藩政に即して読み直せば、藩政の課題は何かを把握し、その現実的な対応策を講ずることができる藩士の養成のための「学問」ということになる。武士の「教養」や「嗜み」としての「学問」「読書」ではなかつたのである。

(秋田県立図書館古文書班主任専門員 きくちやすお)

秋田藩における藩庁機構と役替の特質について

伊 藤 成 孝

はじめに

- 一 引渡・廻座家格による役替の特質
- 二 表方諸役（三奉行・副役）による役替の特質
- 三 側方諸役による役替の特質

おわりに

はじめに

に関しては未だ刊行しておらず、「本編」の利用の便をはかるためにもその編集・刊行が急がれているところである。

現段階では、当館の平成十三年・十四年事業として、全十九巻の一六、〇〇〇ページにものぼる膨大な史料本文の中から、「人名」一九九、九〇一件・「役職」六〇、七一〇件・「地名」一二七、九三三件・「年号」六、七五五件に及ぶ事項・語句の採録を行い終了している。また、平成十五年・十六年事業として、それぞれの項目ごとに事項・語句の吟味をし、「索引」原稿の作成にあたり、「人名」・「役職」・「地名」については「データ」としての編集を終え、パソコンによる「検索」ができる段階にある。今後は、最終校正を経た上で『国典類抄 索引』としての刊行にむけて取り組んでいるところであるが、その前段階としてはまずは平成十七年度から、当館閲覧室での一般利用者へのサービスを開始している。

そうした「索引」原稿の作成過程において、特に「役職」の項目編集の過程では、秋田藩の役職の概要が少しづつではあるがわかってきてている。これについては、拙稿「近世前中期における秋田藩藩立秋田図書館において昭和五十三年度より六十二年度までに、翻刻・活字本として全十九冊が刊行されている。しかし、「本編」の方は刊行事業が完了しているのだが、「索引」

府機構について「『国典類抄』の分析を中心にして」において、これまでの『秋田県史』・『秋田市史』等や諸研究で必ずしも明確であるとはいえたかった支配関係や序列（上下関係）、そして藩庁機構の全体像の復元を、藩政の推移と役職の変遷をふまえながら試み、ある程度詳細な藩庁機構図を提示したところである。

そこで、こうしたこれまでの経緯をふまえた上で、本稿では、当館や当館史料利用者への「索引検索システム」の利用・普及をはかる意味も含め、データベースの索引項目のうち「人名」と「役職」を組み合わせて利用することにより、「『国典類抄』嘉部の記事を「人物」に視点をあてて「役職」との関係をみていくことにする。そうして今まであまり明確ではなかつた藩政期の秋田藩における藩庁役人の「人事異動」ともいべき「役替」の特質（実態やそのしくみ）についての分析を試みたいと考えている。

そして、特に留意すべき点として、近世幕藩制社会においては「身分制」がその根幹であり、基本的には家柄（家格）によって就く「役職」が決まっているとされ、秋田藩においても同様であると考えられる。そこで、「役替」についても、家柄（家格）に応じて決まったパターンがあるのではないかと考え、これを問題設定したい。

ただし、この『国典類抄』においては、藩による編集という史料の性格上、必ずしもすべての人事に関する記事が網羅されているわけではないこと、さらには、今回は紙面の都合上、すべての役職に

ついての分析を行うわけではないことをあらかじめお断りしておきたい。

また、役職の概要については、前掲拙稿をもとに説明してあるので、そちらも参照していただきたい。

一 引渡・廻座家格にみる役替の特質

秋田藩においては、身分的序列による家臣団編成原理としての「座格制」⁽³⁾がある。「一門・引渡」は、御苗字衆四家・一門・常陸時代の城主格や客臣の系譜の家による十九家で構成され、「廻座」は、「一門・引渡」家の分流や譜代の重臣や功臣の家による五十から六十家で構成され、以上の「引渡」・「廻座」の家格が秋田藩ではいわゆる大身である上級武士といわれている。「はじめに」の中で問題設定としたが、秋田藩の藩庁機構の中での「役替」は、家柄（家格）に応じて決まったパターンがあるものと考えられる。そこで、今節においては特にこうした身分秩序の最上階層に位置づけられている「引渡」・「廻座」家格にあたる人物と「家老」・「御相手番」・「寺社奉行」・「大番頭」・「大小姓番頭」といった秋田藩でも最上級の重役にあたる役職との関係を取り上げ、「役替」の実態やそのしくみについてみていくことにする。

（表1）は、『国典類抄』嘉部の「家老」・「御相手番」・「寺社奉行」・「大番頭」・「大小姓番頭」の項目の中から、「人物」に視点を

あてて該当する記事を取り上げ、人別にまとめたものである。

まず、ここで取り上げた役職についてその概要をみていくことにする。「家老」は合議輪番制で藩政を執行した最高首脳であり、藩主の意思をうけて諸法令の發布に加判し、財政・軍事・民政等の諸役を指揮統轄した。「家老」の役職に対応する格式高（役料高等を含む）は一、〇〇〇石（一、五〇〇石相当）である。「御相手番」は家老に次ぐ高官で、古くは藩主の側での宿直・食事の相伴・遊戯の相手や私的な相談役、後年には藩の公式行事等の相伴や座配指揮・寺参詣・宗廟の管理から消防の指揮に従事し、表向の政務には直接携わることはない。「御相手番」の格式高は七〇〇石、後、五〇〇石相当である。「寺社奉行」は寺社とその領地、僧侶・神官等の支配や寺社に関する訴訟を担当した。「寺社奉行」の格式高は七〇〇石、後、五〇〇石相当である。「大番頭」は平士以上の藩士を番組に編成し、交代で城中に宿直して主に表門・裏門の開閉等警備を担当した「大番士」を「大番組頭」を通じて指揮・監督をした。「大番頭」の格式高は三〇〇石、後、四〇〇石相当である。「大小姓番頭」は殿中警備・藩主身辺の警備・参勤交代の御供・江戸上下屋敷の警備にあたった「大小姓」を「大小姓組頭」を通じて指揮・監督し、当初は「右筆」支配なども兼ねている。「大小姓番頭」の格式高は三〇〇石、後、三五〇石相当である。

次に、今節で取り上げた項目の役職であるが、表にも「座格」として記載しているように、いざれも「引渡」・「廻座」の門闕大身層

から任じられていることがわかる。そこで、そうした門闕大身の人物がどのように役替（昇進）をしていくのかを表に基づいて分析していく。また（表2）は、門闕大身の人物が「家老」に就任するまでに至る役替（昇進）のパターンとその人数・割合を（表1）からまとめたものであるので、合わせて見ていただきたい。

（表2）によると、「家老」就任に至る役替（昇進）のパターンとしては、圧倒的に「御相手番」→「家老」（二十五人（四十八%）が多く、それに「大番頭」→「寺社奉行」→「家老」（十一人（二十一%））が次いでいることがわかる。

秋田藩において一般的には、こうした「引渡」・「廻座」の門闕大身出身者の中より、藩主側近から「御相手番」を経て最終的に「家老」に就任するものといわれている。今回（表1）で分析する寛文末・延宝期から天明期までに在職した「家老」は延べ七十四人⁽⁴⁾にのぼるなか、今回表に採録した人数は五十二人という限定したデータではあるが、実際に「御相手番」から「家老」に就任（他の役職から「御相手番」を経て）を含む）したのは三十人で「家老」全体の約五十八%にある。表に採録した「御相手番」の人数は六十六人だから「御相手番」全体の中では約四十五%にあたり、残り三十六人の約五十五%は「家老」に就任せず「御相手番」止まりということになる。そして、「寺社奉行」（表に採録した人数は五十二人）から「御相手番」を経て「家老」に就任（「大小姓番頭」や「大番頭」を経て）を含む）したのは、小野崎権太夫通貞・真崎兵庫処純・

表1 引渡・廻座（一門・大身）家格にみる役替

	氏名・役職	座格	大小姓番頭	大番頭	寺社奉行	御相手番	家老
1	宇都宮帶刀	引渡			寛文9年(1669)		
2	梅津図書忠定	廻座			寛文9年(1668)	寛文11年(1671)	
3	真崎兵庫隆紀	廻座				寛文12年(1672)	天和元年(1681)
4	小場勘解由降久	廻座				延宝元年(1673)	
5	須田主膳盛品	廻座				延宝元年(1673)	
6	宇留野源兵衛勝明	廻座				延宝元年(1673)	天和2年(1682)
7	伊達外記隆宗	引渡				延宝4年(1676)	
8	石塚孫太夫義拵	引渡				延宝7年(1679)	元禄3年(1690)
9	佐藤忠左衛門盛信	廻座				延宝7年(1679)	
10	宇都宮帶刀典綱	引渡				元禄4年(1691)	享保2年(1717)
11	渋江源藏延光	廻座				元禄4年(1691)	元禄7年(1694)
12	佐藤忠左衛門為信	廻座				元禄4年(1691)	
13	岡本又太郎元朝	引渡				元禄4年(1691)	元禄13年(1700)
14	向右近守政	廻座				元禄6年(1693)	
15	小野岡市太夫義伯	引渡				元禄6年(1693)	享保3年(1718)
16	梅津與左衛門忠経	廻座				元禄7年(1694)	元禄7年(1694)
17	小野崎権太夫通貢	廻座		寛文12年(1672)	延宝4年(1676)	元禄7年(1694)	元禄8年(1695)
18	梅津外記忠昭	廻座				元禄9年(1696)	元禄12年(1699)
19	伊達九郎二郎延宗	引渡				元禄9年(1696)	
20	須田内記盛庸	廻座				元禄10年(1697)	
21	小場源左衛門処房	廻座				元禄11年(1698)	
22	石塚源一郎義敬	引渡				元禄12年(1699)	
23	向源左衛門政之	廻座				元禄15年(1702)	
24	小場勘解由処員	廻座				元禄15年(1702)	
25	茂木左太右衛門知置	廻座		延宝4年(1676)		元禄15年(1702)	
26	真崎兵庫純	廻座			元禄8年(1695)	宝永5年(1708)	正徳2年(1712) 享保元年(1716)
27	山方太郎左衛門泰護	廻座	元禄7年(1694)	元禄9年(1696)	宝永2年(1705)	正徳2年(1712)	正徳3年(1713)
28	梅津喜太夫忠政	廻座			天和3年(1683)	正徳2年(1712)	
29	渋江十兵衛光重	廻座	貞享3年(1686)	元禄10年(1697)		宝永5年(1708)	
30	黒沢伊兵衛道富	廻座	元禄4年(1691)			正徳元年(1711)	
31	渋江宇右衛門格光	廻座					享保2年(1717) 享保6年(1721)
32	梅津小右衛門忠英	廻座			享保16年(1731)	享保16年(1731)	享保5年(1720)
33	須田政三郎盛春	廻座					享保5年(1720) 寛延2年(1749)
34	佐藤忠左衛門清信	廻座			享保2年(1717)		享保5年(1720)
35	小野岡宇兵衛義亮	引渡					享保11年(1726) 宝暦4年(1754)
36	小瀬縫殿助伊信	廻座					享保11年(1726) 享保12年(1727)
37	向右近政美	廻座					享保15年(1727) 元文3年(1738)
38	岡本又太郎元智	引渡					享保16年(1728)
39	渋江内膳峯光	廻座					享保19年(1734) 寛保2年(1742)
40	今宮又三郎義敷	引渡					元文4年(1739)
41	石塚孫太夫義陳	引渡					寛保3年(1743) 宝暦6年(1756)
42	宇都宮四郎充綱	引渡					享保20年(1735)
43	小場源左衛門峯昌	廻座					宝暦2年(1752) 宝暦13年(1763)
44	伊達外記峯宗	引渡					宝暦2年(1752) 明和4年(1767)
45	向庄九郎政芳	廻座					宝暦5年(1755) 明和6年(1769)
46	小野崎忠太郎峯通	廻座		寛延2年(1749)		宝暦7年(1757)	
47	渋江内膳明光	廻座	宝暦3年(1753)	宝暦4年(1754)		宝暦7年(1757)	安永3年(1774)
48	宇都宮帶刀武綱	引渡				宝暦8年(1758)	
49	真崎兵庫峯充	廻座			寛保元年(1741)	宝暦9年(1759)	
50	須田美濃盛職	廻座				宝暦9年(1759)	寛政3年(1791)
51	梅津小太郎忠為	廻座					明和3年(1766) 安永3年(1774)
52	酒出金太夫季寛	廻座		元文4年(1739)		明和4年(1767)	
53	梅津内蔵承忠綱	廻座	延享4年(1747)	宝暦2年(1752)	宝暦6年(1756)	明和6年(1769)	
54	真壁掃部助登幹	廻座				明和6年(1769)	安永5年(1776)
55	茂木左太右衛門知志	廻座		明和2年(1765)		明和6年(1769)	
56	伊達外記敦宗	引渡				明和8年(1771)	
57	小野岡四郎義年	引渡				安永2年(1773)	安永9年(1780)
58	宇都宮帶刀孫綱	引渡				安永2年(1773)	寛政3年(1791)
59	石塚源一郎義智	引渡				安永4年(1775)	
60	真崎兵庫	廻座				安永4年(1775)	
61	茂木定右衛門	廻座				安永4年(1775)	
62	渋江六郎敦光	廻座				安永6年(1777)	
63	向勘七郎政申	廻座				安永8年(1779)	天明5年(1785)
64	小場勘解由敦愛	廻座		安永2年(1773)		天明元年(1781)	
65	山方主殿泰朗	廻座			寛文9年(1668)		
66	今宮撰津守義教	引渡			延宝3年(1675)		
67	大越甚右衛門則国	廻座		寛文12年(1672)	延宝3年(1675)		天和2年(1682)
68	梅津藤太敬忠	廻座		寛文11年(1671)	天和元年(1681)		
69	山方民部泰年	廻座		延宝4年(1676)	貞享元年(1684)		

	氏名役職	座格	大小姓番頭	大番頭	寺社奉行	御相手番	家老
70	福原彦太夫資直	廻座		寛文7年(1667)	貞享元年(1684)		
71	中川宮内重頼	廻座		寛文11年(1671)	貞享3年(1686)		
72	梅津内蔵丞忠広	廻座	延宝4年(1676)	元禄4年(1691)	元禄4年(1691)		
73	中川宮内重候	廻座		元禄8年(1695)	元禄10年(1697)		
74	大越甚石衛門直国	廻座		元禄4年(1691)	宝永3年(1706)		享保2年(1717)
75	今宮文四郎永教	引渡	宝永2年(1705)	正徳2年(1712)	正徳2年(1712)		
76	小貴儀右衛門頼安	廻座		正徳元年(1711)	正徳5年(1715)		
77	小田野刑部正純	廻座			享保7年(1722)		享保19年(1734)
78	茂木左太右衛門知処	廻座	宝永4年(1707)	宝永5年(1708)	享保12年(1727)		
79	梅津茂右衛門忠友	廻座		享保2年(1717)	享保19年(1734)		
80	梅津藤馬忠庸	廻座		享保19年(1734)	享保20年(1735)		
81	山方内匠泰該	廻座	享保9年(1724)	享保11年(1726)	元文2年(1737)		寛保2年(1742)
82	戸村一学峯章	廻座		享保14年(1729)	元文4年(1739)		
83	大越十郎兵衛德国	廻座		寛延2年(1749)	延享2年(1745)		宝暦5年(1755)
84	小瀬宮内伊通	廻座		元文4年(1739)	延享2年(1745)		宝暦5年(1755)
85	小田野又八郎正武	廻座			宝暦3年(1753)		宝暦3年(1753)
86	梅津藤十郎教忠	廻座		延享元年(1744)	宝暦3年(1753)		宝暦12年(1762)
87	山方助八郎憲自	廻座		宝暦5年(1755)	宝暦5年(1755)		宝暦6年(1756)
88	松野茂右衛門綱武	廻座		寛保2年(1742)	宝暦5年(1755)		宝暦7年(1757)
89	大塚九郎兵衛資永	廻座	宝暦3年(1753)		宝暦7年(1757)		宝暦7年(1757)
90	疋田久太夫定宣	廻座		宝暦6年(1756)	宝暦7年(1757)		宝暦12年(1762)
91	梅津桃之助	廻座			宝暦7年(1757)		
92	小野寺桂之助道章	廻座	宝暦3年(1753)		宝暦13年(1757)		明和元年(1764)
93	小野崎大蔵通根	廻座	延享4年(1747)	寛延3年(1750)	宝暦13年(1757)		
94	福原彦太夫資昌	廻座		元文元年(1736)	明和2年(1765)		
95	土屋弥五左衛門知虎	廻座	元文4年(1739)		明和3年(1766)		明和4年(1767)
96	小野寺主水道維	廻座		明和2年(1765)	明和4年(1767)		明和7年(1770)
97	小瀬縫助伊清	廻座		宝暦9年(1759)	明和6年(1769)		
98	細井長三郎光久	廻座	宝暦13年(1763)	宝暦14年(1764)	明和7年(1770)		安永5年(1776)
99	岡本伝之助元亮	引渡		安永元年(1772)	安永3年(1774)	天明2年(1782)	天明5年(1785)
100	渋江左膳光治	廻座	明和元年(1764)	明和4年(1767)	安永3年(1774)		
101	戸村一学真常	廻座		宝暦7年(1757)	安永3年(1774)		安永7年(1778)
102	和田甚太夫為修	廻座		宝暦6年(1756)	安永5年(1776)		
103	小瀬又七郎伊章	廻座		安永5年(1776)	安永6年(1777)		
104	梅津藤十郎忠喬	廻座		明和8年(1771)	安永7年(1778)		天明7年(1787)
105	疋田斎定常	廻座	明和7年(1770)	安永4年(1775)	安永9年(1780)		天明元年(1781)
106	佐藤源右衛門寿信	廻座		明和4年(1767)	天明元年(1781)		
107	小田野又八郎正信	廻座			天明元年(1781)		
108	小野崎伊織隆通	廻座		寛文11年(1671)			
109	小野寺桂之助道国	廻座		寛文11年(1671)			
110	早川治太夫隆寛	廻座		延宝4年(1676)			
111	渋江十兵衛光寛	廻座		延宝4年(1676)			
112	船尾清兵衛勝有	廻座		延宝4年(1676)			
113	小貴團右衛門頼忠	廻座		延宝6年(1678)			
114	小田野刑部正興	廻座		延宝7年(1679)			
115	船尾源右衛門勝正	廻座		延宝7年(1679)			
116	酒出金太夫季親	廻座		延宝8年(1680)			
117	玉生八兵衛舜宗	廻座		貞享3年(1686)			
118	早川千右衛門延名	廻座		貞享4年(1687)			
119	戸村水之丞延風	廻座		元禄元年(1688)			
120	小野崎藤太郎延通	廻座	延宝4年(1676)	元禄7年(1694)			
121	細井伝右衛門光豊	廻座	元禄3年(1690)	元禄7年(1694)			
122	梅津藤馬金忠	廻座		元禄9年(1696)			
123	船尾覇負隆紀	廻座		元禄15年(1702)			
124	佐藤左門英信	廻座		宝永2年(1705)			
125	須田内記盛富	廻座		宝永2年(1705)			
126	和田掃部助為重	廻座		宝永5年(1708)			
127	酒出一学季賢	廻座		宝永5年(1708)			
128	小野寺長太夫道丸	廻座		宝永6年(1709)			
129	松野弥十郎綱利	廻座		正徳2年(1712)			
130	疋田善太夫定元	廻座		正徳2年(1712)			
131	小田野刑部正安	廻座	正徳2年(1712)	正徳3年(1713)			
132	戸村大蔵格保	廻座	正徳3年(1713)	正徳4年(1714)			
133	玉生八兵衛弘宗	廻座	延宝6年(1678)	正徳4年(1714)			
134	梅津孫六忠胤	廻座		正徳4年(1714)			
135	梅津主馬忠景	廻座		正徳5年(1715)			
136	福原彦太夫資央	廻座	宝永7年(1710)	享保2年(1717)	享保2年(1717)		
137	梅津五郎右衛門	廻座		享保3年(1718)			
138	小野崎内匠通鏡	廻座		享保3年(1718)			
139	戸村一学峯矩	廻座		享保4年(1719)			
140	真崎兵庫延名	廻座		享保7年(1722)			

	氏名役職	座格	大小姓番頭	大番頭	寺社奉行	御相手番	家老
141	酒出内記	廻座		享保12年(1727)			
142	渋江五郎左衛門光慶	廻座	享保9年(1724)	享保12年(1727)			
143	小場勘助由峯房	廻座		享保14年(1729)			
144	宇留野源兵衛勝鄭	廻座	享保10年(1725)	享保14年(1729)			
145	大越隼人朝国	廻座		享保19年(1734)			
146	小貫清二郎頼兼	廻座		享保20年(1735)			
147	細井伝右衛門光忠	廻座		元文4年(1739)			
148	渋江善太郎光方	廻座		寛保3年(1743)			
149	梅津百助忠躬	廻座		延享3年(1746)			
150	渋江八五郎光良	廻座	宝暦3年(1753)	宝暦4年(1754)			
151	早川兵馬峯昌	廻座		宝暦6年(1756)			
152	小貫彦三郎頼候	廻座		宝暦7年(1757)			
153	信太内蔵助勝睦	廻座	享保11年(1726)	宝暦7年(1757)			
154	梅津藤太忠恒	廻座		宝暦9年(1759)			
155	中川主馬重央	廻座		宝暦11年(1761)			
156	松野弥五郎綱通	廻座		宝暦13年(1763)			
157	信太勘九郎勝行	廻座		明和2年(1765)			
158	梅津久四郎	廻座		明和5年(1768)			
159	和田掃部助	廻座		明和6年(1769)			
160	小野崎内匠通致	廻座	明和4年(1767)	明和7年(1770)	天明7年(1781)		
161	大塚九郎兵衛資房	廻座		明和7年(1770)	寛政元年(1789)		
162	黒沢伊兵衛通安	廻座	宝暦7年(1757)	明和8年(1771)			
163	梅津頼母忠興	廻座		安永元年(1772)			
164	山方能登泰興	廻座		安永元年(1772)			
165	梅津小太郎	廻座		安永2年(1773)			
166	小田野九郎正信	廻座	明和8年(1771)	安永2年(1773)			
167	早川喜太郎直行	廻座	明和2年(1765)	安永3年(1774)			
168	福原彦大夫資慶	廻座		安永3年(1774)			
169	今宮伊織峯預	廻座	明和6年(1769)	安永4年(1775)			
170	茂木志津摩知道	廻座	安永3年(1774)	安永5年(1776)			
171	大沢備前清胤	廻座	安永2年(1773)	安永5年(1776)			
172	大越源十郎範国	廻座	天明3年(1783)	天明4年(1784)		天明6年(1786)	
173	玉生八兵衛幸宗	廻座	明和6年(1769)	安永5年(1776)			
174	松野弥五郎綱光	廻座		安永5年(1776)			
175	白川弥七郎朝陳	廻座		安永6年(1777)			
176	小田野又八郎正充	廻座		天明元年(1781)			
177	梅津頼母	廻座		天明元年(1781)			
178	酒出金太夫季久	廻座	天明元年(1781)	天明元年(1781)			
179	早川治太夫敦弘	廻座		天明3年(1783)			
180	須田内記盛興	廻座		天明4年(1784)		天明7年(1787)	
181	大塚九郎兵衛貞祐	廻座	延宝4年(1676)				
182	信太内蔵助休勝	廻座	延宝4年(1676)				
183	疋田斎之助定盛	廻座	延宝4年(1676)			元禄3年(1690)	
184	小野寺桂之助道安	廻座	元禄4年(1691)				
185	信太紀四郎勝真	廻座	元禄7年(1694)				
186	荒川弥六秀行	廻座	元禄9年(1696)				
187	大塚九郎兵衛資名	廻座	元禄11年(1698)				
188	宇留野九助勝休	廻座	元禄14年(1701)				
189	小野寺桂之助道圓	廻座	元禄15年(1702)				
190	白川七郎	廻座	宝永5年(1708)				
191	細井金太夫光英	廻座	正徳3年(1713)				
192	塙谷藏人伝綱	廻座	正徳4年(1714)				
193	大塚九郎兵衛資員	廻座	享保2年(1717)				
194	岡谷伊織綱元	廻座	享保8年(1723)				
195	小野寺伊右衛門通行	廻座	享保12年(1727)			寛延元年(1748)	
196	荒川弥六方秀	廻座	寛延3年(1750)				
197	黒沢甚兵衛通矩	廻座	延享4年(1747)				
198	疋田久馬定雄	廻座	延享4年(1747)				
199	宇留野源太郎勝富	廻座	宝暦3年(1753)				
200	田代隼人	廻座	明和3年(1766)				
201	真壁十兵衛豪幹	廻座	明和6年(1769)				
202	白川伊兵衛朝伯	廻座	明和6年(1769)				
203	黒沢伊兵衛通好	廻座	安永元年(1772)				
204	梅津藤馬	廻座	安永2年(1773)				
205	信太内蔵助勝英	廻座	安永3年(1774)				
206	梅津内蔵丞	廻座	天明2年(1782)				
207	塙谷忠七郎寛綱	廻座	天明4年(1784)				
208	小野寺十一郎道寛	廻座	天明4年(1784)				

『国典類抄』嘉部の記事より採録し作成

表2 「家老」就任に至る役替（昇進）のパターン

	役替（昇進）パターン	人数	割合
1	「御相手番」→「家老」	25	48%
2	「大番頭」→「寺社奉行」→「家老」	11	21%
3	「大番頭」→「寺社奉行」→「御相手番」→「家老」	3	6%
4	「大小姓番頭」→「大番頭」→「寺社奉行」→「家老」	3	6%
5	「大小姓番頭」→「寺社奉行」→「家老」	2	4%
6	「寺社奉行」→「家老」	2	4%
7	「大小姓番頭」→「家老」	2	4%
8	「大小姓番頭」→「大番頭」→「寺社奉行」→「御相手番」→「家老」	1	2%
9	「大小姓番頭」→「大番頭」→「御相手番」→「家老」	1	2%
10	「大小姓番頭」→「大番頭」→「家老」	1	2%

『国典類抄』嘉部の記事より採録した（表1）をもとに作成
て

山方太郎左衛門泰護・岡本伝之助元亮の四人で「家老」全体の約8%にすぎないが、「御相手番」を経ないで「寺社奉行」から直接「家老」に就任した人は十八人と三十五%にのぼり、特に享保期以降にそうした例が顕著にみられることがわかる。

こうしたことから「御相手番」には、梅津・渋江・宇都宮・真崎・小場・須田・宇留野・伊達・石塚・佐藤・岡本・向・小野岡・小野崎・真壁・今宮・茂木・山方などのいわば、「引渡」「廻座」の門閥大身層の家格のなかでも特に門閥中の門閥の家柄からしか就任していない上、なおかつ約六割は「御相手番」止まりであることから、そこからはその職務内容の性格上、表向の政務に直接関わらないといふ「御相手番」の名譽職的な一面も伺える。言い換えれば「御相手番」という役職には、高い家柄の出身であっても「家老」に就任できない者は最終的に「御相手番」として処遇するという機能（役割）もあつたものと考えられるのである。それはまた、「寺社奉行」止まりである人数が二十六人の約五十%にものぼっていることからみても、「寺社奉行」についてもいえるのではないだろうか。

さらには、「大小姓番頭」・「大番頭」から直接「家老」に就任した一人と「大小姓番頭」から直接「家老」に就任した一人の例も見られるが、「大番頭」止まりは六十八人の約五十六%、「大小姓番頭」止まりは二十六人の約四十一%にのぼっており、これもまた「御相手番」や「寺社奉行」と同様の特定の機能（役割）が見いだされるのである。

成立期の秋田藩においては、強力な指導力を持った藩主と有能な近習出頭人によって藩政の運営が行われており、「家老」などの役職もその能力によって担われていた。やがて、寛文・延宝期から元禄期になると、藩庁機構も整備され、吏僚制のシステムも確立（それは同時に家格（座格）といった身分秩序の確立^④でもある。）してくるが、「家老」はもはや門閥中の門閥からの就任となり、固定化していくのである。こうした中、「引渡」二十家、「廻座」五十九家と拡大した家格（座格）と限られた最上級の重役にあたる役職との間での矛盾を解決すべく、前述したような名譽職な機能（役割）を持たせたとも考えられるのである。

二、表方諸役（三奉行・副役）に見る役替の特質

今節では藩の行財政・民政を担つた表方諸役の中でも特に、「町奉行」や「勘定奉行」・「本方奉行」、そうしたいわゆる三奉行を補佐した「副役（添役）」について見ていくことにする。まずは、役職の概要であるが、「町奉行」は城下町久保田と流通の拠点である土崎湊町の民政・警察を管轄した。「勘定奉行」は収入・支出等の勘定庶務と財政に関わる諸役を統轄した。「本方奉行」は貞享期から寛政期にかけて設置され、財政出納を自ら管轄し、財政策を立案・実行して財政運営を行った。ただし、享保十六年（一七三二）から宝暦六年（一七五六）までは、「本方奉行」に代わり「財用方勘定

奉行」が財政運営を担当した。「副役（添役）」は、寛文十二年（一六七二）に設置された「評定所」において「家老」のもとで実務を担当し、「御用人」、元禄十二年（一六九九）以降は「御用達」と称された。元禄十四年（一七〇二）に設置された「会所」においては、「三奉行（町奉行）・勘定奉行・本方奉行」の補佐役として実務を担当し、「副役（添役）」と改称された。享保十年（一七二五）に設置された「政務所（御用所）」においては、「副役（添役）」は「家老」のもとで実務を担う「御用達」に改称された。さらに、宝暦六年（一七五六）の「会所政治」の復活により、「御用達」は再び「副役（添役）」に改められた。（以後、「副役」に統一して表記する。）

（表3）は、こうした「町奉行」・「勘定奉行」・「本方奉行」・「財用方勘定奉行」・「副役」の項目の記事から人別に採録しましたものであり、参考のために、その前の役職や禄高^⑤についてもわかる範囲で掲載したものである。

「町奉行」・「勘定奉行」・「本方奉行」などの諸奉行は、元禄期の鯨岡四郎兵衛・沢畠市郎右衛門・享保期から寛延期の大山文右衛門・富田治兵衛・田所勘左衛門・秋山市右衛門などの例を除けば、だいたい一騎（一五〇石以上）相当職であると考えられる。それは、小禄の者を抜擢・登用する場合、享保十二年（一七二七）の「勘定奉行」鯨岡四郎兵衛のように、都合一五〇石になるように「御役料」が下されたり、また、享保二年（一七一七）の「本方奉行」秋

表3 表方諸役（三奉行・副役）に見る役替

	氏名\役職	(前役職)	副役※1	勘定奉行※2	本方奉行※3	町奉行	禄高等※4
1	沼井四郎兵衛				寛文11年(1671)	300	
2	黒沢味右衛門				延宝3年(1675)	195	
3	生田目隼人				天和元年(1681)	504	
4	根元庄右衛門	御小姓頭		宝永6年(1709)	天和3年(1683)	330	
5	田中三左衛門	裏判奉行			元禄5年(1692)	250	
6	山口縫殿丞	裏判奉行		天和3年(1683)	元禄9年(1696)	220	
7	樋口市右衛門	裏判奉行		元禄9年(1696)	元禄12年(1699)	170	
8	岡半之丞	裏判奉行			元禄3年(1690)	元禄14年(1701)	460
9	野尻徳兵衛		元禄7年(1694)		元禄14年(1701)	150	
10	平元小一郎	裏判奉行		元禄14年(1701)	宝永元年(1704)	270	
11	椎名六郎左衛門	裏判奉行		元禄12年(1699)	正徳4年(1714)	270	
12	小野崎作兵衛		宝永2年(1705)		正徳元年(1711)	享保元年(1716)	104
13	梅津大蔵	物頭			正徳3年(1713)	享保4年(1716)	1000
14	小野岡刑部右衛門			享保3年(1718)		享保4年(1716)	201
15	田崎治左衛門秀満			享保5年(1720) 享保13年(1728)	享保8年(1723)	享保15年(1730)	200
16	大越長右衛門	物頭		享保19年(1734)		元文2年(1737)	310
17	大山文右衛門		享保元年(1716)		享保16年(1731) 元文元年(1736)	元文4年(1739)	71
18	富田治兵衛		享保14年(1729)	享保19年(1734)	享保19年(1734)	寛延元年(1748)	80
19	川又善左衛門	大番組頭	享保19年(1734)		宝暦4年(1754) 宝暦6年(1756)	寛延元年(1748) 宝暦5年(1755)	100
20	白土藤太	目付			財用方勘定奉行	宝暦4年(1754)	
21	長山久平	(御用達役)			寛延2年(1749) 宝暦7年(1757)	宝暦4年(1754) 宝暦7年(1757)	
22	石川縫殿丞			宝暦6年(1756)	宝暦8年(1758)	宝暦7年(1757)	
23	信太又左衛門					宝暦7年(1757)	
24	牛丸市左衛門	吟味役	宝暦3年(1753)		宝暦9年(1759)	宝暦8年(1758)	能代奉行
25	太田内蔵丞	大番士			宝暦12年(1762)	宝暦9年(1759)	
26	桜田喜一郎	代官	宝暦5年(1755)	宝暦7年(1757)	宝暦6年(1756)	宝暦10年(1760)	
27	黒沢四郎兵衛				宝暦7年(1757)	宝暦12年(1762)	
28	寺崎弥太夫			宝暦9年(1759)		明和元年(1764)	
29	赤須九左衛門	用人				明和4年(1767)	
30				明和7年(1770)		天明3年(1783)	
31	小野岡掃部					安永5年(1766)	
32	井口長兵衛	物頭				明和5年(1768)	
33	安田宇吉					安永6年(1777)	
34	森川金兵衛					天明元年(1781)	
35						天明4年(1784)	
36	滑川長蔵					天明元年(1781)	
37	黒木忠兵衛		明和4年(1767)			天明4年(1784)	
38	鯨岡文右衛門	台所役			安永2年(1773)		
39	寺崎弥左衛門	裏判奉行			貞享4年(1687)	190	
40						元禄元年(1688)	500
41	後藤民部					元禄4年(1691)	
42	信太弥右衛門	御小姓頭				元禄13年(1700)	400
43	清水忠兵衛		貞享2年(1685)			元禄14年(1701)	150
44	村山九左衛門					元禄14年(1701)	83
45	石川縫殿丞	裏判奉行				元禄15年(1702)	155
46	武士案左衛門	副役				元禄16年(1703)	100
47	沢畠市郎右衛門	副役				元禄16年(1703)	82
48	羽石助十郎					宝永2年(1705)	204
49	酒寄弥兵衛					宝永2年(1705)	100
50	天神林刑部					宝永4年(1707)	103
51	茂呂喜左衛門			享保14年(1729)		宝永7年(1710)	100
52	岡勘左衛門	物頭・旗奉行・境目奉行				正徳元年(1711)	460
53	武藤豊太夫	用人				正徳2年(1712)	350
54	大繩藤之進		宝永元年(1704)			正徳3年(1713)	235
55	田中勘兵衛			享保5年(1720)		正徳5年(1715)	800
56	今村小早人					宝暦5年(1755)	
57	梅津与藤治					正徳5年(1715)	250
58	信太左衛門			享保5年(1720)		正徳5年(1715)	410
59	鈴木平蔵	膳番				享保8年(1723)	
						享保2年(1717)	165
						享保2年(1717)	80
						享保3年(1718)	190
						享保4年(1719)	302

氏名・役職	(前役職)	副役※1	勘定奉行※2	本方奉行※3	町奉行	禄高等※4
60 長瀬徳右衛門	目付		享保9年(1724) 享保14年(1729)	享保4年(1719)		142
61 根岸惣内	留守居			享保4年(1719)		533
62 大越長右衛門			正徳5年(1715)	享保5年(1720)		310
63 秋山喜右衛門	本方吟味役			享保6年(1721) 宝暦8年(1758)		150
64 吉原五右衛門	勘定吟味役	正徳3年(1713)	享保8年(1723)	享保9年(1724)		145
65 大塚源内		享保13年(1728)		享保19年(1734)		121
66 秋山宮内				元文3年(1738)		100
67 赤石六郎兵衛		享保19年(1734)		元文4年(1739)		100
68 岡内記			享保18年(1733)	元文4年(1739)		312
69 高垣兵右衛門				寛保元年(1741)		229
70 田所勘左衛門	台所役	元文3年(1738)		寛保元年(1741) 宝暦5年(1755)		92
71 井口長七郎	歩行頭			寛保3年(1743)		450
72 岡田清三郎	御用達役			寛延元年(1748)		70
73 那珂忠兵衛				寛延2年(1749)		
74 岡見織部	物頭・境目奉行			寛延2年(1749)		126
75 平元才蔵			延享4年(1747)	寛延2年(1749)		343
76 信太又左衛門				寛延元年(1748)		616
77 関五郎右衛門				寛延元年(1748)		
78 川井七左衛門	勘定奉行			宝暦3年(1753)		
79 芳賀金五郎	御用達役			宝暦3年(1753)		
80 白土奥右衛門	御用達役			宝暦4年(1754)	銀札奉行	
81 那珂儀右衛門	大番士	宝暦3年(1753)		宝暦5年(1755)		
82 秋山長右衛門		宝暦5年(1755)		宝暦5年(1755)		
				宝暦11年(1761)		
83 赤石藤左衛門				宝暦5年(1755)		
84 平沢縫殿	諍馬役	宝暦5年(1755)		宝暦6年(1756)		
85 野内佐五右衛門	本方吟味役			宝暦6年(1756)		
86 大繩幸左衛門	銀札取次役			宝暦6年(1756)	銀札奉行	
87 平元茂助	刀番(寛保3年)、郡奉行(宝暦3年)、能代奉行(宝暦4年)、郡奉行(明和4年)			寛延2年(1749) 宝暦7年(1757)	銀札奉行兼帶	家老
88 小野崎五兵衛	金藏役			宝暦7年(1757)		
89 太田内蔵丞	物頭			宝暦7年(1757)		
90 吉田藤右衛門	勘定吟味役	寛保元年(1741)		宝暦7年(1757)	銀札奉行兼帶	
	郡奉行(宝暦3年)、能代奉行(宝暦4年)					
91 八代弥太郎	台所役	宝暦5年(1755)		宝暦7年(1757)・銀札奉行兼帶 明和元年(1764)		
92 丹宗十郎	物書	宝暦6年(1756)		宝暦8年(1758)		
93 小野崎吉内	代官			宝暦8年(1758)		
94 木内金左衛門	代官			宝暦8年(1758)		
95 福地嘉兵衛	膳番			宝暦8年(1758)		
96 大塚新左衛門	大小姓	宝暦7年(1757)		宝暦8年(1758)		
97 山方才三郎	大小姓組頭			宝暦8年(1758)		
98 茂木勇右衛門	検地役			宝暦8年(1758)		
99 大槻五郎兵衛	大番士			宝暦9年(1759)・明和2年(1765)		
100 小田部縫殿右衛門	物頭			宝暦9年(1759)		
101 太田市兵衛		宝暦7年(1757)		宝暦9年(1759)・明和8年(1771)		
102 田崎忠四郎	留守居			宝暦11年(1761)		
103 土屋貞吉	大番士	宝暦6年(1756)	納戸役(宝暦9)	宝暦11年(1761)		
104 黒木権右衛門		宝暦10年(1760)		宝暦12年(1762)		
105 石川忠吉		宝暦8年(1758)		宝暦13年(1763)		
106 岩屋弥兵衛	本方吟味役			宝暦13年(1763)		
107 石井正左衛門忠運		宝暦9年(1759)		宝暦13年(1763)		
108 川井源右衛門	留守居 用人			明和元年(1764) 明和6年(1769)		
109 長瀬平右衛門				明和2年(1765)		
110 平井喜六郎				明和2年(1765)		
111 松塙角右衛門				明和2年(1765)		
112 鈴木与一左衛門	大番組頭	宝暦12年(1762)		明和3年(1766)		
113 福地三太郎	記録処筆頭			明和4年(1767)		
114 大山与右衛門				明和4年(1767)		
115 牛丸市右衛門		明和5年(1768)		明和5年(1768)		
116 石井嘉左衛門	物頭		明和元年(1764)	明和5年(1768)		
117 茂木祐右衛門	大番士			明和6年(1769)		
118 益戸助四郎			明和7年(1770)	明和6年(1769)・明和8年(1771)		
119 関伊左衛門	大木屋方			明和6年(1769)		
120 井上清右衛門	物頭		明和5年(1768)	明和7年(1770)		
121 国安三右衛門	検地役			明和7年(1770)	郷村方	

	氏名・役職	(前役職)	副役※1	勘定奉行※2	本方奉行※3	町奉行	禄高等※4
122	太田伊太夫	用人			安永2年(1773)		銅山方
123	大山伊織	膳番			安永2年(1773)		銅山方
124	金沢典膳		明和6年(1769)		安永3年(1774)		
125	菅谷小早人	物頭		安永元年(1772)	安永3年(1774)		能代奉行
126	大山六左衛門				安永3年(1774)		能代奉行
127	上松文藏	本方吟味役			安永4年(1775)		
128	藤井監物	膳番		明和6年(1769)	安永4年(1775)・天明元年(1781)		
129	間館惣七	厨屋→御前様広敷→雜用役→江戸台所惣奉行			安永6年(1777)		
130	大久保久治	御用所物書	安永2年(1773)		安永7年(1778)		
131	小野崎市左衛門				安永7年(1778)		
132	竹内久米之助	本方吟味役			安永7年(1778)		
133	福地嘉兵衛				安永8年(1779)		
134	水戸部新助		安永5年(1776)		安永9年(1780)・天明5年(1785)		
135	岩堀造酒	台所役			安永9年(1780)		
136	近藤嘉兵衛	本方吟味役			安永9年(1780)		銅山奉行
137	福地頼母	膳番			天明元年(1781)		
138	平井喜六郎	大番士			天明元年(1781)・天明4年(1784)		
139	吉田藤右衛門	大番士			天明元年(1781)		
140	駒木根友之丞		安永9年(1780)	郷村奉行(天明2)	天明2年(1782)		
141	宇野久兵衛	代官	安永9年(1780)		天明2年(1782)		
142	竹内主鈴				天明2年(1782)・天明5年(1785)		
143	瀬谷五郎右衛門				天明2年(1782)		
144	山県礼助				天明2年(1782)		
145	山崎仲			天明元年(1781)	天明3年(1783)		
146	石川又左衛門				天明3年(1783)		郷村奉行
147	沼井典膳	物頭			天明4年(1784)		
148	宇佐美三十郎	大番頭			天明4年(1784)		
149	諸橋弥八	目付			天明5年(1785)		
150	桐沢又兵衛	目付		延宝3年(1675)			380
151	井口織部	裏判奉行		天和元年(1681)			
152	棚谷平右衛門			天和元年(1681)			
153	山方茂左衛門	裏判奉行		元禄10年(1697)			150
154	梅津多右衛門	裏判奉行→本方奉行		宝永元年(1704)			420
155	真崎長左衛門			正徳元年(1711)→本方奉行→享保4年(1719)			531
156	小野崎源左衛門	物頭・境目奉行		正徳4年(1714)			
157	真崎五郎左衛門			享保12年(1727)<境目奉行兼帶>			
158	鯨岡四郎兵衛	会所物書	正徳4年(1714)	享保12年(1727)			68
159	山方清兵衛	御用達役			享保17年(1732)		153
160	鷺尾彦九郎	物頭・境目奉行		元文2年(1737)			300
161	白土嘉右衛門	物頭		元文4年(1739)			270
162	岡七郎右衛門	目付		元文5年(1740)			210
163	中田彦太夫	物頭		寛保元年(1741)			198
164	後藤七右衛門	物頭		寛延2年(1749)			
165	樋口九右衛門	目付		寛延2年(1749)			182
166	小野崎源左衛門	物頭		宝曆3年(1753)			
167	小野崎造酒	刀番		宝曆3年(1753)			
168	大久保藤市	物頭		宝曆5年(1755)			
169	高垣七右衛門	物頭		宝曆5年(1755)			
170	武藤豊太夫	境目奉行		宝曆10年(1760)			
171	小野崎忠助		宝曆7年(1757)	宝曆12年(1762)・天明元年(1781)			
172	梅津小兵衛	物頭		明和5年(1768)勘定奉行→明和8年(1771)能代奉行→安永4年(1775)物頭・兵具奉行兼帶→安永7年(1778)勘定奉行→能代→安永9年(1780)能代奉行			
173	武藤七太夫	能代奉行		明和8年(1771)			
174	大鳴喜之丞			安永4年(1775)勘定奉行→本方奉行→安永9年(1780)勘定奉行			
175	須田平四郎			安永5年(1778)			能代奉行
176	梅津与藤治	物頭		安永9年(1780)			
177	根岸親貞			天明元年(1781)			能代奉行
178	町田小左衛門		安永7年(1778)	天明3年(1783)			
179	岡権九郎			天明5年(1785)			
180	田代新右衛門	裏判奉行			貞享4年(1687)		能代支配
181	八代六兵衛		貞享3年(1686)				
182	富岡忠右衛門		貞享4年(1687)				123
183	佐藤清右衛門		元禄4年(1691)				40
184	和田武左衛門		元禄4年(1691)				30
185	豊田角兵衛		元禄7年(1694)				81
186	桜田五右衛門		元禄7年(1694)				135
187	水谷喜左衛門		元禄7年(1694)				80
188	石川伊右衛門		元禄16年(1703)				
189	石井十右衛門	大番組頭	正徳元年(1711)				
190	黒沢理兵衛	勘定組頭	正徳3年(1713)				

氏名・役職	(前役職)	副役※1	勘定奉行※2	本方奉行※3	町奉行	禄高等※4
191 中川兵左衛門	勘定吟味役	正徳5年(1715)				100
192 田処縫殿丞	台所役	享保3年(1718)	副役→御休息所勤→享保4年(1719)副役帰役			92
193 小室惣兵衛	台所役	享保5年(1720)				80
194 赤石助右衛門	台所役	享保9年(1724)				80
195 滑川与一左衛門		享保12年(1727)				82
196 仁平左太衛門	検地役	享保16年(1731)				80
197 関喜弥太	御用所物書	享保16年(1731)				
198 高橋十一郎	御用所物書	享保18年(1733)				
199 那珂惣助		享保19年(1734)				50
200 江橋運八		元文3年(1738)				89
201 稲川新之丞	勘定吟味役	元文4年(1739)				40
202 古宇田忠蔵		元文4年(1739)				80
203 山方清九郎	御用所物書	元文5年(1740)				12
204 高根織部	勘定吟味役	宝暦6年(1756)				
205 滑川武右衛門	本方吟味役	宝暦7年(1757)				
206 富田主水		宝暦8年(1758)				
207 小野崎鞆負		宝暦8年(1758)				
208 吉川和助	代官	宝暦9年(1759)				
209 信太儀右衛門	台所役	宝暦12年(1762)				
210 片岡七十郎		宝暦13年(1763)				
211 根岸小平太		明和4年(1767)				
212 泉嘉七郎	台所役	明和5年(1768)				
213 岡市右衛門	代官	明和6年(1769)				
214 小栗惣助	勘定吟味役	明和6年(1769)				
215 川上治左衛門		明和7年(1770)				
216 赤尾閑織部	台所役	明和8年(1771)				
217 稲川新之丞	勘定吟味役	明和8年(1771)				
218 豊田嘉左衛門	代官	安永元年(1772)				
219 吉田源藏		安永3年(1774)				
220 小泉七郎右衛門		安永3年(1774)			郷村奉行	
221 中川弥右衛門		安永7年(1778)				
222 田中又右衛門		安永9年(1780)				
223 伊藤茂左衛門	台所役	天明元年(1781)				
224 佐々木伝五郎		天明元年(1781)				
225 大槻源太		天明元年(1781)				
226 信太久太		天明2年(1782)				
227 小助川清八		天明2年(1782)				
228 那珂要		天明3年(1783)				
229 阿久津三左衛門		天明3年(1783)				
230 豊田庄蔵		天明3年(1783)				
231 志賀九十九		天明3年(1783)				
232 斎藤牧太	左近様御側役	天明4年(1784)				
233 松山新蔵人	大番組頭	天明4年(1784)				
234 青木易右衛門	大番組頭	天明4年(1784)				
235 平沢小七郎		天明4年(1784)				
236 小野崎作兵衛		天明4年(1784)				
237 草刈重左衛門		天明5年(1785)				

『国典類抄』嘉部の記事より採録し作成

※1 「副役（添役）」については、寛文12年（1672）より「御用人」→元禄12年（1699）より「御用達」→元禄14年（1701）より「副役（添役）」→享保10年（1725）より「御用達」→宝暦6年（1756）より再び「副役（添役）」となる。

※2 「勘定奉行」については、享保10年（1725）の「本方奉行」廃止に伴い、新たに「財用方勘定奉行」が設置されている。『国典類抄』の記事では「勘定奉行」の項目にまとめられているが、その職務内容は「本方奉行」が担っていたものであり、ここでは、「財用方勘定奉行」の記事は「本方奉行」の欄に掲載している。

※3 「本方奉行」については、上記※2で説明したように、享保10年（1725）から宝暦6年（1756）までの期間の記事は、「本方奉行」ではなく「財用方勘定奉行」としてである。

※4 「禄高等」の数字の出典であるが、寛文期から正徳期・享保初年にかけては、「御國中分限帳」と「正徳禄高調」に、享保末年から元文・寛延期については、「分限帳 元文四年」に基づいて掲載している。

ただし、分限帳によって数字はまちまちであり、適用した年代にも幅があることから、個々での数字はあくまで参考程度として捉えていただきたい。

山市右衛門のように、本知八十石に加増二十石で都合一〇〇石に「御役料」五十石の都合一五〇石になるように下され⁽¹⁾ていることからもわかるのである。

「裏判奉行」は、藩庫からの支出を決裁する機能をもつていたとされ、家の知行・扶持請取物を審査して裏判を捺し、また流通・商業からの諸役銀収取など財政収入全般を統轄し、財政運営の中心を担つた役職⁽²⁾であり、寛文三年（一六六三）に設置され、元禄十四年（一七〇二）に廃止された。この「裏判奉行」からの役替（昇進）については、「裏判奉行」→「本方奉行」が四人、「裏判奉行」→「勘定奉行」→「町奉行」が三人、「裏判奉行」→「勘定奉行」が二人、あとは、「裏判奉行」→「本方奉行」→「勘定奉行」→「町奉行」・「裏判奉行」→「本方奉行」→「勘定奉行」・「裏判奉行」→「本方奉行」→「町奉行」がそれぞれ一人ずつとなつており、「裏判奉行」が大きな役割を果たした元禄期にかけての役替の特徴であるといえる。

「物頭」は、「武頭」ともいい、足軽同心を統轄・引率して番所に詰め、城中の門の出入や城下一帯の警備にあつた役職である。この「物頭」からの役替（昇進）については、「物頭」→「勘定奉行」が十一人、「物頭」→「本方奉行」が五人、「物頭」→「勘定奉行」→「本方奉行」が三人、「物頭」→「本方奉行」→「町奉行」・「物頭」→「勘定奉行」→「本方奉行」がそれぞれ一人ずつとなつておる。そして、こうした「物頭」からだけでなく、「大番組頭」

や「大番士」からといつたいわゆる「番方」からの役替もみることができる。

さて次に、三奉行を補佐して実務を担つた「副役」や「吟味役」・「台所役」などの経理庶務を担つた下役からの役替についてみていく。「副役」→「本方奉行」（「台所役」または「吟味役」から「副役」への役替四人を含む。）が三十人と他を圧倒しており、「台所役」→「副役」が七人と続き、「吟味役」→「本方奉行」が六人、「吟味役」→「副役」が六人、「副役」→「本方奉行」→「町奉行」（「吟味役」から「副役」への役替一人を含む。）が四人、「副役」→「勘定奉行」が三人、「副役」→「町奉行」→「本方奉行」が二人、「台所役」→「本方奉行」が一人、「吟味役」→「副役」→「勘定奉行」→「本方奉行」・「副役」→「勘定奉行」→「本方奉行」→「町奉行」・「副役」→「本方奉行」→「勘定奉行」→「本方奉行」→「町奉行」・「副役」→「本方奉行」→「勘定奉行」→「本方奉行」→「町奉行」がそれぞれ一人ずつとなつており、これが表方諸役の役替（昇進）の主なパターンであるといえる。

また、表をみると、特に宝曆期から天明期において、「勘定奉行」と「本方奉行」や「財用方勘定奉行」の間で頻繁にしかも複雑に役替が行われていることがわかるが、これはこの時期における藩財政の深刻な逼迫が背景にあるものと思われる。

さらに、平元茂助正直や吉田藤右衛門、梅津小兵衛のように、表方諸役の「三奉行」や「副役」から広範な在方支配（藩主蔵入地等の郡村地域の年貢収納・民政・警察。）を統轄した「郡奉行」や米

代川流通の要所である能代湊口の支配を統轄した「能代奉行」といった重役への役替もみることができる。これも、財政難に伴う職制改革により、「郡奉行」や「能代奉行」の改廃が行われた結果によるものと考えられる。その際、「郡奉行」や「能代奉行」の代わりに職務を担ったのは、「勘定奉行」や「本方奉行」（「財用方勘定奉行」）であった。

「郡奉行」は天和三年（一六八三）に廃止され、「家老」支配のもと近進より「代官」が任じられた。そして、宝暦三年（一七五三）に再設置され、その際「廻座」からの起用を止め、初めて諸士より起用⁽⁶⁾された。これが、「財用方勘定奉行」から役替となつた平元茂助であり、「御用達」から役替となつた吉田藤右衛門である。ところが、翌四年（一七五四）には廃止となり、兩人は「能代奉行」へと役替になつた。

「能代奉行」は貞享四年（一六八七）に廃止され、同年新設された「本方奉行」の兼帶（例えば鯨岡文右衛門や寺崎弥左衛門）となり、享保六年（一七二一）には再設置され、武藤七太夫が「本方奉行」からの役替で就任した。その際、「町奉行」同格で、当分座列

は「町奉行」・「勘定奉行」より上席とされた。そして、前述の通り宝暦四年（一七五四）には、平元・吉田が「郡奉行」から「能代奉行」へと役替となつた。さらに、安永四年（一七七五）には、また御省略に付廃止となつたが、その際、梅津小兵衛は御役御免となり、「本方奉行」の能代方担（能代奉行兼帶）となつた。また、安永七

年（一七七八）には、「勘定奉行」の梅津小兵衛・菅谷小早人・須田平四郎が能代担となつてゐるなど、一連の「職制の改廃」と「役替」についての相関性は、今回のこの表からも読み取ることができるのである。

そして、「副役」については、今回（表3）で採録した人数が九十四人であるのに対し、「副役」止まり（つまり、諸奉行などに昇進せず補佐役で終わる）の人数は、五十七人と約六十一%であることも付け加えておきたい。

こうして見た、表方諸役の中でも特に「町奉行」・「勘定奉行」・「本方奉行」といった「三奉行」の役職には、藩政成立期においては門閥大身層からの就任であつたが、藩庁機構が整備され確立していくと諸士（平士）からの起用へと移行していく。そして、藩財政の逼迫とともに下級の下役からの抜擢も見られるようになり、それはやくは貞享期にも見られるが、宝暦期から天明期にはより頻繁になり、それはまた、頻繁で複雑な財務役人の「役替」となつて現われてくるものと考えられるのである。

三、側方諸役にみる役替の特質

今節では、藩主の側近くで藩主を補佐し、取次などを担つた側方諸役の中でも特に、「用人」・「膳番」・「刀番」・「納戸役」を取り上げ、その役替の特質についてみていくことにする。まずは、役職の

概要であるが、「用人」は藩主の側に侍し、「小姓」や「医師」・「右筆」等を支配し、側方の庶務を統轄する重役で、役格は「奉行」同列で、膳番とともに「側両役」とよばれた。「膳番」は、本来は藩主の食事の世話をしたことに由来しているが、「用人」と同様に藩主の側に侍し、奥向（台所向等）庶務（經理）の統轄や取次・伝達などを行った。「刀番」は、初め「腰物番」ともい、元々は藩主の御刀を守護したものであるが、藩主の城中・殿中出座や外出等において側に侍しその御供をし、特に参勤交代等の道中では供頭を務め、諸事指図を行った。また、鷹場の取り締まりにもあたった。

「納戸役」は、藩主の衣服・調度類の管理や納戸内の取り締まりを担った役職である。

（表4）は、こうした側方諸役の「用人」・「膳番」・「刀番」・「納戸役」の項目の記事から人別に採録しまとめたものであり、参考のために、その前・後の役職についても、「歩行頭」・「目付」・「留守居」・「本方奉行」・「物頭」・「小姓」などわかる範囲で補足して掲載したものである。

そこで、前・後の役職についても、その概要について確認する。

「歩行頭」は、「刀番」の支配のもとで藩主の御供等をした「歩行組」を統率した役職である。「刀番」が歩行組の附かない「無組刀番」ともよばれた時期があるので対して、歩行組を率いる「組付刀番」ともよばれた。また、「目付」は、「侍目付」と「歩行目付」があり、通常は「家老」の支配下にあり、家臣の番方・役方勤務に関する不

正の監視・摘発にあたった役職である。さらに、「留守居」は、江戸藩邸の留守を預かり、幕府や諸藩の情報を収集するなどの江戸藩邸での庶務を統轄した役職である。

それでは、これらをふまえた上で、表に基づいて側方諸役の役替のパターンについてまとめていく。「刀番」→「膳番」（歩行頭）や「目付」から「刀番」への役替を含む。は十五人と一番多く、「刀番」→「歩行頭」が十四人と続き、「留守居」または「物頭」→「用人」が十人、「納戸役」→「刀番」・「刀番」→「用人」（「目付」や「物頭」から「刀番」への役替を含む。）がそれぞれ九人ずつ、「納戸役」→「膳番」（歩行頭）からの役替を含む。）・「歩行頭」→「膳番」がそれぞれ八人ずつ、「納戸役」→「用人」・「膳番」→「用人」（歩行頭）から「膳番」への役替を含む。がそれぞれ六人ずつ、「目付」→「膳番」・「刀番」→「歩行頭」または「目付」→「膳番」がそれぞれ五人ずつ、「刀番」→「物頭」・「目付」または「歩行頭」→「刀番」・「刀番」→「留守居」または「歩行頭」→「用人」・がそれぞれ四人ずつ、「納戸役」→「膳番」→「用人」・「刀番」または「歩行頭」→「用人」→「膳番」がそれぞれ三人ずつとなっている。

いずれにしても、「小姓」や「歩行頭」・「目付」・「物頭」から「納戸役」を経て「刀番」や「膳番」、そして「用人」へと役替（昇進）し、その後は、「本方奉行」などの表方諸役や「留守居」・「奥附頭役」等の側方、そして「物頭」等の番方の役職への役替となる

表4 側方諸役にみる役替の特質

氏名\役職	(前役職)	納戸役	刀番	膳番	用人	(後役職)
1 竜田源太夫	留守居				元禄12年(1699)	
2 武藤七太夫	留守居				元禄12年(1699)	能代奉行
3 小川刑部右衛門	留守居				宝永2年(1705)	
4 大沢弥五兵衛	歩行頭			貞享2年(1685)	宝永3年(1706)	
5 大嶋佐仲		元禄16年(1703)			宝永5年(1708)	
6 岡半之丞	小姓頭				宝永7年(1710)	
7 八嶋小右衛門	歩行頭			宝永3年(1706)	正徳元年(1711)	
8 根本平治右衛門			正徳元年(1711)		正徳元年(1711)	小姓頭兼帶
9 田中勘兵衛					享保16年(1731)	
10 谷田部郷左衛門					正徳3年(1713)	本方奉行
11 佐伯善右衛門	大番士				正徳5年(1715)	
12 真崎新左衛門	刀番	宝永5年(1708)			正徳5年(1715)	本方奉行
13 白土嘉右衛門					享保元年(1716)	小姓頭兼帶
14 平田佐左衛門	物頭・境目奉行		享保17年(1732)		享保2年(1717)	小姓頭兼帶
15 駒木根丹下		享保2年(1717)	→小姓頭→		享保4年(1719)	三奉行同格
16 瀬谷勘兵衛	側小姓		宝永2年(1705)→小姓頭→		享保4年(1719)	三奉行同格
17 横岸惣内	本方奉行				享保5年(1720)	小姓頭兼帶
18 沼井四郎兵衛	側小姓	刀番(宝永6年(1709))→歩行頭	享保16年(1731)		享保5年(1720)	
19 二葉勘左衛門		享保2年(1717)			享保12年(1727)	
20 大嶋助太夫			正徳元年(1711)→留守居(正徳2年)→		享保20年(1735)	
21 太田伊織	側小姓 歩行頭		享保17年(1732) 元文2年(1737)		元文3年(1738)	
22 宇佐美三八郎	納戸役→歩行頭		享保19年(1734)		元文4年(1739)	
23 那珂采女			享保12年(1727)	元文2年(1737)	元文4年(1739)	
24 小野崎平八	留守居				元文4年(1739)	
25 鈴木助吉	側小姓		正徳2年(1712)→歩行頭(享保5年)→		元文4年(1739)	
26 赤須平馬	納戸役→歩行頭(正徳3年)		享保12年(1727)	享保2年(1717)	寛保2年(1742)	
27 関口左太夫					寛保2年(1742)	
28 大嶋佐仲	歩行頭		享保20年(1735)	宝暦6年(1756)	寛保3年(1743)	三奉行同格
29 大嶋助兵衛					延享4年(1747)	
30 白土藤太	大小姓筆頭→目付→用人→財用方勘定奉行→町奉行→				寛延元年(1748)	町奉行
31 望月九右衛門					寛延2年(1749)	
32 赤石藤左衛門	小姓筆頭	延享2年(1745)			宝暦元年(1751)	
33 小野崎源左衛門	勘定奉行				宝暦3年(1753)	
34 鈴木平蔵	目付		寛保元年(1741)		宝暦5年(1755)	
35 小野崎造酒	大小姓組頭		宝暦元年(1751)		宝暦5年(1755)	
36 赤須九左衛門	物頭				宝暦6年(1756)	
37 竜田源太夫	留守居				宝暦7年(1757)	
38 益戸助四郎	側小姓	享保10年(1725)		宝暦8年(1758)	宝暦7年(1757)・膳番仮役兼帶	
39 木村惣兵衛					宝暦7年(1757)用人格	
40 菅波長左衛門					宝暦7年(1757)用人格	
41 箕作茂左衛門		宝暦4年(1754)		宝暦7年(1757)	宝暦8年(1757)	
42 長瀬平右衛門	小姓筆頭		宝暦3年(1753)	宝暦7年(1757)	宝暦9年(1759)	本方奉行
43 福地嘉兵衛	本方奉行			宝暦7年(1757)	宝暦10年(1760)	本方奉行
44 藤本左門	目付	享保2年(1717)	宝暦7年(1757)	享保20年(1735)	宝暦11年(1761)	
45 熊谷徳右衛門					明和6年(1769)・奉行格	
46 川井源右衛門	留守居→本方奉行				明和元年(1764)	
47 太田内蔵丞	物頭(宝暦7年)→本方奉行(宝暦7年)→町奉行(宝暦9年)→本方奉行				明和2年(1765)	本方奉行
48 寺崎弥太夫	勘定奉行→町奉行→能代奉行				明和2年(1765)・本方奉行加談	
49 石川文右衛門	江戸定居・奥頭役				明和4年(1767)	
50 片岡七十郎	歩行頭(明和5年)→刀番→			安永6年(1777)	明和5年(1768)	
51 梅津小兵衛	勘定奉行本席にて				明和6年(1769)	能代奉行
52 大山六左衛門			宝暦12年(1762)		明和8年(1771)	
53 太田伊太夫					明和8年(1771)	本方奉行兼帶
54 関口半八	側小姓	安永元年(1772)	明和5年(1768)	安永4年(1775)	安永5年(1776)	左近様側役
55 箕作源之丞	側小姓	明和4年(1767)		安永5年(1776)	安永6年(1777)	
56 小田野武助	角館佐竹北家組下給人				安永7年(1778)・表小姓並・絵御用	
57 井口長兵衛	物頭(宝暦6年)→勘定奉行(明和3年)→町奉行(明和7年)→本方奉行→				安永8年(1779)・権門・本方奉行兼	
58 系賀九左衛門	側小姓		明和5年(1768)		安永8年(1779)・奉行格	
59 菅谷小早人	物頭(宝暦3年)→勘定奉行(安永元年)→本方奉行→		天明5年(1785)		天明元年(1781)	
60 佐藤又兵衛	留守居				天明元年(1781)・権門・留守居兼	
61 奥山衛士		天明元年(1781)			天明2年(1782)	
62 太田丹下	小姓		宝暦元年(1751)→留守居・奉行格→		天明3年(1783)	
63 飯田半左衛門	定府表小姓		安永9年(1780)		天明3年(1783)用人助力	
64 前沢主水	目付				天明3年(1783)用人助力	
65 小野崎源右衛門					天明4年(1784)	
66 山県礼助	歩行頭(安永9年)→本方奉行(天明2年)→				天明5年(1785)	
67 岡蔵人主	目付			寛文12年(1672)		物頭
68 信太九郎右衛門	目付			寛文12年(1672)		物頭
69 岡谷伊織				寛文12年(1672)		大小姓番頭
70 前沢主水				寛文12年(1672)		

氏名\役職	(前役職)	納戸役	刀番	膳番	用人	(後役職)
71 小貫又左衛門				延宝6年(1678)		
72 宇佐美三十郎	歩行頭			貞享2年(1685)・宝永4年(1707)		
73 佐藤五郎左衛門	歩行頭			貞享2年(1685)		児小姓頭
74 田代新右衛門	裏判奉行→本方奉行→		貞享2年(1685)	元禄2年(1689)		
75 藤井勘之丞		天和元年(1681)		元禄7年(1694)		
76 天神林刑部		刀番(元禄6年(1693))→歩行頭→		宝永元年(1704)		
77 望月伊太夫	歩行頭			宝永2年(1705)	歩行頭(宝永6年)→奥附頭役	
78 根本庄右衛門				宝永4年(1707)→用人		
79 岡平兵衛	大番組頭→小姓筆頭→歩行頭→			宝永6年(1709)		
80 鈴木平蔵	歩行頭(元禄16年(1703))→			正徳元年(1711)→本方奉行→勘定奉行		
81 大山士右衛門	大番組頭		正徳元年(1711)	正徳3年(1713)・享保2年(1717)		
82 信太左衛門			宝永4年(1707)	正徳5年(1715)→本方奉行・勘定奉行・膳番		
83 遠山理介	小姓筆頭	刀番(宝永7年(1710))→歩行頭→		正徳5年(1715)		
84 萩庭市左衛門		刀番(宝永7年(1710))→歩行頭→		享保4年(1719)		
85 松塙長右衛門				享保4年(1719)		
86 清水繩緒	御小姓筆頭→刀番(正徳5年(1715))→歩行頭→			享保10年(1725)		
87 深谷藤左衛門	歩行頭			享保13年(1727)		
88 羽石藤九郎	目付			享保14年(1729)		
89 田代源太	側小姓		宝永7年(1710)	享保18年(1733)		
90 大嶋一学			享保2年(1717)	享保20年(1735)		
91 広瀬嘉八郎	側小姓		享保8年(1723)	享保20年(1735)		
92 後藤理左衛門祐元	歩行頭		元文4年(1739)	元文4年(1739)用人格	目付	
93 小野崎庄左衛門				元文5年(1740)用人格		
94 松山新内蔵		享保20年(1735)	刀番(元文2年(1737))→歩行頭(元文3年)→膳番(寛保元年(1741))			
95 大繩弥五左衛門	歩行頭		元文4年(1739)	寛保3年(1743)→宝暦元年(1751)尙奉行格		
96 三枝仲	小姓	刀番(寛保3年(1743))→目付→		宝暦3年(1753)		
97 信太弥右衛門	用人			宝暦4年(1754)		
98 根岸市郎右衛門				宝暦5年(1755)		
99 萩庭十左衛門	目付→歩行頭→切支丹改→			宝暦9年(1759)		
100 梁治部左衛門	目付		宝暦3年(1753)	宝暦9年(1759)・明和4年(1767)留守方江戸詰膳番		
101 平沢十右衛門		宝暦7年(1757)		宝暦12年(1762)		
102 土屋吉兵衛		宝暦9年(1759)・宝暦12年(1762)		明和2年(1765)	御前様附頭役	
103 大山伊織	小姓		宝暦7年(1757)	明和2年(1765)→明和6年(1769)奉行格		
104 藤井監物	側小姓	明和2年(1765)		明和4年(1767)	本方奉行	
105 小貫采安	歩行頭			明和5年(1768)	奥附頭役	
106 奥山吉左衛門		明和2年(1765)		明和6年(1769)	奥附頭役	
107 山下藤九郎	目付			明和6年(1769)		
108 黒木権右衛門	大番組頭→目付→副役→本方奉行→			安永4年(1775)		
109 奥山隼人				安永6年(1777)	奥附頭役	
110 福地三太郎	大番士			安永6年(1777)		
111 布施平五郎		安永4年(1775)		安永9年(1780)	御前様附頭役	
112 小林孫兵衛		天明元年(1781)		天明元年(1781)		
113 大嶋平馬	歩行頭	安永9年(1780)		天明元年(1781)		
114 須藤部茂孟	目付	明和8年(1771)	明和2年(1765)	天明2年(1773)・天明元年(1781)奉行格		
115 山下貢				天明元年(1781)用人格・御前様附頭役		
116 桜田三八郎	目付		天明元年(1781)	天明元年(1781)		
117 竜谷縫綱	側小姓		明和6年(1769)	天明元年(1781)		
118 田代但見		刀番(寛延2年(1749)・宝暦2年(1752))		天明5年(1785)		
119 川井五兵衛			貞享2年(1685)			
120 北村源之助			貞享2年(1685)			
121 根元囂之助			貞享2年(1685)			
122 藤井藤兵衛			貞享2年(1685)			
123 信太喜四郎			貞享4年(1687)			
124 須田梶之助			貞享4年(1687)			
125 小田部六左衛門			元禄2年(1689)			
126 武川勘解由			元禄2年(1689)			
127 大和衛士助			元禄7年(1694)			
128 根田治部助	大番組頭		元禄12年(1699)			
129 平沢清右衛門			元禄12年(1699)			
130 宇垣典膳			元禄12年(1699)			
131 寺崎清兵衛			宝永元年(1704)		歩行頭	
132 横口市右衛門	大小姓組頭		宝永5年(1708)		奥附頭役	
133 小野崎七右衛門			宝永7年(1710)		歩行頭	
134 太田百助		正徳5年(1715)	宝永7年(1710)		大番組頭	
135 小野崎多郎左衛門	表小姓筆頭		正徳元年(1711)			
136 棚谷平右衛門	表小姓筆頭		正徳元年(1711)			
137 三枝奎	表小姓		正徳元年(1711)			
138 田崎忠四郎	側小姓	正徳3年(1713)	正徳2年(1712)		歩行頭	
139 大和桂			正徳3年(1713)			
140 佐藤伝之助			正徳3年(1713)			
141 前沢藤馬	小姓筆頭		正徳5年(1715)			
142 深谷文五郎	側小姓		正徳5年(1715)		歩行頭	
143 梅津喜三郎	側小姓		正徳5年(1715)			
144 真崎正親			享保2年(1717)		物頭	
145 村野治右衛門			享保2年(1717)		歩行頭	

	氏名\役職	(前役職)	納戸役	刀番	膳番	用人	(後役職)
146	中田彦三郎			享保2年(1717)			物頭
147	福田喜太郎			享保2年(1717)			
148	高根弥折			享保4年(1719)			
149	金助内			享保4年(1719)			歩行頭
150	須田平四郎			享保8年(1723)			歩行頭
151	神沢勇太			享保8年(1723)			歩行頭
152	朝日永八	大番組頭		享保10年(1725)			
153	赤須万六			享保12年(1727)			
154	平野勇治	側小姓		享保13年(1728)			
155	酒寄藤九郎			享保14年(1729)			
156	川井四八郎			享保16年(1731)			
157	生田目清馬			享保17年(1732)			
158	信太第三郎	側小姓	元文2年(1737)	元文3年(1738)			歩行頭
159	大山隼人		元文元年(1736)	元文3年(1738)			
160	井口長七郎			元文3年(1738)		歩行頭→財用方勘定奉行	
161	江田助之進	小姓		元文4年(1739)			物頭
162	根岸与市	小姓		元文4年(1739)		寛保2年(1742)用人格	
163	小野崎多右衛門	歩行頭		元文4年(1739)			歩行頭
164	鈴木与一左衛門	大番組頭		元文4年(1739)			
165	牛丸多八郎	小姓		元文4年(1739)			
166	生田目喜内			寛保2年(1742)・歩行頭・鷹匠支配			目付
167	平元茂助	小姓		寛保3年(1743)	→本方奉行(寛延2)→郡奉行(宝暦3)→能代奉行(宝暦4)		
168	望月七郎右衛門			寛保3年(1743)			
169	長山弥平治	小姓頭		延享4年(1747)			
170	布施要人			宝暦2年(1752)	明和4年(1767)膳番格	奥附頭役	
171	大嶋喜之丞	小姓	宝暦2年(1752)	宝暦3年(1753)			
172	小野崎吉内	表小姓		宝暦5年(1755)	宝暦7年(1757)膳番格		
173	平野清五郎			宝暦7年(1757)			
174	石川治右衛門	大小姓		宝暦7年(1757)			
175	根田忠四郎	大番士	享保16年(1731)	宝暦11年(1761)	宝暦元年(1751)膳番格		
176	平野主馬	歩行頭		宝暦11年(1761)			
177	坂本藤治	大番士		明和2年(1765)			
178	平沢平角	江戸定居	明和3年(1766)	明和5年(1768)			留守居
179	田代源太	物頭		安永6年(1777)			
180	布施藤十郎			安永8年(1779)		留守居助力	
181	鈴木甚五兵衛	目付→歩行頭		安永8年(1779)		大番組頭	
182	井口旦	納戸役		安永9年(1780)			
183	水戸部新助	目付→代官→副役		安永9年(1780)		本方奉行	
184	田崎弥左衛門	目付		天明元年(1781)		歩行頭	
185	金澤主税	大小姓	天明元年(1781)	天明2年(1782)			本方奉行
186	岩堀造酒	奥附組頭格	天明2年(1782)	天明2年(1782)			本方奉行
187	岡部丈右衛門			天明2年(1782)			
188	井上才藏	側小姓		天明4年(1784)・歩行頭			
189	知久弥四郎			天明5年(1785)			
190	田崎清七		正徳3年(1713)				
191	根本新蔵人	小姓頭	正徳5年(1715)				
192	太田百平		享保2年(1717)			歩行頭	
193	駒木根金左衛門		享保2年(1717)			奥附頭役	
194	飯田造酒		享保2年(1717)			奥附頭役	
195	真崎文藏		享保5年(1720)			大小姓頭	
196	佐藤与市		享保8年(1723)				
197	岡半五郎		享保13年(1728)			大番組頭	
198	小助川百八		享保13年(1728)				
200	駒木根小十郎	側小姓	享保16年(1731)			物頭	
201	大越郷太		元文4年(1739)				
202	嘉藤多右衛門	大番組頭	元文4年(1739)				
203	小林武左衛門		寛延2年(1749)・明和6年(1769)			奥附手代	
204	真壁十兵衛	納戸役見習	宝暦元年(1751)			大小姓番頭	
205	武藤主馬		宝暦3年(1753)			目付	
206	平野文右衛門		宝暦4年(1754)				
207	那珂新兵衛	側小姓	宝暦5年(1755)				
208	滑川八右衛門	小姓筆頭	宝暦5年(1755)				
209	沼井織部		宝暦7年(1757)				
210	広瀬忠一郎	側小姓	宝暦11年(1761)			物頭	
211	佐藤恒内	江戸定府	明和元年(1764)				
212	渡部善兵衛		明和3年(1766)・安永8年(1779)・天明3年(1783)刀番格				
213	横田百助	小姓筆頭	明和4年(1767)				
214	吉成藤治右衛門	大番組頭	明和6年(1769)				
215	椎名登	側小姓	安永2年(1773)			歩行頭	
216	平元庄三郎	目付	安永9年(1780)				
217	飯塚左門	大番組頭	安永9年(1780)				
218	小貫彦九郎	小姓筆頭	天明元年(1781)			目付	

『国典類抄』嘉部の記事より採録し作成

のが一般的な側方諸役の人事異動の特質であるといえる。もちろん、逆に「刀番」や「膳番」そして「用人」止まりの事例も多くみられることから、こうした個々の役職 자체が秋田藩の藩庁役人である多くの藩士の役職上での到達点にもなったものと考えられるのである。

おわりに

本稿では、「『国典類抄』索引検索システム」のデータベースの索引項目の「人名」と「役職」を組み合わせて利用することにより、『国典類抄』嘉部の記事を「人物」に視点をあてて「役職」との関係について採録し、一覧表にすることで、藩政期秋田藩における藩庁役人の「人事異動」ともいべき「役替」の特質（実態やそのしくみ）について分析を試みてきたところであり、ある程度詳細な事例を提示することができたものと考えている。

また、問題設定とした「役替」の特質と家柄（家格）については、一節で見た「引渡」・「廻座」家格と最上級の重役である役職との関係にしても、二節で見た表方諸役（三奉行・副役）の役替や、三節で見た側方諸役の役替にしても、基本的には家柄（家格）によって就任する「役職」は決まっていて、「役替（人事異動）」も一定のパターンがあることがわかった。しかし、年代が経るとともに、藩財政の逼迫のなかで、こうしたパトーンにとらわれない「役替」や人事起用もみられてくるのである。ただ、こうした傾向が顕著に現わ

れるのは、本格的に藩政改革が行われる寛政期以降であり、それは、今回の分析の対象とした『国典類抄』の範疇ではなく、『御龜鑑』や『渋江和光日記』・『宇都宮孟綱日記』などの藩政後期の史料の分析を待たなければならない。そしてそれは、寛政期以降にあたる藩政後期秋田藩の「藩庁機構」の復元と「役職」の特徴や「役替（人事異動）」の特質の解説^⑩^⑪なども含めて、今後の課題にしたいと考えている。

さらには、本稿を通じての今回のもうひとつねらいでもあった『国典類抄』索引検索システムも含めて、当館所蔵史料をより多くの方々に関心を持っていただき、利用していただける事を願っている。

註

- (1) 『国典類抄』嘉部 第十三～十七巻（秋田県立秋田図書館 一九七八）
八七年）（原史料 秋田県公文書館所蔵）
- (2) 拙稿「近世前中期における秋田藩藩庁機構について」『国典類抄』の分析を中心に」（『秋大史学』五十号 秋大史学会 一〇〇四年）
- (3) 根岸茂夫「秋田藩における座格制の形成」『史翰』十一 国学院大学地方史研究会 一九七六年）
- (4) 昭和版『秋田県史』近世資料編上（秋田県 一九六三年）
- (5) 「御國中分限帳」（A三一七・三 秋田県公文書館所蔵）
「正徳禄高調」（秋田県立図書館所蔵）
- (6) 「分限帳 元文四年」（A三一七・八八 秋田県公文書館所蔵）
前掲 (1) 『国典類抄』前編嘉部五十六 享保十二年十一月一十八

日条

(7) 前掲（1）『国典類抄』前編嘉部五十六 享保二年十二月九日条
森明久『近世中後期藩財務役人の研究』^(8) 岩南堂書店 一二〇〇三年)

所収「秋田藩財用方役人の確立・本方奉行・財用方勘定奉行の成立を中心にして」（『歴史』八十号 一九九三年）

(9) 前掲（1）『国典類抄』後編嘉部五十一 宝暦三年六月二十二日条
渡部紘一「幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静」渋江和光

日記断章」（秋田県公文書館研究紀要第六号 一二〇〇〇年）

(11) 金森正也「寛政期秋田藩における改革派官僚の形成といわゆる「人材登用」について」（秋田県公文書館研究紀要第八号 一二〇〇二年）などすでに当館先輩職員による論考もあることから、参考にしていかなければならぬとも考へている。

（古文書班学芸主事 いとうまさたか）

文久三年戸村十太夫の京都警衛に伴う往復書状の復元

畠 中 康 博

はじめに

一 戸村文庫整理上の問題点

二 往復書状復元の方法

三 結果

おわりに

はじめに

を勤めた人物で、特に戊辰戦争時、秋田藩を代表して白石会議に参加し、慶応四年（一八六八）五月三日に奥羽列藩同盟に調印した人物として知られている。しかし同年七月四日に秋田藩士による仙台藩士斬殺事件が発生し、その後秋田藩は奥羽列藩同盟から離脱し新政府側に味方した。こうした動きの中で戸村十太夫は八月三日に生涯蟄居の命を受ける。

本稿は秋田県公文書館に収藏されている戸村文庫の史料から、秋田藩家老戸村十太夫義效が文久三年～元治元年にかけて京都警衛を行った際の往復書状を復元するものである。

戸村文庫は昭和三十三年（一九五八）に戸村進氏により秋田県立秋田図書館に寄贈され、平成五年（一九九三）秋田県公文書館の開館に伴い引き継がれた史料群である。三四二三点の史料の多くは戸村十太夫義效宛ての書状である。

この戸村十太夫義效という人物は、藩主一門で文久三年から家老

戸村文庫整理上の問題点

を勤めた人物で、特に戊辰戦争時、秋田藩を代表して白石会議に参加し、慶応四年（一八六八）五月三日に奥羽列藩同盟に調印した人物として知られている。しかし同年七月四日に秋田藩士による仙台藩士斬殺事件が発生し、その後秋田藩は奥羽列藩同盟から離脱し新政府側に味方した。こうした動きの中で戸村十太夫は八月三日に生涯蟄居の命を受ける。

秋田藩の戊辰戦争時の動きを著述した歴史家たちは、白石会議に参加した戸村十太夫が独断で列藩同盟に加盟したゆえに秋田藩は最初から新政府側に加担する態度を貫くことができなかつたとして戸村を非難し、これが戸村文庫公開まで秋田藩の幕末維新史の通説となつた^①。

だが戸村文庫の公開によりそれは全くの虚説であることが判明する。すなわち奥羽列藩同盟に戸村が加盟したのは、国元の家老連署による書状を見ての判断だったことが、その書状の発見により明らかとなつたのである^②。これによりそれまでの通説を改めざるを得なくなり、昭和三十三年（一九五八）に編纂が開始された『秋田県史』

に、当初予定されていなかつた「維新編」第四巻が独立して編纂されることになるほどであつた。⁽³⁾

このように秋田藩の幕末維新研究に一大転換をもたらした戸村文庫であるが、その史料群は図書の分類に使用される十進分類法を基本にした整理方法が採られた。史料の内容による分類が採られたことである程度の史料群の性格はつかめるのだが、戸村文庫の大半を占める書状はその内容で分類されているので、書状の内容にそぐわない項目に分類されているケースがある。また、どの書状が同じ飛脚便で送られたものなのか、史料相互の関連性が全く分からなくなってしまっているという問題点もある。

そこで本稿では、戸村十太夫が文久三年（一八六三）八月に家老に就任した直後から従事した京都警衛の時期に、国元や江戸から送られた書状と彼自身が京都から発した書状の草稿を戸村文庫から抽出し、往復書状として復元する。

一 戸村文庫整理上の問題点

秋田県公文書館所蔵の戸村文庫には、秋田・戸村を意味するATTという記号が附されており、その内訳は〈表1〉のようになってい。前述したように戸村文庫の中心となる史料は幕末の家老戸村十太夫義效の書状が多いのだが、史料の内容に即して日本図書十進分類法で整理されたので、史料の半数近くが312の「政治史、政治

事情」に分類されてしまっている。

これがいかに史料の性格に合致したものでないのか、例としてAT387-1-1の番号と「十太夫宛 小野岡右衛門書状」というタイトルの附された史料を挙げる。

歳末は御同慶日出度申納候。今以残寒嚴敷御座候得共、先以屋形様上々様益御機嫌能被遊御座、恐悦御同意奉存候。隨而貴家愈御安泰被成置御勤仕珍重之御事奉存候。當方御在処様ニ而も御揃被成御座苦候間、貴意可有易奉存候。須々私共無意有之候間、必々御案被成下間敷奉存候。

一当表も年中御用向無御滞、當廿六日迄例年通被為済、御同意恐悦奉存候。御心得之通御金繰も御難渋之處、織衛再役被仰付候儀御聞及も可為有、富國強兵之取調申出、極印銀等被差出申候。是は世上大ニ賞美致候模様ニ相聞得候得共、極印銅は不通用ニ而陷入申候。其外品々之取調も有之候。何卒是にて御基本之相立候様祈願有之候。

一理兵衛儀も当九日江戸表出立、一昨廿六日下着致候。段々御調達之模様も承候処、御諸家様も皆以御調達にて、一円御返弁無之ニ、大ニ難候得共、五万両余之出金御請被相成、先々何時 御上京にても御差支無之趣申聞候。當江戸表ニ而も五千両余御館入共御請申上候由ニ御座候。畢竟理兵衛其向相談筋行届候ゆへより之事ニ而、不容易心痛も仕候趣ニ御座候。

一
其表も弥々御静謐之由、恐悦之御儀奉存候。此表も大ニ御静謐ニ
而、年中も今少ニ而日出度青陽を迎候事ニ御座候。殊ニ年中は万
端御添心御年礼被成下奉万諭候。先は歳末之御祝詞御礼旁可申上

如此御座候。余は斯来陽之時候。頓首

臘月廿八日

十太夫様

右衛門

尚々隨時折角御自愛被成置候様専容之御事ニ奉存候。此内家
内共よりも宜敷御祝詞申上度申出ニ御座候。以上

この書状は、文久三年（一八六三）十二月二十八日、国元の家老
小野岡右衛門が京都の戸村十太夫に宛てた書状である。

史料のタイトルから書状の内容を掴むことができないのは仕方が
ないが、問題は史料の分類である。史料番号の387は「礼儀作法、

表1 戸村文庫の分類と内容

大分類	分類	項目	史料点数
0 総記	019	図書利用法、読書	1
1 哲学	123	儒教、儒家	1
	159	教訓、人生訓	1
	172	神祇	1
	175	神社	6
	176	祭祀	5
	180	仏教	1
	185	寺院、僧職	2
	186	仏会	13
2 歴史、地誌	209	有職故実、儀式典礼	102
	210	歴史一般	1
	210.1	勅語、詔書、宸筆	1
	212	近世史	1
	212.1	戊辰戦争	287
	288	系譜、家伝、紋章	2
	288.2	系譜、系図	2
	288.3	家伝、家史	12
	288.6	旗、紋章	1
	289	一個人の伝記	11
	290	地誌、紀行	1
	291.5	秋田市、河辺郡	1
	291.8	横手市、平鹿郡	3
	292	県(藩)外紀行、地誌	3
3 社会科学	312	政治史、政治事情	1574
	317	行政	566
	326	刑法	4
	337	貨幣、通貨	7
	338	金融、銀行	4
	342	税制史、税制事情	47
	343	財政政策、財務行政	2
	369	社会病理、社会事業	9
	372	教育史、教育事情	5
	380	習俗、習慣	1
	384	社会風習	13
	385	祭礼、年中行事	4
	386	冠婚葬祭	49
	387	礼儀作法、社交	379
	393	戦史、軍事情	127
	399	古兵法(明治以前)	5
4 自然科学	470	植物学	1
	490	医学	1
	499	薬学	2
5 工学	569	鉱業経済、経営	3
	588	食品工業	4
	590	家事(家政学)	2
6 産業	611	農業経済	39
	614	農業工学	2
	645	家畜	6
	672	商業史、商業事情	5
7 芸術、美術	750	工芸藝術	14
	773	能楽、狂言	1
	787	釣魚、遊獵	2
	789	武道	5
9 文学	911.1	和歌	49
	919	日本漢文学	32
	合 計		3423

「社交」であるが、書状の内容は秋田藩の財政に関するものである。

このうち最初の一つ書きは、勘定奉行太繩織衛が行った財政改革の一環である極印銀・極印銅の発行について記されている。

秋田藩主佐竹義堯は文久三年（一八六三）八月二十五日に勘定奉

行太繩織衛に財政改革の立案を命じた。これを受けて太繩織衛は、

九月六日に藩内の総蔵入地化を骨子とした改革の建白書五冊を上呈した。しかしこれに反対する意見が多く出されたので、太繩は地方貨幣である極印銀・極印銅の発行や、土崎湊で取り引きされる商品の税制改正に改革路線を切り替えた。

だが太繩の建白書が現在発見されいないことや極印銀・極印銅の発行に関する史料もほとんど残っていないことから、幕末の秋田藩の財政改革の全貌は十分には解明されていない。従って財政改革の片鱗を伺うことのできる右のような史料を地道に集めていくことが現段階における幕末秋田藩の財政改革の研究方法になるのだが、これまで右の史料が使われたことはない。

また次の一つ書きは、信太理兵衛（大坂詰勘定奉行）が五万両を調達し、江戸においても五千両を調達した内容が記されている。もともと戸村十太夫は、文久三年（一八六三）六月十五日に幕府が文久四年一月から三月までの京都警衛を命じたこと^①、同年七月二十五日に伝奏の飛鳥井雅典が秋田藩京都留守居長瀬隼之助に「方今追々不容易時勢ニ付御用被為在候間、急速上京可有之被仰出候事」と早々の上京を命じたことにより、藩主の名代として上京した^②。

戸村は同年九月二十五日に京都に到着するが、藩主は戸村出発後に上京延期を決意し、九月二十九日発の書状で京都の戸村にその旨を通知した^③。その理由について、筆頭家老の宇都宮帶刀は次のように日記に記している^④。

御意ニは御上京之儀は御不快方之上は 御登可被遊筈ニ候得共、

①当時之形勢更ニ落付も無之、且又②壱ヶ年兩度御上京ニてハ御財用御取続無之、此上方一御軍事等御用ニ而被為召候得は、其節こそ是非御登り不被遊候てハ不相成、其節必止と御差支ニ而は甚恐入思召候故、此度は御上京暫御見合可被遊候。（傍線筆者）

ここから藩主佐竹義堯は①上方の社会情勢の悪化と②財政難を理由に上京を中止することを決めたことが分かる。この内①の上方の社会情勢の悪化とは、八月十七日に大和国五条代官所襲撃から始まった天誅組の乱を指す。乱は九月二十七日には鎮圧されるが、この史料が書かれた時点ではその報はまだ秋田まで達していない。次に②の財政難であるが、秋田藩は十四代将軍將軍徳川家茂の上京を供奉すべく、文久三年一月から三月にかけて上京していた。従って藩主が予定通り文久四年一月に上京すれば、②にあるように一年に二度の上京ということになる。

確かに財政難については、太繩織衛に改革を行わせようとしたほど深刻に受け止めていたことは確かである。だがその一方で大坂詰

の勘定奉行である信太理兵衛が金策に廻り、藩主の上京を可能にする資金作りに成功しており、天誅組の乱鎮圧の報と財政面での目途が立ったことで、藩主は文久四年（二月に元治元年に改元）の秋から冬に上京を望むようになるのである。

このように、AT387-1-1「十太夫宛 小野岡右衛門書状」は秋田藩の幕末政治史研究において重要な史料であると言えるが、利用者が史料のタイトルや「礼儀作法、社交」の目録の分類からこの内容に到達するには非常に困難である。

従って戸村文庫の書状を十進分類法ではなく、差出日・受取日・差出人によって整理し直すことで、旧来の分類の過程で見えなくなってしまった事実を掘り起こすことができると筆者は考えた。

二 往復書状復元の方法

京都警衛に伴う往復書状復元の手がかりは次の方法による。

第一に書状の差出日に注目する。これにより同じ差出日の書状をグルーピングしていくことで、どの書状が同じ飛脚便により運ばれたかが分かる。

第二に書状の挨拶文に注目する。書状冒頭には「当月八日付之貴翰、江戸表より同廿一日相達拝見仕候」といった書きだしがあるものが多く、これにより京都の戸村十太夫がいつ認めた書状の返書なのかを確認することができる。

第三に書状の包の上書きに注目する。京都警衛時に国元や江戸から送られてきた書状には、それを受け取った戸村が包にその書状の到着日を記していることが多い。また同様にその書状の返書を差し出した日付も記入していることが多い。これにより京都における書状の到着日とその書状の返書の差出日を確認することができる。

第四に戸村十太夫が京都から差し出した書状の草稿に注目する。書状の原本は残存していないが、書状の草稿にある日付と先に述べた包に書いてある返書の日付を突き合わせることで、国元や江戸からの指示に対しても戸村十太夫がいかなる返答をしているのかを確認することができる。

第五に戸村十太夫が京都でつけていた日記に注目する。彼の日記を見ると飛脚が到着した日には、書状一点ごとの差出人とその大まかな内容が書かれている。また戸村が国元・江戸に書状を差し出す場合には、いつ京都に到着した書状の返書であるかを記しており、これが包の上書きや書状の草稿と共に往復書状復元の大きな手がかりとなる。

第六に宇都宮孟綱の日記に注目する。宇都宮孟綱は、天保十二年（一八四二）から明治四年（一八七一）にかけて家老を勤めた人物で、安政四年（一八五七）には筆頭家老となつた人物である。その日記を見ると、戸村からの書状が到達した日には、その旨が記されている。また京都に書状を差し出した場合にはその旨も記されていいる。ここから国元における書状の差出日と受取日を確認することができる。

できる。

以上六つの手がかりから往復書状の全体像を把握することができる。

三 結果

前節に記した方法により復元した往復書状の全貌を〈表2〉に示す。

(表の見方)

①「秋田1」「江戸1」「京都1」について

これはそれぞれの地で書状を出した順番を示す。例えば「秋田1」は京都の戸村十太夫宛てて国元から出した一番目の飛脚便を意味する。

秋田から京都へ向けて出された書状が江戸に着くと、そこで江戸家老の書状が加えられることが多く、その場合には「秋田4・江戸1」のようになる。

「弥太郎1・2」は戸村十太夫と京都警衛を交代すべく上京の途に就いた塙谷弥太郎が、東海道の宿場から送った書状である。飛脚が運ぶ御用状箱には複数の書状が入っており、飛脚が出発する際には宇都宮・小野岡・浜江・塙谷といった家老の書状の他に、用人の金大之進・飯塚伝也、膳番の岡百八の書状も一緒に差し出されていることが分かる。

またその書状が何の書状の返書なのかを確認できるものについて

ては「京都1（秋田1・2）の返書」という具合に記しておいた。

②秋田・江戸・京都の日付について

これは飛脚がそれぞれの地を発した、または到着した日付である。また日付の下に飛脚の種類が分かる場合には「御飛脚」「町飛脚」「仕立飛脚」「正六日町飛脚」という具合に記載した。この記載は史料の表記に従つたので幾種類もあるが、大別すると秋田藩の御小人が用を勤める御飛脚と町飛脚の二種類となる。

③整理番号について

現在使用されている史料の整理番号である。「江戸34」に佐竹宗家文書を意味するAS記号の史料六点がある。これは江戸から京都に出発した三十四番目の飛脚が運んだ御用状箱の中に、AS310-75-1~6の史料と同じ史料が運ばれたことを意味する。戸村十太夫の日記の記述から、この六点の史料と同じ史料が京都に送られたと判断したので表に加えた。

また〈現存せず〉については、前節で述べた手がかりによりその存在は確認できるが、それに該当する史料が確認できないものである。ただし、筆者は戸村文庫の全ての史料をまだ見たわけではないので、今後更に整理を進めていくことにより該当する史料を見つける可能性はある。

④史料名について

飛脚が運ぶ御用状箱には複数の書状が入っており、書状ごとに細線で区切つた。また同じ包に複数の書状が入っている場合にも、

の間を細線で図示した。

秋田発の書状とは江戸発の書状が回し業屋に轉せられたばかりで、その間を太線で図示した。

⑤作成日付

出来上記載せられており田中を記載した。

⑥郵便印のこ

係者連名の書状の場合、その書状を書いた人物を太文字とした。

⑦取扱人印のこ

戸村が旅館から手した書状の宛先は「内膳様」、国元への書状は「摶谷殿」「摶谷様」、戻りの書状は「内膳様」またはこの場合が多。その場合、国元への書状の場合を認めたる人物を括弧で示す。戻りの書状にて示せたが内膳は内膳ひつだ。

表2 往復書状の全貌

	秋田	江戸	京都	整理番号	史料名	作成日	差出人	受取人
秋田 1	文久3年9月2日 御飛脚	→	→ 文久3年9月25日	AT312-30-1	十太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年9月2日	小野岡右衛門・渋江左膳・塙谷弥太郎・宇都宮帶刀	戸村十太夫
秋田 2	文久3年9月6日	→	→ 文久3年9月25日	AT312-34-2	十太夫宛 金大之進書状	文久3年9月6日	金大之進	戸村十太夫
				AT312-35	十太夫宛 宇都宮帶刀書状	文久3年9月6日	宇都宮帶刀・渋江左膳・塙谷弥太郎・小野岡右衛門	戸村十太夫
(秋田1・2の返書)	文久3年10月12日 御飛脚	←	文久3年10月4日 御飛脚	AT312-37	戸村十太夫自筆御用状控	文久3年9月27日	戸村十太夫	宇都宮帶刀・小野岡右衛門・渋江左膳
京都 2	文久3年11月2日 御飛脚	←	文久3年10月5日 御飛脚	AT312-45	戸村十太夫自筆御用状控内書控	文久3年10月5日	戸村十太夫	(小野岡右衛門・渋江左膳・塙谷弥太郎・宇都宮帶刀)
京都 3	文久3年11月2日 御飛脚	←	文久3年10月9日 御飛脚	AT312-46	戸村十太夫自筆御用状控内書控	文久3年10月9日	戸村十太夫	(小野岡右衛門・渋江左膳・塙谷弥太郎・宇都宮帶刀)
京都 4		←	文久3年10月15日 御飛脚	AT312-47	戸村十太夫自筆御用状	文久3年10月15日	戸村十太夫	(小野岡右衛門・渋江左膳・塙谷弥太郎・宇都宮帶刀)

秋田 3	文久 3 年 9 月 29 日	→	木曾路	→	文久 3 年 10 月 6 日 御飛脚 (3 人)	AT312-38-1 + 太夫宛 金大之進書狀 + 太夫宛 小野岡右衛門書狀 AT312-38-2 + 太夫宛 金大之進書狀 AT312-39 + 太夫宛 小野岡右衛門書狀 AT312-40 今暫上京御象被成下度願書空	文久 3 年 9 月 29 日 金大之進 文久 3 年 9 月 29 日 小野岡右衛門 文久 3 年 9 月 29 日	金大之進 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
秋田 4	文久 3 年 10 月 6 日	→		→	文久 3 年 10 月 26 日 町飛脚	AT312-26-1 + 太夫宛 小野岡右衛門書狀 AT312-26-2 + 太夫宛 小野岡右衛門書狀別紙 AT312-58 候人別	文久 3 年 10 月 6 日 小野岡右衛門書狀 文久 3 年 10 月 6 日 小野岡右衛門書狀別紙 文久 3 年 10 月 26 日 渋江内膳書狀	小野岡右衛門・渋江左 膳・塙谷助太郎・宇都 宮帶刀
江戸 1						(現存せず) 戸村十太夫宛 大学書狀 戸村十太夫宛 大学書狀 (文久本書) 内膳より書狀 (現存せず) 江戸御用状2通 (内1通本書)		戸村十太夫
(京都 5 (江戸 1 の返書))	文久 3 年 11 月 12 日	←		←	文久 3 年 10 月 28 日 御飛脚	AT312-60 戸村十太夫自筆御用状控并内膳控共	文久 3 年 10 月 28 日 戸村十太夫	小野岡右衛門・渋江左 膳・塙谷助太郎・宇都 宮帶刀
江戸 2 (京都 3 の返書)		→	文久 3 年 10 月 26 日	→	文久 3 年 11 月 5 日 町飛脚	AT312-59-1 + 太夫宛 渋江内膳書狀 AT312-59-2 + 太夫宛 滝江内膳書狀 AT312-59-3 + 太夫宛 渋江内膳書狀	文久 3 年 10 月 26 日 渋江内膳 文久 3 年 10 月 26 日 渋江内膳 文久 3 年 10 月 26 日 渋江内膳	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
(江戸 2 の返書)	文久 3 年 11 月 25 日	←	文久 3 年 11 月 14 日	←	文久 3 年 11 月 8 日 町飛脚	AT312-68 戸村十太夫自筆御用状控并内膳控共	文久 3 年 11 月 8 日 戸村十太夫	渋江内膳
京都 6						AT312-50 + 太夫宛 宇都宮帶刀書狀 AT312-51-1 + 太夫宛 金大之進書狀 内書共 文久 3 年 10 月 25 日 金大之進 AT312-51-2 + 太夫宛 金大之進書狀 内書共 文久 3 年 10 月 25 日 金大之進 AT312-51-3 + 太夫宛 金大之進書狀 内書共 文久 3 年 10 月 25 日 金大之進	文久 3 年 10 月 25 日 宇都宮帶刀 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
秋田 5 (京都 1 の返書)	文久 3 年 10 月 25 日	→	文久 3 年 11 月 8 日	→	文久 3 年 11 月 15 日 御飛脚	AT312-52-1 + 太夫宛 宇都宮帶刀書狀 AT312-52-2 + 太夫宛 宇都宮帶刀書狀別紙 AT312-53 + 太夫宛 宇都宮帶刀書狀	文久 3 年 10 月 25 日 宇都宮帶刀・渋江左膳・小野岡右 膳合赤太郎・小野岡右 戸村十太夫 戸村十太夫	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸 3 (京都 5 の返書)						AT312-54 + 太夫宛 塙谷助太郎書狀 AT312-55 + 太夫宛 関白八書狀 AT312-56 + 太夫宛 飯冢伝也書狀 AT312-57 + 太夫宛 小野岡右衛門書狀 AT312-67 + 太夫宛 渋江内膳書狀	文久 3 年 10 月 25 日 宇都宮帶刀・渋江左膳・塙谷 助太郎 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
(現存せず)						戸村十太夫より書狀		

京都7 (秋田5の返書) (江戸3の返書)	← → ←	文久 3年11月18日 町飛脚	AT312-76 同職へ御用状控	文久 3年11月15日 戸村十太夫	淀江内膳・(小野岡右衛門・浜江左膳・益谷弥太郎・宇都宮常侍)(小野岡右衛門・浜江左膳・益谷弥太郎・宇都宮常侍)
京都8 (江戸4の返書)	← →	文久 3年11月19日 戸立飛脚	AT312-88 兩表江之自筆御用状控并内書共	文久 3年11月19日 戸村十太夫	(小野岡右衛門・浜江左膳・益谷弥太郎・宇都宮常侍)
京都9 (江戸4の返書)	← →	文久 3年11月28日 御飛脚	AT312-87-1 淀江内膳書状	文久 3年11月17日 戸村十太夫	戸村十太夫
秋田6 (京都2・3の返書)	文久 3年11月 9日 御飛脚	文久 3年11月21日 御飛脚から町飛脚に	AT312-87-2 淀江内膳書状	文久 3年11月17日 戸村十太夫	戸村十太夫
秋田7 (京都4・5の返書)	文久 3年11月16日 → 文久 3年11月27日(差) 御飛脚	文久 3年12月 4日 御飛脚	AT312-87-3 塙谷弥太郎書状	文久 3年11月16日 戸村十太夫	戸村十太夫
<p>内膳へ自筆私状1通／傍刀へ1通／左 右衛門へ1通／勢太郎へ通／左 膳へ1通／東家へ1通</p>					
秋田5 (江戸5の返事)	文久 3年11月25日 町飛脚	文久 3年12月 1日 AT312-78 十天夫宛 淀江内膳書状	文久 3年11月25日 戸立飛脚	戸村十太夫	戸村十太夫
秋田6 (京都2・3の返書)	文久 3年11月 9日 御飛脚	文久 3年12月 1日 町飛脚	AT312-79 塙谷弥太郎御報	文久 3年11月 9日 戸村十太夫	戸村十太夫
秋田7 (京都4・5の返書)	文久 3年11月16日 → 文久 3年11月27日(差) 御飛脚	文久 3年12月 4日 御飛脚	AT312-80-1 十天夫宛 宇都宮豊乃内書別紙	文久 3年11月16日 戸村十太夫	戸村十太夫
秋田7 (京都4・5の返書)	文久 3年11月16日 → 文久 3年11月27日(差) 御飛脚	文久 3年12月 4日 御飛脚	AT312-80-2 十天夫宛 宇都宮豊乃内書別紙	文久 3年11月16日 戸村十太夫	戸村十太夫

江戸 6								
秋田 8	文久 3年11月16日	→		→	文久 3年12月 8日	町飛脚	AT312-82-3	十太夫宛 飯塚伝也書狀 飯塚伝也書狀 渡江内膳書狀
(秋田 6の返書)		←		←	文久 3年12月 8日	AT312-96	秋田江戸江之自筆御用状并内書控	文久 3年11月16日 飯塚伝也書狀 渡江内膳書狀
(秋田 5の返書)		←		←	文久 3年12月 8日	AT312-98	秋田江戸へ御用状并内書控	文久 3年12月 8日 戸村十太夫
江戸 7		→	文久 3年12月 8日	→	文久 3年12月17日	AT312-95-1	十太夫宛 渡江内膳書狀	文久 3年12月 8日 渡江内膳
(秋田 8の返書)		←		←	文久 3年12月17日	AT312-95-2	十太夫宛 渡江内膳書狀	文久 3年12月 8日 渡江内膳
京都12	文久 4年1月 8日	←	12月25日(着)町飛脚	←	文久 3年12月18日	AT312-105	自筆御用状并内書控	文久 3年12月18日 戸村十太夫
(秋田 9の返書)	文久 3年12月 3日	→	文久 3年12月16日	→	文久 3年12月23日	AT312-92	十太夫宛 塩谷粥太郎書狀	文久 3年12月 3日 塩谷粥太郎書狀 小野岡右衛門・塩谷粥太郎・宇都宮 帶刀
江戸 8			御飛脚から町飛脚に			AT312-93	十太夫宛 金大之進書狀	文久 3年12月 3日 金大之進
(秋田 13の返書)	文久 4年1月11日	←	文久 4年1月 2日	←	文久 3年12月25日	AT312-94	十太夫宛 飯塚伝也書狀	文久 3年12月 3日 飯塚伝也書狀 戸村十太夫
京都14	文久 4年1月11日	←		←	文久 3年12月28日	AT312-102	十太夫宛 渡江内膳書狀	文久 3年12月 16日 渡江内膳 戸村十太夫
京都15	文久 4年1月18日	←		←	文久 4年1月 2日	AT312-111	自筆御用状并内書控	文久 3年12月28日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塩谷粥太郎・宇都宮 帶刀)・渡江内膳
秋田 10	文久 3年12月14日	→	文久 3年12月26日	→	文久 4年1月 6日	AT312-117	秋田同職江之自筆御用状并内書 控其	右衛門自筆1通／別紙1通／同2 通／左膳御状1通／石衛門私状 (現存せず) 渡江内膳よりの御用状4通 (現存せず)
江戸 9								(小野岡右衛門・塩谷粥太郎・宇都宮 帶刀)・渡江内膳

秋田11 (京都の返書) 文久3年12月26日	→ 文久4年1月5日(着) → 文久4年1月6日(発)	文久4年1月11日 仕立飛脚	AT312-112-1 +太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年12月26日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀		戸村十太夫
					膳・塙谷弥太郎・宇都	戸村十太夫	
江戸10			AT312-112-2 +太夫宛 小野岡右衛門書状別紙	文久3年12月26日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	戸村十太夫
					膳・塙谷弥太郎・宇都	戸村十太夫	
秋田16 (秋田10の返書) 江戸10の返書)	文久4年2月7日 御飛脚	← 文久4年1月26日(発) → 文久4年1月12日 町飛脚	AT312-139 自筆内書控	文久4年1月12日 戸村十太夫	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田12		→ 文久4年1月4日 町飛脚	AT312-141 左膳宛 戸村十太夫内書状	文久4年1月12日 戸村十太夫	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
江戸11		→ 文久4年1月14日 町飛脚	AT312-142 内膳宛 戸村十太夫内書状	文久4年1月12日 戸村十太夫	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田13	文久4年1月2日 → 文久4年1月12日 町飛脚	→ 文久4年1月17日 町飛脚	AT312-137 (現存せず) 戸村十太夫宛 飯塚伝也書状	文久4年1月2日 飯塚伝也	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
京都17	文久4年2月7日 御飛脚	← 文久4年1月26日(発) 京都16と一緒に	AT312-151 秋田同職中江御用状控 同内書控共	文久4年1月18日 戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)・塙谷弥太郎	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)・塙谷弥太郎
江戸12 (京都15の返書)		→ 文久4年1月18日 町飛脚	AT312-137 (現存せず) 池江内膳御用状3通／返事1通	文久4年1月25日 (現存せず) 佐竹山城書状	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT317-23-1 +太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年12月28日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT317-23-2 +太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年12月28日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT317-23-3 +太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年12月28日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT317-23-4 +太夫宛 小野岡右衛門書状	文久3年12月28日 膳・塙谷弥太郎・宇都	小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門・波江左 宮帶刀	戸村十太夫	
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT387-1-1 +太夫宛 塙谷弥太郎書状	文久3年12月28日 膳・塙谷弥太郎	小野岡右衛門	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					小野岡右衛門	戸村十太夫	
秋田14	文久3年12月28日 → 文久4年1月18日 御飛脚	文久4年1月25日 御飛脚	AT387-2-1 +太夫宛 塙谷弥太郎書状	文久3年12月28日 戸村十太夫	塙谷弥太郎	戸村十太夫	(小野岡右衛門・波江左 宮帶刀)
					塙谷弥太郎	戸村十太夫	

秋田17 (京都15の返書)	文久4年1月21日 御飛脚	→	文久4年2月2日 御飛脚	文久4年2月6日 御飛脚	AT312-152	十太夫宛 宇都宮帶刀書状	文久4年1月21日	宇都宮帶刀	戸村十太夫
					AT312-153	十太夫宛 手都宮帶刀書状	文久4年1月21日	手都宮帶刀	戸村十太夫
江戸15					AT312-154	十太夫宛 小野岡石御内書状	文久4年1月21日	小野岡石御内書状	戸村十太夫
					AT312-155	十太夫宛 国許家老連名年甫挨拶	文久4年1月22日	塙谷弥太郎・宇都宮帶刀	戸村十太夫
秋田18 (江戸15の返書)	文久4年2月9日 御飛脚	→	文久4年2月14日 御直書御請	文久4年2月22日 御飛脚	AT387-7-1	十太夫宛 国許家老連名年甫挨拶	文久4年1月22日	塙谷弥太郎・宇都宮帶刀	戸村十太夫
					T387-7-2	十太夫宛 国許家老連名年甫挨拶	文久4年1月22日	塙谷弥太郎・小野岡石御内書状	戸村十太夫
江戸20 (江戸16の返書)					AT312-156	十太夫宛 渋江内膳書状	文久4年2月2日	渋江内膳	戸村十太夫
					AT312-157	飛脚への控	元治元年2月11日	戸村十太夫	(小野岡石御内膳門・渋江左膳・塙谷弥太郎・戸村十太夫)
秋田18 (江戸16の返書)	文久4年2月9日 御飛脚	→	文久4年2月17日(発) 御飛脚	文久4年2月11日 仕立飛脚	AT312-164	十太夫宛 宇都宮帶刀書状	文久4年2月9日	宇都宮帶刀	戸村十太夫
					AT312-165	内膳内書1通/縫跋私状1通/大綴 之進私状1通/儀助私状1通/織 理兵衛1通	〈現存せず〉		
江戸20 (江戸19の返書)					AT312-158	十太夫宛 塩谷助太郎書状	文久4年2月12日	塙谷弥太郎・塙江左膳・宇都宮 小野岡石御内膳門	戸村十太夫
					AT312-159-1	十太夫宛 渋江左膳書状	文久4年2月12日	塙谷弥太郎	戸村十太夫
秋田19 (京都16・17の返書)	文久4年2月12日 御飛脚	→	元治元年2月22日 御飛脚	元治元年3月2日 御飛脚	AT312-159-2	十太夫宛 渋江左膳書状別紙	文久4年2月12日	塙谷弥太郎	戸村十太夫
					AT312-159-3	十太夫宛 渋江左膳書状別紙	文久4年2月12日	戸村十太夫	戸村十太夫
江戸17 (京都19の返書)					AT312-159-4	十太夫宛 渋江左膳書状別紙	文久4年2月12日	戸村十太夫	戸村十太夫
					AT312-160-1	十太夫宛 金大之進書状	文久4年2月12日	金大之進	戸村十太夫
江戸21 (秋田19の返書)					AT312-160-2	十太夫宛 金大之進書状	文久4年2月12日	宇都宮帶刀	戸村十太夫
					AT387-7-8	戸村十太夫 宇都宮帶刀書	文久4年2月12日	宇都宮帶刀	戸村十太夫
江戸22 (秋田19の返書)					AT312-165-1	戸村十太夫 渋江内膳書状	元治元年2月22日	渋江内膳	戸村十太夫
					AT312-165-2	十太夫宛 渋江内膳書状	元治元年2月22日	渋江内膳	戸村十太夫
江戸18 (京都20の返書)					AT312-166	秋田同職へ内書控	元治元年3月5日	戸村十太夫	(小野岡石御内膳門・塙谷 左膳・宇都宮帶刀)
					AT387-9	御直書御請	元治元年3月5日	戸村十太夫	宇都宮帶刀・小野岡石 御内膳門・塙谷弥太郎・渋江左膳
秋田20					AT312-167	御国表同職へ内書控ほか	元治元年3月15日	戸村十太夫	(小野岡石御内膳門・塙谷 左膳・宇都宮帶刀)
					AT312-168	秋田同職へ内書控	元治元年3月15日	戸村十太夫	戸村十太夫
(現存せず)					内膳御用状4通/内膳書状1通 連名御用状3通/連名書状1通 平元貞治私状1通				

文久4年正月十太夫の近報御納に伴う往復書状の復元

京都23 (江戸18の返書) (秋田20の返書)		←	←	元治元年4月2日	元治元年4月2日	〈現存せず〉	右衛門へ私状1通／源太郎・私状1通／内膳へ内膳へ返状1通／伝へ私状1通／貢治へ内膳へ返状1通／左膳へ私状1通／大学へ書状1通
京都24	元治元年5月2日	←	←	元治元年4月19日	AT312-182	秋田同職江内書控 (1)	元治元年4月18日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
京都25		←	←	元治元年4月20日	AT312-185	秋田同職江内書控 (2)	元治元年4月20日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
京都26	元治元年6月2日以前	←	北国経由	元治元年4月22日	AT312-185	秋田同職江内書控 (1)	元治元年4月21日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
				元治元年4月22日	AT312-185	秋田同職江内書控 (2)	元治元年4月21日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
秋田21 (京都8・19の返書)	元治元年3月21日	→	元治元年4月2日	元治元年4月22日	AT312-172	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年3月21日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
				町飛脚	AT312-168-1	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年3月21日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-168-2	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年3月21日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-169	十夫宛 故家伝也書狀	元治元年3月19日 故家伝也 戸村十太夫
					AT312-170	十夫宛 塙谷弥太郎書狀	元治元年3月21日 衛門・宇都宮 塙谷弥太郎・小野岡右衛門 戸村十太夫
					AT312-71	飯冢屋也副啓	元治元年3月21日 故家伝也 戸村十太夫
					AT312-172	十夫宛 小野岡右衛門書狀	元治元年3月21日 小野岡右衛門・塙谷称 戸村十太夫
					AT312-173	十夫宛 小野岡右衛門書狀	元治元年3月21日 小野岡右衛門・塙谷称 戸村十太夫
					AT312-174	十夫宛 金大之進書狀	元治元年3月21日 金大之進 戸村十太夫
					AT317-36-1	十夫宛 小野岡右衛門書狀	元治元年3月21日 小野岡右衛門・塙谷称 戸村十太夫
					AT317-36-2	十夫宛 小野岡右衛門書狀	元治元年3月21日 小野岡右衛門・塙谷称 戸村十太夫
江戸19 (京都22の返書)		←	←	元治元年4月25日	AT312-188	秋田御用状ほか自筆1種	元治元年4月25日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
					AT312-177-1	十夫宛 沿江内膳書狀	元治元年4月2日 沿江内膳 戸村十太夫
					AT312-177-2	十夫宛 沿江内膳書狀	元治元年4月2日 沿江内膳 戸村十太夫
					AT32-178-1	十夫宛 武蔵経殿書狀	元治元年4月2日 武蔵経殿 戸村十太夫
					AT32-178-2	十夫宛 武蔵経殿書狀	元治元年4月2日 武蔵経殿 戸村十太夫
京都27 (江戸19の返書)		←	←	元治元年4月25日	AT312-188	秋田御用状ほか自筆1種	元治元年4月25日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
江戸22 (京都22の返書)		←	←	元治元年4月25日	AT312-188	秋田御用状ほか自筆1種	元治元年4月25日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
秋田21 (京都27の返書)		←	←	元治元年4月25日	AT312-188	秋田御用状ほか自筆1種	元治元年4月25日 戸村十太夫 (小野岡右衛門・塙谷称)
秋田22 (京都21・22の返書)	元治元年4月13日	→	元治元年4月26日	元治元年5月6日	AT312-179-1	十夫宛 沿江左膳書狀	元治元年4月13日 沿江左膳 戸村十太夫
					AT312-179-2	十夫宛 沿江左膳書狀	元治元年4月13日 沿江左膳 戸村十太夫
					AT32-179-3	十夫宛 沿江左膳書狀	元治元年4月13日 沿江左膳 戸村十太夫
					AT312-180-1	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年4月13日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-180-2	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年4月13日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-181	十夫宛 金大之進書狀	元治元年4月13日 金大之進 戸村十太夫
					AT312-187-1	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年4月13日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-187-2	十夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年4月13日 宇都宮帶刀 戸村十太夫
					AT312-190-1	十夫宛 沿江内膳書狀	元治元年4月26日 沿江内膳 戸村十太夫
					AT32-190-2	十夫宛 沿江内膳書狀	元治元年4月26日 沿江内膳 戸村十太夫

京都28 (秋田22の返書) (江戸20の返書)	元治元年 6月 3日	← 元治元年 5月24日(発)	← 元治元年 5月12日	AT312-199	秋田同職ほか宛 戸村十太夫内書控	元治元年 5月12日	戸村十太夫	(小野岡右衛門・塙谷 弱太郎・宇都宮帶刀)
秋田23	元治元年 4月25日	→ 元治元年 5月 9日	→ 元治元年 5月18日	AT312-189 AT312-193 AT317-381 AT317-382	十太夫宛 濱江内膳書状 戸村十太夫宛 濱江内膳書状 戸村十太夫宛 濱江内膳書状 戸村十太夫宛 武藏鐵書状	元治元年 4月 25日 元治元年 5月 9日 元治元年 5月 9日 元治元年 5月 9日	金大之進 戸村内膳 戸村内膳 武藏鐵	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸21				AT317-39	秋田同職御用状5通 大之進状1通 山城・左 1通・又太郎・又太夫より書状	元治元年 5月 9日	武藏鐵	戸村十太夫
(江戸21の返書)	元治元年 6月 17日	← 元治元年 6月9日(発)	← 元治元年 5月22日	AT312-200	帶刀・右衛門宛 戸村十太夫書状	元治元年 5月22日	戸村十太夫	宇都宮帶刀・小野岡右 衛門
秋田24 (京都24・25の返書)	元治元年 5月11日 → 元治元年 5月24日 → 元治元年 6月 8日	元治元年 5月11日 元治元年 5月11日 元治元年 5月11日	AT312-192-1 AT312-192-2 AT312-194 AT312-195 AT312-196-1	十太夫宛 塙谷弥太郎書状 十太夫宛 塙谷弥太郎書状 小野岡右衛門書状 十太夫宛 金大之進書状 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年 5月 9日 元治元年 5月11日 元治元年 5月11日 元治元年 5月11日 元治元年 5月11日	塙谷弥太郎 塙谷弥太郎 塙谷弥太郎 金大之進 宇都宮帶刀	塙谷弥太郎 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫	宇都宮帶刀 宇都宮帶刀 宇都宮帶刀 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸22 (京都28の返書)				AT312-197-2 AT312-198-1 AT312-198-2 AT312-201	十太夫宛 小野岡右衛門書状 十太夫宛 飯塙云也書状 十太夫宛 飯塙云也書状 十太夫宛 濱江内膳書状	元治元年 5月11日 元治元年 5月 9日 元治元年 5月11日 元治元年 5月24日	小野岡右衛門 大鵬・宇都宮帶刀 大鵬・宇都宮帶刀 戸村十太夫	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
京都30 (秋田24の返書) (江戸22の返書)	元治元年 7月 10日	← 元治元年 7月 3日	← 元治元年 6月12日	AT312-203	秋田同職江自筆御用状ほか性	元治元年 6月12日	戸村十太夫	(小野岡右衛門・塙谷 弱太郎・宇都宮帶刀)
京都31	元治元年 7月 10日	← 元治元年 7月 3日	← 元治元年 6月12日	AT312-204	帶刀宛 戸村十太夫書状草稿	元治元年 6月18日	戸村十太夫	宇都宮帶刀
江戸23 (京都29の返書)								
秋田25 (京都27の返書)	元治元年 5月23日		元治元年 6月19日					
京都32 (秋田25の返書) (江戸23の返書)	元治元年 7月 9日	← 元治元年 7月 4日(発)	← 元治元年 6月28日	AT312-212	秋田江戸連名内書控ほか	元治元年 6月28日	戸村十太夫	宇都宮帶刀・小野岡右 衛門・塙谷弥太郎・波 江内膳

文久1年正月太夫の近親御縫に当へ往復書状の復元

元治33 (秋田25の返事)	元治元年 7月14日	← 元治元年 6月29日 御飛脚	AT312-213 秋田達名自筆控ほか	元治元年 6月29日	戸村十太夫
江戸34 (秋田25の返書)	← 元治元年 7月 2日	〈現存せず〉	AT312-214 帯刀・右衛門宛 戸村十太夫書状控	元治元年 6月29日	戸村十太夫
江戸24 (京都30の返書)	→ 元治元年 6月21日	→ 元治元年 7月 1日	AT312-210-1 十太夫宛 塩谷弥太郎書状	元治元年 6月21日	塩谷弥太郎
（秋田25の返書）	← 元治元年 7月 2日	〈現存せず〉	「赤太郎へ内書2通／秋田達名へ内書1通／泰台へ私狀1通／大学へ書状1通」	元治元年 6月29日	戸村十太夫

江戸25
(京都31)の返書 → 元治元年7月1日 → 元治元年7月6日 〈現存せず〉 弥太郎より御用状4通

元治元年6月26日	元治元年7月5日着	元治元年7月13日	秋田同職宛 戸村十太夫内書控	元治元年7月12日 戸村十太夫	前田白門・畠谷勝太郎・淡江内膳
（秋田26の返書） 京都35 元治元年7月29日 御飛脚 ← 元治元年7月21日(発) 御飛脚 ← 元治元年7月12日 間飛脚 AT312-216					

京都38 (秋田28の返書) (江戸26の返書)	元治元年 8月 3日	← 元治元年 7月27日(発) 銀飛脚	← 元治元年 7月21日	元治元年 7月19日	〈現存せず〉	戸村十太夫自筆用状	
京都39 (秋田28の返書)		← 元治元年 8月 4日	← 元治元年 7月30日 仕立銀飛脚	〈現存せず〉	秋田同職進名内書1通／弥太郎へ別紙1通／伝也へ内書1通／大学へ書状1通	秋田同職進名内書1通／弥太郎へ別紙1通／伝也へ内書1通／大学へ書状1通	
江戸28		→ 元治元年 7月25日	→ 元治元年 8月 1日 銀飛脚	AT312-218 +太夫宛 塙谷助石帶刀書状	元治元年 7月25日 塙谷助石帶刀	戸村十太夫	
江戸27		→ 元治元年 7月24日	→ 元治元年 8月 3日 銀飛脚	AT312-220 +太夫宛 石井宮作書状	元治元年 7月25日 石井宮作	戸村十太夫	
（京都35の返書） (京都30・31・32の返書) (秋田29の返書)	元治元年 7月12日			AT312-221 +太夫宛 渡辺泰吉書状	元治元年 7月25日 渡辺泰吉	戸村十太夫	
京都40 (江戸27・28の返書) (秋田29の返書)		← 元治元年 8月 13日	← 元治元年 8月 5日 銀飛脚	〈現存せず〉	塙谷助石帶刀書状 書1通／内膳内書1通／大之進内書1通	戸村十太夫	
江戸29		→ 元治元年 8月 6日	→ 元治元年 8月 18日 銀飛脚	AT312-224-1 +太夫宛 渋江内膳書状	元治元年 8月 1日 渋江内膳・小野岡右衛門 門・宇都宮帶刀	戸村十太夫	
京都41 (秋田30の返書) (江戸29の返書)		← 元治元年 8月 30日	← 元治元年 8月 20日	〈現存せず〉	AT312-224-2 +太夫宛 渋江内膳書状	元治元年 8月 1日 渋江内膳・小野岡右衛門 門・宇都宮帶刀	戸村十太夫
京都42		←	← 元治元年 8月 22日 正六日町飛脚	〈現存せず〉	AT312-224-3 +太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年 8月 2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫
江戸29 (京都38・39の返書)		→ 元治元年 8月 6日	→ 元治元年 8月 18日 銀飛脚	AT312-232 +太夫宛 塙谷助石帶刀書状	元治元年 8月 6日 塙谷助石帶刀	戸村十太夫	
京都41 (秋田30の返書)		← 元治元年 8月 30日	← 元治元年 8月 20日	〈現存せず〉	AT312-225-1 +太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年 8月 2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫
京都42		←	← 元治元年 8月 22日 正六日町飛脚	〈現存せず〉	AT312-225-2 +太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年 8月 2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫
江戸29 (京都38・39の返書)		→ 元治元年 8月 6日	→ 元治元年 8月 18日 銀飛脚	AT312-226 +太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年 8月 2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫	
京都41 (秋田30の返書)		← 元治元年 8月 30日	← 元治元年 8月 20日	〈現存せず〉	AT312-227 +太夫宛 佐藤時之助書状	元治元年 8月 2日 佐藤時之助	戸村十太夫
京都42		←	← 元治元年 8月 22日 正六日町飛脚	〈現存せず〉	AT312-228-1 +太夫宛 金大之進書状	元治元年 8月 2日 金大之進	戸村十太夫
江戸29 (京都38・39の返書)		→ 元治元年 8月 6日	→ 元治元年 8月 18日 銀飛脚	AT312-228-2 +太夫宛 金大之進書状別紙	元治元年 8月 2日 金大之進	戸村十太夫	
京都41 (秋田30の返書)		← 元治元年 8月 30日	← 元治元年 8月 20日	〈現存せず〉	AT312-229 +太夫宛 渋江内膳書状	元治元年 8月 2日 渋江内膳・小野岡右衛門 門・宇都宮帶刀	戸村十太夫
京都42		←	← 元治元年 8月 22日 正六日町飛脚	〈現存せず〉	AT312-230 +太夫宛 細川官助書状	元治元年 8月 2日 細川官助	戸村十太夫

江戸30 (京都40の返書)	元治元年 8月 3日	元治元年 8月 23日 町飛脚	元治元年 8月 23日 石井宮作書状	元治元年 8月 15日 石井宮作	元治元年 8月 15日 石井宮作	元治元年 8月 15日 戸村十一大夫	戸村十一大夫
秋田31 <small>京都43 (秋田31の返書)</small>	元治元年 8月 3日	元治元年 8月 28日 立町飛脚	元治元年 8月 28日 立町飛脚	元治元年 8月 19日 塙谷弥太郎	元治元年 8月 19日 塙谷弥太郎	元治元年 8月 19日 戸村十一大夫	戸村十一大夫
江戸31	元治元年 8月 19日	元治元年 8月 19日	元治元年 8月 28日 正八日町飛脚	元治元年 8月 19日 塙谷弥太郎	元治元年 8月 19日 塙谷弥太郎	元治元年 8月 19日 戸村十一大夫	戸村十一大夫
秋田32	8月16日 御飛脚	元治元年 8月 25日	元治元年 9月 9日 御飛脚	AT312-236 秋田通名御用状7通 (久川野免) 帯刀御用状1通 又太郎弘状1通 大之進内書1通 帶刀御用状3通 紙2通	AT312-237 秋田通名御用状7通 (久川野免) 帯刀御用状1通 又太郎弘状1通 大之進内書1通 帶刀御用状3通 紙2通	元治元年 8月 17日 飯冢云也	元治元年 8月 25日 戸村十一大夫
江戸33	元治元年 8月 19日 御飛脚	元治元年 9月 1日	元治元年 9月 10日 御飛脚	AT312-242 秋田通名3通 (久川野免) 帯刀御用状2通 又太郎弘状1通 大之進内書1通 帶刀御用状3通 紙2通	AT312-242 秋田通名内書1通 (久川野免) 帯刀御用状2通 又太郎弘状1通 大之進内書1通 帶刀御用状3通 紙2通	元治元年 8月 19日 前沢東市	戸村十一大夫
江戸34 (京都41・43の返書)	元治元年 9月 7日 町飛脚	元治元年 9月 13日 町飛脚	元治元年 9月 7日 戸村十一大夫	元治元年 9月 7日 塙谷弥太郎	元治元年 9月 7日 塙谷弥太郎	元治元年 9月 7日 戸村十一大夫	戸村十一大夫

京都44 (秋田33の返書)		← 元治元年9月20日(着)	← 元治元年9月14日	AT312-248.1 戸村十太夫書状性 (現存せず)	元治元年9月14日 戸村十太夫	宇都宮帶刀・塙谷称太郎
江戸35	秋田34	元治元年8月27日 → 元治元年9月14日	元治元年9月19日 (現存せず)	AT312-248.2 戸村十太夫書状性 (現存せず)	元治元年9月13日 戸村十太夫	宇都宮帶刀・塙谷称太郎
江戸36 (京都44の返書)		→ 元治元年9月20日(着)	元治元年9月25日 仕立飛脚	AT312-249 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-250.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-250.2 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-251.1 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-251.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-251.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-252 十太夫宛 飯冢伝也書状	元治元年9月16日 平元貞治 元治元年9月20日 塙谷称太郎 元治元年9月20日 塙谷称太郎 元治元年9月20日 宇都宮帶刀 元治元年9月20日 宇都宮帶刀 元治元年9月20日 宇都宮帶刀 元治元年9月20日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
秋田35		元治元年8月27日 → 元治元年9月16日	元治元年9月25日 (現存せず)	AT312-253 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-254.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-254.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-254.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年9月16日 平元貞治 元治元年9月20日 塙谷称太郎 元治元年9月20日 宇都宮帶刀 元治元年9月20日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸36 (秋田35の返書)		← 元治元年10月2日	← 元治元年10月25日 正六町飛脚	AT312-255 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-256.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-256.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-256.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年10月2日 平元貞治 元治元年10月20日 塙谷称太郎 元治元年10月20日 宇都宮帶刀 元治元年10月20日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
京都45 (江戸36の返書)		← 元治元年10月2日	← 元治元年10月25日 四日町飛脚	AT312-257 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-258.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-258.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-258.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年10月2日 平元貞治 元治元年10月20日 塙谷称太郎 元治元年10月20日 宇都宮帶刀 元治元年10月20日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
京都46 (秋田35の返書)		元治元年11月13日	← 元治元年10月2日	AT312-259 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-260.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-260.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-261 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-262 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年10月2日 平元貞治 元治元年10月20日 塙谷称太郎 元治元年10月20日 宇都宮帶刀 元治元年10月20日 宇都宮帶刀 元治元年10月20日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸37		元治元年9月16日	→ 元治元年9月26日	AT312-263 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-264.1 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-264.2 十太夫宛 宇都宮帶刀書状 AT312-264.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年10月2日 平元貞治 元治元年10月2日 塙谷称太郎 元治元年10月2日 宇都宮帶刀 元治元年10月2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
江戸38 (京都45の返書)		元治元年10月2日	→ 元治元年10月8日	AT312-265.1 十太夫宛 平五貞治書状 AT312-265.2 十太夫宛 塙谷称太郎書状 AT312-265.3 十太夫宛 宇都宮帶刀書状	元治元年10月2日 平元貞治 元治元年10月2日 塙谷称太郎 元治元年10月2日 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
京都47 (秋田36の返書)		元治元年10月10日	← 元治元年10月10日 仕立町飛脚	AT312-265 帯刀・張太郎宛 戸村十太夫内書控 (現存せず)	元治元年10月11日 戸村十太夫	宇都宮帶刀・塙谷称太郎

〈現存せず〉

〈現存せず〉

1通

江戸39 (秋田36の返書)				→ 元治元年10月20日	→ 元治元年10月29日	（現存せず）
京都48 (秋田45の返書)	元治元年10月19日	←		←	元治元年10月22日	（現存せず）
秋田37 (京都44の返書)	元治元年10月17日	→	元治元年10月26日（着）	元治元年11月7日	（現存せず）	縦殿書状1通／伝へ書状1通
江戸40 (京都47の返書)			元治元年10月26日（発）	元治元年11月7日	（現存せず）	縦殿書状1通／伝へ書状1通
江戸41		→	元治元年11月6日	→ 元治元年11月11日	AT312-261-2 御入記 帯刀弥太郎連名御用状3通／帯刀 内書1通	元治元年11月6日
江戸49 (秋田40の返書)		←	元治元年11月16日	← 元治元年11月11日	AT312-263 帯刀・弥太郎宛 戸村十太夫内書控	元治元年11月11日 戸村十太夫
京都50 (秋田37の返書)		←	元治元年11月16日	← 元治元年11月12日	（現存せず）	宇都宮帯刀・塙谷弥太郎
京都51		←		← 元治元年11月14日 長瀬車之助の下人に託す	（現存せず）	宇都宮帯刀・塙谷弥太郎
秋田38	元治元年10月24日	→		→ 元治元年11月17日	（現存せず）	宇都宮帯刀・塙谷弥太郎
江戸42				AT312-262 十太夫宛 宇都宮帯刀書状 AT312-265 十太夫宛 墓合弥太郎書状 AT312-266 十太夫宛 武藤継蔵書状	元治元年11月14日 元治元年11月14日 元治元年11月14日	宇都宮帯刀・塙谷弥太郎 戸村十太夫 宇都宮帯刀・塙谷弥太郎 戸村十太夫 宇都宮帯刀・塙谷弥太郎 戸村十太夫
秋田39	元治元年10月12日	→	元治元年11月14日	元治元年11月19日	（現存せず）	宇都宮帯刀・塙谷弥太郎 戸村十太夫
京都52		←		← 元治元年11月21日 四日限仕立番脚	AT312-269 帯刀江自筆之返答控	元治元年11月21日 戸村十太夫 宇都宮帯刀

京都53 (秋田38の返書)		← 元治元年11月25日	← 元治元年11月22日 正六日御飛脚	〈現存せず〉	右衛門へ内書1通／大之進へ私状 1通	
江戸43 (京都48の返書)		→ 元治元年11月16日	→ 元治元年11月24日 御飛脚	AT312-267 A7312-261-3 御入記	元治元年11月16日 元治元年11月16日 宇都宮帶刀・塙谷筋太郎 戸村十太夫	
京都54 (江戸43の返書)		← 元治元年12月2日	← 元治元年11月26日 四日限仕立飛脚	〈現存せず〉	帶ノ内書1通／半兵衛へ私状1通 通／大字へ書状1通	
江戸44 (京都49の返書)		→ 元治元年11月21日(着)	→ 元治元年11月28日 正六日御飛脚	AT312-272-1 A7312-272-2 +大夫宛 宇都宮帶刀書狀 元治元年11月22日 宇都宮帶刀	元治元年11月22日 元治元年11月22日 宇都宮帶刀 戸村十太夫	
秋田40	元治元年11月11日	→ 元治元年11月22日(発) 御飛脚	AT312-264 +大夫宛 岡本又太郎書狀	元治元年11月11日 小野崎石鶴門	岡本又太郎・裏商兵軍・ 戸村十太夫	
江戸45		→ 元治元年11月23日	→ 元治元年12月2日 御飛脚	AT312-274 +大夫宛 宇都宮帶刀書狀	元治元年11月23日 宇都宮帶刀 戸村十太夫	
京都55 (江戸44の返書)		← 元治元年12月2日 仕立飛脚	← 元治元年12月2日 正六日御飛脚	〈現存せず〉 帶ノ内書2通／伝也へ書状1通 大字へ書状1通／弥太郎へ内書 1通	秋田連名へ内書1通／久太夫へ書 状1通／おたかへ書状1通	
京都56 (秋田40の返書)		← 元治元年12月2日 御飛脚	← 元治元年12月2日 御飛脚	〈現存せず〉	秋田連名へ内書1通／久太夫へ書 状1通／おたかへ書状1通	
京都57		← 12月3日(龜山)	← 元治元年12月2日 御飛脚	〈現存せず〉 弥太郎へ内書1通	弥太郎へ内書1通	
弥太郎1		→ 12月2日(桑名)	→ 元治元年12月4日 御飛脚	AT312-277 +大夫宛 塩谷筋太郎書狀	元治元年12月2日 塩谷筋太郎 戸村十太夫	
弥太郎2 (京都55への返書)		→ 12月3日(龜山)	→ 元治元年12月4日 御飛脚	AT312-278 +大夫宛 塩谷筋太郎書狀	元治元年12月3日 塩谷筋太郎 戸村十太夫	
京都58		← 元治元年12月7日(発) 御飛脚	← 元治元年12月9日 御飛脚	〈現存せず〉 帶ノ内書1通／伝也へ私状1通 秋田連名へ内書1通／山城へ書 状1通／左膳へ書状1通／久太夫 書状1通 大字へ書状1通	元治元年12月3日 塩谷筋太郎 戸村十太夫	
秋田41 (京都48の返書)	元治元年11月21日		AT312-268 A7312-270 +大夫宛 関本又太郎書狀	元治元年11月21日 元治元年11月21日 金大之進	元治元年11月21日 關本又太郎・塙谷筋太郎 戸村十太夫	
江戸46 (京都49の返書)		→ 元治元年12月4日	→ 元治元年12月13日 御飛脚	AT312-279-1 A7312-279-2 +大夫宛 宇都宮帶刀書狀 AT312-279-3 +大夫宛 宇都宮帶刀書狀 AT312-280 +大夫宛 飯塙伝也書狀	元治元年12月4日 元治元年12月4日 宇都宮帶刀 元治元年12月4日 宇都宮帶刀 元治元年12月4日 飯塙伝也	元治元年12月4日 元治元年12月4日 宇都宮帶刀 戸村十太夫 元治元年12月4日 宇都宮帶刀 戸村十太夫 元治元年12月4日 飯塙伝也 戸村十太夫
京都59 (秋田41の返書)		← 元治元年12月18日 正六日飛脚	← 元治元年12月18日 〈現存せず〉	帶ノ内書1通／伝也へ私状1通 泰治へ私状1通／秋田連名へ内書 1通／山城へ私状1通／又太郎へ 私状1通／久太夫へ私状1通／大 之進へ私状1通／大字へ書状1通	泰治へ私状1通／秋田連名へ内書 1通／山城へ私状1通／又太郎へ 私状1通／久太夫へ私状1通／大 之進へ私状1通／大字へ書状1通	

(江戸47 京都56の返書)		→ 元治元年12月13日	→ 元治元年12月20日 仕立刑脚	A1312-281-1 A1312-281-2 A1312-281-3 A1312-281-4	十天夫宛 宇都宮帶刀書狀 十天夫宛 宇都宮帶刀書狀 宇都宮帶刀書狀 宇都宮帶刀書狀	元治元年12月13日 元治元年12月13日 元治元年12月13日 元治元年12月13日	宇都宮帶刀 宇都宮帶刀 宇都宮帶刀 宇都宮帶刀	戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫 戸村十太夫
(江戸46の返書)		↑		←	元治元年12月25日 町飛脚	（現存せず）	帶刀へ内書1通	
京都61		↑		←	元治元年12月26日 町飛脚	（現存せず）	大学へ私状	
江戸48		↓	元治元年12月21日 町飛脚	→	元治元年12月26日 町飛脚	（現存せず）	大学書状2通／泰治書状1通	
江戸49		↓		→	元治元年12月27日 町飛脚	（現存せず）	豊刀連名内書1通	
京都62		↑		↑	元治元年12月28日 仕立飛脚	（現存せず）	帶刀へ／大学へ／泰治へ	

〈表2〉をまとめると、次に挙げる。

第一に秋田から京都の書状の伝達手段である。秋田から京都へ書状を出す場合、ほとんどが江戸を経由していることである。

また秋田～江戸間はすべて御飛脚が御用状箱を運んでいるのに比べ、江戸～京都間は町飛脚が御用状箱を運んでいることが多い。中には大坂藩邸へ行く町飛脚に託した書状も見受けられる。

御飛脚とは御小人と呼ばれる奉公人がその役ををしており、史料には「三人御飛脚」と書かれることが多いことから、複数で御用状箱を運んだことが分かる。〈表2〉の中で確認できる限りにおいて、江戸から京都へ向かう飛脚の七十五パーセントが町飛脚で御飛脚は二十五パーセントである。一方京都から江戸に向かう飛脚の七十九パーセントが町飛脚で、御飛脚は十七・五パーセントであり、残り

三・五パーセントが江戸へ行く藩士に託している。

こうしたことから、江戸～京都間の書状は、商品流通と共に十分に発達した町飛脚を利用する形で書状の伝達が行われていたといふことが指摘できる。

だが江戸～京都間の書状の伝達は町飛脚の利用が全てではないので、御飛脚による書状の伝達がいかなる場合に行われるのか、その書状の中身と政治的背景を踏まえて検討すれば、秋田藩における情報伝達に対する意識をそこに見ることができると考えられる。これは後日の検討課題である。

第二に家老自筆の書状についてである。

往復書状の全貌を復元するにあたり、戸村文庫の家老自筆の書状と戸村の書状草稿を利用した。しかし戸村が江戸家老や国元の家老

に宛てた自筆書状は秋田県公文書館には伝存していないのである。

つまり家老間で発せられる書状は、その受け取り手が自分で保存することになっていたという事実である。〈表2〉の書状は、お互にの状況報告ばかりではない。とりわけ筆頭家老の宇都宮帶刀から京都の戸村十太夫に宛てられる書状の内容は命令に類するものが多い。

そうなると家老間の書状は現在で言うところの公文書に近いものになるが、戸村は受け取った書状を私文書として自分で保管しているのである。

秋田県公文書館において、家老間で取り交わされた書状は落穂文庫に十数点ある他は戸村文庫にしか残されていないことを考えると、家老間の往復書状は公的なものとして藩庁に残すという概念が秋田藩においてはなかったことを指摘することができる。

第三に史料の残存状況である。

前節の様々な手がかりから、書状が送られた事実は分かるが、現段階では特定できない、或いは存在が確認できない史料がある。筆者は〈表2〉においてこれを「現存せず」と表記したが、総じて元治元年七月以降に増加する傾向にある。

戸村が京都に滞在している間、元治元年（一八六四）七月十九には禁門の変が起き、旅宿であった本能寺は焼失した。元治元年七月晦日の戸村の日記には「本能寺ニテ諸品焼亡ニ相成候ニ付、必要之品々早々拝申付候」と記されている。^⑨

従って、禁門の変以前の「現存せず」という史料は戦災で失われた可能性も否定できないが、他の多くの書状や彼自身の日記が残されていることから、混乱の中においても文書の焼失を防ごうとした戸村の姿をここに見ることができる。

おわりに

以上のように、本稿では戸村十太夫義効が文久三年（一八六三）九月から翌元治元年十二月にかけて京都警衛を行った時期に国元の家老や江戸家老らと交わした往復書状の全貌を示した。日本十進分類法で整理された史料群から飛脚が運んだ御用状箱に入っていた文書を特定し、秋田・江戸・京都から発した順に時系列で並べることができた。

今後は戸村十太夫が京都警衛を終えて帰国した元治二年以降の書状を整理していく、戸村文庫の再整理の更なる道筋をつけていきたいと考えている。

最後に、本稿では当該時期における秋田藩の京都警衛の実態と政治的背景についてはほとんど触れなかった。これはまた稿を改めて別の機会に述べることにする。

註

- (1) 「戊辰秋田藩戦記」(明治二十年)『秋田叢書』一九二九年、秋田叢書刊行会・『秋田沿革史大成』(明治三十一年)上巻 四一六頁
 (二九七三、加賀谷書店)
- (2) 「十太夫宛 岡本又太郎書状」(AT212・1-66-1)に次のようにある。

〔前略〕

奥羽御一同之事ニ而御家斗り御相談御加リ無之候而は、追々御不都合ニも相成候故、衆議御同意ニ被成置度被思召候間、左様御承知被成下度奉存候。御着之上は衆議御同意被成置候事と奉存候得共、念之為申達候様被仰出候ニ付申上候。

〔後略〕

(慶応四年)閏四月廿一日

(岡本) 又太郎
 (小鷹狩) 源太
 (石塚) 源一郎
 (小野岡) 右衛門
 (宇都宮) 鶴山

(秋田県公文書館学芸主事 はたなかやすひろ)

(3) 『秋田県史』第四卷「維新編」(一九七七年、秋田県)
 (4) 宇都宮帶刀「御用略日記」AS312-45-97
 文久三年六月二十三日条

(5) 「上京可有之被仰出」AS310-57
 (6) 「十太夫宛 金大之進書状」AT312-38-2
 (7) 宇都宮帶刀「御用略日記」AS312-45-98
 文久三年九月二十六日条

(8) 「十太夫宛 小野岡右衛門書状」AT312-112-1
 戸村十太夫「元治元甲子七日記」AT312-640
 元治元年七月晦日条

この書状の包には戸村自身の手で閏四月二十五日に到達した旨が記されており、ここから戸村十太夫が五月三日に奥羽列藩同盟に調印したのは独断ではなく国元からの指示だったことが分かる。
 なお、書状の包にそれが到着した日付を記入るのは戸村十太夫独自の書状の整理方法で、後から改竄した類のものではない。
 本稿の往復書状の復元に際しても、この書状の包の上書きは有力な手がかりを与えてくれる。

明治後期秋田県の文書管理制度の確立について

柴田知彰

はじめに

一 明治十九年「内務省文書保存規則並細則」

二 明治十九年以後の文書管理

1 明治十九年から二十二年の文書管理の再編

2 明治二十三年以後の文書管理の変遷

三 明治三十八年以後の文書管理

1 明治三十八年から四十二年の文書管理制度の確立

2 大正十五年から昭和二十一年までの文書担当の変遷 結びにかえて

はじめに

本的に継続した。それゆえ、本稿では、制度が確立した明治後期以降についても、昭和二十二年まで文書担当の変遷をたどることにしたい。

明治四年の太政官三院制確立から十八年末の太政官制廃止までの期間については、拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」（以下、前稿）で既に整理を行なった^①。秋田県の文書管理制度は、明治前期に二度の画期を経て成立している。最初の画期は明治六年、国司仙吉権令の県政期であり、県庁の組織機構とともに文書管理制度も整い、記録の編纂と保存が分掌で明確に位置付けられた。また、公的記録として「秋田県庁日誌」の類聚編纂も開始された。第二の画期は明治八年から九年、石田英吉権令の県政期であり、公文書原本による記録保存への転換が行なわれた。そして、記録の集中管理に伴い類別部目制と保存年限制も成立した。秋田県では、近代的な文書管理制度が他府県に先駆けた早い時期に成立している。かつて渡辺佳子氏は、明治期の行政機関における記録の編纂保存を三期に区分した^②。第一期は明治元年から四年まで、正院を頂点と

した太政官三院制の確立以前。第二期は明治四年から十八年まで、太政官三院制の確立から太政官制の廃止以前。そして、第三期が明治十八年の内閣制創設以後である。

渡辺氏は第三期の初期を「文書の管理保存の視点からいっても、最も変化の大きい時期」であり、「現在の文書管理の基礎が築かれた時期」と位置付けた。行政組織や法令諸規程が確立され、強化された官僚機構のもとで行政事務の合理化と効率化が進み、文書管理にも大きな影響を及ぼした。明治十九年「内務省文書保存規則并細則」^③と二十一年「内務省文書保存規則」^④には、当時の中央政府の文書管理に対する姿勢が反映されている。内務省の文書保存規則は、その後、各府県の文書の編纂保存に影響を与えることになる。

本稿が主に対象とする期間は、右の第三期に該当する。秋田県も第三期の初期に、編纂保存において内務省の文書保存規則から大きな影響を受けた。秋田県では、明治十九年から二十二年を第三の画期、三十八年から四十二年を第四の画期として文書管理制度が確立している。

文書管理において本庁と別体系化の傾向が現れている。この傾向は明治後期にさらに進み、最終的には本庁と警察の二体系で文書管理を行なう形に落ち着いた。先行研究ではあまり取り上げられていないが、他府県の文書管理でも同様の傾向が有ったようである。^{〔5〕}府県の文書管理制度の全体を把握するためには、別体系化した本庁以外の文書管理も含めた整理が必要である。

本稿では、右の二つの観点から、秋田県の文書管理制度の確立過程をたどってみたい。最初に明治十九年「内務省文書保存規則并細則」の位置付けを再検討し、次に秋田県の文書管理を明治十九年以後と三十八年以後に分けて叙述する。

一 明治十九年「内務省文書保存規則并細則」

明治十九年六月二十九日に制定された「内務省文書保存規則并細則」は、秋田県の文書管理制度に大きな影響を与えた。二十年に秋田県で制定された「文書編纂及保存規則」は、右の内務省の規則を元にしたものである。以後の秋田県においては、二十年「文書編纂及保存規則」が編纂保存規則の原型になった。

「内務省文書保存規則并細則」は、「内務省文書保存規則」全〇条と、「内務省文書保存細則」全一五条とから成る。最初に「内務省文書保存規則」の内容を見てみよう。第一条では、内務省記録課における省内文書の集中管理が定められている。第一条から第四

条では、文書の保存年限および該当文書の種類が記されている。保存年限の設定は、永久・一年・六ヶ月の三段階である。永久保存は「省務ニ関シ後來ノ徵考例証ニ備フヘキ文書」で、左の二種とされた。

第一種 内閣ノ令達、閣議提出、省令、告示、訓令、指令、及諸往復等新規創案ニ属スル者

第一種 告示、訓令、指令、及諸往復等成規定例ニ拠リ処分シタル者

さらに第五条では保存年限の変更手続き、第六条では保存年限の計算方法が詳細に定められている。保存年限制の基準を明確に示したことが特徴と言えよう。

また、第七条では、永久保存文書の類別部目制に基づく編綴方法が定められている。附録表として、「公文類別部目」も掲載された。「部」が組織（サブ・フォンド・レベル）、「目」が分掌事務（シリーズ・レベル）、「細節」が処理される文書内容にあたる。類別部目制の基準が、分かりやすい表形式で示されている。その他、第九条で公文書原本取り扱いの厳重注意、第一〇条では廃棄文書の記録課長による検閲と印章等の塗抹・裁断処理が定められた。

次に、「内務省文書保存細則」の内容を見てみたい。第一条と第二条で文書の收受および登録方法、第三条では文書の書函収納による整理方法が定められている。第五条では、編綴する簿冊の巻首に件名目録を付すことが定められた。第六条から第八条で官員の閲覧

「内務省文書保存規則」の公文類別部目

部	公文類別部目
部目	細節
部務総	官制規程局課任免班次月俸叙勲
部房官職制	官制規程局課任免班次月俸叙勲
文書	職務規律恩賞懲戒常業昇降着発休暇
朝儀	朝謁慶弔
婚禮	編籍繼嗣養子女婚姻親族後見人
書式	印璽編纂報告統計建白請願
款	代人財產忌服姓名
書	皇族華族士族平民
賞	褒賞恩給
族	出版条例板權出版寫真書籍翻訳
族	(以下略)

および借覧、第一〇条では原課で文書を常備保管する場合の承認、

第一条から第一五条では書庫の管理について定められている。この細則は、内務省記録課で日常的に施行済み文書を收受し、編纂保存の実務をこなす必要から作成されたものと推定される。

さて、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」の位置付けについて、先行研究では近代的な文書管理制度の創始とする見方が多い。「内務省文書保存規則并細則」をもって公文書原本による記録保存に転換され、記録の集中管理に伴い類別部目制と保存年限制が初めて導入されたとするものである。水野保氏は、十九年に内務省が類別部目制と保存年限制を同時に導入したとの見解を示している。^⑥渡

辺佳子氏も、類別部目制と保存年限制の導入は内閣制創設以後と見て、十九年「内務省文書保存規則并細則」をその嚆矢としている。^⑦ 内務省で創始した類別部目制や保存年限制が二十年代以降に各府県の範になつたとする説は、現在のところ広く普及している。^⑧

しかし、前稿でも明らかにしたとおり、秋田県では明治八年から九年という早い時期に、公文書原本による記録保存に転換し、記録の集中管理に伴い類別部目制と保存年限制を成立させていた。^⑨ この他、幾つかの府県でも、十九年以前に類別部目制や保存年限制を採用した事例が報告されている。^⑩

ではなぜ、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」は、各府県

の編纂保存規則のモデルとされたのだろうか。解明には、右の規則のどこが画期的だったかを分析する必要がある。そのためには、十九年以前に遡り、内務省の文書管理制度の変遷をもう一度洗い直してみることが有用と思われる。十九年以前の内務省の文書管理については、かつて三上昭美氏が概略を紹介した以外^⑪、先行研究では殆ど分析されていない。そこで本章では、七年一月十日に内務省記録課が設置されて以降につき、文書管理の変遷を整理してみたい。

明治七年一月二十日、内務省の各寮局課に対し、決裁済み文書を全て記録課に引き渡すことが命じられた。同年十一月十五日、記録課は第二課に改編され^⑫、分掌に「回議原書及一切ノ公文ヲ類別編纂シ参考ニ便ナラシムル事」が入れられた。^⑬ 公文書原本による記録保存と類別編纂が確認される。同月、第二課は第三局に改編され、翌

八年六月には第二局に改編された。^⑭ 七月十二日、第二局に七掛を設置した上申では、編纂掛の分掌が「省内ノ回議原書ヲ調査シ事務ノ部類ヲ分チ文書ヲ編纂スルヲ掌ル」とされた。^⑮ ここでも、文書の類別編纂が定められている。また、同日に制定の「第二局編纂処務順序」では、文書が重要度によって左の三部に区分された。^⑯

第一 他日ノ証拠トスヘキ緊要ノ書類ヲ第一部トシニ葉ヲ謄写シ一本ヲ主任へ交付シ一本ヲ編纂用ニ供シ原書ヲ直ニ保存スルヲ例トス乃チ正院御達御指令書類規則原書及成規定例トナルヘキモノ内外人民土地家屋貸借及訴訟外国政府及外国人ニ関スル一切ノ事件

第二 成規定例ニ依テ卿ノ名ヲ以テ处分セシ書類ヲ第二部トシニ葉ヲ謄写シ之ヲ主任へ交付シ原書ヲ以テ編纂用ニ供スルヲ例トス

第三 原書ヲ全写セス直ニ摘録スル書類ヲ第三部トシ其要旨ヲ摘要シ原書ヲ主任へ交付スルヲ例トス

第一部は最も重要な文書で、他日の証拠として原本をそのまま保存し、謄本二部のうち一部を編纂用、一部を原課交付用にしている。

第二部は次に重要な文書で、原本を編纂用にし、謄本を原課に交付した。第三部は軽易な文書で、要旨を摘要するに留め、原本をそのまま原課に交付した。この文書区分の考え方には、保存年限制に通ずるものがあると思われる。

一方、これも同日に制定の「第二局保存掛処務順序」では公文書

を第一類、図書を第二類とし、その収蔵方法を左のように定めている。⁽¹⁸⁾

文書ハ第一類第二類ノ別ナク総テ庫中ニ收藏置クヘシ其手続ハ文庫規程ニ照シ部門ノ分類ニ因リ位置ヲ区別シテ一日瞭然タルヲ要スヘシ

これを見ると、保存掛の書庫では部門別分類に基づき書架に簿冊を配架していたことが分かる。部門別分類の基準は「文庫規程」で定められていたらしい。しかし、「文庫規程」は「法規分類大全」に収録されておらず、内容が不明である。「文庫規程」で類別編纂に関わる部門別分類の基準が、どのような形で示されていたか分からぬ。

明治八年九月、第二局は図書寮に改編された。⁽¹⁹⁾ 同年十一月四日の「図書寮分課職掌」には、編纂掛の分掌につき「一切本省各寮局ニ取扱フ所ノ公文ヲ調査シ部類ヲ分チ編纂スルコトヲ掌ル」と記してある。⁽²⁰⁾ 文書の類別編纂が定められている。また、翌九年二月の「編纂課処務順序」を見ると、文書が重要度により左の二部に区分されている。⁽²¹⁾

第一部ニ属スル文書ハ謄写シタルモノヲ主任ニ送リ原書ヲ以テ編纂ノ用ニ供スヘシ

第一部ニ属スル文書ハ赴任改印届其他之ニ類似ノ件ニ件名ヲ件名簿ニ記シ原紙ニ図書寮記載済ノ印ヲ捺シ主任ニ返付スヘシ

文書は、他日の参照に原本を編纂するものと、その必要の無いもの

とに区分された。すなわち、原本保存の要不要の二区分であり、文書の歴史的または行政的価値から判断されたものと考えられる。他の参照を要しない第二部の文書については、「本寮ノ回議文書」はじめ具体的に四項目が明記されている。

明治七年から九年にかけての内務省の文書管理を見ると、七年に記録課を設置した時点で、既に記録の集中管理を開始していたことは明白である。公文書原本による記録保存の採用であり、また、その後の編纂保存には類別部目制と保存年限制の萌芽も認められる。原本による記録保存は、集中管理された簿冊を効率的に検索する手段を必要とした。そのため、記録の集中管理は、簿冊編綴時の類別部目制の形成を必然化したと考えられる。⁽²²⁾ また、原本による記録保存は、文書担当に膨大な文書を集中させた。そのため、不要文書を整理する保存年限制の形成も必然性を持つものだったと言える。⁽²³⁾

類別部目制につき、かつて水野保氏は「組織と事務事業によつて個々の公文書を区分し簿冊に編綴する分類方法で、部一類一目を項目とする」と定義した。⁽²⁴⁾ 「部」は課掛などの行政組織名を冠し、「類」は事務事業、「目」はその細目を表す項目である。前記した明治七年十一月以後、内務省の文書担当の分掌には「一切ノ公文ヲ類別編纂ノや「事務ノ部類ヲ分チ文書ヲ編纂」などの表現が見られる。八年当時に存在した「文庫規程」が、水野氏の定義した部一類一目を項目とする類別部目制にどこまで近い基準だったかは不明である。水野氏は十九年「内務省文書保存規則并細則」の「公文類別部目」

を元に類別部目制を定義したもの、と推察される。しかし、十九年の「公文類別部目」はいわば類別部目制の完成形であり、七年の記録課設置当時から徐々に類別部目制が形成されていったと考えた方が適切ではないだろうか。

また、保存年限制については、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」のように具体的な保存年数が未だ示されていない。が、歴史的または行政的価値の有無により、軽易な文書を保存対象から外す考え方は、まさに保存年限制に通ずるものである。内務省から少し遅れて、中央機関の影響で公文書原本による記録保存に転換した秋田県では、記録の集中管理に伴い早期に類別部目制と保存年限制が成立した⁽²⁵⁾。地方官庁よりも膨大な文書を扱う中央機関が公文書原本による記録保存を実施した場合、検索利用と整理編綴の効率化から、類別部目制と保存年限制の形成は必至だったと考えられる。明治九年五月、図書寮は図書局に改編された⁽²⁶⁾。その後、十五年三月十日に「図書局編纂課処務順序」が制定された⁽²⁷⁾。冒頭の第一条には、記録保存の理念が左のように謳われている。

記録文書ノ古往今來ノ事ヲ徵証シテ世ニ大功アルハ固ニシテ又施政上一日モ欠クヘカラサルモノナレハ主任者宜ク此意ヲ体シ苟モ本課ノ所管ニ属シタル公文ハ厚ク保存シテ嚴ニ散逸ヲ戒メ退省ノ際必ス文庫ニ収藏シ非常変災ヲ予防スヘシ

記録保存の重要性が、歴史的価値と行政的価値の両面から強調されている。さて、編纂課では、省内の文書を内容により「内政編年録」

「内政類典」「局務類纂」「局務提要」「内務省布達便覽」「太政官布令便覽」「内務省布達全書」「内務省年報」に区分して編纂した。このうち「内政編年録」には、省内の一般文書の原本が編綴された。これに対し、「内政類典」には、法令規則関係の原本が選抜され編綴された。「局務類纂」と「局務提要」は、図書局内の一般文書と成規例格の原本が編綴されている。

また、第二条には「内政編年録」の編纂につき、左のように記されている。

第一条ノ旨趣ヲ体シ收受ノ公文ヲ局課ニ大別シ各員之ヲ分担シ公文原書編纂保存規則ニ照ラシ内政編年録ヲ編スヘシ

これを見ると、「内政編年録」は「公文原書編纂保存規則」に準拠して局課に大別し類別編纂されていたことが分かる。また、第三条では、「公文原書編纂保存規則」に準拠し文書の要不を選別することが定められている。明治十五年当時に存在した「公文原書編纂保存規則」は、先の「文庫規程」と同様に『法規分類大全』に収録なく、内容不明である。また、内務省の文書管理に関する先行研究で「公文原書編纂保存規則」に言及したものは、管見のかぎり見当たらない。が、「図書局編纂課処務順序」の細則と見るのが妥当だろう。「文庫規程」が発展した編纂保存規則であり、かつ、十九年「内務省文書保存規則并細則」の前段階に位置するものだったと推定される。「内務省文書保存規則并細則」の原型だった可能性も考えられるが、類別部目や保存年限に関する規定がどの程度整備され

ていたかは全く不明である。

明治十六年五月二十三日、「図書局編纂課処務順序」が改正されたが、編纂物の種類が若干改まった程度であり、全体的に大きな変化は無い。⁽²⁸⁾

以上のことから、明治十九年以前、太政官制時代に内務省が公文書原本による記録保存を採用し、記録の集中管理、類別部目制や保存年限制を要素とする近代的な文書管理制度を形成していたことは大体立証できるように思われる。創設後の内務省で企図された全国記録保存事業のため、八年に太政官へ上申された「文書保存条例原議書」には、全国官庁での公文書原本による記録保存がもともと盛り込まれていた。十九年「内務省文書保存規則并細則」には、太政官制時代から形成されてきた近代的な文書管理制度の諸要素が受け継がれたことになる。⁽²⁹⁾

それでは、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」は、太政官制時代の内務省の編纂保存規則と、どのような点で一線を画しているのだろうか。まず、十六年の「図書局編纂課処務順序」までとは異なり、規則名に初めて「内務省」を冠されたことが注目される。渡辺氏は「内務省の文書の保存に視点をあてた初めての総合的な規程」と評価している。⁽³⁰⁾ 文書管理制度の再編において、内務省全体の編纂保存規則として設定されたと言える。

次に、その条文内容が「図書局編纂課処務順序」に比し全体に具体的かつ詳細になつたことが挙げられる。とりわけ「内務省文書保

存細則」では、文書の收受登録、整理保管、編纂、閲覧借覧、書庫管理までの実務を詳細にマニュアル化している。

そして、「内務省文書保存規則」において、類別部目と保存年限の基準を従前よりも遙かに明確な形で示したことが特筆される。

「図書局編纂課処務順序」における「内政編年録」や「内政類典」など内容別の編纂を廃し、全ての文書は「公文類別部目」の表に基づき編纂されることになった。「公文類別部目」は、前掲のとおり、部一目一細節の類別部目を表形式で示したものである。類別部目の基準が前代に比して格段に明確になり、実務マニュアルとしての利便性を高めている。秋田県では明治十一年五月の文書類別基準が残っているが、「公文類別部目」のような表形式ではない。⁽³¹⁾

また、文書の保存年限が具体的な年数で示され、各年限に該当する文書の内容も明記された。永久保存の他は一年および六か月の短期保存であり、太政官制時代における軽易な文書の廃棄とあまり変わらない考え方である。しかし、保存年数を明確にし計算方法も厳密に規定したことは、保存年限制を実施する上での大きな指針になつたと推察される。なお、十九年以前の「公文原書編纂保存規則」に、「公文類別部目」や保存年限関係規定の原型が有つたかは不明である。

その一方、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」で、従前の何が切り捨てられたかも明確にしておく必要がある。前述もしたが、十五年「図書局編纂課処務順序」の冒頭では、歴史的価値と行政的

価値の両面から、記録保存の理念が謳われていた。これに対し、十九年「内務省文書保存規則并細則」では、記録保存の理念に触れた条文は見当たらない。永久保存につき規定した「内務省文書保存規則」第二条に、「省務ニ関シ後來ノ徵考例証ニ備フヘキ文書」と僅かに有るのみである。永久保存の条件として、歴史的価値を切り捨てて行政的価値のみを強調している。

ここで、内務省の文書管理上における明治十九年「内務省文書保存規則并細則」の位置付けを整理しておきたい。その特徴として、以下の三点を挙げることができる。第一点は、記録保存の目的を行政参考資料の保存に絞ったこと。第二点は、編纂保存の実務を具体的かつ詳細にマニュアル化したこと。第三点は、太政官制時代から形成されてきた類別部目制と保存年限制を明確な形の基準に整備したことである。ゆえに、十九年「内務省文書保存規則并細則」は、編纂保存規則のモデルとして多くの府県に参照される要素を持っていたと言えよう。

明治十九年は、内務省の文書管理制度が再編された時期である。二十二年の「大日本帝国憲法」発布と二十三年の国会開設を控え、立憲政体への移行期に入っていた。十八年十二月二十二日、立憲政体に向けて太政官制を廃止し内閣制が創設された。内閣制への移行に伴う行政改革は、中央機関の文書管理制度にも変化を生じさせた。内閣制創設から四日後の十二月二十六日、初代総理大臣伊藤博文が各省大臣に対し「各省事務ヲ整理スルノ綱領（政綱五章）」を出し

ている⁽³²⁾。この「政綱五章」は新たな内閣制のもとでの政策基本方針を示したもので、行財政の合理化・効率化と官紀の引き締めを目的とした。「一、官守ヲ明ニスルコト」「二、選叙ノ事」「三、繁文ヲ省ク事」「四、冗費ヲ節スル事」「五、規律ヲ厳ニスル事」から成る。政策基本方針に、記録保存や歴史的沿革を重視する姿勢が全く見られないことに着目したい。「三、繁文ヲ省ク事」は文書行政の方針であるが、文書処理の停滞防止を主目的とするものだった。「其他公文ノ底滯シテ或ハ歳月ヲ経過シ緩慢ニシテ敏活ナラサルハ施政ノ大弊ニシテ公私ノ病患此レヨリ大ナルハナシ」とある。歴史的記録の保存から文書行政の効率化へ、視点が明らかに移っている。

そして、明治十九年三月十一日、八年太政官達第六八号の廃止によって、内務省の全国記録保存事業が中止となつた。全国記録保存事業は、七年一月十日の「内務省職制並事務章程仮定」で「全国ノ記録ヲ保存スル事」を定めたことに始まる⁽³³⁾。内務省記録課では、フランス国内省の記録寮をモデルに全国官庁の記録保存の統括が企図された⁽³⁴⁾。全国記録保存事業は西欧のアーカイブズ思想を含んでおり、内務省の記録保存においても歴史的沿革資料と行政的参考資料の保存の二つが重視されていた。

明治十九年二月二十四日、総理大臣伊藤博文へ内務大臣山県有朋から、全国記録保存事業の中止につき左の理由書が提出されている⁽³⁵⁾。各庁ニ於テ逐次編纂スル記録ノ書目、毎月五月限り内務省へ可差出旨、明治八年四月太政官第六八号ノ達アリシヨリ以来各庁ノ

遵依シテ其書目ヲ進達スルモノト、否ラサルモノト相半ス而シテ之ヲ進達セサルモ敢テ事ニ妨ケナク、反テ進達スル序ニ於テハ、之カ為メニ多少ノ煩アラン、畢竟當時必要ト認メタルモ、今日ニ於テハ之カ効用ヲ見サルヲ以テ、諸達ヲ廢セント右閣議ヲ請フ山県は、各府県からの目録提出事務の煩わしさを、全国記録保存事業を中止する主要な理由に挙げた。行政の合理化と効率化のみが重視され、記録保存は「之カ効用ヲ見サル」として切り捨てられる。

以上から、内閣制創設以後について、中央政府の文書管理に対する姿勢には「政綱五章」を流れる合理化と効率化の重視が反映されていたと言えよう。そのため、太政官制時代に見られた歴史的価値観が希薄になった。反面、合理化と効率化の重視は、文書管理関係の規則の内容を従前よりも整備充実させていた。明治十九年「内務省文書保存規則并細則」は記録保存の理念を欠いていたが、編纂保存の実務マニュアルとしては従前のものより遙かに完成度が高い。

その後、明治二十二年七月四日に「内務省文書保存規則」が制定された。⁽³⁷⁾十九年の「内務省文書保存規則」と「内務省文書保存細則」を統合し、さらに整理発展させたものである。本文全三五条に、甲号「秘密文書保存規則」全六条と乙号「公文種類区分標準」、そして丙号「公文類別部目」が付く構成である。甲号は、秘密文書の編纂保存を一般文書から分けることで、機密漏洩の防止を目的とした。乙号は、保存年限と丙号「公文類別部目」との対応関係を、各課の

文書ごとに示したものである。水野氏は、各課で作成される文書の保存年限を細かく表示するため、乙号が設けられたと述べている。⁽³⁸⁾

保存年限制に基づく文書の選別を、より詳細に行なう目的だったと考えられる。さて、その保存年限の設定は、従前の永久・一年・六ヶ月の三段階から、永久・二十年・五年・一年の四段階に改められた。二十年保存文書につき、乙号では「永久保存ヲ要セサルモノ数年間参照ノ併用アリト認ムル裏議及届ノ類」と定義されている。水野氏は、十九年の保存年限制は軽易な文書の廃棄制度であり、二十二年のものは中長期的な事務参考の必要上から決定されたと述べている。⁽³⁹⁾文書の現用性に基づく編纂保存の考え方であり、行政的価値観への一層の傾斜が認められる。

明治二十一年「内務省文書保存規則」もまた、編纂保存規則のモデルとして多くの府県から参考された。保存年限の設定においても、大きな影響を及ぼしている。

二 明治十九年以後の文書管理

1 明治十九年から二十二年の文書管理の再編

明治十九年二月二十五日、青山貞が秋田県の県令に任命された。⁽⁴⁰⁾青山県令（七月二十日以降、知事）の在任は、二十二年十二月二十六日までの約四年間だった。渡辺氏の提示した行政機関における記録の編纂保存上の時期区分では、ほぼ第三期の初期に重なる。⁽⁴¹⁾内閣

制への移行に伴う行政改革で、文書管理制度も合理化と効率化の重視へ転換を始めた時期である。この青山県政期に、秋田県の文書管理制度は、右の状況を背景に大きく再編されている。

まず、明治十九年四月六日、秋田県の布達・告示ほか諸達の記号と結文例が、その宛所、適用範囲、効力により厳密に区分された。⁽⁴²⁾ 同年二月二十六日に政府が公布した「公文式」⁽⁴³⁾を承けて制定されたとの見方もある。⁽⁴⁴⁾ 青山県政期における文書管理の再編の一環として考えて良いだろう。

明治十九年四月八日には、「秋田県事務章程」および「各課事務規程」が制定された。⁽⁴⁵⁾ 「秋田県事務章程」は全一五条で、通則と分掌の二章から成る。文書管理に関する章は特に設けられていない。「各課事務規程」は、課ごとの事務分掌を詳細に定めたものである。文書管理関係は、令官房秘書部と往復部で担当された。秘書部が、官印の管守、枢密文書や訓示内達等の処理および保存を分掌した。往復部は、文書の收受発送と編纂保存を分掌している。これ以前、收受発送と編纂保存は、庶務課第四部の分掌であった。⁽⁴⁶⁾ 令官房に文書管理関係を一括したのは、秋田県独自の判断によるものだった。

令官房で文書管理の実務を行なうには、「秋田県事務章程」や「各課事務規程」の他、さらに具体的な基準の作成を必要とした。

明治十九年四月十五日に「文書取扱規程」⁽⁴⁷⁾、六月一日に「令官房往復部文書編纂細則」⁽⁴⁸⁾が制定された。四月八日の「秋田県事務章程」で令官房に文書管理関係を一括したことに対応した動きと考えられ

る。「文書取扱規程」は、条文を収録した庁中達別冊が残っていないため内容不明である。が、收受発送や文書処理、編纂保存など文書管理全体を規定したものだったと推測される。「令官房往復部文書編纂細則」については、「文書取扱規程」の編纂保存に関する細則と位置付けておくのが妥当だろう。

「令官房往復部文書編纂細則」の条文中には、明治九年一月四日制定の「編輯取扱規則」⁽⁴⁹⁾を元にした部分が何箇所か認められる。石田県政期に作成された編纂保存規則の系譜を引くものと言えよう。その一方で、「編輯取扱規則」から一〇年を経て整備充実された部分も注目される。「令官房往復部文書編纂細則」では、秋田県の編纂保存規則として初めて保存年限が明記された。十一年五月の文書類別基準でも、永久・五年・三年・一年・六ヶ月・三ヶ月の保存年限が示されていたが、編纂保存規則の形ではなかった。⁽⁵⁰⁾ 「令官房往復部文書編纂細則」では、永久・五年・三年の保存年限に該当する内容が左の三種に区分された。

- 甲 事件ノ重要ニシテ降來ノ参照ヲ要スルモノ
- 乙 一時要用ナルモ降來ニ關係少キモノ
- 丙 瑣末ノ条件ニシテ降來ニ参照セサルモノ

ただし、甲・乙・丙に分類される具体的な文書名は記されていない。また、文書は「各課署部ヨリ來ル完結文書」「閣省指令原書」「勅令」「閣省令」「本県布達告示達」「府中達書」に分けて編綴された。

さて、明治十九年四月十四日には「監獄職務章程」が制定され

いる。⁽⁵¹⁾職務規程が本庁と別体系である他、監獄本署の第一科が文書の收受発送と編纂保存を分掌している。すなわち、文書管理も本庁と別体系である。職務規程と文書管理の別体系化の動きは、既に十六年以降、監獄や警察、収税ほかの部門で顕著になっていた。ここで一旦、遡ってその経過を整理しておきたい。

明治十六年二月二十八日、「秋田県警察本署職制并事務章程」⁽⁵²⁾が制定された。警察本署の職務規程が、初めて本庁から独立している。高橋務氏は、これ以前から、警察に専門部門として独立的な職制が形成されていたことに触れている。⁽⁵³⁾また、同日に「監獄署職制并事務章程」⁽⁵⁴⁾も制定された。監獄事務は、ながらく警察の分掌の一部だったが、十四年三月に太政官達によつて典獄以下⁽⁵⁵⁾の職制が施かれた。⁽⁵⁶⁾それを承けて、十六年二月に独自の職務規程が作成されたと考えられる。同年六月十二日の「秋田県事務章程」では、「警察本署署分署」と「監獄本署支署」の事務章程について、郡役所・戸長役場とともに「別ニ定ムル所ノ規程ニヨルヘシ」記されている。⁽⁵⁷⁾当時、秋田県の職務規程は、本庁と警察と監獄と郡役所・戸長役場の四つに分化していた。⁽⁵⁸⁾これが後に、文書管理の別体系化を進めることになった。

明治十六年十一月十二日制定の「監獄本署各部并ニ看守長分掌事務規程」では、監獄本署第一部が文書の收受発送を分掌している。⁽⁵⁹⁾そして、十九年四月の「監獄職務章程」では、前記のとおり、監獄本署第一科の分掌に編纂保存も加えられた。

一方、明治十八年六月三十日の「秋田県警察職務規程」では、警察本署第二科を「科務ヲ分チテ規律職務往復ノ三部トス」とし、分掌に「編纂往復ニ関スル事務」が明記された。⁽⁶⁰⁾警察においても、文書管理が専門的な別体系として整備され始めた。

また、本庁内においても、収税部で文書管理の別体系化が始まっている。明治十七年五月二十日の太政官達で、府県に収税長と収税属を新たに配置したことが契機だ。⁽⁶¹⁾これによって、警察や監獄とともに収税部門でも独立的な職制が形成されることになった。同年七月十日の「収税課事務規程」では、総務掛の分掌に文書の收受発送と編纂保存が含まれている。⁽⁶²⁾翌十八年七月二一日の「秋田県収税課処務条例及分掌規程」では、本部常務掛が收受発送と編纂保存を分掌した。⁽⁶³⁾同年八月二十一日には新たに「収税課事務規程」が定められたが、現在、その条文を収録した序中達別冊を発見できない。⁽⁶⁴⁾「秋田県沿革史稿」の同日の項には、収税課に「本科検税科ノ二科ヲ置キ本科ニ庶務係、賦稅係、収納係、地方稅係ヲ置キ事務ヲ分掌セシム」と記されてある。本科庶務係が文書管理を分掌したものと推定される。十九年四月八日の「各課事務章程」でも、本科庶務係が文書管理を分掌した。⁽⁶⁵⁾

さらに本庁内では、会計課や勧業課にも文書管理の独立傾向が見られる。まず、明治十八年六月二十七日、会計課で検査掛を廃止し庶務掛を設置した際、会計課に関する諸令達の編纂を分掌に入れている。⁽⁶⁶⁾同年七月四日の「勧業課事務章程」では、総務掛の分掌に、

勧業課に関する諸令達と文書の收受および編纂保存が入れられた。⁽⁶⁶⁾

翌十九年四月八日の「各課事務章程」では総務掛が廃され、庶務掛に文書管理の分掌が引き継がれた。⁽⁶⁷⁾会計課と勧業課の場合、太政官達に基づき独立的な職制が形成された訳ではない。明治十年代末における両課の文書管理の独立傾向に関しては、明確な事情が分からぬ。両課で扱う文書量が関係していたのだろうか。

以上に見てきたように、明治十九年当時には、石田県政期に確立された記録の集中管理が多元化の方向に動いていた。

さて、明治十九年六月二十九日、前章で見た「内務省文書保存規則并細則」が制定された。同年七月二十日には、それまでの「府県官職制」に替わり「地方官官制」が制定され⁽⁶⁸⁾、新たな地方制度の発足となつた。右のような状況下で、秋田県の文書管理制度の再編が進められてゆく。

明治十九年七月の「地方官官制」では、地方官庁の機構を第一部・第二部・収税部・警察本部の四部で構成することとされた。収税長と警部長の配置により、収税部と警察本部は、本庁の第一部・第二部とは別体系の職制になつた。これに対し、監獄に関する事務は第二部の分掌中に包含された。また、第一部の分掌には、「文書往復ニ関スル事項及官印府県印ヲ管掌スル事」が入れられた。

明治十九年九月八日、「秋田県処務細則」が、「地方官官制」に対応して新たに制定された。⁽⁶⁹⁾ 分課組織、各部通規、分課程章、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂、非常心得、宿直心得の全九章

から構成される。全九章のうち実に四章までが文書管理の関係に割かれている。高橋務氏は、文書主義の建て前から、特に文書につき微細に規定していることが特徴的としている。⁽⁷⁰⁾ さらに、従前の「秋田県事務章程」が僅か全二章一五条だったのに対し、「秋田県処務細則」は全九章一〇八章であり遙かに詳細な規定になつてている。新たな地方制度の発足を契機とした行政改革の一環と考えられよう。

また、分課組織の章の第四条には「警察本部収税部ノ分課及分課章程ハ別ニ之ヲ定ム」とあり、警察本部と収税部の職務分課を本庁から分離している。これによって、警察本部と収税部の文書管理も本庁から分離することになった。

本庁の文書管理は、第一部文書課が担当した。秋田県の職務分課の変遷上では、文書管理を専任する課が初めて独立設置されたことになる。「文書課」の独立は、当時の行政改革における文書管理の重視を象徴したものだと考えられる。文書課の分掌は、秘書、往復、統計、編纂に四区分される。⁽⁷¹⁾ 従前の令官房秘書部と往復部の分掌を引き継いだ他、公布式に関する事、法令規則の編輯や諸統計の調整に関する事など広範囲を分掌していた。⁽⁷²⁾

監獄課は本庁の第二部に設置されたため、文書課による文書管理の枠内に入った。また、会計課と勧業課に見られた文書管理の独立傾向も解消されている。これに対して、警察本部と収税部の文書管理は本庁と別体系である。

では次に、文書收受から文書編纂までの四章について概要を見て

みたい。文書収受の章は全一五条で、収受手続きを厳密に定めたものである。また、収受件名簿、公文収受日表、促問事由表、滞件表、未決文書事由表の五書式もきめ細かく設定されている。文書弁理の章は全三三条で、文書の処理手順について、商議および回議の方法、決裁後の処置ほかを詳細に規定している。復申件名簿、回議件名簿、回議の三書式が付く。文書送達の章は全九条で、送達件名簿と公布件名簿の二書式が付く。文書編纂の章は全五条の簡略なものであり、左にその条文を挙げてみる。

第一条 閣省令及県令達告示諭達等ハ第一部文書課ニ於テ類ヲ分

チ号ヲ逐フテ編纂シ卷頭ニ目録ヲ付スベシ

但改正増補及ヒ正誤等アルトキハ一々原書ニ記入シ其沿革ヲ詳ニスベシ

第二条 閣省大臣ノ命令本書ハ第一部文書課ニ於テ別ニ之ヲ編纂

シ目録ヲ付シ保存スベシ

第三条 各部課ヨリ来ル完結文書ハ第一部文書課ニ於テ類ヲ分チ

事務簿ヲ編纂シ卷頭ニ目録ヲ記入スベシ

第四条 惣テ文書ハ第一部文書課之ヲ主管シ別ニ簿冊目録ヲ付ス

ヘシ

第五条 各部課ニ於テ事務調査上ヨリ聚積スル文書ニシテ其保

存ヲ要スルモノハ類ヲ分チテ各部課ニ於テ編纂スベシ

文書課で編纂される文書は、「閣省令及県令達告示諭達等」と「閣省大臣ノ命令本書」と「各部課ヨリ来ル完結文書」の三種類に区分

された。特例として、原課における常備簿冊の編纂も認められていない。しかし、文書の保存年限や類別部目については全く記されていない。編纂保存の実務を行なうためには、さらに具体的な細則を定める必要があった。

さて、「秋田県処務細則」の制定から三日後、九月十一日に「秋田県収税部処務細則」⁽⁷³⁾が制定されている。「秋田県処務細則」で、警察本部と収税部の分課および分課章程を別に定めるとしたことに対応するものである。収税部の文書管理も本庁と別体系になつたため、専任の文書主務一名と文書取扱員若干名が置かれた。文書主務は、諸文書の収受発送と編纂保存、官印や書籍の管守、租税統計や年報ほかの事務を分掌した。同月十六日には「秋田県収税長職務条款」⁽⁷⁴⁾により収税長の職務権限が明確にされ、収税部の別体系化をさらに進めている。

また、十二月六日には「秋田県警察処務細則」が制定された。⁽⁷⁵⁾これも、警察本部の分課および分課章程を別に定めたものである。警察本部、事務分掌、文書弁理、警察署、署務弁理の全五章と書式から成る。文書弁理の章は、「秋田県処務細則」の文書収受から文書編纂までの四章を元に作成されたと推定される。附録の書式も「秋田県処務細則」のものをモデルにしたらしい。警察本部の文書管理は、警務課の担当とされた。警務課の分掌には、図書および記録の保存、文書の収受発送、統計の編纂などが入っている。同月三日には警察本部長の専行条件が規定され、警察本部の別体系化も進めら

れていた。⁽⁷⁶⁾

翌明治二十年一月八日、「秋田県収税部処務細則取扱順序」が定められた。前年九月の「秋田県収税部処務細則」第一一条に、「前各項ニ関スル処務ノ順序ハ部長ニ於テ之ヲ定メシム」とあるのに基づく。第五章文書主務では、文書の收受発送方法が特に詳細に規定されている。また、編纂保存については「完了書類編纂手続ハ別ニ定ムル所ニ拠ル」とし、さらなる細則の作成を予定している。

その後、一月十七日に「秋田県庁処務細則」が制定された。⁽⁷⁸⁾ 章編成は従前の「秋田県処務細則」と同じである。分課章程の事項が整理され、全般にわたり若干の補訂を加えられた。文書管理関係の規定には、ほぼ変化が無い。また、「秋田県庁処務細則」の制定に対応し、二月一日に「秋田県警察処務細則」が改正された。⁽⁷⁹⁾ 文書管理関係では、警務課の分掌に警察年表の編製が加えられた他は、ほぼ変化ない。四月二十八日には「秋田県庁処務細則」が改正され、第一部文書課の分掌から管内統計表と報告例の作成が同部庶務課へ移管された。⁽⁸⁰⁾

ここで、明治二十年六月当時の文書管理の実態を記録から見てみよう。左は六月一日に出された序中達である。⁽⁸¹⁾

諸公文類結局候ハ、首尾完備シテ速ニ文書課へ送付スヘキ旨相達置候処兎角等閑ニ涉リ遅延スルノミナラス指令原書等主務課ニ留置首尾連続セサル者アリ抑記録ハ後日其事蹟ヲ考ヘ証微ト為スヘキ緊要ノ者ニ付各課ニ於テ此旨ヲ認知シ確實ニ取扱ヒ脱漏ナク速

ニ文書課へ送致スヘシ

決裁済み文書の送付につき、原課の遅延や留置がかなり問題視されていた。また、次に挙げるのは同月六日の序中達である。⁽⁸²⁾

第一部文書課主管ニ係ル編纂書類及書籍帳簿等出納時間ノ義自今退序時刻二時間前ヲ限トス

但事務調理上至急ヲ要スル場合ハ此限ニアラス

書庫の利用時間帯の厳守が各課に通達されている。保存簿冊の出納を厳格にし、書庫管理を徹底しようとした意図が窺える。当時は、石田県政期に行なわれた文書管理の整備から一〇年以上を経て、再整備が必要とされた時期だったと推察される。

そして、明治二十年六月二十八日、「文書編纂及保存規則」が制定された。⁽⁸³⁾ これは、「秋田県庁処務細則」の文書編纂の章に関する細則と考えて良いだろう。文書編纂の章で省略された編纂保存の具体的な基準が定められている。「文書編纂及保存規則」の条文には、十九年「内務省文書保存規則並細則」からの引き写しが随所に見られる。一例として、保存期間満了後の文書処理に関する条文を対比してみよう。

「内務省文書保存規則」第一〇条

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ記録課長之ヲ検シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁断シテ之ヲ会計局ニ交付スヘシ

「文書編纂及保存規則」第一一条

保存期限ヲ畢り又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ文書課長之ヲ検シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁断シテ之ヲ

会計課二交付スヘシ

秋田県の「文書編纂及保存規則」は、前代の「令官房往復部文書編纂細則」の条文も一部に引き継ぐが、おおむね「内務省文書保存規則并細則」を元に作成されている。直接的な導入過程や人的脈略については分からぬ。

右の理由から、明治二十年に制定された「文書編纂及保存規則」は、秋田県のそれ以前の編纂保存規則とは一線を画したものだったと言えよう。十九年の「令官房往復部文書編纂細則」までは、九年の「編輯取扱規則」から系譜を引く秋田県独自の編纂保存規則であった。これに対し、二十年「文書編纂及保存規則」は、内務省の影響を強く受けて再構築されたものである。前章で見たように、「内務省文書保存規則並細則」が、後に多くの府県からモデルとされる完成度の高い編纂保存規則だったためだろう。

次に「文書編纂及保存規則」における文書の保存年限を見てみた
い。保存年限の設定は、永久・五年・三年・一年の四段階である。
永久保存文書の内容は内務省の規則を参考に定められているが、五
年以下の有期限保存文書については地方官庁の文書行政の特色が出
ている。

また、「文書編纂及保存規則」の末尾には、類別編纂の基準となる「公文類別部目」が掲載されている。「内務省文書保存規則」の

ものがモデルにされている。内務省における「部—目—細節」の項目名が、秋田県では「(空欄)一部一目」になつてゐるが、表の構成は全く同じである。秋田県では、明治十一年五月の文書類別基準⁸⁴で、既に類別部目が記されていた。が、表形式で示されたのは、二十年の「文書編纂及保存規則」が初めてである。そして、以後の編纂保存規則でも表形式の類別部目が踏襲されることになった。

「文書編纂及保存規則」の公文類別部目

課文書	議事課		
部公文類別目	部目	常置委員会	水利土木会
雜款	會議	縣會	町村會
府廳	經濟	地方稅財產	町村費
官款	濟	備荒儲蓄	
官款	會議		
儀制			
規制			
儀規			
慶弔	任免	恩賞	懲戒
	令達		
	規程		
		印章	服制
		履歷	
(以下略)			

しかし、表形式の導入後も、類別編纂された簿冊表紙の記載方式には変化が見られない。次頁の写真は、明治十二年と二十年の簿冊につき、鉱山之部の表紙記載を対比したものである。石田県政期に成立した類別部目制が、内務省の「公文類別部目」をモデルとして、二十年に基準を表形式に整備されたと考えれば良いだろう。

秋田県の場合は、明治二十年の時点で内務省の文書保存規則を模倣し、編纂保存規則の再構築を行なった。ここで、先行研究から



写真 「鉱山之部」の簿冊表紙（左：明治20年、右：明治12年）

他府県の編纂保存規則が内務省の影響を受けた時期を整理してみたい。内務省の文書保存規則を参考して、二十年に「北海道文書保存規則」、二十一年に山口県の「文書保存規則」、二十三年に「長野県文書編纂及保存規程」、二十四年に「栃木県文書保存規則」、二十五年に群馬県の「本府文書保存規則」、二十七年に東京府の「文書編纂及保存例」、二十八年に埼玉県の「文書保存規則」、三十六年に京都府の「文書編纂保存規程」が制定された。いずれの場合も、内務省の文書保存規則を範に類別部目制と保存年限制が整備されている。しかしながら、その導入時期は一律でなく、府県による時差が見られる。これは、内務省の文書保存規則があくまでも省内を対象に作成され、府県に対しては強制力の無い参考資料に留まつたためだろう。内務省の文書保存規則は、各府県の判断により導入されていたと推定される。

そのため、各府県の事情によって、導入の時期や方法に違いが生じたものと考えられる。北海道の場合は、明治十九年の道庁設置後文書管理制度の草創期に内務省を範とした可能性がある。⁽⁹³⁾ 山口県の場合は、二十二年以前に文書保存規則が存在せず、膨大な文書の堆積で検索不便に陥っていた。伊藤一晴氏は、減量化による業務効率の向上を目的的に二十二年「文書保存規則」が制定されたとの見方⁽⁹⁴⁾を示している。埼玉県の場合も、書庫内における文書の堆積が背景にあった。芳賀明子氏は、二十八年「文書保存規則」が開庁以来四半世紀にわたり放置された書庫の臨時文書整理を目的に制定されたとしている。⁽⁹⁵⁾ 栃木県の場合、十六年に元老院議官の巡回視察で文書管理制度を高く評価されていたが、二十一年の書庫火災で潰滅的打撃を受けた。栃木県では火災直後から県庁文書の復元を始めたが、文書管理制度の再建の過程で内務省の文書保存規則を導入した可能性も考えられる。一方、群馬県では、二十五年の「本府文書保存規則」で、内務省の「公文類別部目」を元に「文書類別部目」を設けている。群馬県の「文書類別部目」は機構改編に左右されない一定不变の部目を設定しており、機構改編に忠実な秋田県の類別部目制とは異なる方式を採用している。⁽⁹⁶⁾ 類別部目制においては、組織の機構改編に伴う文書群構造の経年変化が最大の問題であり、明治の頃から各府県の文書担当により対処法の講じられていた様子を窺える。⁽⁹⁷⁾ 秋田県の場合は、右に見た他府県の事例と比較しても、最も早い時期に内務省の文書保存規則を導入した部類に入る。その事情には、

前稿で明らかにしたとおり、明治八年から九年の時点では公文書原本による記録保存に転換し、近代的な文書管理制度を成立させていたことが大きく関わったと言えよう。太政官制の時代から、記録の中管理、類別部目制および保存年限制を実施していたため、二十年の「文書編纂及保存規則」において内務省の文書保存規則を直ちに受容できる基盤が整っていたと考えられる。

また、この時期における文書管理制度の再編の一環で、明治二十九年九月二十日に「秋田県庁日録」の編纂が決められた。⁽⁴⁹⁾「秋田県庁日録」には、毎日の天候寒暖、官吏の進退賞罰、昇降執務時間、知事や部長の出張巡回の要旨、閣省大臣への上申や指令、各府県との往復文書の要旨ほかが記録された。前稿で紹介した六年から八年の「秋田県庁日誌」に通する内容である。編纂は第一部文書課で行ない、各課は当日の行事を翌日午前十時まで文書課に報告することを義務付けられた。公文書原本を類別編纂する記録保存では簿冊完成までに時間の掛かるほか県行政の全体把握も難しいため、併行して日録の編纂が企図されたのだろうか。原本による記録保存に対する一部修正を見るならば、注目すべき動きだったと言える。しかし、文書課での「秋田県庁日録」の編纂は翌年四月七日で廃止され、各課ごと日誌に事務概略を記す程度に縮小された。⁽⁵⁰⁾文書管理制度の再編過程における試行錯誤の跡が見られる。

さて、明治二十一年三月二十三日には、「警察本部処務細則」が制定された。⁽⁵¹⁾章編成は、分課組織と事務分掌の全二章である。警察

課の分掌事項に「文書ノ編纂」の語が初出している。

そして、翌明治二十二年三月二十八日、「秋田県処務細則」が制定された。⁽⁵²⁾本庁・収税部・警察本部の三処務細則が統合され、從前の「収税部処務細則」と「警察本部処務細則」は廃止された。章編成は、組織、分掌、文書收受、文書調理、文書発送、職員心得、当直員心得の全七章であり、三章を文書管理の関係に割いている。二十年の「文書編纂及保存規則」の制定により、文書編纂の章が省略された。県の機構は、知事官房と第一部・第二部・収税部・警察本部の四部制である。

処務細則は統合されたが、文書管理については本庁と収税部と警察本部でそれぞれ別体系にされた。文書の收受発送と編纂保存は、第一部庶務課、収税部文書主務、警察本部警務課で分掌されている。知事親展文書の收受は、知事官房で分掌した。第一部庶務課に従前の文書課が統合され、秘書関係の分掌が知事官房に移管された。また、庶務課の分掌には「公布式及県報ニ関スル事」も見られる。

明治二十二年四月一日、公文例および文書符号の改正が行なわれた。⁽⁵³⁾収税部と警察本部の文書は部名の頭字を冠し、本庁のものと区別されている。五月十五日には「県報」が発刊され、以後、所属官衙一般に発する訓令・諭達は「県報」への登録をもって公布式とされた。⁽⁵⁴⁾八月九日には「秋田県処務細則」の改正で、収税部の文書管理が、従前の文書主務から新設の監税課に引き継がれている。⁽⁵⁵⁾

が制定された。⁽¹⁵⁾ 同年三月の「秋田県処務細則」で収税部と警察本部の文書管理を本庁と別体系にしたため、独自の編纂保存規則が必要になっていた。初めて制定された警察文書の編纂保存規則である。条文中には、「高等警察ニ関スル文書ハ別ニ之ヲ定ム」の断りがある。高等警察関係の文書の編纂保存は、さらに別規定とされた。機密漏洩の防止に特に配慮した結果と推察される。翌二十三年の国会開設を控えた高等警察による体制維持の強化が背景に窺われる。

さて、「警察本部文書編纂規則」では、文書の編纂が警察本部で警務課、警察署で書記科、分署で内勤巡回に分掌されている。機密文書については、課所長が主管した。この規則には、本庁の「文書編纂及保存規則」を模倣しない独自性が随所に見られる。図1は、警察文書の簿冊表紙の書式である。表紙中央に「○○之部」として事業名（シリーズ・レベル）が記されており、本庁の書式とは異なつ

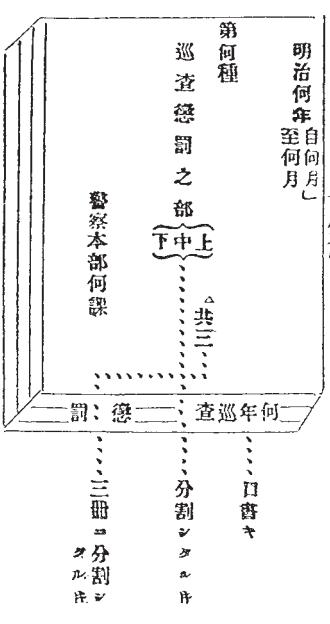


図1 警察文書簿冊表紙の書式

ている。また、保存年限についても、第一種を無期、第二種を五年、第三種を三年と、三段階で設定されている。本庁は永久・五年・三年・一年の四段階であり、ここにも警察文書の独自性が見られる。また、類別編纂の基準も、本庁の「公文類別部目」とはかなり異なる。

「警察本部文書編纂規則」の類別編纂基準

第一種	警務課
第一種	保安課
第一種	官報
第一種	県報
第一種	警察報
第一種	營業人名簿
第二種	(中略)
第二種	一 職員之部 一 巡査賞与之部 一 巡査給助之部
第二種	一 警察實戓之部 一 巡査懲戒之部 一 巡査會議之部
第二種	一 各種行政警察之部 一 司法警察之部
第三種	一 統計之部
第三種	一 注意報告之部 一 人事々故報告之部 一 通付録 一 雜書之部 (以下略)
第三種	一 経費予算之部 一 統計表之部 一 機密雑書之部
一 電信差立簿	
一 郵便差立簿	
一 出勤簿	
一 通付録	
一 不參人名簿	
一 雜書之部	

る形式である。組織の下に保存年限を置き、その下に具体的な簿冊名を直接記載している。個別の簿冊を組織と保存年限ごとにまとめており、警察文書の全体把握が容易である。

警察の編纂保存規則の独自性は、文書取り扱いの慎重さに起因したものだったと考えられる。特に簿冊の管理は厳重であり、保存年限ごとの目録に年次、書籍番号、簿冊名、冊数が記録されている。簿冊を収納する書函の表面には、年次と収納簿冊名が明記され、急な検索利用にも対処できる仕組みである。また、警察本署の簿冊は、日常使用以外は散逸を防ぐため書庫に収蔵された。警察署と分署の場合も、適宜の場所に収蔵することが定められている。保存年限を経過した文書の廃棄には、警察本署では警部長の認可を必要とし、警察署と分署では警察署長の意見を要した。廃棄の方法については、通常の文書は切断して公売、機密に属する文書は焼却と定められた。廃棄時の機密漏洩の防止が本庁よりも嚴重である。警察の文書管理は、その専門性ゆえに、編纂保存においても本庁とは異なる方式を発達させた。

最後に、明治十九年から二十二年の青山県政期における文書管理の再編につき、以下にその特筆すべき点を整理しておきたい。第一点は、文書管理関係の規定が「秋田県処務細則」の中に數章にわたり取り込まれたことである。この時期における文書行政の再重視を反映している。第二点は、内務省の文書保存規則をモデルに「文書編纂及保存規則」が作成されたことである。これによつて九年の

「編輯取扱規則」以来の独自の系譜を断ち、以後は内務省の規則の系譜を引く形になった。明治十九年に内務省記録課で考案された「公文類別部目」、すなわち類別部目表は秋田県の編纂保存規則に導入され、その後、昭和二十二年「地方自治法」施行までは存続を確認できる。第三点は、本庁と収税部と警察本部について処務細則を統合し、文書管理を別体系にする形が定着したことである。これにより、収税部と警察本部の編纂保存規則が本庁とは別に制定されることになった。その他、公文例と文書符号を整備したこと、「県報」登録をもつて公布式としたこと等も再編の一環と考えられる。

以上のことから、明治十九年から二十二年は、秋田県の文書管理上で第三の画期と位置付けられよう。

2 明治二十三年以後の文書管理の変遷

明治二十三年六月十九日、「秋田県処務細則」が改正され、第一部において庶務課から再び文書課が分離独立した。^(註) 知事官房から秘書的事務を移管された他、官吏服務や庁中宿直など広範囲を分掌した。十九年九月八日の処務細則における第一部文書課の分掌に立ち返った印象を受ける。この時点では、なぜ文書課を復活させ分掌を拡充する必要が有ったのか、明確な理由は分からぬ。一方、収税部には文書主任が設置された。だが、文書主任はかつての文書主務とは異なり、公印の管守や部員の諸願届などを分掌した。収税部の文書の收受発送は徵稅費課の分掌とされた。

その後、明治二十三年十月十一日に「地方官官制」が全面改正さ

れ、府県の機構は知事官房と内務部・警察部・直税署・関税署・監獄署の二部三署制になつた。⁽¹⁸⁾「地方官官制」の中で、初めて知事官房の設置が規定された。その分掌は、「官吏ノ進退身分ニ関スル事務」「文書ノ受付」「官印府県印ノ管守」「外国人ニ関スル事務」の四つである。知事官房における文書の收受が明記されている。また、従前の収税部が直税署と間税署に分離した他、第一部監獄課が監獄署として独立した。

この「地方官官制」改正に対応し、十一月十五日に「秋田県処務細則」も全面改正された。⁽¹⁹⁾章編成は、分課組織、事務分掌、処務順序、雜則の全四章である。処務順序の章に、従前の文書收受と文書調理と文書発送の三章が簡潔にまとめられた。処務順序の第四十三条には「文書ノ收受発送及編纂保存ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム」とある。

本庁の文書管理については、知事官房秘書係が官印県印および秘密文書の管轄、往復係が一般文書の收受発送を分掌した。編纂保存は、内務部第一課庶務係の分掌である。知事官房往復係による收受発送は、「地方官官制」の規定に基づくものだった。文書の收受発送と編纂保存が、知事官房と内務部に別れて分掌されることになった。本庁以外の文書管理は、警察部警務課、直税署徵稅費課、關稅署關稅課、監獄署獄務課でそれぞれ分掌されている。

そして、明治二十四年一月六日に「文書編纂細則」⁽²⁰⁾が制定された。二十三年十一月の「秋田県処務細則」第四三条に対応した、本庁文

書の編纂保存に関する細則である。その条文は、二十年「文書編纂及保存規則」を元にしながらも、全体にわたって改正されている。二十年の規則が十九年「内務省文書保存規則并細則」のコピーに近かったのに對し、今回の細則は秋田県なりの内容消化を経たものと

課 一 第		房 官 事 知						主管 部名	部目細別
雜 經 会	吏 行	雜 經 会	雜 往 款	外 款	職 員	秘 書	秘書係		
款 濟 議	議 員 政	款 濟 議	復 款	務 員	員	書	秘密文書		
庶務係		會議係							
		帝国議會	県会	常置委員會	県參事會				
		県稅及備荒儲蓄		県有財產					
		郡吏	市町村吏	懲戒					
		郡市町村會	公共組合						
		郡市町村歲入出	郡經費						

（以下略）

言えるだろう。保存年限の設定は、従前の永久・五年・三年・一年の四段階から、永久・五年・一年の三段階に改められた。永久保存文書の種類については、公吏公民の訴願や人名救助篤行などを加え、従前よりも増加している。また、類別部目表の形式も改められ、知事官房と内務部の文書のみ対象に部目を設定されている。二十三年十一月の処務細則改正では、知事官房の下に係、内務部の下に課と係が置かれた。類別部目表も、右の組織機構に対応して改良されている。「主管」の項は組織にあるが、知事官房ではサブ・フォンド・レベル、内務部では部を省略し課名を記載することでサブ・サブ・フォンド・レベルに設定されている。「部名」の項は分掌事務にあたり、シリーズ・レベルの設定である。「部目細別」の項は処理される文書内容にあたり、係ごとに区分されている。

「文書編纂細則」の制定後、一月十三日には「文書收受発送細則」が制定された。これも、明治二十三年十一月の処務細則の第四十三条に対応した、本庁文書の收受発送に関する細則である。二十二年三月の処務細則における文書收受と文書発送の章を元に作成されている。收受件名簿と公文收受発送月表の他、促問件名簿、送達件名簿、課名文書送達件名簿が書式として付けられた。この時期に「文書收受発送細則」が整備された背景には、「地方官官制」で知事官房の分掌に「文書ノ受付」を入れたことも関係していたと考えられる。翌明治二十五年十月十日、監獄署の分課が改正され、文書管理は従前の獄務課から新設の庶務課に移管された。^{〔12〕} 庶務課の分掌には、

「文書ノ往復及保存ニ関スル事」が入れられた。監獄署の文書管理関係の分掌中に、初めて「保存」の語が明記された。

また、明治二十六年一月九日、「警察本部文書編纂規則」が部分改正された。^{〔13〕} 類別編纂の基準を示す附録表において、警察本部の各課および警察署・分署で編纂する簿冊名が殆ど改正されている。

十月三十一日、「地方官官制」の全面改正で、従前の直税署と関税署が再び収税部に統合された。^{〔14〕} これに応じて、十一月二十九日に「秋田県処務細則」が改正された。^{〔15〕} 収税部の新設の他、各部署の課係に若干の改正が有った。文書管理の担当は、収税部で収支課、監獄署で第一課になった以外、従前と同じである。

明治二十七年一月二十日には、前年十一月の処務細則改正に対応して、「文書編纂細則」が改正された。^{〔16〕} 類別部目表の「部目細別」の項が、内務部各課の係再編に合わせて若干改められている。以降も機構改編のたびごとに、類別部目表の改正が繰り返されることになる。

さて、明治二十九年三月三十一日、「秋田県処務細則」が三年ぶりに改正された。^{〔17〕} 章編成は前回の改正時と変わりない。また、知事官房および各部署の文書管理担当も同じである。文書管理関係の分掌内容にも大きな変化は無い。その一方、同日に文書管理に関わる四つの訓令が出されている。「秋田県文書保存規則」「文書收受及発送細則」「秋田県回議件銘簿書式」「秋田県文書符号」である。

元に作成された本庁文書の編纂保存規則である。ゆえに、その条文は十九年「内務省文書保存規則并細則」の系譜を引いている。が、秋田県の文書担当による独自の工夫や、二十一年「内務省文書保存規則」の影響なども見受けられる。二十年「文書編纂及保存規則」から一〇年近くを経て、行政的価値観へのさらなる傾斜が所々に認められる。第一条の内容を見てみたい。

本庁ノ文書ハ總テ内務部第一課ニ收蒐シ本則ニ依リ編纂保存又ハ廃棄スヘシ

但警察部収税部監獄署ハ別ニ定ムル所ニ依ル

「編纂保存」と並び「廃棄」が初めて規則の目的に明記されている。当時、文書行政の合理化と効率化から、文書の廃棄が積極的に考えられるようになつたことを窺わせる。また、警察部・収税部・監獄署の文書の編纂保存および廃棄を本庁と別規定にすることも初めて明記された。⁽¹²⁾

さらに、「行政的価値観への傾斜は、保存年限の設定にも認められる。従前の永久・五年・一年の三段階が、永久・十年・五年・一年の四段階に改正された。新たに十年保存文書が設定されている。これは、明治二十一年「内務省文書保存規則」における永久・二十年・五年・一年の保存年限から影響を受けた結果と考えられる。水野氏は、十九年「内務省文書保存規則并細則」の保存年限では軽易な文書の廃棄を目的としたのに對し、二十一年「内務省文書保存規則」では中長期的な事務参照を目的にしたとの見解を示している。二十

年保存文書は、中長期的な官吏の事務参照のために設定された。秋田県における十年保存文書も、同様の目的で設定されたものと考えられる。文書の現用性、すなわち行政的利用を重視した編纂保存への移行過程である。

また、收受した完結文書や書籍は、図2の回議小箋を貼られ、内務部第一課長の検閲を経て保存された。回議小箋には、文書の保存区分と件名、係名と部名、細目、課名などを記入する欄が設けられている。保存年限に関わる保存区分の欄、類別部目に関わる係名とともに重要である。

回議小箋様式
(美濃紙八つ切)
(印ハ朱書)

第一課長 明治 年 月 日		回議小箋様式	
名	係	保	存
年	永	年	件
係 名	何 [●]	年	件
部 名	何 [●]	名	件
●	何 [●]	細	目
●	々	目	課
●	任	課	名
●	任	主	主
施行 年	明治 年	月	日
課 僚	主 查		

さらに、保存年限を経過し廃棄する文書についても、件名や簿冊の記録が新たに義務付けられた。その上で、第一課長の点検と内務部長の判定を経た後、初めて文書を廃棄できる仕組みだった。廃棄制度がこれまでになく整備され、厳重なものになっている。前掲の第一条で、「編纂保存」と並び「廃棄」が規則の目的に明記されたことも関係したと考えられる。ただし、廃棄制度の整備は、記録保存よりも機密漏洩の防止を重視したものと推察される。

その他の条文および類別部目表は、明治二十四年「文書編纂細則」とさほど変わらない。類別部目表の項目は「主管—課名—部目細別」から「主管—課名—細目」に改められた。

次に、「文書收受及発送細則」であるが、明治二十四年制定の内容に若干の改正を加えた以外、大きな変化は見られない。「秋田県回議件銘簿書式」は、初めて定められたものである。各課係における文書の回議を停滞なく行なうため作成された管理簿と考えられる。「秋田県文書符号」では、文書符号が以前よりも遙かに詳細に規定されている。文書行政の整備が窺える。

明治二十九年三月末に、なぜ「秋田県文書保存規則」以下の四訓令が出されたのか、明確な事情は分からぬ。青山県政期に行なわれた文書行政の整備から一〇年近くを経て、再整備の必要を認めた時期だったのだろうか。同年五月二十二日には「改正秋田県法規編纂規程」⁽¹³⁾が制定されている。『改正秋田県法規』は、四年七月の置県以降を対象に、現行の触示、告示、達、訓令、布達、県令の分類

編纂を企図したものである。この編纂事業も、文書行政の再整備の一環だった可能性はある。

ところが、明治二十九年十月二十日、「税務管理局官制」の公布によって、府県の収税部が廃止されることになった。⁽¹⁴⁾秋田県の収税部も廃止され、その業務は大蔵省管轄の秋田税務管理局に移管された⁽¹⁵⁾。この時、収税部の文書管理も秋田税務管理局に引き継がれたと考えて良いだろう。収税関係は、秋田県の文書管理の対象から外れることになった。国の地方制度改正が、府県の文書管理制度に大きな影響を及ぼしている。二十年の「秋田県収税部処務細則取扱順序」では、編纂保存規則を別に定めるとされていた。が、収税部の廃止により、独自の編纂保存規則は遂に制定されずに終わった。

明治三十一年四月一日に「秋田県処務細則」が改正された。⁽¹⁶⁾収税部の廃止後、初めての全面改正である。県の文書管理は、本庁と警察部と監獄署の三体系とされている。本庁の文書管理では、編纂保存の分掌が、従前の内務部第一課庶務係から知事官房往復係に引き継がれた。これにより、知事官房往復係が文書の收受発送と編纂保存を一括して分掌することになった。二十三年十一月の処務細則改正で收受発送と編纂保存が知事官房と内務部に別れて以来である。「地方官官制」では、三十八年四月十八日の改正に至り、初めて知事官房の分掌に編纂保存を加えている。三十一年四月の時点で知事官房に編纂保存も分掌させたのは、秋田県独自の判断だったと言えよう。これ以後、本庁の文書管理は、戦時体制下の一時期を除き、

昭和二十二年まで半世紀にわたり知事官房で一括担当された。

なお、内務部第一課庶務係には、文書管理関係で公布式と報告統計の分掌が僅かに残る形になった。また、警察部では警務課、監獄署では第一課が文書管理を担当している。

そして、明治三十一年五月二十日、「監獄署文書保存規則」⁽¹⁵⁾が制定された。二十三年に監獄署が設置された後、初めて作成された独自の編纂保存規則だったと推定される。その条文は、本序の二十九

年「秋田県文書保存規則」を元にしている。保存年限の設定も、本序と同じ永久・十年・五年・一年（第一類・第二類・第三類・第四類）の四段階である。これに対し、類別編纂の基準は二十二年「警察本部文書編纂規則」のものを元に作成されている。組織の下に保存年限を置き、その下に具体的な簿冊名を直接記載する形式である。「監獄署文書保存規則」の制定により、本府と警察部と監獄署がそれぞれ編纂保存規則をもつ形が整った。

第一 第 第 第			
類 四 第	類 三 第	類 二 第	類 一 第
当直日誌、職員出勤表、各厅往復雑件、諸通附録、署員同届、書籍貸与簿、	諸受付簿、会議日誌、統計及報告材料、郵便切手受払簿、丙令達指令回答通牒（一時ニ関スル）、押送通附録、各厅往復、教誨日報、就学簿、	処持品領置簿、職員勤情調、在監人処持金引渡簿、各厅往復、看守教習、看守押丁試験書類、	官報、県報、甲令達指令回答通牒（閣省院）、乙令達指令回答通牒（本府其他）、職員身上録、任免賞罰、看守給助、秘密、文章收受簿、文書発送簿、統計及報告、建築、在監人身分帳、名籍原簿、囚名目録、刑事被告人名簿、放免簿、死亡帳、囚人出監簿、刑事被告人出監簿、懲治人名簿、刑事被告人出監指揮簿、密至監禁指揮簿、処持金給予金寄託簿、保管物品出納簿、事務引継書、日表、押送、教誨原簿、

さて、ここで、本府・警察・監獄の間で、編纂保存規則の内容に類似性と独自性が生じている理由を考えてみたい。警察と監獄の文書管理は、職務分課の別体系化に伴い本府の文書担当の所管から離れることになった。それぞれ新たに編纂保存規則を作成する際には、まず本府の規則が参考にされたと推察される。その一方、警察と監獄の場合、専門的な部門として独立したため、文書の編纂保存についても本府と同一に扱えなかつたものと考えられる。最大の理由は、文書内容の機密性であったろう。警察と監獄の編纂保存規則では、文書の管理につき本府よりも遙かに厳重に規定されている。類別編纂の基準に組織内で作成する簿冊名を予め掲載したのも、管理把握を洩れなく行なう目的からだと推定される。ただし、文書管理の別体系化は、警察と監獄における編纂保存規則の整備に時差も生じさせている。警察と監獄の文書担当相互の間に統一的な連携が無く、それぞれ独自に文書管理制度を発展させたためである。

（以下略）

分改正された⁽¹⁸⁾。類別編纂の基準が全面改正され、従前よりも見やすい表形式になった。

「警察本部文書編纂規則」の類別編纂基準

第一種			第二種			第三種			保安課	
			縣 報			雜書之部				
			報告之部			雜書之部				
警察報			通附錄			人民喚徵簿				
理事件銘簿										
諸営業人名簿										
消防組合員名簿										
軍用銃番号簿										
例規之部										
安寧警察之部										
營業警察之部										
各種行政警察之部										
第一種 (以下略)	第二種		第三種			衛生課				

れる制度である。

さらに、保存年限の設定も本庁の影響を脱し、永久・十年・五年・一年の四段階から、永久・十年・三年の三段階に改正された。また、永久保存を「甲部記録」、十年保存を「乙部記録」、三年保存を「丙部記録」として、簿冊の表紙をそれぞれ茶・白・黄で色分けした。

表紙の色を見て簿冊の保存年限を区别できる工夫がなされている。類別編纂の方法には、本庁とも警察部とも異なる独自性が認められる。まず、監獄署の記録は、吏員・名籍・統計・会計・領置・記録・戒証・作業工錢・地積建物・用度・教務・衛生・雑件の一三部に区分される。部の下は、甲・乙・丙・丁・戊・巳・庚・辛・壬・癸の十干さらに区分される仕組みである。⁽¹⁹⁾ 部はシリーズ・レベル、その下の十干はサブ・シリーズ・レベルに該当する。明治三十五年

の「文書收受及発送細則」の影響は殆ど見られない。監獄署で收受発送する文書が、本庁よりも厳重な管理を要したためだろうか。

また、編纂保存に関する条文も、従前の「監獄署文書保存規則」とは全く異なるものである。すなわち、本庁の「秋田県文書保存規則」の影響を脱し、監獄署の独自性が見られるようになった。明治三十一年の「監獄署文書保存規則」から僅か五年足らずだが、監獄署の文書管理制度に急速な発展が認められる。また、文書主任書記を置き、收受発送から編纂保存まで一貫して担当させている。公文書のライフ・サイクルを管理する専任官の設置であり、特に注目される制度である。

そして、明治三十五年十月二十八日、従前の「監獄署文書保存規則」を廃止し、「監獄文書取扱及保存規程」が制定された⁽²⁰⁾。文書の收受発送に関する規定が新たに加えられている。本庁では二十四年期だった。監獄署が警察部に先行して、收受発送と編纂保存の規則の両方を備えたことになる。

それでは、「監獄文書取扱及保存規程」の内容を見てみたい。收受発送に関する条文には、監獄署の独自性が顕著に出ている。本庁

た。が、類別編纂の基準では、それら組織のサブ・フォンド・レベルに該当する分類項目は設けられていない。従前の「監獄署文書保存規則」では、前述のとおり、組織の分類項目の下に、保存年限ごとに具体的簿冊名を記載する形式だった。サブ・フォンド・レベル

第一部 吏員

甲	上級官庁ノ訓令指令通牒告示并ニ知事典獄令達ノ類	永久
乙	進退賞罰恩給給助及退官賜金ノ類	永久
丙	一時金下賜上申ノ類	永久
丁	身分帳ノ類	永久
戊	出勤簿及官吏発着配置出張賜暇忌服ニ関スル書類	三年
己	官吏出張復命書ノ類	十年
庚	諸願伺届ノ所分ニ関スル書類	永久
辛	看守以下試験書類	三年
壬	事務引継済届ノ類	三年
癸	看守出勤簿	十年

第二部 名籍

甲	上級官庁ノ訓令指令通牒告示并ニ知事典獄ノ令達ノ類	永久
乙	名籍原簿在監人名目録死亡帳放免曆簿	同上
丙	出入監簿囚人身分帳	十年
丁	外国人ニ関スル重要ナル稟議申牒ノ類	永久
戊	囚人特赦仮出獄及仮出場等ノ類	永久
己	特赦仮出獄報告ノ類	三年
庚	囚徒逃走反獄及事変報告ノ類	永久

第三部 統計

(以下略)

に基づく類別編纂方法だったと言える。今回は、それがシリーズ・レベルを重視した全く異なる方法に改められた。三十五年において、監獄署の編纂保存規則は、警察部の影響からも脱し、独自の類別編纂方法をもつて至った。シリーズ・レベルの連続性を重視する分類方法への転換は、監獄署の機構改編や簿冊検索の便を考えてのことだっただろうか。

また、書庫の日常管理については、本庁よりも厳重に規定されている。記録を日々目録と照合すること、職員利用を文書主任書記の記録貸与簿で管理すること、日常利用以外の記録を保存年限の期間一定の倉庫に保管すること等。また、保存年限経過後の記録を廃棄する際には、監獄署長である典獄の承認を必要とした。

この他、監獄署とは別に「監獄支署文書取扱及保存規程」を定めることが記されている。

以上から、明治三十五年「監獄文書取扱及保存規程」は、本庁と警察部の影響を脱した独自性をもち、かつ非常に整備された内容だったと言える。また、規定中の各所で、従前の「文書」や「書類」に替えて「記録」の語が使用されていることも付け加えておきたい。公文書のライフ・サイクルを管理する文書主任書記の設置や、シリーズ・レベルを重視した類別編纂方法への転換とともに、背景に記録保存に対する意識の高さが感じられる。その意味においては、三十年当時、監獄署の文書管理は本庁を越えるレベルに在ったと言えるかも知れない。前述したが、監獄や警察では、それぞれ独自に文

書管理制度を発展させてきた。その過程で、文書担当者の記録保存に対する意識および知識が大きく関わった可能性も考えられる。三十五年に「監獄文書取扱及保存規程」が作成された背景については、現在のところ不明である。

ところが、翌明治三十六年三月十九日、「地方官官制」の部分改正で、府県の機構が知事官房と内務部・警察部の二部制になった。⁽¹³⁾ 同日の「監獄官制」公布により監獄が司法省の管轄に入り、府県の監獄署は廃止された。⁽¹⁴⁾ 秋田県では、監獄署の文書管理制度が順調に発展していく途上において、国の地方制度改正の影響を受けることになった。監獄署の文書管理は、司法省管轄の秋田監獄に引き継がれたと考えられる。

三 明治三十八年以後の文書管理

1 明治三十八年から四十二年の文書管理制度の確立

明治三十八年から四十二年は、日露戦争と戦後経営の時代に重なる。この時期は、「地方官官制」に基づく地方制度の確立期でもある。地方官厅機構は、四十年の「地方官官制」改正によってほぼ確立した。⁽¹⁴⁾ 秋田県の処務細則の形も四十年でほぼ固まり、それに伴い文書管理制度も確立することになる。以下に、その過程を整理してみたい。

地方官厅機構の確立までには、若干の試行錯誤を経たようである。

まず、明治三十八年四月十八日に「地方官官制」の全面改正が行われた。⁽¹⁵⁾ 日露戦争終盤期の改正であり、戦時下における地方官厅機構の整理を目的とした可能性も考えられる。また、二十九年の収税部廃止、三十六年の監獄署廃止の後、初めて行なわれた全面改正でもあった。府県の機構は、知事官房と第一部～第四部の四部制に改編された。従前の警察部は第四部になり、内務部の系譜を引く第一部～第三部と同格に扱われることとなった。専門的な部門として別体系化していた警察が、再び本庁の職務分課に統合されたのである。この他、知事官房の分掌に「文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項」が入れられたことにも注目したい。收受発送と並び、初めて編纂保存が分掌に加えられた。これによつて知事官房は、文書の收受発送から編纂保存までを管理する組織として位置付けられた。

「地方官官制」の改正に対応し、四月二十五日に「秋田県処務細則」も改正された。⁽¹⁶⁾ 章編成は、分課組織、事務分掌、処務順序、公文、文書編纂、服務、当直の全七章と附則であり、従前と比べ大きく改められている。特筆すべきは、別規定であった文書管理関係が、処務細則の中に取り込まれたことである。処務順序の章に従前の「秋田県文書收受及発送細則」、公文の章に「公文例及文書符号」、文書編纂の章に「秋田県文書保存規則」の内容が包含された。これ以後、処務細則の中で文書管理関係が規定されるようになる。

職務分課は、「地方官官制」に基づき、知事官房と第一部～第四部に再編された。警察を担当する第四部の文書管理は、他の部と同

様、知事官房文書係に一元化された。これによって、長年続いた文書管理の別体系が解消されることになった。

知事官房秘書係は、秘密文書や官印県印の管掌などを分掌した。文書係は、従前の知事官房往復係から收受発送や編纂保存などの分掌を引き継いでいる。「文書」を冠した組織名の復活は、明治二十三年十一月十五日の処務細則改正で第一部文書課が廃止されて以来のことだった。文書管理制度の再整備期を意識した組織名ではないかと推察される。

では、文書管理関係を規定した各章の内容を見てみよう。処務順序の章は、従前の「秋田県文書収受及発送細則」の条文を元に全面的に改めた内容である。従前の收受件名簿はか書式は掲載されていない。附則の第八九条には「本則ニ規定スル帳簿其他ノ様式及文例ハ別ニ之ヲ定ム」とある。また公文の章も、従前の「公文例及文書符号」を元にしながら、文書符号の種別を全面的に改めている。ただし、公文例に関しては、右記の第八九条に基づき別に定めている。文書行政の基本である公文例と文書符号が、この時期に全面改正された。

文書編纂の章は、従前の「秋田県文書保存規則」の条文を元に、部分的に改正したものである。「秋田県文書保存規則」は、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」の系譜を引くものだった。すなわち、内務省の文書保存規則の内容が、秋田県の処務細則に組み込まれることになる。以降、昭和二十二年に至るまで、編纂保存の基

幹として処務細則の中で引き継がれていった。さて、文書編纂の章では、第四三条に「文書ハ總テ知事官房ニ於テ編纂保存スヘシ」とある。警察関係も含めた全ての文書を、知事官房で一元的に編纂保存することが明記されている。また、第四三条には「文書ノ保存ハ別表部門ニ依リ事件結了ノ順序ニ従ヒテ編纂シ…」とある。類別部目表である「別表部門」は処務細則では略されており、附則第八九条により別規定にされたものと考えられる。が、四十年の処務細則改正に至るまで、「秋田県報」の中に「別表部門」制定に関する記事を見発見できない。一方、保存年限については、従前と同じ永久・十年・五年・一年の四段階で設定されている。

四月の処務細則改正後、七月十八日に「公文例」が制定された⁽¹⁸⁾。処務細則の附則第八九条により別規定とされた、公文の章の細則である。公文例は全面的に改正され、「秋田県報」の紙上六頁半にわたり掲載された。令達式、却下文例、上級官衙ニ対スル文例、内申書式、辞令文例、照覆文例、回議文例、附箋文例、文書符号、帳簿様式の一〇項目から成り、従前に比べ格段の整備充実が見られる。

しかし、明治三十八年の文書管理改革は、その後一年足らずで修正されることになった。三十九年三月十六日、「秋田県処務細則」の部分改正により、第四部に関する文書の收受発送と編纂保存が同部警務課の分掌に移された⁽¹⁹⁾。すなわち、警察の文書管理が再び別体系化されている。警察の文書管理は、長年の別体系化の中で独自の発展を遂げていた。また、その文書も、内容の専門性から本庁文書

と一元的に管理するのには実務上困難だったものと推察される。

その後、明治四十年七月十二日、「地方官官制」が部分改正された。⁽⁴⁾ 府県の機構は、知事官房と内務部・警察部の二部制に再編された。警察の職務分課を本庁と別体系とした旧来の形に復している。

二年余の施行で、本庁と警察の職務分課の統合は困難と最終的に判断されたらしい。以降、本庁と警察の職務分課は再統合されることなく、昭和戦後に至っている。「地方官官制」に基づく地方官庁機構は、試行錯誤を経て明治四十年に確立したと言えるだろう。これに伴い、府県の文書管理制度も本庁と警察の二体系で確立することになった。

「地方官官制」の改正に対応し、七月十五日に「秋田県処務細則」が改正された。⁽⁵⁾ 章編成は、事務分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の全七章に公文例様式を付けた形に改められた。公文例様式には、明治三十八年七月制定「公文例」が取り込まれている。また、職務分課は、知事官房と内務部・警察部に改正された。文書管理は、知事官房と警察部警務課でそれぞれ分掌されている。従前の知事官房秘書係と文書係は廃止された。

では、文書管理関係を規定した各章の内容を見てみよう。処務順序の章では、文書の種類別に收受後の処理手順がきめ細かく定められている。明治三十八年処務細則のものより詳細であり、文書処理の規定として完成度を高めている。警察部に属する文書の收受発送も、この処務順序の章に準拠して行なうこととされた。

公文例の章には、附録の公文例様式が対応する形である。公文例様式では、令達式、却下文例、文書符号、上級官衙ニ対スル文例、照覆文例、回議文例、附箋文例、帳簿様式の八種につき規定されている。従前の「公文例」を元に作成されたが、様式はさらに詳細になった。

文書編纂の章は、明治三十八年処務細則とほぼ同じ内容である。ただし、警察部に属する文書の編纂保存は、別規定によるとされた。秋田県では、三十九年三月の処務細則改正において、既に警察の文書管理を別体系化していた。また、類別部目表である「保存文書編纂部門」は、二十九年「秋田県文書保存規則」の類別部目表の形式を踏襲している。県の機構が部課係制から部課制になったため、表の「主管—課名—細目」の欄を「主管—部名—細目」に改めている。また、細目は課ごとに区分された。

その後、秋田県の処務細則は、明治四十年から大正十五年まで約二〇年間、全面改正されていない。また、処務細則の文書管理関係の章については、明治四十年以後に大きな改正は無い。大正十五年の処務細則改正で、若干の内容整理がされた程度である。本庁の文書管理制度は、明治四十年にほぼ確立されたと言って良いだろう。

一方、再び別体系化した警察については、明治四十二年六月八日に「警察文書編纂及簿冊規程」が制定されている。⁽⁶⁾ 四十年「秋田県処務細則」の文書編纂の章で、警察部に属する文書の編纂保存を別規定にしたことによる。「警察文書編纂及簿冊規程」では、高等警

察に関する文書の編纂保存をさうに別規定とした。高等警察に関しては、二十一年「警察本部文書編纂規則」でも別規定とされていた。秋田県の警察部に高等警察課が設置されたのは、四十四年五月のことである。⁽¹⁵⁾

さて、「警察文書編纂及簿冊規程」の内容を見てみたい。明治二十二年「警察本部文書編纂規則」を元におおむね作成され、四十年「秋田県処務細則」の文書編纂の章も一部参考にしている。文書の編纂保存は、警察部で警務課、警察署および分署で巡査部長または内勤巡査の分掌とされた。機密文書は、課所長が主管した。簿冊表紙の書式は、二十二年の規則とほぼ同じである。また、簿冊の総目録が作成され、執務の便を図って事務室に常備された。過去の警察文書の効率的な検索を目的にしたと考えられる。編纂の基準は、三十二年改正「警察本部文書編纂規則」のものとは若干異なる形に改められた。保存年限の設定が、かつての永久・五年・一年の三段階から本厅と同じ永久・十年・五年・一年の四段階に改正されている。警察で作成される簿冊の種類は類別編纂の基準である「文書編纂表」で予め規定されており、表に無いものを作成した場合には、警察部長への簿冊名と保存年限の報告を義務付けていた。警察部長が全ての簿冊を把握できる仕組みである。

明治四十二年以後、「警察文書編纂及簿冊規程」の大きな改正は行なわれていない。警察の文書管理制度は、四十一年に確立されたと言えよう。

「警察文書編纂及簿冊規程」の文書編纂表

文書編纂表		警務課		保存期
簿冊名	細目	官報綴	県報綴	
警察報綴	官報ノ凡テヲ編綴ス	県報ノ凡テヲ編綴ス		同 永遠
例規綴	警察報ノ凡テヲ編綴ス	閣省令達及知事警務長ノ内訓令達通牒ノ類ニシテ制規例格トナルヘキ文書ヲ編綴ス		同 同
統計綴	戸数人口其ノ他統計ニ閔スル文書ヲ編綴ス	警部以下ノ免黜抄ニ閔スル書類及巡査退穂料其他諸給与ニ閔スル書類ヲ編綴ス		同 同
職員及給助綴	警部以下ノ免黜抄ニ閔スル書類及巡査退穂料其他諸給与ニ閔スル書類ヲ編綴ス			同 同
地方議会綴	予算決算ニ閔スル書類ヲ編綴ル			同 同
(以下略)				

以上のように、秋田県の文書管理制度は、明治三十八年から四十二年にかけて試行錯誤を経ながらも最終的に本厅と警察の二体系で確立した。本厅では四十年「秋田県処務細則」、警察では四十二年「警察文書編纂及簿冊規程」が、以後の文書管理制度の基盤になつた。その後は、機構改編に対応した類別部目の改正程度に留まつてゐる。明治三十八年から四十二年は、秋田県の文書管理上で第四の画期と位置付けて良いだろう。

2 大正十五年から昭和二十二年までの文書担当の変遷

大正十五年（一九二六）六月四日、「地方官官制」の最後の全面改正が行なわれた⁽¹⁶⁾。以降、昭和戦後の「地方官官制」廃止に至るまで、全面改正は無かった。府県の機構は、知事官房と内務部・学務

部・警察部の三部制を基本とし、内務大臣の須要により府県を指定して土木部、産業部、衛生部を置くこともできた。

「地方官官制」改正に対応し、六月二十九日に「秋田県庁中処務細則」が制定された。⁽¹⁵⁾ 章編成は、分課、分掌、事務代理、処務順序、公文例、文書編纂、服務、当直の全八章で、附則と公文例様式が付いた。秋田県の機構は、知事官房と内務部・学務部・警察部の三部制とされた。警察部以外の文書管理は、知事官房文書課の担当である。明治四十年七月十五日の処務細則改正による知事官房文書係の廃止以来、約二〇年ぶりに「文書」を冠した組織名が復活した。知事官房文書課は、その後、昭和二十二年七月二十六日の廃止まで、長期にわたり本庁の文書管理を担当している。

知事官房秘書課は、秘密文書や官印県印の管守を分掌した。一方、文書課は、收受発送と編纂保存の他、法令諸規則の加除訂正、内務部印・学務部印の管守、県令達、統計書、県公報の編纂、国勢調査など従前の知事官房よりも広範囲を分掌している。分掌事項の増加は、編纂物や統計調査などに因るものと考えられる。

文書管理制度を規定した各章を概観してみよう。処務順序の章は、收受及発送、立案及回議、浄書及施行、整理の四節を新たに設けて整理されている。特に文書の收受発送に関しては、公文例様式の第八諸帳簿様式で文書件名簿以下一六種が定められた。收受発送の管理が、従前よりも厳格になった觀がある。警察部に属する文書の收受発送も、この処務順序の章に準拠することとされた。公文例の章

は、四十年処務細則よりも条文が若干整備された程度である。文書編纂の章については、従前とほぼ変化が無い。「保存文書編纂部門」も、従前どおり公文例様式の中に収録されている。

処務細則における文書管理関係の章は、明治四十年に一応確立した後、二〇年を経て大正十五年に完成したと考えるのが妥当だろう。大正十五年には、特に処務順序の章が整備充実された。その後の処務細則改定においては、文書管理関係の章に殆ど変動が見られなくなる。秋田県の文書管理制度について言えば、明治三十八年から四十二年にかけて確立し、大正十五年で最終的な完成を見たことになる。

では、大正十五年以後の文書担当の変遷を、以下に整理しておきたい。昭和七年四月十八日に、知事官房文書課から統計課が分離独立した。⁽¹⁶⁾ 統計課の分掌は、産業統計や学事統計、人口動態調査ほかの調査統計関係である。統計課の独立によって、文書課は收受発送と編纂保存を主とする分掌に戻った。翌八年二月四日、知事官房文書課の分掌を一部改正し、文書の形式審査が加えられた。⁽¹⁷⁾ また、九月八日には、「警察文書編纂及簿冊規程」が改正された。⁽¹⁸⁾ 「文書編纂表」が四半世紀ぶりに全面改正されている。時代の変化を反映し、「活動写真」「フィルム」「検閲綴」や「自動車運転手免許ニ関スル綴」など新しい文書名も見られる。

昭和十年一月十九日、「地方官官制」が部分改正され、府県の機構は知事官房と総務部・学務部・経済部・警察部の四部制になつた。⁽¹⁹⁾

二月六日には、「地方官官制」改正に対応し、「秋田県厅中処務細則」も改正された。⁽¹⁹⁾全八章の編成に変わりなく、分課と分掌の章を中心とした改正だった。警察部以外の文書管理は、知事官房文書課が担当している。また、従前の知事官房統計課は、総務部調査課に分掌を引き継いだ。

昭和十二年七月七日、日中戦争が勃発した。これ以後、地方官庁機構も戦時体制下に入ることになった。⁽²⁰⁾十五年一月十二日、「秋田県厅中処務細則」が改正された。今回も分課と分掌の章を主とした改正であり、文書管理関係の章に変動は無い。戦時体制下で組織機構がめまぐるしく改正されても、文書管理制度は基本的に安定していた。が、分掌の章を見ると、文書の收受発送において、総務部、学務部、警察部の内部に独自化の動きも見られる。総務部では会計課庶務係、学務部では学務課庶務係と社会課庶務係、警察部では刑事課智能犯係と健康保険課庶務係および衛生課庶務係に收受発送が分掌されている。収受発送の多元化は、戦時体制下の文書量増大が原因なのか、明確には分からない。編纂保存については、本庁は知事官房文書課、警察部は警務課警務係にそれぞれ集中されている。

昭和十六年一月三日、「秋田県厅中処務細則」が改正された。⁽²¹⁾知事官房秘書課が廃止され、分掌の殆どを総務部人事課に移管している。また、前年の処務細則改正に見られた、総務部、学務部、警察部における收受発送の多元化も解消された。收受発送と編纂保存は、知事官房文書課と警察部警務課警務係に再び集中することになった。

その一方、総務部人事課に「知事、総務部長ノ秘書ニ関スル事項」、学務部教学課庶務係に「学務部長秘書ニ関スル事項」、経済部農政課庶務係に「経済部長ノ秘書ニ関スル事項」が分掌された。各部長の秘書の設置には戦時体制との関わりも考えられるが、詳しい事情は分からぬ。二月三日の処務細則改正に対応し、同月十八日に処務細則の公文例様式中「保存文書編纂部門」も全面改正された。⁽²²⁾

昭和十六年十二月八日、太平洋戦争が開始された。この後、戦争の激化に伴い県庁の機構改編が頻繁に行なわれ、対応して「保存文書編纂部門」の改正も繰り返される。

昭和十七年十一月一日に「地方官官制」が部分改正され、府県の機構は知事官房と内政部・警察部の二部制になった。⁽²³⁾また、内務大臣の須要により府県を指定し、経済部、土木部、衛生部を置くことができた。同日、「秋田県厅中処務細則」も改正され、秋田県は知事官房と内政部・経済部・警察部の三部制になった。⁽²⁴⁾警察部以外の文書管理は、知事官房文書課で担当した。警察部は警務課警務係の担当である。また、従前の総務課から知事官房へ、人事・調査・庶務・会計の四課が移管された。人事課は、県印および官印、知事官房印、内政部印および経済部印の管守を分掌した。調査課には、人事課から機密文書に関する分掌が移管されている。各部の秘書的分掌は、知事官房調査課に再び一括された。

昭和十九年七月八日、「地方官官制」が部分改正された。⁽²⁵⁾府県の機構は、知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制とされた。内

務大臣が府県を指定して置けるのは、経済第一部、経済第二部、土木部である。同日、「秋田県庁中処務細則」も改正され、秋田県は知事官房と内政部・経済第一部・経済第二部・警察部の四部制になった⁽¹³⁾。警察部以外の文書管理は、やはり知事官房文書課で担当した。警察部では、警務課の担当である。また、知事官房から内政部へ、人事・調査・庶務・会計の四課が移管された。知事官房には文書課のみが残された。その際、官印および県印、知事官房印、内政部印、経済第一部印および経済第一部印の管守は、人事課から文書課へ移管された。内政部に移った調査課は、従前どおり機密文書を扱っている。十月三日には、内政部調査課が廃止され、分掌を知事官房文書課と内政部地方課に引き継いでいる。機密文書に関しては、知事官房文書課が扱った。

昭和二十年八月十五日の敗戦後、地方官厅機構もGHQによる占領体制下に入った。「地方官官制」に基づいた地方制度は、二十二年の「地方自治法」施行まで継続している⁽¹⁴⁾。二十一年一月三十一日、「地方官官制」が部分改正され、府県の機構は知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制とされた⁽¹⁵⁾。内務大臣が府県を指定して置けるのは、教育民生部と土木部である。「地方官官制」改正に対応し、二月一日に「秋田県庁中処務細則」も改正された⁽¹⁶⁾。秋田県は、知事官房と内務部・経済部・警察部の三部制になった。警察部以外の文書管理は知事官房文書課、警察部では警務課が担当した。文書管理に関する両課の分掌内容も敗戦前とほぼ変わりが無い。同月九日、

知事官房に再び秘書課が設置され、機密文書の取り扱いを文書課から移管している⁽¹⁷⁾。その後、十一月十八日に「地方官官制」が部分改正され、府県の機構は知事官房と内務部・教育民生部・経済部・警察部の四部制とされた⁽¹⁸⁾。内務大臣が府県を指定して置けるのは、教育部、民生部、衛生部、土木部である。同日、「秋田県庁中処務細則」も改正されたが、文書管理の担当とその分掌内容に変化は無い⁽¹⁹⁾。さて、昭和二十二年四月十七日に「地方自治法」が公布され、官治的で不完全な自治体だった都道府県は、市町村と同じ普通地方公共団体になった。「地方自治法」は五月三日に施行され、これに基づく秋田県の機構再編が九月一日までに完了している⁽²⁰⁾。その過程で、七月二十六日に知事官房文書課が廃止された。総務部調査課に文書管理関係、同部統計課に統計関係の分掌が移管されている。文書管理が知事官房から離れたのは、半世紀ぶりのことだった。戦前の地方制度下における文書管理制度の終焉と位置付けられる。

結びにかえて

以上、本稿では、明治十九年から昭和二十二年まで、秋田県の文書管理制度について編纂保存を中心にたどってきた。では、前稿と本稿から、文書管理制度の成立および確立の過程を、もう一度整理してみたい。秋田県の文書管理は、明治期に四度の画期を経て整備された。最初の画期は明治六年で、県庁の組織機構とともに文書管

ここで筆を擱くこととする。

註

(1)『秋田県公文書館研究紀要』第十一号（二〇〇五年）
渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会一九九六年）

(2)『法規分類大全』第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省（内閣記録局編輯）一八八九年、国立国会図書館所蔵

(3)

(4)

(5)

阿久津宗二「群馬県における明治期公文書の編纂過程と保存規則」（双文）第一号、群馬県立文書館一九八四年）、児玉卓文「長野県行政文書の管理と保存－明治前期を中心として－」（平成十六年度『公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』、独立行政法人国立公文書館二〇〇五年）、渡辺佳子「明治期京都府における文書管理の変遷」（資料館紀要）第一九号、京都府立総合資料館一九九一年）では、収税、監獄、警察の文書管理の別体系化にふれている。

(6)

(7)

(8)

同

水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』）、同「台湾総督府及地方庁の文書管理制度」（檜山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究』、ゆまに書房二〇〇三年）

秋田県庁文書群の体系的把握には、他に文書の作成や決裁の過程、文書の收受や施行過程、文書の機能と効力の三点も明らかにされなければならない。⁽¹⁾それらの整理については今後の課題とし、一先ずから四十二年である。文書管理制度の諸規則が、処務細則の中に取り込まれた。また、文書管理制度は、本庁と警察の一体系で最終的に落ち着いた。秋田県の文書管理制度は明治後期に確立され、以後、昭和二十二年の「地方自治法」施行まで安定している。

さて、本稿をもって明治四年から昭和二十二年まで、編纂保存を中心とした秋田県の文書管理制度の整理を一応終えることになる。これによって、「地方自治法」以前の地方制度下で作成された近代の秋田県庁文書群につき、編綴過程と保管管理の変遷を一通り明らかにできた。「地方自治法」以前の職務分課の変遷と合わせて、秋田県庁文書群の内的秩序を理解する一助となれば幸甚である。

- 野義夫「明治中期北海道庁文書の保存と編さん規則について」（研究紀要）第三号、北海道立文書館一九九八年）、伊藤一晴「明治期山口県庁における文書保存規程」（山口県文書館研究紀要）第二七号、二〇〇〇年）でも内務省の文書保存規則の影響が取り上げられている。さらに、ベ・ソンジュン「朝鮮総督府公文書分類体系の復元」（記録学研究—韓国記録学会誌）第二号、ビスター・ピー・エス（二〇〇五年四月）においても、日本では明治十八年に「文書の編纂、保存のために、保存年限と類別部目が導入され、文書の編纂方式も、従来の謄本作成から、原本編纂へと転換した」と、日本国内の通説に従って紹介している。
- (9) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- 旧福島県で明治八年に類別部目制（藤田定興「福島県における公文書の保存と廃棄のはじまり」、『福島県歴史資料館研究紀要』第二三号、二〇〇〇年）、熊谷県で九年に類別部目制（阿久津、前掲論文）、栃木県で十四年に類別部目制（川田純之「明治前期の栃木県庁文書とその保存」、『栃木県立文書館研究紀要』第二号、一九九八年）、京都府で十五年に類別部目制（竹林忠男「京都府庁文書に見る明治以前公文書の史料学的考察」、『資料館研究紀要』第二二号、京都府立総合資料館一九九三年）、札幌市で十五年に保存年限制、十六年に類別部目制（佐藤京子「札幌市の文書編纂」、『研究紀要』第九号、北海道立文書館）、根室県で十六年に類別部目制、十七年に保存年限制（同「函館・根室両県と北海道事業管理局の文書編纂」、『同』第一号、同）が成立している。
- (10) 三上昭美「内務省」（日本古文書学講座）第九卷近代編I、雄山閣出版一九七九年）
- (11) 明治七年一月二十日内務省達（法規分類大全）第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省）
- (12) 高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書館学への展開』、柏書房
- (13) 一九八二年）
- 明治七年十一月十五日内務省達（法規分類大全）第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省）
- (14) 高橋喜太郎、前掲論文
- 明治八年七月十二日内務省達（法規分類大全）第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省）
- (15) 明治八年七月十二日内務省達（同）
- (16) 明治八年七月十二日内務省達（同）
- (17) 明治八年七月十二日内務省達（同）
- (18) 明治八年七月十二日内務省達（同）
- (19) 高橋喜太郎、前掲論文
- 明治八年十一月四日内務省達（法規分類大全）第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省）
- (20) 明治九年二月内務省達（同）
- (21) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- 水野「明治期地方政府における文書管理制度の成立」
- (22) 同
- (23) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- 高橋喜太郎、前掲論文
- 明治十五年三月十日内務省達（法規分類大全）第一編第十一冊官職門第七十九官制神祇省・教育部・内国事務局・民部省・内務省）
- (24) 明治十六年五月二十三日内務省達（同）、省内の文書は「内政編年録」「内政類典」「局務類纂」「局務提要」「内務省布達便覽」「政典覧要」「内務省達全書」に区分し編纂された。
- 水野「明治期地方政府における文書管理制度の成立」水野氏は、明治十九年「内務省文書保存規則」の第九条「凡ソ保存ノ文書ハ謄本ヲ作ラス原本ヲ以テ臨時ノ用ニ供スヘキモノナレハ篤ク取扱ニ注意シ嚴ニ散逸汚損ヲ戒ムヘシ其原本ヲ使用ス可カラサル別段ノ文書ニシテ要謄本ノ記載アルモノハ記録課ニ於テ其謄本ヲ作り之ヲ普通文書ニ収メ原本ハ特別ニ之ヲ保存スヘシ」を類聚編纂による記録保存の廃止および公文書原本による記録保存の開始と解釈した。しか

- し、八年「第二局編纂処務順序」や九年「編纂課処務順序」を見る
とおり、公文書原本による記録保存は十九年以前から実施されて
いた。第九条には、十九年をもって原本による記録保存を開始する
は記されていない。第九条の目的は、従前からの原本による記録保
存を確実に行なうため、文書が散逸汚損することないよう取り扱い
を厳重に注意することに在ったと考えられる。
- 渡辺「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」
〔序中規則〕（九三〇一〇三一一二七五六）
- 明治十八年十二月二十六日内閣達（明治十八年『法令全書』）
明治十九年閣令第五号（明治十九年『法令全書』）
明治七年一月十日太政官達号（明治七年『法令全書』）
中野目徹『記録文書保存』をめぐる内務省と太政官（明治八年太
政官達第六八号）に関する「考察」（中野目徹『近代史料学の射程』
明治太政官文書研究序説、弘文館 一二〇〇〇年）
太政官明治八年四月第六八八号達改正之件（『公文類聚』第十編文
書門 独立行政法人国立公文書館所蔵）
- 明治二十一年七月十四日内務省達（『法規分類大全』第一編第十一
冊官職門第七十九官制神祇省・教部省・内国事務局・民部省・内務
省）
- 水野「明治期地方官における文書管理制度の成立」
水野「台灣總督府及地方庁の文書管理制度」
「秋田県沿革史稿」（九三〇一〇三一一二三二〇三）、明治二十五年以
前「旧高等官履歴」（九三〇一〇二一一三〇三九一）
渡辺「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」
明治十九年四月六日府第一号 明治十九年「序中達」（九三〇一〇
三一一〇九八六）
- 明治十九年二月二十六日勅令第一号（明治十九年『法令全書』）
佐藤隆「秋田県布達集について」（『秋田県公文書館研究紀要』第三
号 一九九七年）
- 明治十九年四月八日府第一三号 明治十九年「序中達」（九三〇一
〇三一一〇九八六）
- 〔秋田県史料〕十（独立行政法人国立公文書館所蔵）
〔序中規則〕（九三〇一〇三一一二七五六）
- 明治十九年「序中達」（九三〇一〇三一一〇九八六）
明治十六年二月二十八日第三三号 明治十六～十七年「序中令達綴」
（九三〇一〇三一一〇九八一）
高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」（『秋田県公文
書館研究紀要』創刊号 一九九五年）
明治十四年三月十八日太政官達第一六号（明治十四年『法令全書』）
明治十六～十七年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八一）
高橋務、前掲論文
明治十六年十一月十二日第一八六号 明治十六～十七年「序中令達
綴」（九三〇一〇三一一〇九八一）
明治十八年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八三）
明治十七年五月二十日太政官達第四七号（明治十七年『法令全書』）
明治十六～十七年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八一）
明治十八年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八三）
明治十八年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八四）
明治十九年四月八日府第一三号 「秋田県沿革史稿」（九三〇一〇
三一一二三一〇三）
明治十八年「序中達」（九三〇一〇三一一〇九八三）
明治十九年四月八日府第一三号 「秋田県沿革史稿」（九三〇一〇
三一一二三一〇三）
明治十八年「序中令達綴」（九三〇一〇三一一〇九八三）

- 三一一〇九八六)
明治十九年七月二十日勅令第五四号（明治十九年『法令全書』）
(68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)
- 高橋務、前掲論文
明治十九年九月四日乙第二六八号部第一号 明治十九年「序中達」（九三〇一
（九三〇一〇三一一〇九八六）
(70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)
- 明治十九年九月八日序令第三号 明治十九年「序中達」（九三〇一
（九三〇一〇三一一〇九八六）
(71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)
- 第一部文書課の分掌中で、法令規則の編輯に関し、第一四項に「本
序現行規則ノ編製」と記されているが、明治二十二年刊行『現行秋
田県法規』上下巻の編纂との関わりが考えられる。また、第一五項
に「県政ニ関スル旧記古文書ノ蒐集」とあるのは、「秋田県沿革史」
編纂の資料収集だった可能性が考えられる。
明治十九年九月十一日序令第五号 明治十九年「序中達」（九三〇
一〇三一一〇九八六）
(73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)
- 明治十九年九月十六日序令第八号 同
明治十九年十一月六日序令第三二号 同
明治十九年「序中達」（九三〇一〇三一一〇九八六）
(75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84)
- 明治二十年一月八日收丙第一号 明治二十年「序中令達綴」（九三
〇一〇三一一〇九八九）
明治二十年一月十七日序第七号 明治二十年「序中達」（九三〇一
〇三一一〇九九〇）
明治二十年二月二日序第二四号 明治二十年「序中令達綴」（九三
〇一〇三一一〇九八九）
明治二十年四月二十八日序令第一二四号 同
明治二十年六月一日序第一四二号 同
明治二十年六月六日序第一四五号 同
明治二十年六月二十八日序第一六五号 同
拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の確立について」
青山・今野、前掲論文
(85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102)
- 三一一〇九八六)
明治十九年九月八日序令第三号 明治十九年「序中達」（九三〇一
（九三〇一〇三一一〇九九三）
明治十二年三月二十八日序第一号 明治十二年「序中達訓令綴」
（九三〇一〇三一一一〇〇〇）
水野「明治期地方政府における文書管理制度の成立」
芳賀明子「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存－知事官房文
書編纂主任の起案から－」（『文書館紀要』第一五号、埼玉県立文書
館一二〇二年）、水野「明治期地方政府における文書管理制度の成
立」
渡辺「明治期京都府における文書管理制度の変遷」
北海道では、明治十九年三月一日の「北海道厅処務条規」で最初の
編纂保存規則が定められたが、翌年六月十三日に内務省を範とし
「北海道厅文書保存規則」が制定された。（青山・今野、前掲論文）
伊藤、前掲論文
芳賀、前掲論文
川田、前掲論文
阿久津、前掲論文、拙稿「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復
元」（『秋田県公文書館研究紀要』第八号、一二〇二年）
拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」（『秋田県公文
書館研究紀要』第七号、二〇〇一年）、同「明治前期秋田県庁文書
群の内的秩序の復元」
明治二十年九月二十日序第二〇四号 明治二十年「序中達」（九三
〇一〇三一一〇九〇）
明治二十一年四月七日序第五七号 明治二十一年「序中諸達綴」
（九三〇一〇三一一〇九九二）
明治二十一年三月二十三日序第三一号 明治二十一年「序中令達綴」
（九三〇一〇三一一〇九九三）
明治十二年三月二十八日序第一号 明治十二年「序中達訓令綴」
（九三〇一〇三一一一〇〇〇）
伊藤、前掲論文
児玉、前掲論文
川田、前掲論文
阿久津、前掲論文
(86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102)

- (103) 明治二十二年四月一日「府第一号」 明治二十二年「府中達綴」(九三〇一〇三一一〇〇一)
- (104) 明治二十二年五月十一日訓令第七六号 同
- (105) 訓令甲第一七九号(明治二十二年八月九日「県報」第三八号)
- (106) 訓令甲第二五六号(明治二十二年十一月十五日「県報」第七九号)
- (107) 訓令甲第一七八号(明治二十三年六月十九日「県報」号外)
- (108) 明治二十三年十月十一日勅令第二三五号(明治二十三年『法令全書』)
- (109) 訓令甲第三二二号(明治二十三年十一月十五日「県報」号外)
- (110) 訓令甲第一号(明治二十四年一月六日「県報」第一四八号)
- (111) 訓令甲第五号(明治二十四年一月十三日「県報」第二五一号)
- (112) 訓令甲第一四四号「秋田県処務細則」改正(明治二十五年十月十日「県報」号外)
- (113) 訓令甲第二号(明治二十六年一月九日「県報」第四八一号)
- (114) 明治二十六年十月三十一日勅令第一六二号(明治二十六年『法令全書』)
- (115) 訓令甲第一五六号(明治二十六年十一月二十九日「県報」第六〇八号附録)
- (116) 訓令甲第九号(明治二十七年一月二十日「県報」第六一七号)
- (117) 訓令甲第四九号(明治二十九年三月三十一日「県報」号外)
- (118) 訓令甲第五〇号(同)
- (119) 訓令甲第五一号(同)
- (120) 訓令甲第五二号(同)
- (121) 訓令甲第五三号(同)
- (122) 水野「台灣總督府及地方庁の文書管理制度」
- (123) 訓令甲第八七号(明治二十九年五月二十二日「県報」号外)
- (124) 明治二十九年十月二十日勅令第三三七号(明治二十九年『法令全書』)
- (125) 抽稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』第九号二〇〇三年)
- (126) 訓令甲第六四号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四三号)

(127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) 訓令甲第九八号(明治三十一年五月二十日「県報」第一二五九号)
訓令甲第一四九号(明治三十一年十一月一日「県報」第一三〇六号)
訓令甲第七五号(明治三十五年十月二十八日「秋田県報」第一七四号)
部によつては、十干すべての項目を使用しない場合もある。
拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」記録史料群には、組織性と連続性の二つの内的秩序が存在する。明治三十一年の「監獄文書保存規則」におけるサブ・フォンド・レベルに基づく類別編纂の基準は、組織性的内的秩序を重視したものである。これに対し、三十五年の「監獄文書取扱及保存規程」のシリーズ・レベルに基づく基準は、連続性的内的秩序を重視したものである。本府文書の類別部目表は、前者の組織性重視タイプであり、機構改編の際には部目の改正を必要とする。三十五年に監獄署の類別編纂の基準が連続性重視に変わったのは、機構改編の影響を脱するためだったのだろうか。機構改編によって収監者に関する簿冊の検索が錯雜する事態を避けたのかも知れない。

- 明治三十六年三月十九日勅令第三四号(明治三十六年『法令全書』)
明治三十六年三月十九日勅令第三五号(同)
拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
明治三十八年四月十八日勅令第一四〇号(明治三十八年『法令全書』)
拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」
訓令甲第二三号(明治三十八年四月二十五日「秋田県報」号外)
訓令甲第四四号(明治三十八年七月十八日「秋田県報」第一九九三号)
訓令甲第八号(明治三十九年三月十六日「秋田県報」第二〇六〇号)
明治四十年七月十二日勅令第一六六号(明治四十年『法令全書』)
明治四十年七月十五日訓令甲第四九号(明治四十年「秋田県県令全書」)
書)
- (142) 訓令甲第二二号(明治四十一年六月八日「秋田県報」第一三八八号)

- (143) 訓令甲第二四号（明治四十四年五月八日「秋田県報」号外）
 大正十五年六月四日勅令第一四七号（大正十五年『法令全書』）
 (144) (145) 訓令甲第三七号（大正十五年六月二十九日「秋田県報」号外）
 (146) (147) 訓令甲第一五条（昭和七年四月十八日「秋田県報」号外）
 (148) (149) (150) (151) 訓令甲第四号（昭和八年二月四日「秋田県報」号外）
 訓令甲第三四号（昭和八年九月八日「秋田県報」号外）
 昭和十年一月十九日勅令第四号（昭和十年『法令全書』）
 訓令甲第三号（昭和十年二月六日「秋田県報」号外）
 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」（秋田県公文書館研究紀要』第十号 二〇〇四年）
 訓令甲第四号（昭和十六年二月三日「秋田県報」号外）
 (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) 訓令甲第五号（昭和十六年二月十八日「秋田県報」第一五八六号）
 昭和十七年十一月一日勅令第七六八号（昭和十七年『法令全書』）
 訓令甲第四九号（昭和十七年十一月一日「秋田県報」号外）
 勅令第四四三号（昭和十九年七月八日「官報」第五三四四号）
 訓令甲第五〇号（昭和十九年七月八日「秋田県報」号外）
 訓令甲第六八号（昭和十九年十月三日「秋田県報」号外）
 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
 勅令第六二号（昭和二十一年一月三十一日「官報」第五七一三号）
 訓令甲第七号（昭和二十一年一月一日「秋田県報」号外）
 訓令甲第九号（昭和二十一年三月九日「秋田県報」号外）
 勅令第五四六号（昭和二十二年十一月十八日「官報」第五九五五号）
 訓令甲第八三号（昭和二十一年十一月十八日「秋田県報」第一三八四号）
 法律第六七号（昭和二十一年四月十七日「官報」第六〇七五号）
 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
 訓令甲第四九号（昭和二十一年七月二十六日「秋田県報」第一四五三号）
 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」、拙稿「明治

(169)

後期大正期秋田県の職務分課の変遷について、「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
 鈴江英一「明治初年、北海道における法令の施行－開拓使文書の体系的把握のための試論－」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書館学への展開』）鈴江英一氏は開拓使文書を事例に、近代行政文書の体系的把握の枠組みとして、①文書の作成や決裁の過程、②文書の收受や施行過程、③文書の編綴過程と保存管理の変遷、④文書の機能と効力の四点を設定している。

（公文書班専門員 しばたともあき）

『史料紹介』

秋田県公文書館所蔵の蝦夷地警衛関係史料

後 藤 富 貴

はじめに

一 秋田藩の蝦夷地警衛

二 「マシケ詰方日記」について

1 作者について

2 日記の内容

3 翻刻紹介（抜粹）

おわりに

はじめに

幕末期における幕府による蝦夷地政策と、それに関わる秋田藩の動きについては、これまでも研究がされているところである。^①

次ページの表1は、当館所蔵史料のうち蝦夷地警衛に関係する史料を選び、その作成者を幕府・秋田藩庁・秋田藩士に分類した、今年度調査した分の一覧である。本稿は、表1の中から秋田藩士の日記「マシケ詰方日記」（AH三一二一九四）の翻刻文を紹介するも

のである。紙面の都合上、原本一〇八丁に及ぶ全文の紹介ではないことをあらかじめおことわりしておく。

一 秋田藩の蝦夷地警衛

最初にこれまでの研究の成果をふまえながら、秋田藩の蝦夷地警衛について概説する。

十八世紀後半以降蝦夷地に接近し、松前藩やアイヌ人をおびやかしていたロシアが、文化三年（一八〇六）樺太やエトロフの日本根拠地を襲撃するという事件をおこしたため、幕府は、それ以前から蝦夷地に駐留していた南部・津軽両藩の他に秋田・仙台・庄内・会津の東北地方の各藩に命じて四千の援軍を出兵させた。秋田藩は久保田給人を中心に行き、約六百名の兵を構成して箱館へ派遣し、各地の所預や組下給人は、幕府からの命令により領内の海岸警備にあたった。幕府の指示による海岸警備が初めてだったことから、文化期の出兵は、秋田藩が幕府の海岸防備政策の一環として最初に行つた出兵で

表1：蝦夷地警衛関係史料

*幕府作成（写）

整理記号	史料名	和暦	備考
AS310-15	蝦夷地御警衛御達書	安政2年3月26日	
AS310-23	蝦夷地土人取扱等に関する御達書	安政6年12月29日	老中脇坂中務大輔の書付
AS310-25	蝦夷地守備開墾之御書付	安政6年	佐竹右京大夫宛
AS310-26-1	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書	安政6年	佐竹右京大夫宛
AS310-26-4	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書	安政6年	佐竹右京大夫宛
AS310-26-5	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書	安政6年9月26日	佐竹右京大夫家来宛
AS310-27-1	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年	佐竹右京大夫宛
AS310-27-2	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年	
AS310-27-3	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年	
AS310-27-4	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年11月	
AS310-27-6	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年	佐竹右京大夫宛
AS310-31	北蝦夷地江差渡之人数交代割合御達	万延2年2月26日	
AS310-103-2	蝦夷地御警衛御免に関する書状	3月22日	佐竹右京大夫宛
AS310-103-3	蝦夷地御警衛御免に関する書状		
AS310-103-4	蝦夷地御警衛御免に関する書状		
AS310-103-5	蝦夷地御警衛御免に関する書状	10月1日	
AS310-103-7	蝦夷地御警衛御免に関する書状		佐竹右京大夫宛
AS310-103-8	蝦夷地御警衛御免に関する書状		佐竹右京大夫宛
AS317-135	蝦夷地上知被仰付之御状	安政2年3月	
AS317-144	蝦夷地御領分御割合被仰渡写	安政6年	東北諸藩宛
AS393-8-9	蝦夷地御警衛関係御状		安政6年12月16日役頭より渡されるとあり
AS393-8-10	蝦夷地御警衛関係御状		
AS393-20	箱館御警衛之御達写	明治元年	太政官
AH393-22-2	蝦夷地開発守衛之儀ニ付公儀より被仰出之写	安政6年	

*秋田藩庁作成

整理記号	史料名	和暦	備考
AS292-3	松前福山より東西蝦夷地並北蝦夷地東クシュンコタン西エンルモコマフ迄道程所々見聞略記	安政5年	
AS310-14	異国船之儀ニ付御出張御伺書之写	嘉永7年1月21日	金大之進、森川監物
AS310-22	蝦夷地分領御礼勤向之御伺	安政6年9月	近藤良之進筆、幕府の返答付
AS310-26-2	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書	安政6年9月	近藤良之進から幕府宛、幕府の返答付
AS310-26-3	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書	安政6年	
AS310-27-5	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年11月	長瀬隼之助から幕府宛

整理記号	史料名	和暦	備考
AS310-103-1	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年10月2日	三木鉄治から幕府宛 幕府の返答付
AS310-103-6	蝦夷地御警衛御免に関する書状	9月	覚
AS310-103-9	蝦夷地御警衛御免に関する書状		
AS310-103-10	蝦夷地御警衛御免に関する書状		
AS319・9-1	異国船近海渡来之節心得方達ニ付 同外	安政元年1月	佐竹次郎
AS345-4	蝦夷地御領分運上金	慶応元年	
AS393-5-1	蝦夷地引渡伺書	安政6年	長瀬隼之助から幕府宛 幕府の返答付
AS393-8-2	蝦夷地御警衛関係御状		
AS393-8-3	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月5日	
AS393-8-4	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	津軽越中守宛
AS393-8-5	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	
AS393-8-6	蝦夷地御警衛関係御状		
AS393-8-7	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)10月28日	津軽越中守宛
AS393-8-8	蝦夷地御警衛関係御状		5月25日御直書の写とあり
AS393-8-11	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	
AS393-9	箱館御加勢之出府届	(文化)	
AS393-10	箱館御陣屋引払帰着届	(文化)	
AS393-15	箱館出兵相成兼候旨之願書	慶応4年閏4月	幕府宛
AS393-16	出兵ニ付軍服之儀被仰渡之控	慶応4年7月	
AS393-19	箱館表御警衛被仰付ニ付御意見書	明治元年	
AT312-335	石井弥五右衛門宛家老よりの書状	慶応2年1月21日	真崎兵庫・戸村十太夫(自筆)・小野岡右衛門・宇都宮帶刀より石井弥五右衛門宛、マシケ詰の留置について
AT312-409	十太夫・兵庫宛書状	慶応2年11月20日	箱館表へ明年より取締のため歩行目付を派遣することについて
AT312-480	十太夫ほか宛小鷹狩源太貴答	慶応3年4月3日	源太・源一郎・又太郎・鶴山から十太夫・兵庫宛、蝦夷地警衛御免について
AT312-484	十太夫ほか宛岡本又太郎書状	4月18日	又太郎・源太・源一郎・右衛門・鶴山から十太夫・兵庫宛、蝦夷地御警衛御免等について
AT312-492	演説覚	慶応3年5月	評定奉行副役筆
AT312-533	十太夫ほかあて石塚源一郎書状	慶応3年10月21日	源一郎・源太・又太郎・右衛門・鶴山から十太夫・兵庫宛、蝦夷地御領返還について
AT317-388	十太夫・兵庫あて宇都宮鶴山書状	慶応3年9月23日	鶴山・源太・源一郎・又太郎・右衛門から十太夫・兵庫宛、蝦夷地御領分上地につき帰国藩士への恩賞の件について

*秋田藩士作成

整理記号	史料名	和暦	備考
AT212・1-219	高橋東吉宛佐藤新右衛門書状	慶応4年	松前居賤について
AT312-341	マシケ詰秋迄被留置之御請覚	慶応2年3月13日	石井弥五右衛門から鶴山・右衛門・十太夫・兵庫宛 AT312-335を受けたもの
AT312-350	風説見聞之覚	慶応2年6月8日	ソウヤ詰石川宇太
AT312-363	御城下江戸大坂京都マシケ在々共 御調査紙	慶応2年7月	三宅重左衛門・三森七十郎
AT312-364	御城下江戸大坂京都マシケ在々共 御調査紙	慶応2年8月	黒沢軽八・鶴田多門
AT312-520	中村伝右衛門書状	慶応3年9月9日・ 10月3日	中村伝右衛門・佐藤小介から戸村十太夫宛、蝦夷地御 警衛御免に付歎びの書状
AT312-881	十太夫宛戸村大学書状	明治元年11月24日	戸村大学義得筆、仙台南部・ 箱館方面の風説について
AT312-950	十太夫あて真崎兵庫書状		蝦夷地の件について
AT312-1000	十太夫あて田代部書状		蝦夷地御沙汰の件について
AT312-1011	十太夫ほかあて石川束書状		宇都宮帶刀・小野岡右衛門・ 戸村十太夫・真崎兵庫宛、 箱館1ヶ年詰請書
AT312-1062	十太夫あて金大之進書状	(慶応3年)10月21日	蝦夷地御領上地について
AT317-134	御城下江戸大坂京都マシケ在々共 御調査紙	慶応2年5月	三宅重左衛門・信太嘉介宛
AT393-6	松前津軽御加勢心懸御人数割	文化6年	金易右衛門秀興筆
AT393-43	宇留野・沢畠兩人連名書付		箱館で買入の西洋砲の見立てについて
AO212・1-29	函館情報	明治元年10月29日	
AO393-1-1	松前出兵人撰申渡之書状	明治元年11月	佐藤源右衛門信久から佐竹 大和宛
AO393-3	佐竹大和宛佐藤源右衛門書状	明治元年11月	
AH289-383～387	長山茂勤功覚		
AH289-425	介川作美宛平元謹斎書状		
AH292-6	蝦夷島シラヌシよりナエオロ迄之 里程	天保6年	
AH292-7	蝦夷紀行	安政2年5月	
AH292-8	蝦夷島記		
AH292-9	蝦夷島道程書		
AH292-10	フウレヘツより道中控帳		
AH292-11	蝦夷島書		
AH292-12	蝦夷人国記 外		
AH310-30	四月十六日より箱館湊入津アメリ カ船五艘之事		小野屋辰蔵筆、有賀為吉写
AH310-44	大繩宛川尻書状		蝦夷地の儀に付
AH310-45	西蝦夷地領分として被下之御書付 写 外	(安政6)	

整理記号	史料名	和暦	備考
AH310-46-1	松前御加勢御用留	文化11年～文化12年	
AH310-46-2～5	松前御加勢御用留別紙		
AH312-94	マシケ詰方日記	安政7年1月13日～万延元年5月4日	長山茂の日記
AH312-97	東西蝦夷地御六家江引渡ニ付公儀より向々江御達之写	万延元年5月29日	宗谷において写
AH312-98	ソウヤ詰合日記—マシケ迄—	万延元年9月13日～12月晦日	長山茂の日記
AH312-266	松前一条		蝦夷地警衛について
AH312-267	蝦夷地ほかに関する演説書		
AH317-248	蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿	3月27日	
AH393-6	松前御人勢御渡銀控	文化4年	御金懸加藤九左衛門筆
AH393-7	箱館江御加勢被仰付候砌諸事覚	文化4年	
AH393-8	文化四年松前箱館御加勢被仰遣候留書	5月24日～11月26日	
AH393-9	文化四年松前御加勢記 全		
AH393-10	松前御加勢御用留書	文化10年7月	
AH393-11	文化年間海岸警備書附		介川緑堂筆
AH393-44	夷蜂起之節松前御加勢内試之記	寛文9年8月6日	金光主水「寛文九年己酉八月六日金光主計佐竹義隆公ノ時松前蝦夷蜂起ノ時ノ出陣案」
A289-288	日記	弘化3年正月～弘化5年12月	平元徳
A289-435	日記抜要		平元謹斎
A289-436	平元謹斎履歴		自筆
A292-15	北海晴雨考	(安政3)	八代隆太の記録
A292-16	松前蝦夷地名書		長瀬直温による写
A292-25	津軽ヨリ松前北蝦夷迄道中控帳		
A292-32	蝦夷地処名和解	安政6年～万延元年	戸崎清藏
A292-33	松前蝦夷地行程大意草稿		戸崎重能清藏、安政6年4月2日秋田出足西トンナエ迄
A312-47	御守衛何れ御明と申儀御沙汰無之以前左之通取調仕候控		平元謹斎
A312-50	元治紀元甲子十一月中自江戸御国表御軍事方へ申遣候書状并十月中存慮申立候書載	元治元年	平元謹斎
A312-52	存慮申上		平元謹斎
A393-2	松前箱館御加勢日記	文化4年5月24日～7月18日	横手給人上遠野子之助日記
A393-3	文化4年卯五月松前箱館御加勢日記	文化4年	
A393-6	安政3年蝦夷地警固被仰付ニ付御伺書		
A393-21	西蝦夷地御陣屋場所見分形覚	9月	平元謹斎

整理記号	史料名	和暦	備考
A393-23	御本陣本隆寺ニ相成候ニ付異変之節心得形之被仰渡		平元謹斎
A393-24	御軍制御変革ニ付取調	10月	平元謹斎
7-563	蝦夷地見聞書取	安政2年9月	平元貞治・志賀猪三郎の記録
7-564	箱館後例要録	安政3年～4年	長瀬直温の記録
18-163	寛文9己酉年9月5日松前蝦夷蜂起御加勢記		
25-167	箱館紀事		長瀬直温の記録
25-170	破胡館官暇実録		長瀬直温の日記
45-56	八丁夜話		橋本秀実の日記
423-6	石井忠行日記		
湊79	松前より蝦夷地大凡道中記	安政3年	他絵図2枚あり
湊917	松前警備往復書状雑形	安政3年	
岡515	ヲロシヤ船当秋松前へ参候筈の手配に付野上東藏宛書状		小田内助右衛門筆
岡575	蝦夷地御領分被成下之御書付写	安政6	

あるという位置づけがされている。さらに秋田藩が幕府の海防政策の一環としてくみこまれていくなかで、先に出兵していた南部藩や津軽藩と自らを区別して「臨時」と位置づける意識がつくられていたことも指摘されている。

安政二年（一八五五）幕府はロシアの動きがさうに活発になってきたことから、松前藩だけでは蝦夷地の警備は不可能と考え、松前城下と江差港の周辺を松前藩に残し、その他の蝦夷地全域を幕府の直轄とし、仙台・秋田・南部・津軽の各藩に警備にあたらせた。秋田藩はマシケに元陣屋を設置し通年の警備にあたること、ソウヤと北蝦夷地のシラヌシ・クションコタンには出張陣屋を置き⁽³⁾、夏の間勤め、冬期間をマシケで詰めることとされた。これをうけて、勘定奉行兼軍事方志賀猪三郎・学館助教兼軍事方平元貞治が蝦夷地へ派遣され、秋田藩の持ち場とされた地域を中心調査を行った。その結果、秋田藩は幕府に対して、警衛地が広すぎて、かつ極寒多湿で守備がきわめて困難であるから警衛を免除してほしい、そのかわり文化四年の出兵の時のように箱館・松前への「臨時出張」の際には十分な人数を派遣すると訴えた⁽⁴⁾。しかしこの要求は却下された。このことは安政期の秋田藩の蝦夷地への出兵は、幕府にとって「臨時」ではなく正式な位置づけとなつたことを意味した。

この他、秋田藩の文化期と安政期の出兵の違いは、蝦夷地へむかつた軍隊の構成メンバーにもみられる。安政三年（一八五六）三月秋田藩の蝦夷地派遣がはじまるが、この時兵士の中心となつたのは、

横手給人である。安政四年（一八五七）は湯沢給人、安政五年（一八五八）は角館給人、安政六年（一八五九）は大館給人を中心に戦事が構成された^⑤。文化四年に兵士の中心となつた久保田給人は、安政期の出兵には大将である番頭代、陣場奉行・勘定方など管理職的な数人の中・下級武士と大筒方・石火矢方など特殊技能をもつた最下級の藩士の派遣にとどまつた。

安政六年（一八五九）九月幕府は蝦夷地直轄地を縮小して仙台・庄内・会津・秋田・南部・津軽に分与し、警衛開拓させることにした。この時の幕府からの書付の写が「マシケ詰方日記」に記載されている^⑥。

御書付

マシケ領・ソウヤ領よりモンヘツ領堺迄リイシリ・レフンシリ嶋々とも為領分被下之、ハッカエよりノッシャフ岬迄御警衛被仰付候、委曲之義は御勘定奉行より箱館奉行可被談候

右は安政六年十一月廿六日御老中脇坂中務大輔様より御呼出

ニ而御留主居長瀬隼之助へ被仰渡候
安政六年十二月廿九日御老中脇坂中務大輔様より御留主居近藤良之進公用人を以被相渡候

御書付

蝦夷地之内割合被下置候所蝦夷地之義は土人も少く惣而御撫育を受候而生活致候者ともニ付、内地領分同様之振合ニ取扱候而は土俗之風習ニ違ひ候義可有之候間仕来等箱館奉行江取合可被申候事

一漁事ニ付、其義は惣而是迄之通相心得、新領之義は箱館奉行へ申達可被取斗候事

一漁場諸仕入并辺海之諸産物は惣而出入とも東は箱館、西は松前ニ而改め受候様可被致候事 但其外直艇不苦候事

一蝦夷人は漁業を事といたし、是迄御撫恤を以生活いたし、其余近來場所々々移住之者も内地同様夫役等ニ使候而は難義可致ニ付、人数交代其外船ニ而往還いたし陸地通行之節も可成丈夫役不召使

様可被取計候事

秋田藩の新しい領地は、マシケ領・ソウヤ領よりモンベツ領の境までの地域、リシリ・レブンの島々となり、さらに幕府からは蝦夷地の取扱は藩内と異なるためすべて箱館奉行に相談すること、漁事については従来通りとし、新規のことは箱館奉行に相談のうえ行うこと、漁場の仕入れ物ならびに蝦夷地産物は箱館・松前で改めを受けること、蝦夷地往来は船を使い、陸路通行の節は夫役を使用しないように、ということが仰せ渡された。

藩は、佐藤時之助・石井弥五右衛門・細川官助・奥山五平・上松左太夫を交替で現地へ派遣して開墾警衛の任務につかせ、また交易で多くの利益をあげているマシケが藩の領地になつたことによりマシケの商場の藩直営を幕府に要求し、土崎湊の金子清四郎と湯沢町の小野屋辰蔵を蝦夷地御用達に任命した。しかし、マシケは場所請負人伊達林右衛門の管轄であり、幕府からは認められなかつた。

万延元年（一八六〇）秋田藩は、北蝦夷地の警衛に耐えきれなく

なり、航海が不便で守備が困難であると上書する。これに対しても幕府からは、北蝦夷地はロシア人の南下のおそれがある地域であり、

警衛に一層の力をいれなければならないとされ、秋田藩は守備兵撤退どころではなく、さらに奥地のマヌイ・クシュンナイに新たに守備兵をおこことになり、文久元年（一八六一）に仙台藩・庄内藩が、

文久二年（一八六二）に会津藩・秋田藩が隔年で警備につくことに

なった。一方、藩は文久元年（一八六一）マシケへの番頭代の派遣を中止し、マシケ詰の勢力を組下給人から足軽中心にきりかえた。

警備とともに蝦夷地の開拓にも力をいれるため、妻子を連れて蝦夷地へ永住する足軽を召し抱える計画を立てたが、やがて対象範囲は農民から町人まで拡大された。さらに翌二年（一八六二）蝦夷地に

関する事項の取扱いを軍事方から勘定方へと変更している。この頃、幕府から北蝦夷地に人数を増員して警備を行うようにとの命令がだされたが、財政難と兵力分散（蝦夷地と京都）のため警備の免除を

願い出、慶応三年（一八六七）秋田藩による蝦夷地支配の廃止が認められた。幕府から開拓に尽力した功勞によって藩主に刀、手当金として一万両、開拓にあたった佐藤時之助や石井弥五右衛門ら五名の藩士に賞与が下され⁽¹⁾、その後は仙台と庄内の二藩に警衛が引き継がれた。慶応四年（一八六八）戊辰戦争がおこり東北地方に戦火が

移されるなどの藩も蝦夷地警衛どころではなくなり、蝦夷地における諸藩の支配地はすべて放棄され、そのまま箱館裁判所の管轄となつた。

二 「マシケ詰方日記」について

1 作者について

「マシケ詰方日記」の書き手である長山茂は、五人一四〇日ほど

の扶持しか持たない、鷹匠町居住の下級武士である⁽²⁾。

長山茂の経歴は以下の通りである⁽³⁾。この日記を書いた時期と一致する箇所を太字で表した。

○天保五年（一八三四）～十二年（一八四一）「御割役所定加勢物書」
○天保十二年「同所定御物書」

・嘉永元年（一八四八）岩館海岸に異国船が見え、浮き武者大将梅

津図書のもとで岩館で警備にあたる。

・同二年（一八四九）公儀へ提出する絵図作成のため測量にあたる。
・同六年（一八五三）「御掛台場御用係」を勤めた功により、合力
銀三十目を受け取る。

・安政元年（一八五四）「台場御築立御用係」を勤めた功により、
合力銀三十目を受け取る。

・安政二年（一八五五）志賀猪三郎・平元貞治に付添、蝦夷地見分
に出張する。

○安政三年（一八五六）「酒造方調役」

・同年、釜屋から能代・岩館までの海岸警備にあたる。

○安政四年（一八五七）～慶応元年（一八六五）勘定吟味役

・万延元年（一八六〇）正月「マシケ御領分御手捌御取調」を命じられ、二月出発。五月「ソウヤ御領分受取御用」を命じられ同所へ出張、十月マシケへ帰る。文久元年（一八六一）三月まで「同所御陣屋詰ニ而浜手」を兼勤する。

・文久三年（一八六三）順捷丸が津軽沖で沈没した時に「見分御用出役」に命じられる。

2 日記の内容

「マシケ詰方日記」は、安政七年（一八六〇）一月十三日から万延元年（一八六〇）五月四日までの約半年間の日記である。この日記に登場する主な人物を表2に整理した。

安政七年一月十三日評定奉行石井定之進と副役鈴木定三郎が、当時の家老宇都宮帶刀からマシケ詰方を命じられている場面からこの日記ははじまる。一月二十四日の日記には長山茂をはじめ、蝦夷地派遣を命じられた人々の名前が列記されている。その中に蝦夷地御用達を命じられた湯沢町の御用間小野屋辰蔵の名前もあるが、彼の名前はそれ以後の日記には登場しない。一方、土崎湊の金子清四郎は長山らと同行したこともありこの後たびたび名前が登場する。

マシケ場所をめぐる動きについては、一月二十日の日記からみえる。マシケを藩の直営にし、金子清四郎を支配人にする旨が記されている。これに対しても場所経営はこれまでどおり場所請負商人に任せよという幕府からの通達の写（一月二十六日）や、マシケ詰役人佐藤時之助が請負人による「苛酷之仕向不相当之取斗得」を指摘し、

さらにマシケ場所を管轄している伊達林右衛門は他の場所をも經營しており、マシケ一ヶ所がなくなつたとしてもそれがそのまま一家の盛衰に関わることはない等とマシケを藩の直営にしたい旨を記した箱館奉行あての願書の写しも記載されている（二月二十八日）。

その他二月の日記には、長山らが久保田城下を出発してから二十日に松前城下に到着するまでの移動の記録、煎海鼠と干鯛の売買が解禁されたことにより、それらをマシケやソウヤで売買した場合の利益の調査結果（十一日・二十二日）等の記載もみられる。

二月二十日に松前に到着した長山らは、三月・閏三月とそのまま滞在し現地の商人達と行き来している。三月は「用事無之」の記事事が目立つが、閏三月になるとマシケへ向かう人々の移動の記述がみられる。また閏三月四日の日記にはマシケを直営にできなかつたことが記されている。

四月五日長山茂一行は松前からマシケへむけて出発する。二十五日にマシケに到着するまでの間の道のり、地名、そこでみた風景、町や村の様子等が詳細に記録されており、日記からは当時の蝦夷地の人々の生活や文化をもうかがい知ることができる。おそらく実際現地に赴くことがなかつた藩の上層部に報告するために、長山は詳細に記録したのではないかと思われる。また「義経伝説」がすでにこの時期に存在していたことを示す「弁慶」という言葉がみられるのも興味深い。

表2：「マシケ詰方日記」にみる蝦夷地警衛に関わった人々（五十音順）

※【】は、「秋田藩分限帳」(A317-5)による

人名	日記記載事柄
石井定之進	1月13日マシケ詰方を命じられる、評定奉行【局住】
伊藤典治	当時マシケ詰
岩城屋仁左衛門	1月晦日久保田出足、商人
梅津隼人之助	当時マンケ陣屋の番頭代、総大将としてマシケ詰【局住】
奥山五平	当時マシケ詰、財用奉行【110石】
小貫富治	4月27日マシケ着
金子清四郎	藩からマシケ支配人を命じられる、2月5日久保田出足、土崎湊の商人
黒沢主馬司	長山茂の家臣、黒沢源吉【5人100目】の実弟
黒沢甚一郎	1月24日蝦夷地領分海岸見廻り役、ソウヤ詰賄方を命じられる、閏3月9日松前着、同月15日マシケへ出足【局住】
坂本謙吉	4月25日マシケ着、同26日マシケ運上屋から御陣屋へ移動、長山が半年のソウヤ詰めを終了するまでの間マシケ陣屋に勤める、小荷駄方【66石977】
坂本久治	4月27日マシケ着
佐藤佐太郎	4月27日マシケ着【83石515】
佐藤時之助	1月16日マシケ詰を命じられる、4月25日マシケ着、同26日マシケ運上屋から御陣屋へ移動、財用・勘定・銅山奉行【39石384】
佐藤兎毛	4月27日マシケ着
志村源吾	4月27日マシケ着【3人50目】
鈴木定三郎	1月13日マシケ詰を命じられる、評定奉行副役
鈴木良藏	1月24日マシケ詰を命じられる、御大工
田中正十郎	1月24日箱館詰を命じられる【50石】
豊間宇助	4月27日マシケ着
中川才之進	当時マンケ詰、4月2日帰帆する【41石456】
中田常八	4月27日マシケ着
中村儀右衛門	4月27日マシケ着【3人80目】
長山茂	1月24日マシケ場所の取扱と陣屋向きの兼勤を命じられる、2月5日秋田出足、同10日松前着、4月5日西地通行にて松前出足、同25日マシケ着、同28日ソウヤ半年詰、終了後マシケ陣屋詰漁業方兼勤1年詰を命じられる【5人140目】
日野彦左衛門	4月27日マシケ着
北條順治	1月16日マシケ詰を命じられる【局住】
本間栄太郎	1月晦日久保田出足、閏3月11日飛龍丸でマシケへ出帆
真宮内蔵丞	1月13日マシケ詰、同24日マシケ場所の取扱と陣屋向きの兼勤を命じられる、4月24日マシケ着、同28日漁場取扱のため1年間のマンケ詰を命じられる【63石404】
皆川東市	1月24日マシケ詰を命じられる、蝦夷地産物方皆川官平【39石741】の実弟
茂又主典	1月24日ソウヤ詰を命じられる【70石564】
山鹿三郎兵衛	真宮内蔵丞の家臣
吉成彦内	1月24日蝦夷地領分海岸見廻り役、ソウヤ詰賄方を命じられる、閏3月9日松前着、同15日出足【局住】

尚、長山はソウヤに派遣されていた茂又主典が病気になつたことにより半年のソウヤ詰めを命じられ（四月二十八日）、五月四日ソウヤへ出発する前日でこの日記は終了している。

次節では、以上の内容を中心に翻刻紹介する。

3 翻刻紹介（抜粋）

（正月十三日）

一 御評定所より御才足ニ而於中座御評定奉行石井定之進・御副役
鈴木定三郎を以帶刀殿被仰渡候は、マシケ詰方被仰付、当仕末
出来次第出足可致候段被仰渡候、當同役真宮内藏丞同様被仰付候
一役頭より御呼出ニ而兩人相揃罷出候処、介川作美殿・山崎甚五
兵衛殿・田処勘兵衛殿・町田平治殿・小野崎要殿御揃ニ而於御
二階被仰含候は、此度之御用之義は初発御場所見分罷越候節と
も相違御創業之御手始ニ付、御新領御場所出入之調御基本相立
候所ニ而永久之御損益ニ相成不輕御用ニ候間辛劳にも可有之候
得共可相勤被申渡候

（正月十六日）

一 御財用奉行佐藤時之助御勘定奉行銅山奉行被仰付、当仕末出来
次第出足マシケ詰被仰付候

（正月二十日）

一 御勘定方御揃ニ而被申渡候はマシケ御領分御場所御直場所之事
ニ被成置、金子清四郎へ御任ニ而支配人迄も被仰付一手纏之事

ニ一旦御評被成置候へとも此度御取調之義有之、江州田附諸助、
清四郎同様ニ被仰渡候間右之心得を以取扱可申、清四郎へも可
申渡段被仰渡候、因而申上候は御手場所御名目之義は是之通御
仕向仕度取扱形ニも左様仕度申上候

（正月二十一日）

一 来月五日六日両日之内出足仕度申上候處五日被御聞届候、右之
段御届申上候

一 兩人相揃申上候は是迄之内御請負人伊達林右衛門にて罷有候、
然は此度御手場所ニ被成置候間御引上被成置候段箱館表より御
達候様致度申上候処、兩人出張之上可申渡被申候故左様には難
儀事ニ御座候、詮は同人儀松前家之入百姓にて同家より申渡候
手繼ニ可有之候、殊ニは當時公儀御手場所ニ而同人御請被仰付
候而罷有候間、旁々箱館より被仰渡候様致度段申上候

（正月二十四日）

一 御副役会田多仲より於御二階被相渡候御書附、左之通

真宮内藏丞
長山 茂

右はマシケ御手場所為取扱詰方被仰付、当御陣屋向兼勤被仰付候
一 北條順治マシケ壱ヶ年詰、茂又主典ソウヤ半ヶ年詰被仰付、田
中正十郎箱館詰被仰付、詰中吟味役加勢被仰付候

一 吉成彦内・黒沢甚一郎蝦夷地御領分海岸見廻役被仰付、宗谷半ヶ

年詰被仰付候

日被仰渡、直々ニ相成候段届之候

一 御大工鈴木良藏マシケ詰方被仰付候段山崎甚五兵衛殿より被申渡、順治・茂立会於御當用申渡候

一 時之助殿より被申渡候御書附、左之通

一 内蔵丞・茂両人御仕切御合力之義は、マシケ詰方之通御仕切四拾兩御合力式拾兩被相渡候事ニ片岡龍藏相同被申渡候

伊藤典治より遣候運上金定

雄勝郡湯沢町

浜マシケ 伊達林右衛門

御用聞 小野屋辰藏
一千百七拾兩

マシケ

右同人

一千兩

ルルモツヘ 栖原六右衛門

五百兩

トママイ・テシホ両所 右同人

六百五拾兩

ソウヤよりシャリ迄 藤野喜兵衛

御仕向金ニて運上金同様

浜マシケ

一七拾四兩式歩余

マシケ

一三百九拾壹兩三厘余

ルルモツヘ

一式百式拾貳兩余

トママイ・テシホ

一三拾七兩毫步余

ソウヤ

一百七拾三兩式厘余

ルルモツヘ

二口メ四千四百八拾六兩

トママイ・テシホ

一 蝦夷地御領分海岸見廻役、左之通人数被仰付候

黒沢甚一郎

ソウヤ

吉成彦内

ルルモツヘ

右は宗谷半ヶ年詰ニ而マシケニ而越年、宗谷賄方兼被仰付候

蝦夷地產物方官平実弟

皆川東市

トママイ・テシホ

一 私共此度蝦夷地兩所詰被仰付罷越ニ付、左ニ御伺申上候

一 当晦日榮太郎・仁左衛門兩人出立為致候、引繼來月五日金子清四郎義内蔵丞・茂召連發足仕候、松前表着之上場所向附渡之諸品、伊達林右衛門へ示談讓受方之事ハ程能取計意可申、漁業出稼之者仕向方等差当守勢之事故、先方之模様ニより其様ニ応し

右はマシケ詰方被仰付候
(正月二十九日)

一 黒沢甚一郎・吉成彦内蝦夷地海岸見廻役ニ而宗谷壱ヶ年詰と今

何分宜取計意可申奉存候

一 兼而清四郎より申立候数ヶ条之義は御執覽被成置候通御座候、

船々仕来或は口銭等ニ至迄何義も時之助殿御出役之上箱館表并

松前とも公辺向御極形ニ預り候義ニ而万端此表ニ於て御法則御

仕向形ハ難相極義ニ奉存候、追々御指揮次第ニ向御伺可申上候

一 マシケ御場所仕込所、出入代金差引等迄内実御受人兩人有之、

其方ニ而委皆取扱致候苦ニ候へとも、御發端旁ニ付何義も不相

減様取調御損益とも委皆取調入御覽候、内慮ニ御座候、左候へ

は諸品之出入湊出入役所之御仕法ニ準、向々手代へ御直役候も

の目附方ニ立合之者被仰付、私とも手ニ属置申度候、依而出入

役所相見候内壱人被仰付候様仕度奉存候

一 御場所御請取方之義マシケは重役之御方御詰合之内を以御用弁

可相成やニ奉存候、宗谷之義は主典壱人詰ニ御座候へは同断之

節御主役之御方御出役可有之や存奉候

一 宗谷江もマシケ同様相見候内、壱人被仰付被下度附渡之御請負

人ニ御座候へは万事仕来法則も有之、何之御差支無之義とも奉

存候へとも出入之品は御調無之ては不相成義より如此申上候

一 見廻役之義は何義も同役とも之申談を得、相勤可申被仰渡被下

度奉存候、別而宗谷之義は御主役の御方無御座候ニ付、万事同

役之差図を省候事ニ而は御用向御差支ニ可相至、右心得形兼而被

仰含被下度奉存候

一 主典出立之義は御人勢同様ニ而は御差支も可有之奉存候故三月

中旬出立仕度奉存候、其節見廻役も同様出立ニて可宜奉存候

右御伺之廉々以御附札御指揮被成下度御模様ニ隨ひ御伺可申

上候

正月

真宮内藏丞

長山茂

茂又主典

右御伺主典を以時之助殿へ差出候

一 金子清四郎御領中上下式人御賄被下、御伝馬壹匹被貸下候事ニ

時之助殿江内藏丞御伺相極候

泊附左之通

五日 久保田出足 湊屋

同日 大久保 鹿渡屋

六日 森岡 鶴形屋

七日 荷上場 緩子屋

八日 大館

九日 碇ヶ関 白沢屋

十日 弘前

十一日 油川 浪岡屋

十二日 平館 蟹田屋

十三日 三厩着 今別屋

向触

本馬 三疋

歩夫 五人 内三人駕夫

同壹人具足檻夫壹人

同両掛持夫壹人

右は旦那事蝦夷地御警衛御用ニ而二月五日秋田出立松前へ罷越

候間駅々右人馬無滞可被差遣候、以上

年号月日

長山茂内

黒沢主馬司

津輕御領

碇ヶ関より三馬屋まで

駅々役人中

一 御進用必懸品見上、新之助へ可申遣候品々、左之通

一 故織五反・八丈縞五反・男帶地六本白地染地取合右之通申遣候

一 金子清四郎本馬壹疋、駕夫三人、両掛持壹人

右は蝦夷地御警衛御用にて松前表へ罷越候間、右同断

秋田 金子清四郎

(二月三日)

一 五ツ半時登城、屋形様被為入御番頭和田小太郎御披露ニテマシケ御場所取扱被仰付、当御警衛御陣屋向兼勤ニ而当五日出足仕

候大儀之趣御意有之、御用番東九郎御意之趣難有之段御取合申上候、畢而御三峯長御熨斗御小姓差上候御手取之上目無敷金外

三置目江居候、東九郎殿より御熨斗頂戴可致被仰含則罷出頂戴、

(二月五日)

一 金子清四郎同之内、船々へ香之岡御印附之事は被御聞届御紋御船印用候義は仕込諸品積入場所へ下候節は相用產物品積入戻候節は用候義延引之事ニ被申渡候、役頭御揃兩人へ被申渡候

一 御警衛御用品積入船、御手船一艘は被差遣、其余之分は金子清四郎へ被仰付候様ニ申上候

直々進立九畳之間江引取控居候所、御膳番大山学助を以御守札御茶拌領被仰付候段被申渡、則頂戴

一 御評定所より兩人御才足於中座奉行川井小六・御副役阿久津三之丞を以御用番東九郎殿被仰付候は詰中大御番組頭格被下置候段被申渡、向々相届候

一 多仲殿より御才足先達御合力式拾両之事ニ被仰渡候へとも拾両被増下、都合三拾両被下置候段被申渡候

一 三之承殿より明日四日御料理被下置候段被申渡候

(二月四日)

一 定刻出勤、御膳番金大之進殿より御料理被下置候段被仰渡候、直々於御広間頂戴、昨年帰着之人數同様被下置候、御用人御膳番相揃宜頂戴之事被申渡、御年寄衆御揃ニ而宜頂戴之段御挨拶有之候

一 於御局多仲殿披露、明日出足之段申上候所遠海之御奉公大儀之段東九郎殿御言葉直々多仲殿御丁寧之御言葉難有趣取合申上候、直々向々へ御届、ハツ時大木屋へ出勤、七ツ時罷下廻勤

(二月三日)

一 四ツ半時久保田出足、矢橋村ニ而見送候人々ニ別連九ツ半時湊
へ着、宿山村与十郎、川方見廻役壱人ニ其手代等迄參、昼食、

八ツ時出足、暮時過大久保村、御本陣久四郎江着致候

一 今日内藏丞、金子清四郎手代定之助同様出足

(二月六日)

一 五ツ時大久保村出足、鹿渡村昼、七ツ半時森岡村へ着、宿池田
宗達、嶋田源五郎參候

(二月七日)

一 明半時森岡村出足、鶴形村昼食、檜山繼立候節武田元迪見舞被
參候、昼所へ小川文四郎見舞ニ参候、尚能代問屋とも参候、七
ツ半時荷上場村へ着、宿藤四郎、清水五郎兵衛龍山詰合ニ而支
配人兩人儀七・常八召連見舞參候

(二月八日)

一 明半時荷上場村出足、九ツ時過淋子村へ着、昼食、同所肝煎子
供へ兼而龍藏より申遣置候炭焼拾人マシケヘ遣候様申聞承知
之趣、尚右御前金等之義は村方より龍藏迄可申義申聞候、七ツ
半時大館村へ着、鳥形市太郎見舞ニ参候、明日同様出足之申出
承知致候

(二月九日)

一 明半時大館町出足、白沢村ニ而昼食、七ツ時過津輕御領碇ヶ関
へ着、道程六里八丁

(二月十日)

一 明半時碇ヶ関出足、石川ニ而弁当遣、七ツ半時以前弘前土手町
佐藤屋伝吉へ着、此間六里余

一 金子清四郎同宿ニ相成候、先月晦日出足之本間栄太郎・岩城屋
仁左衛門より書状相達候外差登る用向無之、船手配旁々之義并
喜代之助青森より渡海為致候義申參候

(二月十一日)

一 明時弘前出足、波岡昼、暮時過油川へ着、十一里、宿近江屋与
平

一 中川才之進より申来候は是迄煎海鼠・干鰯壳買御制禁之所、今
年より勝手交易ニ相成候様御取調有之よしに聞へ候間御請人よ
り御買上御直御交易被成置候へは御利促大凡取調、左之通

一 煎海鼠五千斤 マシケ
一 同式万斤 ソウヤ嶋々とも
メ二万五千斤

一 代千四拾壱兩余 但壱兩ニ付式拾四斤替

一千鮑 七千斤 マシケ

一同式万五千斤 ソウヤ
メ三万式千斤

但壱兩ニ付四拾斤替
代八百両

メ千八百四拾壱兩余 是迄公儀御買上直段

外国人へ取組直段

代壱万五千六百式拾五両 壱斤ニ付式歩式朱

一千鮑三万疋千斤

代壱万式千両 壱斤ニ付壱歩式朱宛

メ式万七千六百式拾五両 是迄有之直段

差引式万五千七百八拾四両御利益

乍去取組多く相成候得は直段も崩れ、壹斤式朱宛引下と見込、

七千百式拾五両、外ニ是迄御買上倍直段ニ御買上と見候

一千八百四拾壹両

残壱万六千八百拾八両正御利益

中位は七步通之見込

壱万千七百七拾式両

小漁五步通之見込

八千四百九両

此三年平均壱ヶ年壱万式千三百三拾三両 大中小平均御利益

右之通取調申来候

(二月十二日)

一 明時過油川出足、蟹田昼食、五り、七ツ半時平館へ着、三り余、
合八り余

(二月十三日)

一 明時過平館より小舟揆送りにて出帆、九ツ時過今別ニ着、昼食、
同所より又々揆送り、七ツ時以前三馬屋へ着、凧至極宜風なし、

御達書写

漁場請負人とも之義文化之度御料以前より連係相続罷有候者も
有之、先は上知ニ相成候節も私領之通年季切替を以受負被仰付
ニ付、一同難有安心いたし御主意ニ応し諸場所とも為冥加自分

途中朱谷より此方岩石にて風景殊更よし、脇内くニり其外いと
美景なり、道程七り余

一 荷物は陸送致候

一 此所ニ本間栄太郎・岩城仁左衛門之兩人に今滞留致居候、順風
なし、御雇船倉は船若福丸ニ取極有之、宿安保幸右衛門

(二月二十日)

一 今日順風ニ付明半時三馬出帆、風烈敷籠飛之汐甚ゆり上ゆり下
候、式里余ニ至り益強く中々汐之邊にて雪と相成山一向不得見、
風も本山背ニ無之、下り山背ニ替り白上之向きより汐甚敷、此

所ニ而山少々見ヘ雪は益降り候へとも程良く松前城下へ着、九

ツ時過宿北松前町帶屋太助、金子清四郎同宿、本間栄太郎・岩

城仁左衛門別宿ニ致候

一 マシケ是迄之御請負人伊達林右衛門代源左衛門并御用達工藤庄
平、藤野喜平代勘定本メ百治郎、マシケ御場所宿河部屋茂兵衛
後見助左衛門、ソウヤ御場所宿大津屋武左衛門・川内屋利左衛
門・中嶋屋勘左衛門、リイシリ同断大津屋武左衛門見舞ニ參候

(二月二十六日)

一 昨日ハツ時箱館より之飛脚着、公儀御達之趣左之通申参候

入用を以新道地開等いたし、夫々御賞誉相成候者も有之ニ付此度場所引渡候共、漁事ニ付候義は都而是迄之通可相心得旨中務大輔殿被仰達候間請負人とも義も仕来之通居置、実地より考究之上新規之義は都而當御同所へ可被相伺候、以上

右は当廿三日御達より申来候

(二月二十八日)

一箱館表江時之助殿より可申立趣意、左之通

去十月中蝦夷地之内御割合を以右京大夫領分ニ被成下、守備開墾等格別ニ行届候様可取計旨被仰渡難有仕合奉畏候、御配當ニ相成候場所之内マシケは元陣屋も有之地所之事故、第一開墾之義取計申度候処、右壱通ニ付耕作之者差渡候而は何とも行届兼候次第も有之、且所々取調候旨も有之ニ付漁事之義不案内別而差懸り候事にて不行届之義も可有之候得とも同所之義は手場所ニ致耕作を相兼、漁業稼之者國元より差渡置往々守備開墾等行届候様仕度取調ニ御座候、仍之其筋取扱役人中申附、漁場仕入等迄夫々仕格相及通船次第場所表江差向候都合ニ御座候、然処漁場御請負人共之義は文化之度御料以前より連綿相続罷有候ものも在之、先般御上知相成候節も私領之通年季切替を以御受負被仰付ニ付、為冥加自分入用を以新道切開等致し夫々御賞誉も成下候者も有之ニ付、場所引渡ニ相成候而も漁事ニ付義は是迄之通可相心得此度被仰達候、右御趣意柄も在之、且是迄御請負罷有候もの共夫々仕込も有之筈、差懸漁場御引上ニ相成候而は

迷惑之程十分察入候義にて旁以願申上候も思慮千万ニ御座候へとも當人ともより引上別人へ申付候義とは相違前奉申上通之次第二付、手場所之取調いたし夫々手配仕候義ニ御座候間此段宜敷御差配格別之御沙汰を以マシケ漁場之義は是迄之御請負人より御引上被成下度奉願候、尤漁事諸仕入等いたし候分は迷惑ニ不相成候様程能示談可仕候、宗谷之義は此度被仰達候通奉畏候、此段右京大夫申附越候

佐藤時之助

一時之助殿へ兩人打合申上候筋、左之通

此度奉行処御達書之趣惣而漁事一方之義は悉皆先々之通是迄之請負人居置可申段被仰渡一應相聞得候へとも、マシケ御手捌被成置候御本志は六ヶ年以前より御警衛御本陣被居置、尚漁事并土着之者も追々多分ニ相成候場処柄ニ付万事御直政ニ被成置、往々御開產之御仕向公辺御趣意を重く御手配被成度より之御儀ニ御座候、乍去諸事手初不案内之事故取調通ニ行届兼候儀も可有之、仍而懸滯之宗谷場所は附渡之請負人ニ一先為任置、第壱マシケ本陣之場所ニ限直扱ニ被成度は第壱之御趣意ニ御座候、諸エソ地は都而土着之者少く多分他より入込其産業偏ニ漁事を以生活いたし、於領主ニも右漁事之収助を以平生地作稼之者撫恤之料ニ宛行、幸ひ大漁等ニ其手ニより余金も相生候、右を以漁場漁業之仕向は勿論、山林耕作等之切開方迄精々心配取斗、

追年移住之良民次第二相殖四時相應之產業段々為開候、遂ニ良國とも可相成哉是第一之御本意と奉存候、然るニ右基本ニ相係候漁業向全他之手ニ為任置、聊之運上金御取立御所務被成候而

も何之御用ニ相立可申哉、請負人方只今迄之通万事差配致し亦

何儀も逸々経御沙汰候儀ニ而は領主江為任下候御筋不相立、公地

御預同様ニ而土人とも他国者とも外見も如何と歎ケ敷次第三御

座候、尚是迄請負人取扱方之内は種々苛刻之仕向不相当之取扱得等も有之様に相聞得、畢竟自分利益を當往々之得失は深思觀

不仕植候義も可有之哉、右等之義第壹取撫仕度、素より漁事を

離候外は制度政事も無之場所ニ御座候得は人氣懷服仕長良民土

着生活之仕向肝要ニ為込候より御直扱ニ被成置候事ニ而利益ニ相関候は更ニ無之、此段幾連にも御勘考是非被仰立御聞済ニ相成候様祈願此事ニ御座候

伊達林右衛門儀御請負人之内ニも分量も有之、東西数ヶ所御請

負持之者ニ而御座候へは、僅マシケ一ヶ所御引上被成候とも左而已一家之盛衰ニ相拘候程之儀も有之間敷、尤も本入り仕込を

懸夫々備置候諸道具或は番屋・運上屋等之儀は相當代附を以御引受被成候、是又迷惑ニ左至申間敷、召抱之者は願ニ仍夫々御夫被成候得は是も亦先方一時之厄介等ニは決而相成不申候、此

上手御警衛御蒙以來御本陣向所々不手配之儀而已有之、同家人御預被成候事每一として承知致呉候儀も無之飽迄威權を以万事此方江仕向候儀は衆人辱目ニ相触居候通ニ御座候へは、左とは

甚々不深切至極之事ニ有御座間敷哉、思召ニ不相叶は強而公辺御達成逆召夫候御趣意ニ無之儀と奉存候
(三月三日)

一 藤野喜兵衛江宗谷・リイシリ・レフンシリ御請被仰渡候段江戸表より内々申来候段猪兵衛申出候
(閏三月四日)

一 庄平方へ先達申談置候船之義は御手船に候へは工藤にて取扱候儀直所より之事ニ有之、且又此度之船は漁場仕込ニ而御手船ニ相違無之筋ニ候へとも御国表御調通御手場所と申事ニ至り兼候様ニ可相成、箱館より達も有之事故左様ニ相成候へは清四郎仕入品故船宿は其当人勝手も有之、後々不入手數あわせても無詮事ニ候間右之義不倫候へとも庄平へは此船之義は如何相成も難斗候間先大津屋武左衛門へ為取扱可置申聞置候

(閏三月八日)

一 昨夜清四郎手代多吉箱館より帰着、御用状持參、先頃申遣候御伺御指揮申參候、飛龍丸マシケ行事ニ相成候、清四郎召連候事ニ申來候、無役沖出之事は御国表へ可申遣段申參候

(閏三月十一日)

一本間栄太郎マシケ行御手船飛龍丸へ上乗出帆致候、作太郎同断

(閏三月十三日)

一 藤野猪平船之一件は猪平船にて御用物積入候事ニ決許致候
一 吉成彦内・黒沢甚一郎出足儀箱館へ御用致候所、此表出立いた

しマシケニ而待合候事ニ申来候より承候、当十五日出足之事ニ
申出候

(閏三月十五日)

一 清四郎船之義はマシケ御用荷積入、直々リイシリより五百石目
戻荷積入可申渡候

一 吉成彦内・黒沢甚一郎今日出足致候

(閏三月十九日)

一路用不足之趣、彦内・甚一郎より申出有之、庄平へ申付拾五両
借用遣候事ニ致候

一大津武左衛門場所割り當申年より戌年まで三ヶ年是迄之通被仰
付候段届申出候、手代市平も滞着致候

(閏三月二十九日)

一 才之進今日より風待之事ニ致候、泊へ渡海之積り内藏丞は來月
朔日出足箱館へ罷越候積り、拙者は同三日西地通行之事ニ致候

(四月一日)
一 内藏丞箱館へ出足致候、風邪ニ付見送不致候

一 四ッ半時福山城下出足、町外連立石野村にて見送候人々に別連

九ツ時過同所出足、壱り半、根布田村にて又々見送し人々に別
連、無脣、七ツ時過江良町へ着、五里余、札前・赤神・雨垂石・
清部村など言ふあり、小川歩行渡所々に有之、小坂武ヶ所有之、
道よし、何連も海辺、宿木村屋長平、人家八九拾件阿リ、馬は
城下より通人足は茂草村・清部村両所ニ而鎧立候、当地は駕は

人足ニ難渉致候間乘鞍騎ニ致候、右は工藤庄平殿より借入候
(四月六日)

一 明半時江良町出足、小砂子村脣、七ツ時塩吹村へ着、七里余、
此間原口村、羽根差、石崎村等阿リ、江良町・小砂子村之間小
峠四ツ何連も難所なり、小砂子より石崎之間にも阿リ難所、石
崎川歩行渡雨天の筏渡るべからず、水源近く急水漲り流さる事
アリと言ふ、塩吹村には塩吹石と言ふ阿リ、此所よりヲコシリ
あさやかに見ゆる、モツタサキも見ゆる、ヲコシリを遅てモツ
タは子ニ近し、小嶋は未ニ見ゆる、塩吹石浪荒時ハ石之穴より
塩を吹可如く波を打上る故ニ名付くと言ふ、大嶋は申位なり、
江差は丑ニ近し、宿大田利右衛門

(四月七日)

一 明半時塩吹村出足、木の子村、夫より上の岡村也、此間式り位
道々至極よろし、同所ニ而脣喰、村外連に川阿リ船渡し、松前
家城跡阿リ、右之方北村阿リ、御勝手村家居建連余程之家數な
り、夫より江差へハツ時着、式り都合四り余、此所は繁昌之湊
なり、松前城下ニ不劣家数も三千余軒と言ふ、町の長さ式拾五
六丁も阿るへし、前ニ鷗島と言ふ阿リ、此内ニ船懸りするなり、
言語風俗とも城下より劣り、半ちやは多く不用也、遊女町は山
の上なり、家作町形りとも城下に勝なり、宿宮下七左衛門と言
ふ

一 市中一躰之家作は城下ニ劣り何辺田舎めくなり、浜手ニ近く後

は山ニ而地勢城下ニ類せり、乍去城下よりは少く平地阿リて山も不高、五勝手村迄之間ニ沢も阿リには山上も家居建築せは居住もなるへし

(四月八日)

一 五ツ時江差出足、今日熊石泊りの所少々風邪氣ニ付蚊柱泊之事ニ追触差出、泊り村・尾山村・田沢村・土場村川船渡、五輪沢此所より北之方箱館奉行預所と棒杭阿リ、此所温泉場振わし、

夫より乙部村にて昼喰、三里也、此村人家三百軒位も有へし、九ツ時同所出足川船渡小茂内村・大茂内村背峠を越て突符、夫より海岸難道、三ツ石村・宮の歌・鞘の坂何連も大難所、別而海岸道不宜坂所々に阿リ、急也、八ツ半時蚊柱村へ着、此所家居九拾軒余阿リ、隨分宜、宿岡村道丈と言ふ、乙部より三里都合六里なり、此夜蚊出候

(四月九日)

一 五ツ時蚊柱村出足、昼無、三里、九ツ半時熊石村へ着、此間村々鍵沢・瀧の沢・相沼・泊り川・見目村・アイ泊り村など阿リ、何連も家居建連、或は百軒百五拾軒程も有之、三里之間家の無き所はな義程なり、小川所々ニ阿リ、格別之難所も無之、小坂少々阿リ、村々は漁師なり、此辺惣而小船掛り間なり、漁業盛之節は遊女らしき者も多く阿リ、熊石辺は春秋とも徒美と言ふ葢冠り阿リと言ふ、此村は人家三百軒も阿るへし

(四月十三日)

一 五ツ時熊石村出帆、九ツ半時クトウ江着、船路五里陸地六里、雨後ニ而通行成兼候、往古は陸地無之所御上知以来新道切開天氣之節往来成候、難所所々ニ阿リ、此間松前地と蝦夷地之境杭アリ、閔内村之外其外所々出稼越年小屋阿リ、此所は運上屋壹軒、其外人家少々并漁小屋阿リ、澗不宜小舟五六百石位迄ハよし、此所よりヲコシリ嶋へ廻し西ニ当りテ見申候也

(四月十五日)

一 明半時過クトウ出帆、干潟順風にて早々大田岬かわし候節風殊之外烈敷大浪、海岸絶壁ニ而此所係り澗無之大難義ヲコシリ嶋之間なり、太田之明神とて、太田之岬ニ阿リ、四ツ時フトロ江着、此間陸地も阿リ、九里三拾丁峠難所、海路は六里半なり

一 富士路運上屋并人家式拾五軒も阿リ、澗隨分宜見得候、四ツ半時同所より陸路出足、荷物并家来は船にて遣候、途中フトロを出候、小峠三ツ、フトロ川船渡しフルヘツ大川船渡、平道にて至極よろしく九ツ半時セタナエ江着、道程三里六丁三拾間、フルヘツ川辺人家阿リ、木羽伐木など商ふよしなり

一 犬沢^{ナゼタ}運上屋并人家沢山、異家も不少、此所ニ三本杉と言ふ奇妙之石阿リ、遠よりめは杉の如くニ見え候、船係りの澗もよし、海岸暗礁多し、是より直々シマコマキ迄通行之義申談候へとも風合も不宜刻限遅く、殊にはモツタノ岬大難所故延引可興趣被申出、此所にて昼喰、直ニ止宿致候

(四月十六日)

一 明半時セタナエ出帆、下風モツタ之岬迄ハ殊甚敷、此所迄は断岸絶壁別而モツタ之岩壁之景色殊ニよし、是迄六里余、夫より壱里計り行て白糸之瀧と言ふ飛泉阿リ、三筋ニ別連て風景言語ニ絶したり、此所より風替りて相と成る之間、騒送り少し行て係り澗あり、船をよせて昼喰いたし此所ニ江差より追鮓ニ出候者共風小屋をかけ凧見合候、又々騒送出帆、八ツ時過シマコマキヘ着、四里余都合拾壱里余なり、風後向へ引船致候ニ付壱里手前より歩行、川あり、船渡候、セタナイより陸道も近来出来候へとも至極之難所拾八里余有之、峠多く海岸も絶壁多く大難所なり、山中ニ壱ヶ所海岸ニ壱ヶ所止宿所阿リ、尤も海岸所々に出稼所有之、家居建連て五拾軒、三拾間位之所三四ヶ所見へ候

(四月十七日)

一 明半時シマコマキ出帆、サクモエライケシ出稼所、夫より弁慶岬を越へてホロトマリ凧にて浪なし、此岬とライテン崎と相対して湾をなせり、九ツ時スツツ江着、昼喰、六里廿四丁と言ふ、陸地アリ、少く難所阿リ
一 弁慶岬と言ふ所ニ弁慶と鬼と角力取りし土俵と言ふ阿リ、四問位阿リ、此下ニ石の血ニ染ミシ如くの石阿リ、鬼の角力ニまけて血吐し故今に此如しと言ふ、小糠森と言ふ阿リ、相図の火を上し木を積阿リ、往古より此所ニありしと言ふ
一 スツ家居も不少よき所なり、澗も至極よし、時化のなき所のよ

しなり、直々出帆可致所凧合不宜烈風故歩行にて参候、此間ニスツヘツと言ふ川アリ、船渡候、是より少し行て黒松ナエ越の道アリ、八ツ半時ヲタスツ江着、式里、至極よき所なり、七ツつらと言ふ買女も阿リて繁花なり、又々風合不宜歩行ニ而出足、馬足不利何連も背負荷なり、道々家居建繼きて壱里式拾七丁之所寸地も不残程なり、七ツ時イソヤ江着、都合十里余

(四月十八日)

一 明半時過荷物并下々船ニ而通行、凧合不面白候ニ付陸道、五ツ時過イソヤ出足、長助壱人召連候、山道下ニ而茶屋へ一寸立寄壱盃呑、夫より峠へ登る、急にて大難所式里程、九ツ時沢間薬師之湯と申所之通行屋ニ而昼喰、温泉二入、此所は止宿にも至極宜所なり、此所ニ庄内陣御家中高橋庄助休足罷有見舞ニ参候間此方よりも一寸見舞ニ参候、夫より同所出足、直々峠ニ懸り登る事壱里大難所、下り口も急にて難所なり、又々壱厘位途中大日堂と申所にて又々庄内家の人々と同陣ニ相成、七ツ時過イワナエ江着、七里余なり、ライテン越とは則是なり、海岸は断崖絶壁にて風景よし、ライテンの岬瀧阿リ、弁慶の刀懸石阿リ、ニヘンナエ番屋・アンユイナウの岬を廻りてヲムイに至る、海上五里

行屋阿リ

直々出帆、八ツ時過フルヒラ江着、弐里

(四月十九日)

一五ツ時イワナイ出帆、九ツ時以前フルウ江着、海上四里弐拾三丁陸路五里半位、シャナ番屋サカツキ番屋アリ、海中は暗礁折ふし阿リ、海上少し出連はシリヘツ嶽見ゆる、富士ニ似たり

(四月二十日)

一五ツ時フルウ出帆、九ツ時シャコタン江着、九里卅五丁と言へとも拾壹里程有之候、拾壹里と言えは途中ニ止宿所無之候而是不相成候故九里余と言ふよし、ヒイカキナ・ヲシマツトマリ・

ヲカムイ岬土人此所ニ神靈アリと言ふて通行之船々帆を少し下ケて航るなり、海岸より五丁余沖ニ大なる立岩アリ、是をカムイと言ふなり、是を礼拝して通るなり、此以下は六ヶ年以前迄女人の行事を禁制なりしかと御上知以来神はリイシリ江所替と台命ニ成り、当時は婦人も入込候而も不苦候事ニ相成自在に女とも参候、テレウス・ライケシ此所より陸道弐里ニ而シャコタン神岩を拝する所阿リ、ハマナイを過ぎて川阿リ、船渡候

(四月二十一日)

一五ツ半時シャコタン出帆、是より海岸シマムイ岬メナシトマリ

此辺大立岩奇石恵岩目を驚し奇妙之瀧アリ、五里半、九ツ時前ヒクニ江着、女郎岩と言ふ阿リ、奇妙之岩也

一ヒクニ此所ニ小嶋アリ、潤よし、ホントマリ・ホロキナシ岬を廻り候、ヘロカロウシトマリ・シャムヘンサイトマリ等阿リ、

一フルヒラ潤よし、人家も不少、古平川阿リ、北受の浜なり、直々出帆メナシトマリ。ラルマキ岬・ユウナイ。シユコトマリ。レタリヒラ。シリハサキ。ヤマウシ惣而海岸は断岸絶壁ニ而拾丈武拾丈位立岩なり、種々奇石多き内ろうそく岩恵本し岩等別而奇妙なり、七ツ半時過ヨイチ江着、四里都合拾壹里半位也

一ヨイチ潤宜繁花の場所なり、家も建続て百軒余も阿る辺し、此所は下ヨイチと言ふよしなり、川阿リ、ヨイチ岳より前なり

(四月二十二日)

一明半時ヨイチ順風ニ而出帆、ラヲシユろ岬・ホロヘ岬何連も海岸砂浜平地多し開候所も不少、弐里余、ヲショロ江四ツ時着

一ヲショロ家数も随分有之、潤は挟み連とも至極よし、冒岬一名岩風景殊によし、杭木に梅桜も咲と言ふ、此所より逆風ニ而船不相成、馬上陸道、ツコタン。シホヤホンムイ。アイカツブ岬此崎とシクスシ岬と対崎ヲタルナエ引込候潤となるなり、メナシトマリ。シクスシ。此辺ニ而海中を見る事アリと言ふ、方言は蛮地ヂオと言ふ所四里、九ツ時タカシマ通行屋へ着、昼喰、山道よし

一タカシマ潤も阿リ、繁花の所なり、乍去暗礁多く阿やうし、弐拾丁程ニ而ヲタルナエ江着、八ツ時、本馬上、メナシトマリより

弐拾丁余之所漁小屋・番屋・家居等ニ而家続なり、都合六里半ヲタルナイ東向之潤なり、何程之時化ニ而阿やうき事なしと言

ふ、家居建連繁花の所なり、船も大小輻湊して西地之第壹なる
へし、近來売女來りて茶屋町も出来たり、土人元町と言ふよし
なり

(四月二十三日)

一 明半時ヲタルナイ出帆、壱里半、人家続なり、チヤラセナイ瀧
阿リ、マウシリ番屋夫より砂浜なり、ホレナイ川阿リ、石カリ
塚なり、八里余インシカリヘハツ時前着、山道は九里にて格別之
難所なしと言ふ

一 石狩家居式百軒余もアリ、此村は別而繁昌なり

一 佐藤時之助・坂本謙吉今日此所江東地より通行着

(四月二十四日)

一 五ツ時順風ニ付石狩出帆、三里半海上、四ツ半時ヲシヨロコ
ツアツタヘ着、石かり川幅百三拾五六間或事ニ川の広事半里とアリ、
甚の違なり、秋田面川より狭し

一 アツタ迄の陸道も平地にて至極よし、汀通山道両方阿リ

一 九ツ時アツタ順風にて出帆、七里半ハママシケヘハツ半時着、

アツタニ而昼喰

一 イシカリ川船係り至極よし、アツタ古は此所より壱里余下ニ運

上屋アリ、本アツタと言ふ、今運上屋はヲシヨロコツなり、

古連も往古之名を其俗呼なり、澗は暗礁アリて不宜、此近辺家

居相応ニアリて売婦もアリと言ふ、シリヨナイと言ふ瀧阿リ、

此辺より絶壁なり、ヲクリケイ番屋・コキヒル。ヤソスケ・ア

イカツフ岬を廻りてエヤシヘカル。ヒサシヘイ。ヲタヘツ、夫
よりハママシケなり、石狩より拾壱里なり、此所は陸道も切開
道は少し難所、何連とも歩行ニ而よしと言ふ、六ヶ年以前我か
越候節は道もなく大ニ難義なりしに台命によりて新道切開格別
難義の古となしと聞へたり、我か越候時三日武夜にて出る事か
堂く飢渴ニ及不程なりしなり

一 浜マシケ^{カロラシ}潤は不宜暗礁多し、此おくニ黃金山といへる山阿
リ^{イケモシ林蔵名附}小さきふ二の如し、往古は二八取なりりしに近來多く
殖候家居もま連に見ゆるなり、六年以前迄はマシケヘ陸道無之
所御上知以来新道切開難所な連とも往来なるよし、道法九里余

と言ふ、海岸は絶壁なり、此所より三大岬のヲフイ岬を越るな
り、ホンクンヘツ。トコタン此辺は尙更絶壁なり、風景よし、
ヲフイ岬よりイナヲ岬を廻りてヒカタマリ番屋あり、風阿シ
き時は古々に止宿するなり、ヲユクシナイ瀧阿リ、大ヘツカリ
より砂路よし、ホンナイ番屋阿リ

(四月二十五日)

一 五ツ時浜マシケ出帆、船中昼食、八ツ時マシケ運上屋着、時之

助殿・謙吉同断、九里余、途中海岸断岸絶壁所々出稼所有之、

内蔵丞昨廿四日着

一 御陣屋御番頭代梅津隼人之助殿へ直ニ見舞致候、奥山五平殿・

伊藤典治へ見舞、御陣中無別義

(四月二十七日)

一 当廿三日湊出帆之弁天丸四ツ時当所へ着、乗船人数左之通

一 佐藤佐太郎 一中村儀右衛門 一豊間宇助 一中田常八

一 佐藤兔毛 一志村源吾 一坂本久治 一小貫富治

一 徒目付 日野彦左衛門 一御足輕拾人

右之通着船ニ及候

(四月二十八日)

一 時之助殿より被申渡候は漁場取扱方御場所受取方御警衛向兼勤

にて宗谷半ヶ年詰被仰付候、右御用明よりマシケ御陣屋詰方漁場方兼勤壹ヶ年詰被仰付候、右之段総大將梅津早人助殿・御財

用奉行奥山五平へ相届候、右は茂又主典病記ニ付右替り

一 内藏丞は漁場取扱マシケ壹ヶ年詰、尚茂宗谷より帰着迄御陣屋向之義小荷駄方坂本謙吉當座取扱ニ付万事差図に致、右は北條順治陣明被仰付候堂め右之事ニ相成候

一 伊藤典治當分被留置候

一 坂本謙吉宗谷より帰着、茂同所より帰着迄小荷駄方取扱被仰付候

註

(1) 金森正也「文化四年・箱館出兵」「安政期の幕府の蝦夷地政策と秋田藩」(ともに『秋田藩の政治と社会』所収、無明舎出版・一九九二年)。他に『秋田市史 第三巻近世通史編』にも詳述されている。特に注記のない限り、金森正也氏の前掲論文や『新北海道史 第二卷通史編』の記述による。

(2) (5) シラヌシの出張陣屋は安政四年にトンナイに移された。

(3) (4) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』(三三)

今回は日記の全文を紹介することができなかつたが、この日記には秋田からマシケまでの道中の記録の他、幕府や藩からの書付の写しや、蝦夷地の商場をめぐる動き等も記載されている。又、長山が蝦夷地に滞在している間の生活等も具体的に知ることができる。こ

(6)

「マシケ詰方日記」正月十四日。その他各藩に分けられた領地は次のとおりである。(「マシケ詰方日記」二月二十四日より)

仙台

一東地シラヲ井領トカチ領アツケシ領之内ニシヘツ境道迄クナシリ
嶋一円エトロフ嶋之内

右領分ニ被下候

御料

東蝦夷地一クスリ領一ユウフツ領よりホロイツシ領迄エトロフ
嶋之内シャナ

右場所御警衛

会津

東蝦夷地

一ネモロ領ニシヘツより北海岸アハシリ境口迄

一北海岸アハシリ境よりモンヘツ領迄右領分ニ被下候北海岸

一アハシリ

右御警衛秋田前ニアリ

庄内

一西蝦夷地

一ハママシケ領

ルルモツヘ領よりテシホ領分迄テウレ・ヤンケシリ嶋とも領分被下候

御料西蝦夷地之内

一ヲタスツ領よりアツタ領迄御警衛

南部

一東蝦夷地有来陣屋附

一エトモ領

一ホロヘツ領

一ヲシヤマンヘよりユウラツ境迄
右地所被下候

御料東地

一モロラン領分よりヲシヤマンヘ境迄
一ユウラツ境よりヤムクンナイ領迄

右場所并箱館表且同所村々とも是迄之通御警衛
津輕

西蝦夷地有来陣屋附

一スツ領よりセタナイ領境迄

右地所被下候

御領西海岸乙部よりセタナイ領迄右場所并箱館表且同所村々とも

御警衛

〔蝦夷地御警衛御免に関する書状〕(A S 三一〇一—一〇二)

〔秋田藩分限帳〕(A三二七一五)

〔長山茂勤功覚〕(AH一八九一三八三～AH一八九一三八七)

(古文書班学芸主事　ごとうふき)

(7) (8) (9)

「各郡全図」について

伊勢正子

はじめに—秋田県庁文書群について—

一 「各郡全図」について

1 作成意図・背景

2 形態

3 作成年及び作成課掛

4 様式・内容

二 地方区画の変遷について

1 大区小区制

2 町村合併の勧奨・郡区町村編制法

3 戸長役場区域の変遷

おわりに
記録が生み出されている資料群である。

当館では、平成十二年（二〇〇〇）十一月の開館時に県庁総務部文書広報課の記録書庫より、昭和五十八年までの県庁文書約一万三千冊の引渡しを受けた。以後毎年「秋田県行政文書管理規則第九条^①及び「秋田県行政文書管理規定第四十七条^②」に基づき、保存期間を経過した秋田県庁文書が速やかに引渡されてくる。その数は、毎年一万冊を超える。平成十七年三月現在の秋田県庁文書の収蔵冊数は六万八千二十二である（内公開冊数、一万八千四十五）。

亀田・本庄・矢島・岩崎の各藩はそれぞれ県となり、仁賀保は山形

「各郡全図」について

「各郡全図」は、秋田県庁文書群に属し当館開館時に引渡しを受けたものである。南秋田・鹿角・河辺・平鹿・由利・北秋田・山本・仙北・雄勝の九郡（写真1）で構成されており、箱物として一般の資料とは別に置かれていたため調査が遅れていたのであるが、この度、複製絵図製作作業を契機に調査したものを、ここに紹介するものである。

● 「各郡全図」一覧 （資料番号九三〇一〇三一—三四八四）

構成	寸法(cm)	複製の有無
羽後国南秋田郡全図	一八四×一〇三	有
陸中国鹿角郡全図	七二×一八五	有
羽後国河辺郡全図	一四二×一〇八	有
羽後国平鹿郡全図	一四四×八七	有
羽後国由利郡全図	一一〇×二一五	有
羽後国北秋田郡全図	一六七×二四九	有
羽後国山本郡全図	一二三×一八一	有
羽後国仙北郡全図	一八四×一〇八	有
羽後国雄勝郡全図	一九四×一五〇	有

※ 九郡よりなるが、資料番号は同一のものを使用している。

閲覧申請時に何郡のものを御覧になりたいのかを担当の者にお伝えいただきたい。基本的に閲覧提供は複製にて対応しているが、原地図の閲覧も可能である。原地図を御覧になりたい方は、申請時にその旨を担当の者にお伝えいただきたい。



写真1 「秋田県勧業年報」(明治34~35年) (930103-12393)

一 「各郡全図」について

1 作成意図・背景

本資料を作成する元となつた指令文⁽³⁾を次に記す。

号外

町村戸長役場

南秋田郡河辺郡由利郡ヲ除ク

今般本府ニ於テ管内全図製調ノ都合ニ候処 一町村限リ区域ノ明瞭セル図面無之製図差支候ニ付 従来町村ノ共有若クハ人民ノ所蔵ニ係ル一町村又ハ數町村合併ノ製図ニテ其境界ノ判明セル分ハ本月廿日迄ニ差出ヘシ 若シ右等図面無之町村ハ別紙雛形ニ準拠 同月三

十日迄調製可差出 尤モ右ハ可成急速ヲ要スル儀ニ付遲滞ナク差出

候様一層注意可致 此旨相違候事

但從來所有ノ絵図面ニテ差出候分ハ写取ノ上速ニ返付可致候事

秋田県令 赤川 懇助代理

明治十七年七月五日 秋田県少書記官 曾我部道夫

製図手順

一 新ニ調製スル絵図面ハ一町村限リニテ差支ナシト雖モ可成一役場部内ヲ以テ調製方取計フヘシ

一 新調図面ハ凡六拾間ヲ曲尺壹分ノ割合ト為シ製スヘシ尤モ從來所有ノ旧図面ニテ其部合ノ判然セサルモノハ大凡ソノ割合又本支村

名等ノ変更ノ分ハ現今ノ名称ヲ附箋若クハ該図ニ記入スベシ
一 図面ヲ新調スルニ町村境界及方位等ヲ誤ラサルヲ必要トス 故ニ
隣町村ト接続地ヲ記載スルニ該テハ 双方協議取計フ可シ

県では、明治八年五月、管内の土地地籍の編成を計画し、二十五条からなる「地籍取調」の手順⁽⁵⁾を示し、地籍編纂に着手している。これにより作製した地籍測量の図等は地方行政の根本資料として扱われており、その後の地図編成作業の基礎となつていて。「各郡全図」もこれらの資料を基にして製作され、さらに、「各郡全図」を基図として、「秋田県管内図」⁽⁶⁾が作られたことが指令文からも分かる。

指令文とともに作製にあたつての雛形が示されており、そこには、国界、郡界、村界、人家、峯、山と平地の界、川、流勢、原野、湖沼、大道、枝道の表示方法が凡例で規定されており方位も示されている（図1）。

製図手順には、縮尺も規定されているが、実測による地図は、地方政府の事務遂行のために地理的位置関係を把握する上において必要なものである。「各郡全図」や「管内全図」も管轄地の規模や実態を把握する必要から作成され、当時の管内基本地図として使用したものと考えられる。

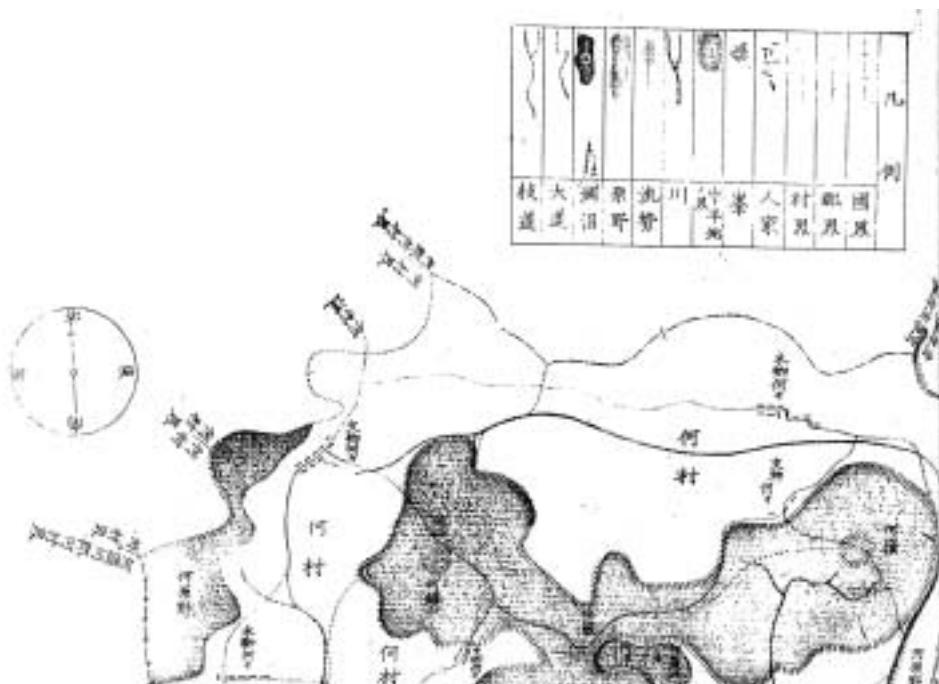


図1（明治17年「秋田県布達集」写真帖70）

2 形態

県内九郡、九枚の郡全図が南秋田・鹿角・河辺・平鹿・由利・北秋田・山本・仙北・雄勝の順に折りたたんで箱に収納されている（写真2）。

資料が収められている箱には次のように記されている（写真3）。

一 此の管内郡切絵図の調は

十七年七月 中 地理係員に命じ
同年九月中旬より

管内全図と供に着手せしめ

十八年十二月下旬に成頓せり

一 此図は六拾間を曲尺一分

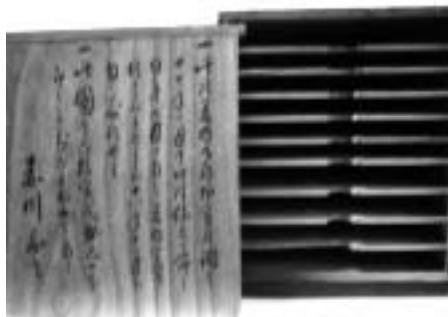
即ち三万六千分一と為す

赤川県令

箱書きからは、作製課係、作製期間、縮尺、それに赤川県令の命による製作であることが分かる。

地図の用紙は、二十七cm×二十五cmの和紙を貼り継いだもので仕立てられている。深緑の表紙（十八cm×一八八cm）、象牙の爪で装丁されており、きわめて重要な扱われていたことが伺える。

縮尺が三万六千分の一に統一された実測図であり、町村名は達筆



な楷書で橢円形（小判型）の枠内に記されている。

全ての地図に方位を示す統一された記号が記され、北が上になるよう作製されている。因みに、現在のように地図が北を上にするような統一のルールで作製されるようになったのは、世界的に西洋測量技術が導入され印刷技術が進んでからのことであり、文明が進んでいた北半球で、北極星を利用する都合上便利だったことからのようである。

国界・郡界・町村界・道路・山・草生・川澤・人家・沼湖・砂地の凡例で統一されている。これは、作製手順で示された雛形の凡例とほぼ一致する。当時としては、最新の技術を駆使して作製したものであり、きわめて完成度の高いものであったと推測される。

3 作成年及び作成課掛

箱書きが明治十七年、庶務課地理掛（明治十八年九月十二日の組織改編により庶務課第三部へ引き継ぐ）で作製されたものであることを伝えている。なお、庶務課地理掛は「地籍編纂事務」「地図調製事務、土地ニ関スル帳図ノ訂正保存事務」を分掌している⁽⁷⁾。

4 様式・内容

町村別の区画が明瞭に示され、行政区画に主眼を置いた一郡単位仕立ての郡図である。秋田県管内九郡において統一的（凡例・縮尺・方位）に作製されている。図中の文字表示は町村名と主要山岳・湖

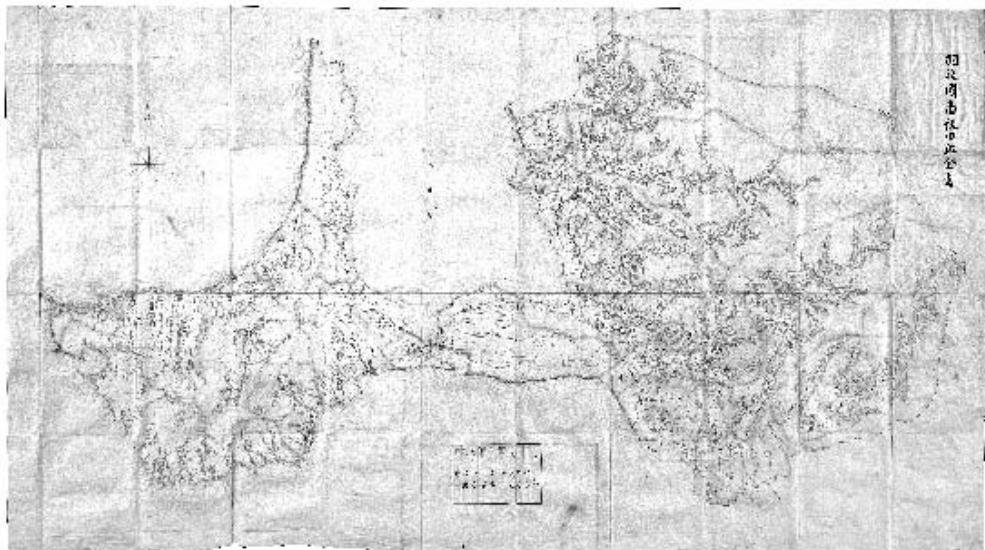
のみであり、明治十七年の各町村の境は波線で区分されている。集落は道筋に街村形態に点描し、山岳は毛羽表現の手法が用いられている。この毛羽表現がほんの僅かに立体感を伝えるのみで、基本的には行政区画に主眼を置き、淡彩の平面図的で地図様式で描かれている。また、明治二十二年の合併で誕生した町村境界は実線で示され、その内側を薄色で縁取り色別されており、郡界に従って九枚を継ぎ合わせると秋田県の全体図が完成する。

描法や表現様式から地籍図からの編集図であると考えられ、地籍図を基図として町村図・郡図・管内図と地図の整備が行われていったといえる。

地図が伝える地理情報について「羽後国南秋田郡全図」を例にみていくこととする。（下図・図2）

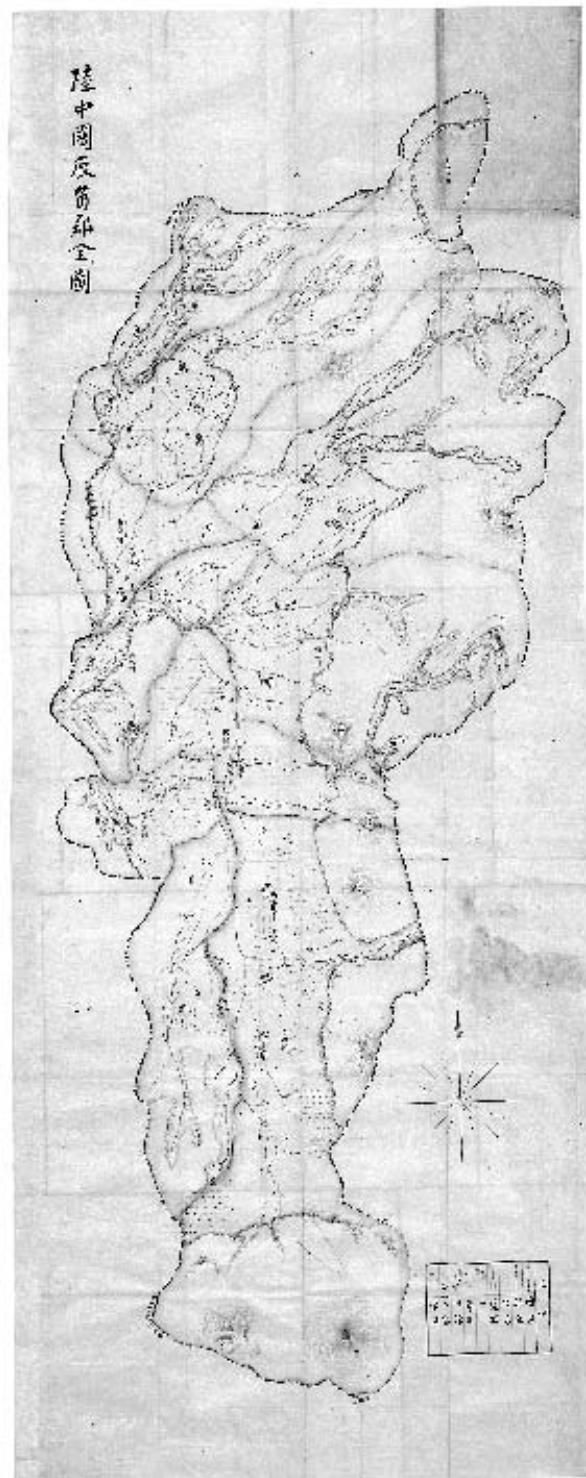
道路が示され、そこに沿って形成された集落の点在が克明に明記されており、郡内の各町村の位置の確認ができるようになっている。山岳部分は毛羽で表現され、太平山や寒風山などの主要山岳名が明記されている。また、男鹿半島の湾曲や干拓前の八龍湖も描かれている。さらに、橢円形で囲まれた町村名は、明治十七年六月二十四日に甲第四十九号⁽⁸⁾により県が示した町村名とほぼ一致する。明治の合併前の町村名や町村界域が分かり、資料的価値の高さも伺える。

明治十七年には、数町村を組み合わせた町村に連合戸長役場を置く法改正が行われているが、この連合戸長役場が置かれた村には管



羽後国南秋田郡全図 (184cm×103cm)

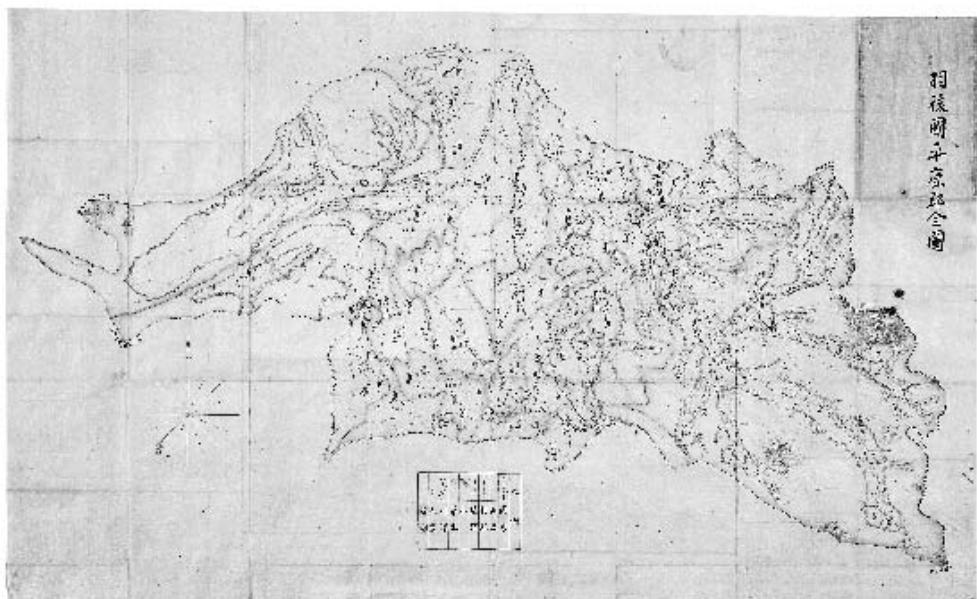
「各郡全図」について



陸中国鹿角郡全図 (72cm×185cm)



羽後國河辺郡全図 (142cm×108cm)



羽後國平鹿郡全図 (144cm×87cm)



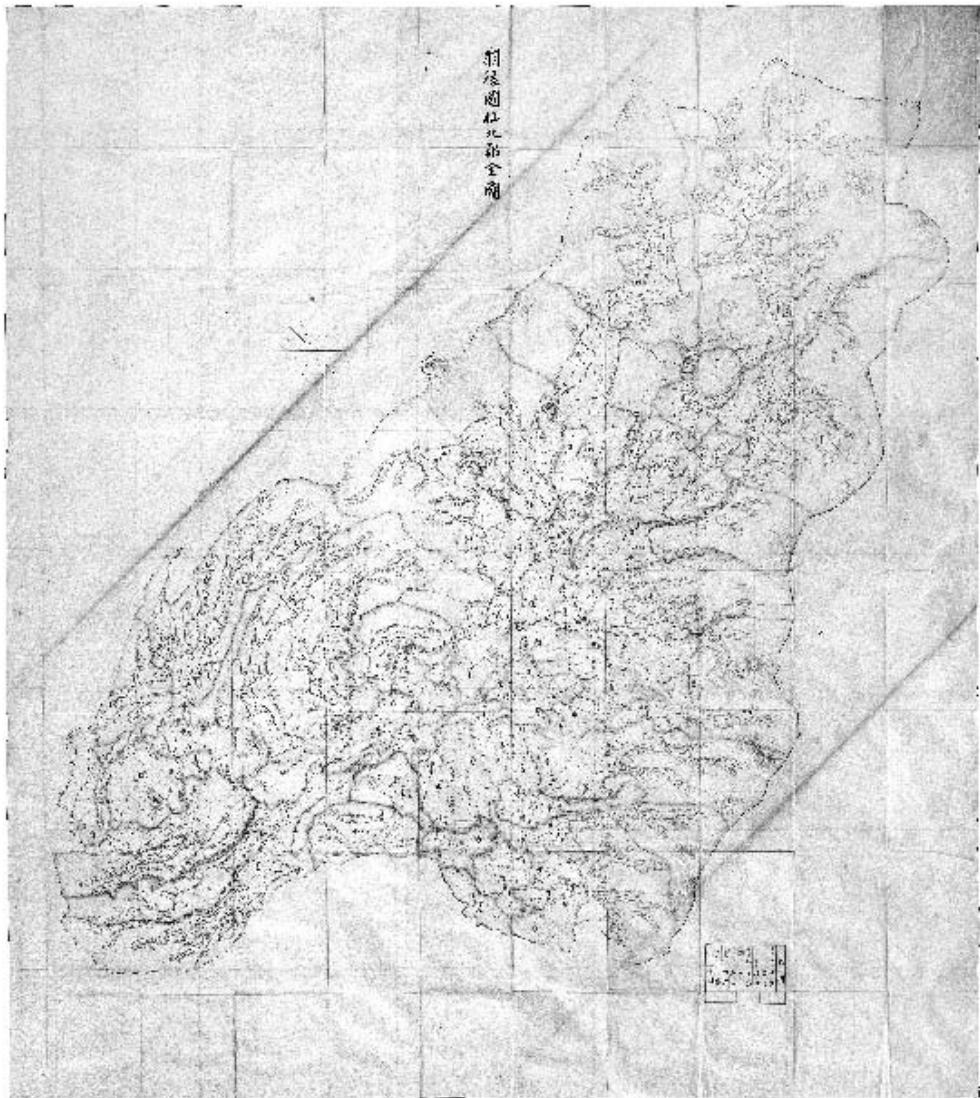
羽後国由利郡全図 (120cm×215cm)



羽後國北秋田郡全図 (167cm×249cm)

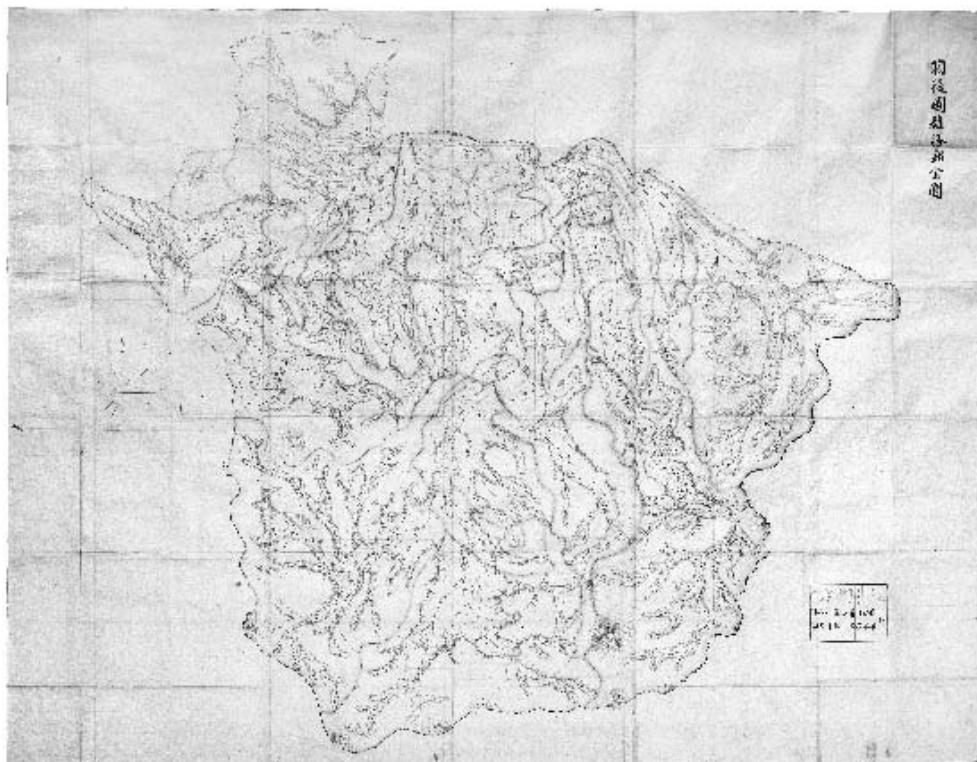


羽後國山本郡全図 (213cm×181cm)



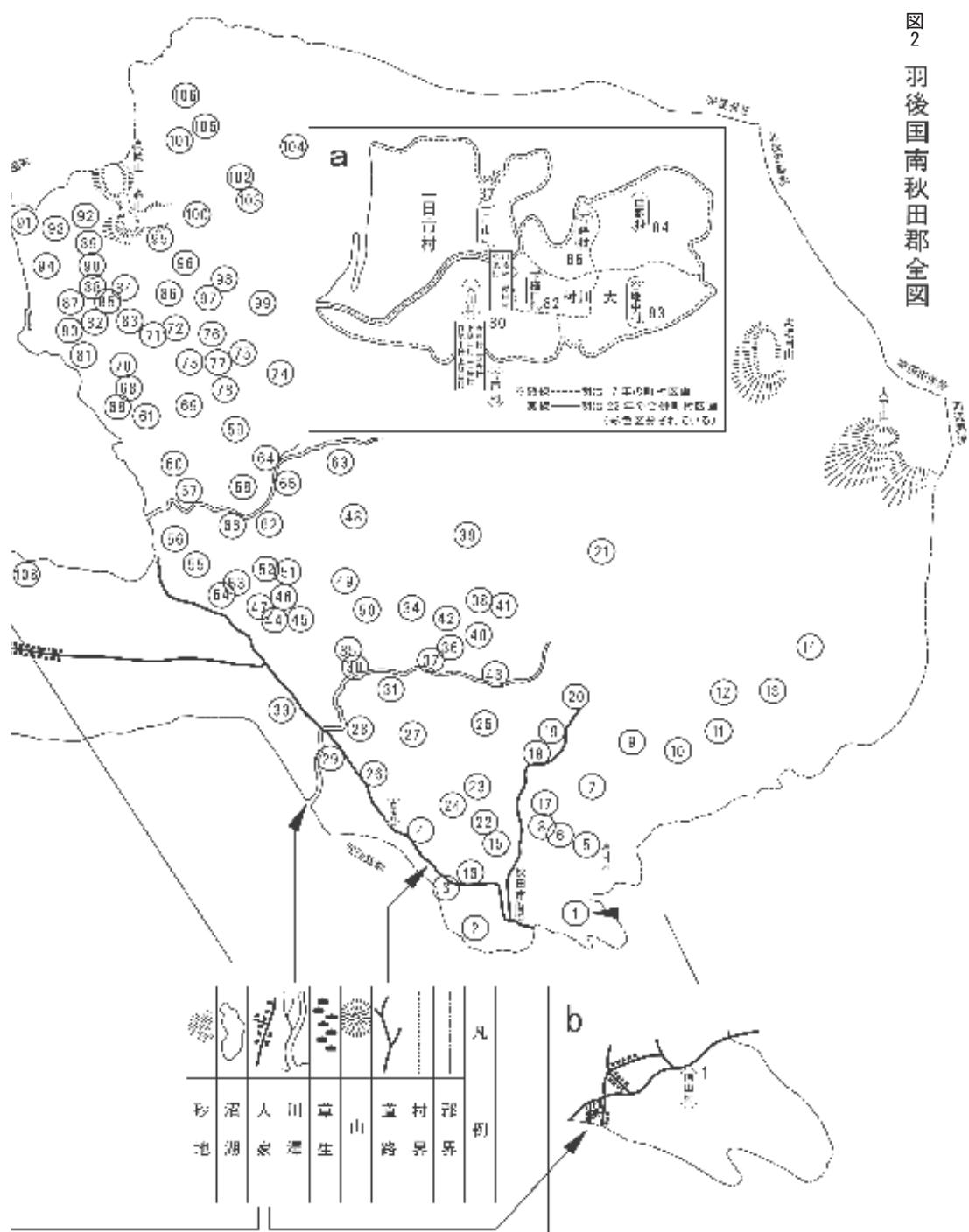
羽後国仙北部全図 (184cm×208cm)

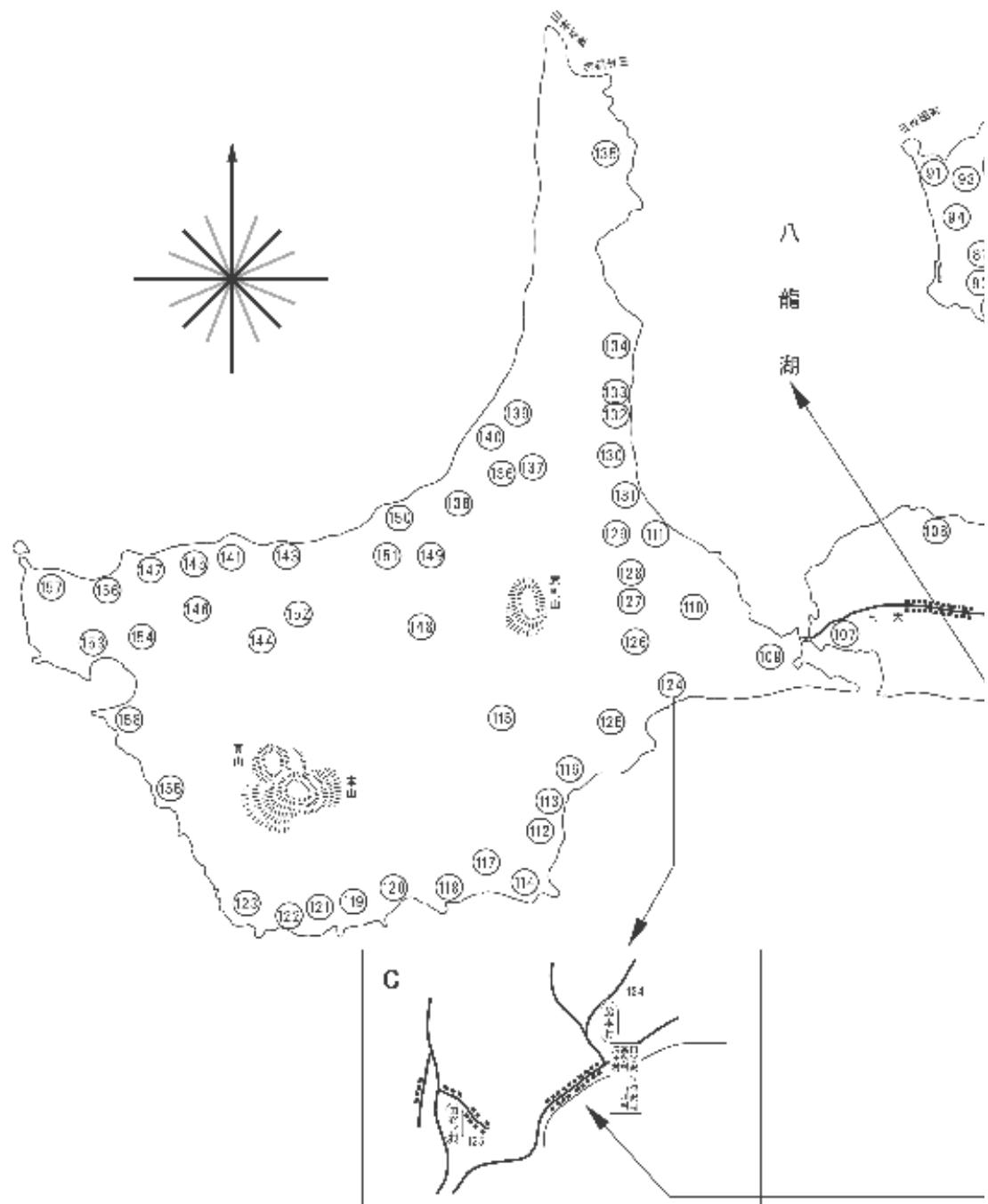
「各郡全図」について



羽後國雄勝郡全図 (194cm×150cm)

図2 羽後国南秋田郡全図





轄村名が記された紙札が貼られており、管轄村がない連合戸長役場には赤丸の紙札が貼られ、両者を区別している。

さらに明治二十二年の町村合併で誕生した町村名が朱書きされ、新町村区域ごとに淡い色合いで着色が施されている。これは、新町村誕生時に加筆修正されたもと考えられる。

大川村周辺を拡大したもの（図2・a）を見ると、明治十七年には、大川村・今戸村・下樋口村・谷地中村・西野村・石崎村・上樋口村・（保野子村）を管轄する連合戸長役場が大川村に置かれ、明治二十二年の合併では、大川村・石崎村・下樋口村・谷地中村・西野村が合併し、大川村が誕生したということが読み取れる。表1と併せてご覧いただくとよりわかり易いと思われる。

*保野子村は地図上に発見できないため（ ）書きとする。

表1 南秋田郡（秋田町を除く）

戸長役場名 (戸数)	管轄役場名 ※数字は地図上の位置	合併町村 ○は役場場所名	新市町村名
樺山村 (三百三十三戸)	樺山村	川尻村 (五百二十四戸)	川尻村 (五百二十四戸)
川尻村 (三百四十七戸)	八橋村	寺内村 (五百二十六戸)	寺内村 (五百二十六戸)
八橋村 (五百三十二戸)	寺内村	下旭川村 (三百五十三戸)	下旭川村 (三百五十三戸)
廣面村 (四百五十五戸)	八橋村	手形村 蛇野村 柳田村 寺内村	手形村 蛇野村 柳田村 寺内村
目長崎村 (四百九十七戸)	寺内村	八田村 中関村 寺庭村 山谷村	八田村 中関村 寺庭村 山谷村
泉村 (四百十戸)	泉村	保戸野村 新藤田村 添川村 仁別村 山内村 水口	保戸野村 新藤田村 添川村 仁別村 山内村 水口
神田村 (三百七十四戸)	神田村	仁別村 添川村 新藤田村 保戸野村 泉村 山谷村 寺庭村 中関村 八田村 手形村 蛇野村 柳田村 寺内村	仁別村 添川村 新藤田村 保戸野村 泉村 山谷村 寺庭村 中関村 八田村 手形村 蛇野村 柳田村 寺内村
土崎湊上酒田町 (七百十戸)	土崎湊上酒田町 (七百十戸)	土崎湊上酒田町 (七百十戸)	土崎湊上酒田町 (七百十戸)

「各郡全図」について

「各郡全図」について

(五百八戸)	岩瀬村	高岡村 下刈山村 吉田山村 片山庄村 堀内庄村 岩瀬庄村 八丁目村 乱橋村 大久保村 下虻川村 四百七十二戸	(三百九十三戸)	濱井川村 船橋村 下虻川村 四百七十二戸	黒坪村 北坂村 北川尻村 坂本村 花村 井川村 宇治木倉村 麦内大倉村 内田大倉村 赤寺村 施田村 野子村 保沢村 子村
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
(四百五十一戸)	飯田村 大久保村 大久保村 下虻川村 八丁目村 乱橋村 大久保村 和田妹川村 金山村 和田妹川村 下虻川村 四百五十二戸	(三百五十九戸)	下井河村 四百五十戸	(二百七十戸)	上井河村 二百七十戸
(五百四十二戸)	金足村	(四百五戸)	(三百二十一戸)	(二百五十一戸)	(二百七十戸)
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
(大川村 四百六十二戸)	一日市村 五百五戸	真坂村 三百二十一戸	飯田村 八百八十二戸	馬場目村 五百目村	下井河村 三百七十戸
(大川村 四百六十二戸)	一日市村 五百五戸	真坂村 三百二十一戸	飯田村 八百八十二戸	馬場目村 五百目村	上井河村 二百七十戸
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
(西野村 谷地中村 上樋口村 石崎村 谷地中村 今戸村 大川村 四百六十二戸)	一日市村 五百五戸	真坂村 三百二十一戸	飯田村 八百八十二戸	馬場目村 五百目村	下井河村 二百七十戸
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
(西野村 谷地中村 下樋口村 石崎村 谷地中村 今戸村 大川村 四百六十二戸)	一日市村 五百五戸	真坂村 三百二十一戸	飯田村 八百八十二戸	馬場目村 五百目村	下井河村 二百七十戸
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
(五百八十三戸)	一市村	馬河村 五百六十八戸	馬河村 七七五戸	馬場目村 三百九戸	内川村 二百五十六戸
(五百八十二戸)	大川村	(五百八十三戸)	(五百六十八戸)	(三百九戸)	(五百八十八戸)
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

(三 百 五 十 一 戸)	(四 百 八 十 一 戸)	(五百 九 十七 戸)	(三 百 五 十二 戸)	(三 百 五 十六 戸)	(船 越 村 (六 百 五 十六 戸))
北浦村	箱井村 鵜木村 (三百二十一戸)	鵜木村 (四百八十一戸)	脇本村 (五百九十七戸)	増川村 (三百五十二戸)	船川村 (三百三十六戸)
神谷村 中石村 鮎川村 村村村	松木村 野石村 福米沢村 村村村	松木村 角間崎村 鵜木村 村村	富永村 百川村 樽沢村 田谷沢村 村村村	本双六村 台島村 椿村 女川村 村村	椿村 増川村 南平沢村 仁井山村 比詰村 村村
北浦表村	中石村 鮎川村 村村村	松木村 角間崎村 鵜木村 村村	富永村 百川村 樽沢村 田谷沢村 村村村	本双六村 台島村 椿村 女川村 村村	椿村 増川村 南平沢村 仁井山村 比詰村 村村
○北浦表村	○北浦表村	○北浦表村	○北浦表村	○北浦表村	○北浦表村
(四 百 三 十 戸)	(五百 四 十 四 戸)	(五百 百 戸)	(分 村 (三 百 五 戸))	(船 川 (四 百 五 戸))	(船 越 村 (三 百 九 十七 戸))
五里合村 (三百二十三戸)	潟面村 (五百十四戸)	脇本村 (五百百戸)	瀧川村 (二百七十八戸)	瀧川村 (二百五戸)	船越村 (三百九十七戸)
○九五九二)を元にまとめたものある。	※(7)保野子村と(2)北浦表村は、地図上に発見することができなかった。	明治十七年当時、南秋田郡（秋田町を除く）内には三十六の連合戸長役場が存在し、管轄戸数は次のとおりである。	戸賀村 (四百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	北浦村 (四百三十戸)
一つの連合戸長役場の平均管轄戸数は四百五十一戸である。	三百戸以上四百戸未満	五百戸以上六百戸未満	戸賀村 (二百七十八戸)	戸賀村 (二百三戸)	*北浦表村
※本表は、当館所蔵「市町村制取調事務簿」（明治二十一年）（九三〇一〇三一三一〇九五八五）、「役場区画沿革」（明治十二~十六年）（九三〇一〇三一〇九六〇）、「秋田県新町村区域表」（明治二十二年）（九三〇一〇三一）	四百戸以上五百戸未満	五百戸以上六百戸未満	戸賀村 (二百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	相川村 真山村 西水口村
六百戸以上七百戸未満	七百戸以上八百戸未満	八百戸以上九百戸未満	戸賀村 (二百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	湯本村 西水口村
八百戸以上九百戸未満	千戸以上	一千戸以上	戸賀村 (二百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	安全寺村 相川村 西水口村
八百戸以上九百戸未満	一千戸以上	一千戸以上	戸賀村 (二百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	男鹿中村 (六百三十三戸)
八百戸以上九百戸未満	一千戸以上	一千戸以上	戸賀村 (二百三戸)	戸賀村 (二百三戸)	北磯分村 (六百三十三戸)

二 地方区画の変遷について

「各郡全図」が作製された明治十七年の時代背景を捕らえるために、行政区画の改変が頻繁に行われた明治の廢藩置県から二十二年の市制・町村制施行までの秋田県内区画の変遷と行政の動きについて、概略を見ていきたい。

1 大区小区制

明治の地方制度改革は明治四年（一八七一）四月四日公布の戸籍法による。戸籍法は全国的統一の前提としての意味を持ち、これまで各地・各藩でばらばらに治められていた民衆一人一人を政府が国民として把握し、国家的統合の基礎を作り上げるために行われたものである。

近世の村との違いは、職業によらず、四民平等とした点にある。戸籍法は、その第一則で「臣民一般_{華族士族卒官僧侶平民迄}ヲ云フ以下准之其

住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス」と記し、天皇・皇族以外はすべて同じ人民として扱うこととし、一定の地域の住民をすべて戸によってとらえることとした。また、「各地方土地ノ便宜ニ隨ヒ豫メ區劃ヲ定メ每區劃戸長并ニ副ヲ置キ長并ニ副ヲシテ其區

内戸數人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムベシ」とし、戸籍編成にあたっては数ヶ町村で一区を作り、ここに戸長・副戸長を置き、戸籍に関する事務を取り扱わせることとした。

2 町村合併の勧奨と郡区町村編制法

明治六年三月二十七日、「取締筋且時々布達類並地券取調等」の実施に不都合を生じ、管内を七大区四十小区に改編した（表3）。落タリトモ、戸口不多、反別稀少ノ分ハ便宜合併不致候テハ、毎事無用ノ労費ヲ掛、区入費並村費モ相嵩、人民ノ不便利ト相成候村々

この戸長の選出についてであるが「戸長ノ務ハ是迄各所ニ於テ庄屋名主年寄觸頭ト唱ル者等ニ掌ラシムルモ又別人ヲ用ルモ妨ケナシ」とし、民選が原則であったが、本県においては、親郷肝煎・庄屋の内から仮に官選された者がその任に当たっている。

戸籍法第一則において「土地ノ便宜ニヨリ」で示されるように大小区制の編成基準や規模に関する統一された規定はない。秋田県では、明治五年一月、新県区域八郡内を一円とする大小区画、二十大区百四小区を定め（表2）、小区に戸長を、小区内町村に副戸長を置いて処務にあたらせた。同年三月八日に「戸長職務規則」が示され、戸籍に関するあらゆる事務を戸長が取り扱うことを規定し、同年十一月二十三日には「区長以下職務規則」が公示され、区長が大区事務を總理し戸長は小区内事務取扱の総括、副戸長及び手伝は戸長の補佐役とされた。更に翌年一月十八日には一町村に一人を目安に副戸長の補佐役として伍長総代を置き、町村民を総督する地位が与えられた。

ハ漸次合併ノ積見込相立本年第十九号布達ノ手続ヲ以可伺出、此旨相達候事」とし、町村合併を奨励する方針を示した。これを受け、本県において明治八年五月より実施された地租改正事業の進行に伴い、経費負担等の面から自治組織としての運営が困難な町村は合併へと向かった。

県は明治十年九月一日「区務改正・諸役人改廃・諸職制定則⁽⁹⁾」を示した。「秋田県区制原文」第一条では、「大小区画は從来の制置により、更に小区内に各町村の組合を定む」とし、大区内小区扱所を

〈表2〉明治5年2月

大 区	地 域	小 区 数
第1大区	旧秋田町	7
第2大区	秋田郡内土崎港以南の村々	6
第3大区	秋田郡内天王より男鹿半島村々	4
第4大区	秋田郡内飯島以北五城目に至る村々	4
第5大区	秋田郡阿仁部村々	5
第6大区	秋田郡南北比内村々	9
第7大区	鹿角郡全域	4
第8大区	山本郡檜山町以北村々	4
第9大区	山本郡能代港町以南村々	4
第10大区	河辺郡全域	4
第11大区	仙北郡大曲角館両郷以北村々	5
第12大区	仙北郡角館地方村々	5
第13大区	仙北郡大曲、六郷地方村々	5
第14大区	平鹿郡横手、浅舞地方村々	6
第15大区	平鹿郡角間川、大森、十文字地方村々	6
第16大区	雄勝郡湯沢東北部村々	4
第17大区	雄勝郡西南部村々	5
第18大区	由利郡矢部町（旧矢島県）村々	6
第19大区	由利郡本荘（旧本荘県）村々	4
第20大区	由利郡亀田（旧亀田県）村々	4

20大区104小区
「秋田県史」より

〈表3〉明治6年3月

大 区	地 域	小 区 数
第1大区	秋田町含む秋田郡南部、河辺郡	11
第2大区	南北比内、阿仁郡と称す秋田郡北部	7
第3大区	山本郡	4
第4大区	由利郡	6
第5大区	仙北郡	7
第6大区	平鹿郡	6
第7大区	雄勝郡	4

7大区45小区 ※触示により48小区となる。

※「秋田県史」より

中央政府にとっての一番の関心事は、統一国家の基盤作りに欠かせない徵税・徵兵・戸籍編成・教育などの新政策が効率的に実施されることにあった。そして、地方官に求められていたのは、これら明治政府の新政策を実施し得る適切な行政ルートを確保することにあった。これに対し、明治九〇十年には全国的に農民騒動が起きていた。土着の風俗・習慣を無視した政府の方針に対する農民の反発である。そこで、地方単位のあり方を旧来からの固有の慣習を尊重

3 戸長役場区域の変遷

中央政府にとっての一番の関心事は、統一国家の基盤作りに欠かせない徵税・徵兵・戸籍編成・教育などの新政策が効率的に実施されることにあった。そして、地方官に求められていたのは、これら明治政府の新政策を実施し得る適切な行政ルートを確保することにあった。これに対し、明治九〇十年には全国的に農民騒動が起きていた。土着の風俗・習慣を無視した政府の方針に対する農民の反発である。そこで、地方単位のあり方を旧来からの固有の慣習を尊重

廃し、組合町村事務所を設けた。

組合は地勢と戸数の多寡を斟酌し、一町村乃至数町村をもつて組織し、戸数は凡そ二百五十戸をもって標準とした。小区各組合の内、首部を一箇所指定し、各事務所の連絡役にあてた。時を同じくし、内務省は区画改正の一般法則の樹立に向けて動いていた。そして、明治十一年七月二十二日太政官布告第十七号「郡区内町村編制法」が公布されることとなる。

したものにすべきであるとし、「郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニヨル」とし、町村は旧名・旧区域を保持したまま独立自治団体であることが法定された。

県では、この布告の公布と共に、明治十一年に行つた区務改正を更に改編し、内務省に南北秋田郡の分画を上申した。これに対しても同年十二月二十日に許可が下りてゐる。さらにこれを受け、同月二十三日「郡長・書記職制及び郡長掌管の条件」を公示し、同時に各郡長を任命した。

翌十二年一月十五日、郡役所が開庁し、同日甲第十号布達をもつて「戸長公選規則⁽¹⁰⁾」を公示した。戸長は原則として毎町村一人とし、被選挙・選舉権資格を町内在籍者權は二十歳以上の男子とした。自らの意思により、日頃接觸する者の中から選ぶ形をとることにより、住民と戸長の間の距離をなくし、更には國家への親近感へと繋がるよう意図されたものとなつてゐる。同年七月一日には、甲第百二十号布達をもつて「独立町村・数町村組合戸長役場ヲ置モノ及首部役場ノ指定」を公達した。これにより、県内九郡に町村三百三十三、村八百九十六、山九、合計千百十八町村区が誕生し、九十四町村に首部役場が置かれ、編成された各々の町村役場における行政事務の遂行が開始された。首部役場の任務については、「通常事務ノ外、本府或ハ郡役所ト町村役場トノ間、諸配達又ハ送信スル一切ノ事務ヲモ為取扱」と規定し、本府或いは郡役所と各町村役場との連絡役にあたらせている。なお、町村役場の名称はこの時期より用いられ

るようになったようである。

明治十五年六月二十日、県ではそれまで地方税負担としていた戸長給料、役場経費がとても賄いきれなくなり、「戸長以下給料、役場費を町村經濟支弁に変更する建議」を議会決議するに至つた。戸長管轄区域を適正規模にすべく、内務卿に「戸長配置之儀ニ付伺」書を提出し、翌年二月二十一日に町村分画を公示している。首部役場制を廃止し、役場数は三分の一を減ずるものであった。それでも、なお一層の区画改正が必要であるとし、役場区域の調査を進め、明治十七年六月四日、明治六年六月七日、再度「戸長役場所轄区域変更之義ニ付伺」を提出した。同月十七日に下付され、二十四日には「町村戸長役場区域」を定めている（七月一日施行⁽¹¹⁾）。この法改正により秋田県には二百六十三の戸長役場が誕生することとなる。

維新以来、地方行政制度は、大区小区制度、郡区町村編制法、官選戸長管区と揺れ動いてきた。戸長管区の拡大を実施した政府は、プロイセンの自治制度と明治維新後の地方行政の経験から永続的な地方制度体制の確立を図るため、明治十一年（一八八八）年四月の市制及び町村制公布に至り、「町村制度ヲ施行スルニ付テハ町村ハ独立シテ從前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ故ニ町村区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ之ヲ合併シテ有力町村タラシメサルヘカラス」とし、県では、八月二十五日達を以て、各町村の区域人口及び其資力の調査に着手

している。これにより、県内には、一市、二百三十六町村が誕生した。

十ヶ月余りの短期間に強行された町村合併が本県においてはどのように進められていったのかその詳細は、当館所蔵秋田県庁文書群「市制町村制事務簿」全十七冊にある。

おわりに

「各郡全図」は、明治前半の秋田県内における行政区画の変遷過程の中で捉えることにより、その地理情報がより鮮明となり、興味深くご覧いただけるものと思われる。明治前半の行政区画の変遷が記録されている当館所蔵簿冊資料と併せてのご利用をお進めしたい。

註

- (1) 秋田県行政文書管理規則第九条第四項
「総務課長は、別に定めるところにより、一定期間書庫に保存した保存文書を公文書館長に引渡さなければならない。」
- (2) 秋田県行政文書管理規則第四十七条第二項
「総務課長は、保存期間が経過した保存簿冊に保存簿冊引渡書を添えて、毎年度六月三十日までに公文書館長に引渡さなければならぬ。」
- (3) 「明治十七年秋田県布達集」(写真帖七〇) 所収
- (4) 明治十六年三月、秋田県令に就任。山口県出身
- (5) 『秋田県史』第五巻明治編 二四七頁

「各郡全図」について

- （参考文献）
- (6) 明治二十二年四月第一部庶務課作製、同年十二月に出版
 - (7) 「明治十六年（十七年）府中令達綴」(九三〇一〇三一一〇九八二) 所収
 - (8) 「明治十七年秋田県布達集」(写真帖七二) 所収
 - (9) 「明治十年秋田県布達集」(写真帖三二) 所収
 - (10) 「明治十二年秋田県布達集」(写真帖三五) 所収
明治十五年甲第百六十二号を以って廃止
 - (11) 「明治十二年秋田県布達集」(写真帖三六) 所収
 - (12) 「明治十六年秋田県布達集」(写真帖一八) 所収
 - (13) 「明治十七年秋田県布達集」(写真帖七二) 所収

- 五
- ・長久保光明『地図通論』暁印書館 平成四
 - ・大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会 一〇〇一
 - ・金田章裕『絵図・地図と歴史学』(岩波講座日本通史・別巻三) 一九九四
 - ・大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店 一九九四
 - ・中山永之助『近代日本の自治制度と名望家』弘文堂 平成二
 - ・秋田県史 資料明治編上
 - ・秋田県史 第五巻明治編

（公文書班主任 いせしょうこ）

彙報

(平成十七年十二月末現在)

展示室の構成は、左の通りである。

・アーカイブズって何?

二 研修・協議会等

一 企画展

○「アーカイブズの世界」

前期

八月二十七日～九月十九日

後期

十月二十五日～十一月十三日

本年度の企画展では、もう一度原点に立ち返る趣旨から「アーカイブズの世界」と題し、公文書館の役割と活動、国内外の歴史、そして現在の諸課題などを広く紹介した。当館では本年度、特に普及活動に力を入れ、閲覧室の模様替えや各種講座の増設などを行ってきた。本企画展は、各種普及活動の基礎として、開館以来の企画展では初めて公文書館自体の紹介を主テーマに取り上げた。

一般的に公文書館の展示手法としては、①館蔵史料による地域史の紹介、②公文書館の役割や仕事の紹介の二種類が存在するとされる。過去の企画展（平成九、十一、十五年）では、①の手法に若干②の要素を加えた形を探ってきた。今回、全面的に②の手法で構成した形は初の試みだったが、県立図書館と展示室を共用する当館では従来型展示と交えて、公文書館のアイデンティティを前面に出す展示も一度は実施が必要と考えられていた。

- ・世界のアーカイブズ
- ・日本のアーカイブズ
- ・災害とアーカイブズ
- ・市町村合併とアーカイブズ
- ・秋田県の幕開け

冒頭の「アーカイブズって何?」では、公文書館・図書館・博物館の各役割、紀元前三千年に遡るアーカイブズの歴史等を紹介した。

概要を次に記す。

一日目：研修会（コース別）・総会
二日目：大会テーマ研究会（分科会・全体会）
三日目：視察（福井県文書館）

今テーマは、現在、多様化の一途を辿る「アーカイブズ」に全史料協としてどのように対峙していくのか、その基本的な姿勢を探るべく三年間の連続テーマとして設定されたものであり、本年はその一年目に当たる。

平成十六年度から財團法人へと移管され、新たな局を迎えている岐阜県教育文化財団歴史資料館の取り組みや災害・電子化・市町村合併と、資料保存にあたっての今日の国際的課題を取り上げ、各面からの提言・検討がなされた。

資料保存機関に勤務し、保存・利用業務に携わる者として、今後の方向性が示された点

で非常に有意義なものであった。

(伊勢 正子)

○平成十七年度公文書館等職員研修会

九月五日から九月九日までの五日間の日程で国立公文書館において開催され、国や独立行政法人及び地方公共団体の公文書館や文書主管課等四十三機関、四十六人の職員が参加して開催された。

研修内容は、国立公文書館職員による日本や世界の公文書及び公文書館の現状や課題、国立公文書館への公文書の移管や国立公文書館での保存・公開の仕組み、さらには国や民間の外部講師による公文書館における情報化関連の講義や資料の劣化や保存に関する最新技術の紹介が行われた。

また、「公文書館における実務と課題」と題して、二館からそれぞれの現状と当面している問題等について事例報告がなされ、その後グループ別に意見交換を行った。

基本的に初任者を対象とした研修のため、日々の業務に精通しているわけではないが、他館の状況を直接聞くことができ、また各館で実務上の様々な違いがあること、反面同様の悩みを抱えていることなどを知ることができた。

国立公文書館の専門官から、各館がすべてに統一した基準で動くことは困難であり、柱

となるものの共通性は必要であるが、それぞれに独自の地域性、歴史性があり、それを加味した各館の基準に基づいて進めていくべきとのアドバイスが印象に残った。

短期間の研修ではあったが、公文書館に関する体系的な知識の習得、他館職員との情報交換、国立公文書館本館・分館の先進的機能の視察等、今回の研修で学んだ基礎的な知識を今後の業務に生かしていきたい。

(横井 慎也)

○市町村史料保存機関連絡会議

平成十七年十一月二十五日、標記会議を、「公文書等の散逸防止と保存・管理について」をテーマに、開催した。

日程は次のとおり。

1報告

①全史料協「福井大会」参加報告

市町村合併時の文書保存・旧邑久町の取り組み

②県内外史料所在調査
旧中仙町・国文学研究資料館について
2公文書等散逸防止の取組み支援について
①文書等保存マニュアルについて
②公文書等保存に関するアンケート調査
結果について

③公文書等の保存状況に関する調査について

いて

秋田県においても、市町村合併が進行し、六十九の市町村が二十五程度に編成されることがとくなっている。この中における各市町村の公文書等の保存に対する取組みが今回のテーマである。

先進事例として、岡山県旧邑久町（現瀬戸内市）の取り組みが、報告された。

同町は岡山県記録資料館と連携し、場所の確保、公文書の収集、現用文書の引き取り、

歴史文書の選別、廃棄処分、の手順で、公文書等の保存を行った。その結果、邑久町の特色ある記録が残されたことが報告された。

秋田県における各市町村の状況について、公文書館が実施するアンケート調査、現地調査に基づき報告した。

調査結果においては、どの市町村においても、公文書等の保存について認識があり、公文書等の一時的な保存場所は確保しているようである。それと同時に、保存方法、選別の基準、目録の作成等において悩みをかかえているようである。

公文書等が無条件に廃棄され、散逸される心配はいまのところないといえよう。ただ、公文書等保存の本来の目的は、これらを公開し、住民に利用してもらうことである。引き続き、公開に向けた取組みをしていったいただきたい。

(堤 明彦)

三 調査

○市町村公文書等保存状況調査

本調査の目的は、当館の職員が直接市町村を訪問して実施することにより、合併時の公文書等の散逸防止及び適正な保存の重要性について周知徹底を図ること、公文書の保存状況等について市町村と県が一緒に現場をみて実態を把握することで、歴史的に重要な公文書等の廃棄や散逸を防止すること、及び当館が今後も市町村と連携をとりながら、公文書等の保存の適正化や利用に向けて、支援していくための参考にすることである。

調査の計画は、合併済み又は合併予定の団体を旧市町村単位で、平成十七年十月から十八年にかけて実施することとしている。(平成の合併以前、県内は六十九市町村であり、自立を選択した十市町村を除く五十九市町村が対象となるが、自立市町村であっても公文書等の散逸防止、適正保存の重要性は同様なので、要望があれば訪問調査を実施する。) 調査の手順は、国からの通知や公文書館法に基づく趣旨説明、事前に記載例添付の様式を送付のうえ記入していただいた調査表に基づく聞き取りと現場確認、市町村の課題・質問等についての意見交換及び首長への協力要請という流れで実施している。

十一月末までに七市町（旧市町村単位では

二十二市町村）について調査を実施したが、これまでの主な概要は次のとおりである。

・平成の合併を契機とする公文書等の無秩序な大量廃棄の事例は今のところみられないが、今後、担当者の交代や保管場所の老朽化に伴う解体時に廃棄・散逸のおそれがある

ので、公文書等に関する担当者引継が重要である。

・歴史資料としての選別基準が未整備なため、文書の保存年限終了後、原課の判断で機械的に廃棄されるケースが見られるが、町史編纂経験者に選別を委託しているケースは参考になると思われる。

・市町村史編纂のために収集した資料の写しや写真、目録を整理している所がある一方、編纂後の資料散逸の事例も見られる。

・保存スペースは各団体とも苦労している

が、車庫や体育館の改築、空き校舎、議会スペースの活用、可動式書庫の導入等の工夫でおおむね対応可能な現状にある。

○保存場所

調査内容は次のとおりである。
〔期日〕十一月一日
〔場所〕秋田県議会事務局

今年度は、左記のとおり調査を実施した。
〔期日〕十一月一日
〔場所〕秋田県議会事務局
調査内容は次のとおりである。

等保存マニュアル」及び国からの関連文書については、当館のホームページにも掲載しているのでご活用いただきたい。

(戸嶋 明)

○行政資料所在調査

本調査の目的は、「①教育庁ほか知事部局以外の課所の文書保存状況の調査」「②知事記録等の文書保存状況の調査」「③当館開館以前の本庁記録書庫からの散逸文書の発見」の三点にある。

現地調査により、貴重な公文書等の発見につながった事例がある一方、災害や廃棄により昭和の合併前後の記録がほとんど残っていない事例も見られた。

○保存環境

三室いずれも書架が壁に固定されており、地震に備えた構造となっていた。また、空調が完備され保存にはよい環境が保たれていた。なお、市町村からの質問に対する当館の考え方やノウハウを示した「市町村合併時の公文書保存Q&A」、「公文書等保存状況調査表様式及び記載例」、「市町村合併に伴う公文書七百冊余りを保存している。

○一般公開の有無

図書資料は県政全般に関わるものや郷土史関係のものが中心であり、県政の指針に関する全般的なものが備えられており、一般閲覧も可能であるとのことであった。議会議事録は、平成十一年以降のものをホームページ上で公開している。

○マイクロ収集すべき行政刊行物の確認

当館では、平成八年度に議会が開設された明治十一年から昭和二十年分までの秋田県議会会議録をマイクロフィルム化して収集し、複製本での利用提供を行っている。県政方針の基幹が記録された資料としての歴史的価値や利用ニーズの高さを鑑み、今後、昭和二十年以降分のマイクロフィルム収集並びに複製本化検討していきたい。

(伊勢 正子)

四 図書

○各公文書館からの受贈刊行物

- 国立公文書館
- アーカイブズ（第一八、一九、二十、二二号）
（平成十六年度）
- 国立公文書館年報（第三四号）
国文学研究資料館

日韓近現代歴史資料の共用化へ向けて（東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究

プロジェクト成果報告書—アーカイブズ学からの接近—）

国文学研究資料館紀要—アーカイブズ研究篇一（第一号～通巻第三六▽）

尾張国海西郡鯛浦村木下家文書目録（史料

目録 第七九集）

信濃国高井郡東江部村山田庄左衛門家文書

目録（その二）（史料目録 第八十集）

宮内庁書陵部

書陵部紀要（第五六号）

防衛庁防衛研究所 戰史研究年報（第八号）

日露戦争と世界（NIDS 戰争史研究国際フォーラム報告書—一〇〇年後の視点から—

平成一六年九月二九～三十日）

研究紀要（第二七号） 研究紀要（第二十号）

宮城県公文書館

宮城県公文書館企画展図録集（Vol.1）

福島県歴史資料館 収蔵資料目録 第三六集

福島県歴史資料館収蔵資料目録 第三六集

（県内諸家寄託文書三十）

研究紀要（第二七号）

茨城県立歴史館

茨城県史研究（第八九号）

茨城県立歴史館史料叢書（八▽） 松蘿館

文庫所収寛永文書

茨城県議会刊行物目録（八四▽一九五六▽一九六〇 行政資料目録九）

「茨城教育」表題総目録（史料目録四九）

茨城県立歴史館報（第三三二号）

運営要覽（平成一七年度）

栃木県立文書館

学校教材史料集（授業に使うとちぎの史料）

年報（第十八号）

栃木県立文書館研究紀要（第九号）

栃木県史料所在目録（目録第三四集 足利郡一 足利市▽下▽）

群馬県立文書館

群馬県行政文書件名目録（第一六集 大正群馬県立文書館収蔵文書目録三三（多野・

期学務編VI）

北海道立文書館年報（平成一六年度版）

群馬県立文書館収蔵文書目録三三（多野・

藤岡地区諸家文書▽一▽）

群馬県立文書館年報（平成一六年度版）

- 双文 (Vol.22)
埼玉県立文書館
文書館紀要 (第一八号)
铫子口区有文書・飯野家文書目録 (収藏文
書目録第四十四集)
要覧 (第一三三号)
千葉県文書館
千葉県の文書館 (第十号)
東金市菱沼 土屋家・菱沼区有文書目録
(収藏文書目録第一八集)
東京都公文書館
東京都行政資料集録 (平成一五年度)
東京都江戸東京博物館資料目録映像音響資
料 (館内公開用)
東京都江戸東京博物館研究報告 (第十、一
号)
江戸東京博物館史料叢書 (七八丄四谷塩町
一丁目幕末御蝕留)
江戸東京博物館史料叢書 (七八丄四谷塩町
一丁目人別関係補遺・近世祭礼篇)
江戸東京博物館史料叢書 (勝海舟関係資料
海舟日記△三▽)
神奈川県立公文書館
神奈川県古文書資料所在目録 (第二四集)
神奈川県公文書館年報 (平成二六年度)
新潟県立文書館
新潟県立文書館年報 (第一三三号)
- 福井県文書館
福井県文書館資料目録 (公文書一 明治三
二年～昭和三五年)
福井県文書館研究紀要 (第一号)
元禄期越前の幕府領大庄屋日記 (一 福井
県文書館史料叢書一)
長野県立歴史館
長野県立歴史館研究紀要 (第一一号)
年報 (第七号)
地下4mの「繩文伝説」 (夏季企画展) 屋
代遺跡郡 愛と出会いの四千年 (一)
岐阜県歴史資料館
岐阜県歴史資料館報 (第一八号)
京都府立総合資料館
資料館紀要 (第三三号)
兵庫県県政資料館
兵庫のしおり (第七号)
和歌山県立文書館
和歌山県立文書館紀要 (第十号)
鳥取県立公文書館
研究紀要 (創刊号)
広島県立文書館
広島県立文書館紀要 (第八号)
山口県文書館
山口県文書館研究紀要 (第三二号)
大阪市公文書館
大阪市行政刊行物目録
名古屋市市政資料館
名古屋市市政資料館年報 (第一三三号)
藤沢市文書館
藤沢市文書館紀要 (第二七号)
藤沢市史研究 (第三八号)
藤沢山日鑑 (第二三卷)
名古屋市市政資料館
藤沢市文書館
藤沢市文書館紀要 (第二七号)
藤沢山日鑑 (第二三卷)
大阪市公文書館
大阪市公文書館年報 (第一七号)
研究紀要 (第一七号)
- 家文書 上関町佐倉谷家文書 上関町吉崎
家文書) 年報 (平成一六年度)
香川県立文書館
香川県立文書館紀要 (第九号△開館十周年
記念号△)
収藏文書目録 第八集 正木家所蔵文書目
録 (讃岐国大内郡松原村)
徳島県立文書館
徳島県立文書館年報 (第八号)
大分県公文書館
大分県公文書館年報 (第六号)
事業年報 (平成一六年度)
大分県立先哲史料館
収藏史料目録三
豊の国のモノづくり (開館十周年記念△〇
○四年秋季企画展図録―江戸時代の特産)
沖縄県公文書館
沖縄県公文書館研究紀要 (第七号)
藤沢市文書館
藤沢市文書館紀要 (第二七号)
藤沢市史研究 (第三八号)
藤沢山日鑑 (第二三卷)
名古屋市市政資料館
名古屋市市政資料館年報 (第一三三号)
大阪市公文書館
大阪市行政刊行物目録
研究紀要 (第一七号)

広島市公文書館

絵はがき目録（広島市公文書館所蔵資料目録 第三四集）

図録目録XV（広島市公文書館所蔵資料目録 第三三集）

福岡市総合図書館

福岡市総合図書館研究紀要（第五号）

古文書資料目録九

福岡市公文書資料目録（CD-ROM版）

沖縄県公文書館

琉球政府文書目録（第一編 総務局）

○県内市町村史関連図書

秋田市史（第五卷 近現代II（通史編））

秋田市史叢書（△久保田町人史料 中 谷家文書 青江 家文書）

木家文書（近江屋家文書 那波家文書 青江 家文書）

秋田市史叢書（△佐々木弥左衛門家文書）

秋田市史叢書（△近現代感恩講史料▽）

秋田市史叢書（△近現代辻家史料I▽）

比内町史資料編（第二五集）

雄物川町郷土資料（第三三集）

井川町史（続巻）

横手市史叢書（△横手の民俗資料集一 旭・黒川・境町地区調査報告書）

羽後新報復刻版（明治四一年）II（横手 市史叢書七）

鷹巣地方史研究（第五七号）

千葉県の歴史（資料編近世六△下総一▽）
千葉県史研究（第一三号）

千葉県の歴史（資料編考古四△遺跡・遺構・遺物▽県史一二）

東京市史稿（産業篇 第四六）

寒川町史調査報告書十五（一国勢調査と寒川一）

○県外自治体史

青森県史（資料編 考古三 弥生～古代）
青森県史（資料編 近現代四 昭和恐慌から「北の要塞」△）

松本市史研究（松本市文書館紀要 第二五号）

石川県史資料（近世篇△五△北徵遺文一）

山梨県史（資料編五 中世三上 県外文書）

上越市史（通史編二 中世）

寒川町史研究（第一八号）

白河市史（第五卷 資料編二 古代・中世）

新潟市史（資料編二 古代・中世 新青森市史資料編二 中世編 付図）

新潟市史（通史編四△近・現代一▽）

新潟市史（資料編二 伊達政宗文書三）

仙台市史（通史編一 原始 旧石器時代

新潟市史（△佐々木弥左衛門家文書）

新潟市史（△近現代感恩講史料▽）

新潟市史（△近現代辻家史料I▽）

比内町史資料編（第二五集）

雄物川町郷土資料（第三三集）

井川町史（続巻）

横手市史叢書（△横手の民俗資料集一 旭・黒川・境町地区調査報告書）

羽後新報復刻版（明治四一年）II（横手 市史叢書七）

千葉県の歴史（資料編中世五△県外文書一 記録典籍▽）

彦家文書（△千葉県の歴史 資料編中世五△県外文書一 記録典籍▽）

柳川市史（史料編IV 柳河藩法制）

福岡県地域史研究（No.二一・二二）

沖縄県史（資料編一九 近代六 自由移民）

名簿　自一九二一年至一九二五年)
(資料編「十 現代四 軍政活動報告△和訳編」)

(資料編「十一 近世」) The Journal and Official Correspondence of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part I <1845-51>
史料編集至紀要 (第11回)

名簿　自一九二一年至一九二五年)
(資料編「十 現代四 軍政活動報告△和訳編」)

を紹介すべく、例年開催している企画展とは別に『日本六十余州国々切絵図の世界』と題したミニ展示を開催することにした。

「日本六十余州国々切絵図」は、江戸時代初期の寛永十年(一六三三)に徳川幕府が全国に派遣した国廻り上使(巡見使)によって集められた諸国の国絵図を、各大名が写したものと考えられており、秋田藩佐竹家においてもこれらを模写して家蔵史料として伝来していたと考えられる。

○本館刊行物

研究紀要(第一一号)
公文書館だより(第一九号)

事業年報(第一二号)

〃展示

『日本六十余州国々切絵図の世界』

前期　五月三十一日～七月二十一日
後期　十一月六日～一月十七日

今年、平成十七年(一〇〇五)四月一日、秋田県立図書館「古文書班」は秋田県公文書館に再移管された。これにより、秋田県公文書館は、明治四年(一八七一)以降の秋田県の行政文書を扱う「公文書班」とそれ以前の秋田藩関係の文書等を扱う「古文書班」が一体となって再スタートを切ることとなつた。そこで、これを機会に当館で所蔵する史料

を見て調査・研究をしたい。」とのことで、閲覧請求や問い合わせが多数有るなどかなりの反響があつた。

今後もこうした機会を通して、より多くの所蔵史料を紹介していくればと考えており、また、これを契機に当館所蔵史料や秋田県の歴史に対する関心や理解が深められるのを願つてやまない。

(展示担当・記 伊藤 成孝)

古文書解説講座

○基礎講座

(講師 菊池保男)

第一回「判物」を読む
第二回「高札」を読む

○基礎講座

(講師 菊池保男)

第三回「御当家引渡廻座略伝記」を読む
第一回は第一回七月二十三日・第二回八月六日・第三回八月二十日で延べ五十七名の参加。

今回の展示では、秋田県及び佐竹氏と関係の深い出羽国と陸奥国の一一枚の国絵図を常設とし、他是前期・後期とも三週間を目途に展示替えをしながら、順次六十九枚の国絵図を紹介することとした。

結果として、新聞・テレビ等マスコミにも多く取り上げられることもあり、期間中は一、〇〇〇名を上回る方々に見ていただき、また、

第一回　七月二十九日 参加者四十八名
☆専修講座

第一回　七月二十九日 参加者四十八名
☆専修講座

一月秋田藩隠密の報告書

(講師 畑中 康博)

「口上書（已）ノ千代困窮につき」

(講師 嶋峨 稔雄)

第二回 九月二十二日 参加者四十名

「初期秋田藩の軍事動員（元和八年、由利領御請取」

(講師 伊藤 成孝)

「戦国争乱と小野寺領（秋田藩家蔵文書）が語るもの」

(講師 加藤 民夫)

第三回 十一月二十二日 参加者三十六名

「幕末秋田藩における蝦夷地警衛の実態」

(講師 後藤 富貴)

「北家日記」にみる天明四年の十三割収納新法に対する不満

(講師 越中 正一)

今年度は、戦国期から幕末までの史料を基にして、回数も二回から三回に増やし、充実した内容で行われた。

(記 伊藤 成孝)

歴史講座

第一回 八月七日 参加者五十名

「ペリー来航期の秋田藩（江戸家老佐藤源右衛門の政策指示を中心に」

(講師 畑中 康博)

第二回 九月十三日 参加者五十七名

「幕末秋田藩における蝦夷地警衛について」

(講師 後藤 富貴)

第三回 十月二十二日 参加者五十一名

「江戸時代秋田藩の町絵図をみると在郷給人町の成り立ちを中心に」

(秋田工業高等専門学校教授 阿部 和彦)

第四回 十一月十九日 参加者五十九名

「幕末秋田藩（八坂丸外債事件）」

(講師 菊池 保男)

第五回 十二月四日 参加者二十五名

「秋田県庁文書にみる明治の博覧会」

(講師 柴田 知彰)

第六回 二月二日 参加者五十名

「安藤昌益、秋田へ帰る」

(講師 柴田 次雄)

第七回 平成十七年五月 五〇〇部

「ミニ展示『日本六十余州国々切絵図の世界』案内」（伊藤成孝）・「お知らせ

(越中正一)・「編集後記」（内藤みどり）

「古文書解説講座」案内（後藤富貴）・

「古文書こぼれ話『くずし字の読み』」（越中正一)・「編集後記」（内藤みどり）

「史料紹介『この夏は「山崎文庫」を読

破しよう！』（後藤富貴）・「砲術稽古は

遊び感覚！『渋江和光日記』より」（畠

中康博）・「古文書こぼれ話『書簡の基本

的な作法』」（嵯峨稔雄）・「編集後記」

(内藤みどり)

「古文書俱楽部」（古文書班広報紙）

第四号 平成十七年九月 五〇〇部

「只今『宇都宮孟綱日記』翻刻刊行校正中」（伊藤成孝）・「スッポンが食べたい！」

『渋江和光日記』より」（畠中康博）・「古

文書こぼれ話「追院」それとも「退院」

な普及・広報紙です。

(加藤民夫)

第五号 平成十七年十二月 五〇〇部

「『宇都宮孟綱日記第一巻』ついに出版
へ」(伊藤成孝・畠中康博)・「お知らせ

ミニ展示『日本六十余州国々切絵図の世
界』後期日程(伊藤成孝)・「古文書こ
ぼれ話『文化ショック』」(柴田次雄)・
「編集後記」(内藤みどり)

(記 伊藤 成孝)

史料所在調査

第一回「大仙市中仙豊川『草薙家文書』」

平成十七年六月十五日実施

(伊藤 成孝・後藤 富貴・柴田 次雄)

草薙家は、十七世紀半ば以来の開発により始まつた肝煎の家である。それ以前の同家の由緒書や系図から米沢村の村絵図・近隣の水神社の縁起関係の史料・明治以降の戸長時代の史料を含め、すでに「中仙町古文書目録」に収録されている約八〇〇点のほか、未整理の史料が一〇〇点以上に及ぶものとみられる。

第二回「東京都品川 国文学研究資料館 史

料館『小貫家文書』

平成十七年十月五日・六日・七日実施

(後藤 富貴・畠中 康博)

近世後期に秋田藩の郡奉行や鉱山支配関係

の役職についた小貫家の史料であり、各役職勤務中に作成・授受された文書群からなり、

近世の鉱山・流通史の研究に有用な史料である。今回は、マイクロ化の予備調査である。

平成十七年八月二十五日付
「村井英夫収集資料」 四四一点

第三回「大館市大館市立中央図書館『真崎文庫』」

平成十七年十月二十四日実施

(菊池 保男)

秋田藩土真崎勇助が収集した古文書・漢籍・自筆記録類等二〇〇〇点以上で構成される史料群である。当館で所蔵していない秋田藩の基本史料が数多く収められており、今回はマイクロ化の予備調査である。

第四回「鹿角市鹿角市役所・鹿角市教育委員会史料調査室」

平成十七年十二月十九日・二十日実施

(菊池 保男・伊藤 成孝)

鹿角市では、鹿角市史編纂の過程で数多くの関連する史料を収集してきたが(原本及び複写史料)、こうした中で個人から相当数の家史料が寄贈されている。そのうち、ほとんどの史料は史料調査室で保管されているが、一部は市役所本庁舎倉庫でも保管している。そこで、現段階での史料の整理・保存状況を確認し、今後の史料の保存・管理に向けてのアドバイスを行った。(記 伊藤 成孝)

平成十七年度寄贈史料

平成十七年十月二十一日付
「古内家文書」 七一点

(記 伊藤 成孝)

平成十七年十月二十一日付
「古内家文書」 七一点

(記 伊藤 成孝)

秋田県公文書館研究紀要 第十二号
平成十八年三月十七日発行

編集 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四一三一
郵便番号 〇一〇一〇九五二一
電話 (〇一八) 八六六一八三〇一
印刷 太陽印刷株式会社
秋田市卸町一丁目三一一五

(題字 寿松木 毅)

「この印刷物は六五〇部作成し、その
経費は一部当り一、三四四円です」